

平成 29 年 6 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月12日】

1 宮崎勝郎（緑風会） 23～33ページ

議案第57号 財産の取得について

- 1 指名業者の選定について

議案第59号 市道路線の認定について

- 1 移管を受ける県道の整備状況について

議案第53号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 自治振興費、自治会支援事業について
- 2 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費
 - （1）第3目 農業振興費、経営体育成支援事業補助金について
 - （2）第5目 農地費、ため池ハザードマップ作成事業について

議案第52号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について及び

議案第58号 指定管理者の指定について

- 1 条例改正に至った経緯について
- 2 新たなコミュニティセンター建設の考え方について

2 岡本公秀（新和会） 33～40ページ

議案第50号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 平成31年10月から法人市民税の法人税割の税率が9.7%から6%に引き下げられることに伴う市税収入の減について
- 2 地方交付税について

議案第56号 財産の取得について

- 1 救助工作車の性能とこれまでの出動実績について
- 2 今回更新する救助工作車は、将来の社会変化に対応できる仕様となっているのか
- 3 近隣自治体との共同購入について

報告第4号 放棄した私債権の報告について

- 1 水道料金について
 - （1）料金の未納者に対する督促、強制執行等一連の手続について
 - （2）給水停止の状況について
 - （3）債務者の実態について
- 2 青年就農給付金返還金について
 - （1）青年就農給付金制度について
 - （2）給付金を返還することになった理由について

3 服部孝規（日本共産党） 40～48ページ

議案第54号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 1 テクノヒルズ第5期造成工事に伴う水道の給水機能強化事業の内容について
- 2 給水機能強化事業にかかわる開発事業者と進出予定企業と水道事業会計の負担区分について
- 3 この事業による今後の水道事業会計への影響について
- 4 工業用水道事業は検討しなかったのかについて

4 西川憲行（勇政） 48～57ページ

議案第57号 財産の取得について

- 1 小・中学校へのタブレット導入の目的と活用方法について

議案第52号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について及び

議案第58号 指定管理者の指定について

- 1 新たにコミュニティセンターとして借りる施設は、このまま借り続けるのか
- 2 公共施設等総合管理計画との整合について

5 福沢美由紀（日本共産党） 57～65ページ

議案第52号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

- 1 借り受ける土地と建物について

議案第58号 指定管理者の指定について

- 1 指定管理の期間について
- 2 指定管理にかかる人件費について

6 伊藤彦太郎（勇政） 65～70ページ

議案第50号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 今回の税制改正が亀山市に及ぼす影響について

7 前田 稔（勇政） 70～75ページ

議案第59号 市道路線の認定について

- 1 県道から市道に移管する経緯と内容について

8 櫻井清蔵（勇政） 75～83ページ

議案第52号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について及び

議案第58号 指定管理者の指定について

- 1 新たに借り受ける建物の建築年と耐震工事の状況について
- 2 賃貸借期間と今後の城東地区コミュニティセンターの新築の考え方について
- 3 賃貸借契約書の内容について
- 4 今後の修繕の考え方について
- 5 月額22万円の賃借料の積算根拠について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月13日】

1 新 秀隆（公明党） 86～94ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 2ブロックの市街地再開発事業において導入する公共施設に係る市長及び教育長の見解について
- 3 図書館移転について
 - (1) 位置の検証について
 - (2) 駐車エリアについて

2 今岡翔平（勇政） 94～105ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 議会への情報提供について
 - (1) 市長は議会と情報共有していくことの必要性を感じているのか
 - (2) 「これまで議会に十分説明を行ってきた」という認識であるのか
- 2 市民への情報提供について
 - (1) 市長はこの事業を市民に説明する必要性を感じているのか
 - (2) 今後、どのような方法で情報共有がなされるのか
 - (3) 住民でない市民の意見がこの事業に反映される余地はあるのか

かめやま文化年2017キックオフパーティーについて

- 1 キックオフパーティーの趣旨について
- 2 「tea experience」について
 - (1) かめやま文化年2017の6つの事業の一つである「亀山茶と暮らす」との関連について
 - (2) 会場の参加者に何を感じてもらいたかったのか
- 3 かめやま文化年の今後の展開について

3 高島 真（緑風会） 105～114ページ

平成30年度全国高等学校総合体育大会について

- 1 来年度三重県を中心に開催される全国高等学校総合体育大会への市の関わり方について
- 2 実行委員会の構成について
- 3 実行委員会の目的や役割、期待される効果について
- 4 去る6月1日の実行委員会総会で決定された内容について

- 5 本年度に計画されている取り組みについて
- 6 市民等への周知について
- 7 シティプロモーションについて

第76回国民体育大会「三重とこわか国体」について

- 1 国民体育大会への市の関わり方について
- 2 大会開催に向けての準備状況について

新庁舎の建設について

- 1 進捗状況について

4 中崎孝彦（新和会） 114～123ページ

小中学校の教員の労働環境について

- 1 勤務実態とその認識について
- 2 長時間労働の要因について
- 3 負担軽減について
 - (1) 業務の見直し等について
 - (2) 県教育委員会から各校に出された週1回の部活休養等の導入を求める通知について
 - (3) 中学校における部活動に外部指導員を配置することについて
- 4 ストレスを抱えた教員をケアする体制について

5 服部孝規（日本共産党） 123～136ページ

市長の現況報告と教育行政現況報告について

- 1 市長の現況報告にある図書館の駅前への移転の「方向性を固めた」のは誰かについて
- 2 教育委員会は図書館の駅前への移転を決めていないのにどうして市長は「方向性を固めた」と言えるのかについて
- 3 2014年12月議会での市長答弁との矛盾について

亀山市立地適正化計画（案）について

- 1 上位計画の「都市マスタープラン」を作成中なのに、今この計画を作成するのかについて
- 2 市民の意見を聴こうとしないことについて
- 3 中心市街地への居住誘導を実現できる施策があるのかについて
- 4 市の将来人口推計で、鉄道利用者の大半を占める生産年齢人口が23年後には約3千人も減少するのに、鉄道駅を中心としたこの計画の妥当性について
- 5 東京一極集中を是正し、地方の生き残り策が立地適正化計画であるのに、東京一極集中を加速させるリニア新幹線を推進することとの矛盾について

6 西川憲行（勇政） 136～147ページ

亀山市の将来像と安心・安全な生活について

- 1 道路にはみ出している木や雑草等の除去は地権者の責任で行うとされている一方、市には道路管理者として、市民の安全を確保する義務があると思うが、現在の市の対応と今後の対策について確認する
- 2 5月に福島県、宮城県、岩手県で大規模な山林火災が発生しており、亀山市でも発生の可能性がある中、消防力充実強化プランには、山林火災に対する具体的な記述がないが、山林火災への対策と今後充実させるべき資機材や訓練について確認する
- 3 亀山市立地適正化計画で、市内を区域に分けて、それぞれの将来の形が示されているにもかかわらず、無秩序に開発されているように思われるが、防災、人口配置、公共交通などと合わせて適切な運用が図られているのか確認する

質 問 内 容 (通告要旨)

【6月14日】

1 宮崎勝郎 (緑風会) 150～160ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 これまでの経過について
- 2 図書館の移転について

教育問題について

- 1 いじめ問題の現状と対策について
- 2 体罰について

農業振興について

- 1 耕作面積の推移について
- 2 零細農業者の支援について
- 3 獣害対策について

若者交流推進事業について

- 1 これまでの成果と今後の取り組みについて

2 福沢美由紀 (日本共産党) 161～172ページ

国民健康保険事業について

- 1 国民健康保険の都道府県単位化について
 - (1) 三重県の仮算定結果の内容について
 - ア 市の見解について
 - イ 税額が大きく上がることについて
 - (2) 減免制度について
 - (3) 資格証明書及び短期被保険者証について
 - (4) 法定外繰り入れについて
- 2 都道府県単位化以外の課題について

太陽光発電事業に対する市の対策について

- 1 市内の太陽光発電事業の実態について
- 2 環境等への影響について
- 3 自治体の対応について

3 伊藤彦太郎 (勇政) 173～185ページ

亀山市内の鉄道遺産について

- 1 保全と活用に対する考え方について

文教施設について

- 1 文教施設が集積する亀山公園周辺の在り方について
- 2 関文化交流センター内の関図書室の今後について

農業振興地域について

- 1 農振農用地の除外の考え方について

4 前田 稔 (勇政) 185～197ページ

高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業について

- 1 関地域でタクシー券が使用できない状況について

介護支援ボランティア活動の推進について

- 1 介護支援ボランティア制度について、厚生労働省が全国の市町村に普及させていく方針を示しているが、市の認識について確認する

亀山駅周辺整備事業について

- 1 現状と課題について
- 2 図書館移転の方針について
- 3 道路・区画整備について
- 4 周辺地域とのコンセンサスについて
- 5 議会との関係について

5 櫻井清蔵 (勇政) 197～206ページ

3期目就任後の庁内及び議会対応について

- 1 市政運営について
- 2 庁舎建設について
- 3 議会・市民への説明責任について

現況報告について

- 1 市長の現況報告及び教育行政現況報告の整合について

6 鈴木達夫 207～219ページ

交通拠点性を生かした都市活力の向上について

- 1 総合計画における位置づけについて
- 2 交通拠点性の現状と都市活力向上に向けての課題について
- 3 交通拠点性の強化について
 - (1) リニア中央新幹線市内停車駅の誘致について
 - (2) 公共交通網の充実について

平成 2 9 年 6 月 2 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成29年6月2日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第50号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 6 議案第51号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 7 議案第52号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第 8 議案第53号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第54号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第55号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第56号 財産の取得について
- 第12 議案第57号 財産の取得について
- 第13 議案第58号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第59号 市道路線の認定について
- 第15 議案第60号 専決処分した事件の承認について
- 第16 議案第61号 専決処分した事件の承認について
- 第17 議案第62号 専決処分した事件の承認について
- 第18 報告第 1号 平成28年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について
- 第19 報告第 2号 平成28年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第20 報告第 3号 平成28年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第21 報告第 4号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
8番	森 美和子君	9番	鈴木達夫君
10番	岡本公秀君	11番	伊藤彦太郎君
12番	宮崎勝郎君	13番	前田耕一君
14番	中村嘉孝君	15番	前田 稔君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

7番 福 沢 美由紀 君

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	広 森 繁 君
企 画 総 務 部 長	山 本 伸 治 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
市 民 文 化 部 長	坂 口 一 郎 君	健 康 福 祉 部 長	佐 久 間 利 夫 君
環 境 産 業 部 長	西 口 昌 利 君	建 設 部 長	松 本 昭 一 君
危 機 管 理 局 長	井 分 信 次 君	文 化 振 興 局 長	嶋 村 明 彦 君
関 支 所 長	久 野 友 彦 君	子 ども 総 合 セ ン タ ー 長	伊 藤 早 苗 君
上 下 水 道 局 長	宮 崎 哲 二 君		
財 務 部 参 事	落 合 浩 君	市 民 文 化 部 参 事	深 水 隆 司 君
建 設 部 参 事	亀 淵 輝 男 君	健 康 福 祉 部 参 事	水 谷 和 久 君
会 計 管 理 者	西 口 美 由 紀 君	消 防 長	中 根 英 二 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 参 事	平 松 敏 幸 君	地 域 医 療 統 括 官	伊 藤 誠 一 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長 兼 地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君	教 育 長	服 部 裕 君
教 育 次 長	大 澤 哲 也 君	監 査 委 員 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	渡 部 満 君
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 吉 男 君		松 村 大 君

●事務局職員

事 務 局 長	草 川 博 昭	議 事 調 査 室 長	渡 邊 靖 文
書 記	高 野 利 人		

●会議の次第

（午前10時03分 開会）

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから平成29年6月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

3番 高 島 真 議員

12番 宮崎勝郎 議員

のご兩名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から6月23日までの22日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書6件が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、平成28年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成29年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済につきましては、内閣府の月例経済報告において、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくこととされるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

また、国の経済財政諮問会議においては、骨太方針2017の策定に向けた議論が開始され、これまで一億総活躍や働き方改革を進めてきた中で、今後成長戦略の中心として人材への投資による生産性向上を据える方向で議論を深めていくこととされております。

こうした動向につきましては、市政運営にも影響がございますので、引き続き情報収集と議論の動向を注視してまいりますとともに、地域経済、雇用等の変化に的確に対応してまいります。

このような中、本市におきましては、本年度からの第2次総合計画前期基本計画を本格的にスタートするに当たり、その将来都市像「緑の建都かめやま」の実現を目指して力強く踏み切ったところであり、これを受け、政策や施策の枠組みにとらわれない戦略的視点に基づき、重点的に取り組む5つの戦略プロジェクトにつきまして、その効果的な推進のためプロジェクトチームを設置するとともに、各分野における施策につきましても、推進体制を整えながら順次着手しているところでもあります。

一方、先月11日には、本年度最初となる亀山市総合教育会議を開催し、教育委員会でまとめら

れた亀山市立図書館整備基本構想（中間案）の報告を受け、協議を行ったところでもあります。この報告では、新たに定められた図書館の基本理念のもと、市全体の文化や教育力の向上を目指していくため、望ましい環境や規模等について整理されており、その位置についてもさまざまな視点から検討されたものであります。

また、認定こども園整備事業に伴い、第一愛護園や亀山幼稚園などの周辺施設の今後の方向性も含め、新たな認定こども園の整備に関する検討を行うことについて、相互に理解を深めたところでもあります。

いずれの事業につきましても、引き続き市と教育委員会が互いに執行機関としての責任を果たしながら、連携して進めてまいります。

ところで、先月、茨城県桜川市において開催された第39回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会に出席をいたしました。桜川市は、東日本大震災により多くの伝統的建造物に甚大な被害が生じたところであり、本市は専門職員の派遣による技術支援を行ってまいりました。

地震発生から6年余りを経て、伝統的建造物の修復が進み、お住まいの方々にも明るい表情が見られましたことは、復興に微力ながらも貢献できたと感じるとともに、大変意義深い機会であったと考えております。

今後につきましても、歴史文化を大切にす多くの市町村との連携を深め、全国でも早期に選定された関宿を有する市として、それにふさわしい役割を担っていかなければならないと強く感じたところでもあります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山駅周辺整備事業では、中心市街地における拠点性向上を目指し、2ブロックの市街地再開発事業において導入する公共的機能として、現在の図書館を移転する方向性を固めたところでもあります。

この方向性は、先般の総合教育会議における協議と亀山駅周辺の再生に資するにぎわいづくり等の視点の双方から導いたものであり、引き続き市街地再開発組合設立認可への支援を行っていくとともに、議会を初め、市民の理解を得ながら、事業に必要な都市計画決定や詳細設計を進めてまいります。

次に、住環境の向上につきましては、昨年度策定した亀山市空家等対策計画に基づき、先月24日に亀山市空家等対策協議会を開催し、特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の認定についてご意見をいただき、それを踏まえ、第1次の認定をいたしたところでもあります。今後は、計画で定めた方針・手順に沿って指導等の措置を行うとともに、残る管理不全状態の空き家等の認定を行うなど、市内の空き家等対策を進めてまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、亀山・関テクノヒルズ第5期造成工事に伴い、造成地の計画地盤の高低差による水圧不足に関して、加圧ポンプ施設の建設に係る協議を開発事業者と進めてまいりました。このたび、開発事業者との協議が調いましたことから、亀山・関テクノヒルズ給水機能強化事業として、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、公共下水道施設整備事業では、本年3月に住山町、上野町、和田町、川合町、みずほ台、

能褒野町、布気町、関町新所、関町木崎の一部区域の供用を開始いたしました。これにより、公共下水道処理人口普及率は、昨年度より0.9ポイント増の50.3%となり、農業集落排水や合併処理浄化槽と合わせた汚水処理人口普及率では87.3%となっております。引き続き、前期基本計画の汚水処理人口普及率の目標値である平成33年度末での90%達成に向け、整備を進めてまいります。

次に、道路の保全・整備のうち、野村布気線整備事業につきましては、残る用地取得交渉の対象事業者と昨年度末に用地買収契約を締結いたしましたことから、長田池周辺の工事に着手してまいります。

次いで、安全・安心なまちづくりの推進につきましては、亀山東小学校を指定避難所とする3自治会から成る合同の自主防災組織が4月に結成されました。今後も、地域の防災力を高めるため、未結成地域への働きかけを行い、自主防災組織結成率100%を目指してまいります。

また、ため池ハザードマップ作成事業につきましては、本年度、国の補助事業として採択されたことから、その対象となる三寺町地内の京丸池、下庄町地内の北山池及び川合町地内の長妻池の3カ所を先行して進めてまいります。そのため、関係経費の予算補正について、本議会に提案いたしております。

一方、消防施設・設備の整備では、多種多様化する災害に的確に対応するため、救助工作車を従来よりも高性能で安全、迅速に操作できる最新の資機材を装備した車両に更新するため、このほど購入に関する仮契約を締結いたしましたので、財産の取得について本議会に提案いたしております。

次に、自然との共生では、里山公園みちくさにおいて、自然が果たす役割を学ぶ里山塾の開講式及び第1回目の講座を去る4月23日に開催し、3歳から81歳までの幅広い世代の塾生35名に参加をいただいたところであります。今後も年間を通じ里山塾を開催することで、自然に触れ、理解を深め、その大切さを学ぶ機会を提供してまいります。

次いで、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進のうち、関の山車会館整備事業につきましては、本年中の工事着手に向けて、山車を収蔵するために新築する建物の実施設計と展示等に使用するために敷地内に存する伝統的建造物の修理設計を行っており、事業計画に基づき着実に進めてまいります。

次に、歴史文化の継承、活用につきましては、歴史博物館において、企画展示として第28回企画展「関萬古～近代産業をめぐる人々～」を今月11日まで開催しております。

また、夏休みの自由研究ができる亀博自由研究のひろば「むか～しむかしの亀山市一人々のくらしー」や、かめやま文化年関連事業として9月から開催いたします第29回企画展「城主の交換転封一備中松山と伊勢亀山」についても、諸準備を進めているところであります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上では、第2次亀山市地域福祉計画の策定に向け、先月17日に亀山市地域福祉推進委員会を開催いたしました。引き続き、当委員会で議論いただきながら、本年10月の策定を目指してまいります。

また、来る8月1日に亀山保護司会が亀山市社会福祉センター内に更生保護サポートセンターを開設いたします。このセンターは、保護司や保護司会が更生保護活動を行う地域拠点となるものであり、市といたしましても、関係機関との連携による地域ネットワークの構築や更生保護活動に関

する情報提供の場として期待しているところであります。

一方、去る3月1日から申請受け付けを開始しております国の経済対策臨時福祉給付金の支給につきましては、申請期間が来月1日までとなっておりますことから、未申請者に対する個別通知を4月から5月にかけて行うなど、対象者への円滑な支給事務に努めております。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、健康づくりの推進につきましては、市民一人一人が健康と向き合っていただけるよう、がん検診や特定健診、予防接種などの受け付けを順次開始しているほか、健康づくりに関する情報を盛り込んだ「健康づくりのてびき」を5月1日号の広報かめやまとあわせて全戸配付したところであります。とりわけ、近年、心筋梗塞や糖尿病などの病気との関係が注目されております歯周病に関しては、亀山市歯科医師会の協力のもと、歯周病検診の対象者の年齢を昨年度までの10歳刻みから5歳刻みへと大幅に拡大して来月から実施いたします。

また、三重大学亀山地域医療学講座支援事業では、平成26年5月に締結した三重大学との寄附講座設置協定が期間満了となりましたことから、改めて寄附講座設置協定を締結いたしました。引き続き、新しい研究テーマも加えながら、医療センターを主なフィールドに市民の健康や医療体制に関する研究・教育活動を進め、本市の地域医療の充実強化につなげてまいります。

一方、医療センターにつきましては、本年4月から病棟に設置しております15床の地域包括ケア病床の稼働率が約90%を維持しており、在宅復帰に向けた支援を行っているところであります。

また、在宅医療の推進を図るための24時間365日体制の調剤や医療材料の提供が可能な保険調剤薬局の誘致につきましては、医療センター敷地内に誘致する薬局の選定を完了し、10月の開設に向けた準備を進めているところでございます。これにあわせて、医療センターの外来等の調剤についても院外処方へと移行を進めてまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、本年4月から鈴鹿亀山地区広域連合において、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が開始されており、亀山地域包括支援センターにおいても相談を受け付けるとともに、要支援等の方を初めとする地域の高齢者に対する訪問、通所などのサービスや介護予防教室等の事業を進めております。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、亀山市障がい者福祉計画及び亀山市障がい福祉計画が最終年度となりますことから、次期計画の策定に向け、先月26日に亀山市地域自立支援協議会を開催いたしました。引き続き、当委員会で議論いただきながら、本年度中の策定を目指してまいります。

次いで、文化芸術の振興と文化交流の促進のうち、かめやま文化年事業につきましては、先月14日、そのオープニングとして、「かめやま文化年2017キックオフパーティー」を開催し、事業にかかわる関係者間の交流や相互理解を深めたところであります。今後は「つながる」をキーワードに、文化に関する交流、継承、人材育成を目指して、一年を通じ「歴史・あかり・くらし・音楽・芸術」の5つのテーマで多彩な文化事業を展開してまいります。

一方、去る4月21日から5月14日までの間、三重県営サンアリーナを中心に全国菓子大博覧会・三重「お伊勢さん菓子博2017」が開催されました。本市におきましても、5月5日の市町PRデーには、本市の魅力トークセッションや伝統芸能の披露などを行い、多数の来場者が本市の魅力に触れていただけたものと感じております。ご出演いただいた方々を初め、ご協力いただきました関係者各位に感謝を申し上げます。

次に、スポーツの推進では、本市において平成30年8月に開催されます全国高等学校総合体育大会（インターハイ）ウエートリフティング競技大会に向け、今月1日に全国高等学校総合体育大会亀山市実行委員会の設立総会を開催いたしました。今後は、総会において承認された基本方針や事業計画に基づき、諸準備を進めてまいります。

また、平成33年度開催の第76回国民体育大会（三重とこわか国体）につきましても、本市においてウエートリフティング及び軟式野球の競技が予定されておりますことから、国民体育大会亀山市準備委員会の設立準備を進めているところであります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、企業誘致に大きく影響のある交通アクセスに関して、新名神高速道路の県内区間の整備が平成30年度の完成に向けて着実に進められており、本市の有する立地特性がさらに高まることが期待されるところであります。

こうした中、現在、最終工区の造成工事が行われている亀山・関テクノヒルズを中心に、企業進出に関する問い合わせが増加しており、中には、本市への進出を具体的に検討していただいている企業もある状況であります。このような状況を好機と捉え、産業団地の開発事業者や県との連携を図り、企業誘致に取り組んでまいります。

また、シャープ亀山工場では、来月より新たな事業が展開され、設備投資や雇用創出が図られると伺っており、亀山工場の拠点性や生産性がさらに高まることを期待するところであります。

次に、地域に根差した商工業の活性化では、にぎわいのある商業地域の形成に向け、亀山商工会議所において、先月、空き店舗の有効活用を行うため、市内の空き店舗や事業に使える空き地などの情報を紹介するホームページが開設されました。市といたしましては、こうした空き店舗の有効活用を一層促進するため、商工会議所とも連携を図りながら、新たな支援制度などについても検討を進めてまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、農業経営の発展・改善を目的とした「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者が金融機関からの融資を活用して農業用機械を導入するに当たり、その融資額を除く経費について国の助成が受けられる見込みとなりましたことから、本議会に関係経費の予算補正を提案しております。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について、ご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進では、産後ケアの充実のため、三重県助産師会への委託により、出産後、家族等から十分な支援が受けられない母子に対して、助産師による産後の母体管理の指導や授乳、沐浴などの育児指導の支援ができるよう体制を整えたところであります。

また、保育所等につきましては、低年齢児を中心に保育ニーズが増加傾向にある中、市内2カ所目となる小規模保育事業所「かめ愛こどもの家」が開設されました。今後も引き続き、待機児童の解消に向け、鋭意取り組んでまいります。

さらに、子育てが孤立しない環境づくりとして、支援が必要な子供が保健、医療、福祉、教育などの関係機関から切れ目のない支援を受けられるよう、情報を共有するための個別カルテを全面改訂し、「にじいろのーと」の名称で配布を開始いたしました。入園、就学、医療機関の受診、福祉サービスの利用などのそれぞれの場面で役立つものとなっております。

一方、放課後児童クラブにつきましては、本年4月から川崎小学校、井田川小学校、関小学校に

において新たな放課後児童クラブが開設され、これを含めた市内17カ所、19の放課後児童クラブにおいて、入所を希望された児童566名全員に利用していただいているところであります。

また、長期休暇子どもの居場所事業につきましては、夏休み期間などの子供の居場所の充実を図るため、青少年研修センターでの事業の実施に向けた諸準備を進めているところであります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」について、ご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、城東地区コミュニティセンターが、耐震性の確保がなされていないことが判明したため、使用を停止している状況であります。そのため、新たに一般社団法人三重県建設業協会から亀山支部事務所の土地及び建物を借り受け、城東地区まちづくり協議会の活動拠点とするべく、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度では、今年10日に昨年度実施した協働事業についての成果報告会を開催し、成果や課題の報告を受けるところであります。昨年度開催いたしました協働事業提案制度あり方検討委員会での検討結果とあわせて、さらに利用しやすいものとなるよう制度の充実を検討してまいります。

また、市民活動応援事業に関しては、地域まちづくり協議会での市民活動応援券の使用率の上昇に伴い、登録団体数や提供メニューも充実してきており、引き続き市民活動の活性化につなげてまいります。

一方、若者交流推進事業につきましては、昨年度、若者が交流する機会を創出するため、「かめやま若者未来会議」を立ち上げ、市のイベントへの参画や他の団体との交流などの活動を行ってまいりました。取り組み2年目となる本年度におきましても、先月24日に新たなメンバーを加えてキックオフミーティングを開催し、若い世代の積極的なまちづくりへの参画に向けスタートを切ったところであります。

次に、共生社会の推進につきましては、今年23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、本年で11年目となる三重県内男女共同参画連携映画祭が市町等の連携により県内20会場で開催され、本市におきましても、今年18日に市文化会館で映画上映を行います。こうした機会を捉え、男女共同参画への理解が深まるよう啓発に努めてまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進として、来る11月11日から26日までの16日間を「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」と定め、市民や市内の事業所等に対して意識啓発を図るとともに、具体的な行動を呼びかけるなど、働き方改革に向けた取り組みを行ってまいります。

続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

まず、組織マネジメントの強化として、先月、本年度の各部の使命、目標及び実施方針を定め、スプリング・レビューを経て公表したところであります。目的を明確化し、総合計画を意識した業務進捗を図ることにより、効果的・効率的な行政経営を進めてまいります。

一方、旧国民宿舎関ロジの既存施設につきましては、先月17日に定期建物賃貸借契約公正証書を契約予定事業者と締結いたしました。現在、事業者において、施設の名称を「ゲストホテル関ロジ」とされ、開業準備を進めていただいております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月16日から5月19日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以

上1億5,000万円未満の工事請負契約並びに同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は、別紙のとおりでございましたのでご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

平成29年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。本年3月、次期学習指導要領と次期幼稚園教育要領が告示されました。現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を高め、これからの時代に求められる資質や能力を育む主体的・対話的で深い学びにより確かな学力を育成するとしています。また、「特別な教科 道徳」や「小学校3・4年外国語活動、5・6年外国語科の導入」など大きな転換が図られようとしています。

教職員定数の改善については、本年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、これまで加配定数で措置していた部分の基礎定数化が計画的に進められることとなりました。

また、コミュニティ・スクールにかかわって、本年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会に対する学校運営協議会設置の努力義務化や学校運営協議会の役割の見直し等が図られました。

次に、県の情勢であります。学習指導要領の改訂に伴い、授業改善や英語指導力向上事業、プログラミング教育、カリキュラム・マネジメントの充実など、新たな教育課題に対応した研修が進められようとしています。

また、本年3月には三重県人権教育基本方針の一部が改定され、人権教育、人権啓発の施策の実施が国や地方公共団体の責務であることを記すとともに、災害や子供の貧困にかかわる人権問題、教職員の人材育成や指導改善等について追記、修正がなされたところです。

さらに、昨年度、少年の集団暴力行為によって、県内の中学生のとうい命が失われるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、命を大切にする教育を一層推進するとしています。

一方、教職員の働き方改革といたしまして、時間外労働時間と休暇取得日数の目標値を設定するなど、全ての県内公立学校が統一して総勤務時間縮減の取り組みを進めようとしているところであります。

こうした国や県の動向や施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、総合教育会議における協議を経て、本年3月に策定されました亀山市教育大綱とその基本理念を実現するための亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画の具体的実践を推進し、「学びあふれる教育のまち かめやま」の具現化に向けての第一歩を踏み出したところであ

ります。

それでは、最初に学校教育関係について、ご説明申し上げます。

まず、学校体制の充実といたしまして、本年度も市独自の少人数教育推進教員を効果的に配置し、指導体制の充実を図ったところです。また、教科指導や学校生活への個別支援を行う学習生活相談員、特別な支援が必要な児童・生徒への介助員や生活支援員の配置を行うことにより、きめ細かな支援体制の充実を図っているところです。

次に、学校マネジメントにかかわっては、次期学習指導要領により年間授業時数が増加する小学校5・6年外国語科並びに小学校3・4年外国語活動に伴う時間割り編成のあり方、効果的な指導計画、指導方法、教材等のあり方について、市内4小学校において実践研究を進めてまいります。

次いで、教職員の総勤務時間縮減の取り組みといたしまして、市内小・中学校で統一して取り組む項目や進捗管理指標と目標値を各校に示したところであります。また、中学校の部活動における休養日の設定に関するガイドラインの策定に着手してまいります。

次に、学校安全にかかわって、各校の危機管理マニュアルの確認・見直しを指示いたしました。また、児童生徒への防災教育につきましては、各校の年間計画に基づく防災訓練、防災学習に加え、県を初め関係団体、保護者・地域住民との連携のもと、学校の実情やさまざまなケースに応じた避難訓練の充実を図ってまいります。

次いで、学校給食につきましては、引き続き、地産地消の取り組みや食物アレルギーを有する児童・生徒への対応等、安全・安心な学校給食の充実を図るとともに、中学校給食の完全実施に向けた先進地視察の実施や情報収集に努めてまいります。

次に、学習環境の厳しい生徒を対象とした学習支援事業につきましては、今年度も3中学校区において4月当初から学習教室を開設しております。今後も子供たちの学びの場として、充実を図ってまいります。

また、就学援助費にかかわりましては、文部科学省からの新入学学用品の補助限度額引き上げの通知を受け、本市におきましても新入学児童生徒を対象とした新入学学用品費補助を増額するとともに、4月支給を滞りなく実施したところであります。

続きまして、教育研究関係について、ご説明申し上げます。

本年3月に策定いたしました亀山市学校教育ビジョンに基づき、学校、家庭、地域と行政が連携し、一体となって子供たちの成長を支えることができる学校教育を推進し、「希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」の育成を目指してまいります。

まず、学力向上につきましては、亀山市学力向上推進計画（改訂版）に基づき、特に指導面において、書く力の育成を重点取り組みとし、授業での「ふり返り」活動、国語科スキル学習、家庭学習の充実を図ってまいります。また、学習規律の徹底、読書や家庭学習を含めた学習習慣の確立にも取り組んでまいります。

次に、生徒指導につきましては、本年3月に制定されましたいじめに関する条例に基づき、いじめの未然防止とその解消に向けて、亀山市いじめ問題対策連絡協議会と亀山市いじめ問題調査委員会を立ち上げたところであります。

また、不登校の問題につきましても、その未然防止や不登校児童生徒への支援等について、学校や関係機関と連携した取り組みを進めております。

次いで、情報教育につきましては、児童生徒用タブレット型パソコンを導入し、子供たちがさまざまな情報を主体的に捉え、選択し活用する確かな情報活用能力の育成を目指してまいります。また、学校図書館につきましては、新たに学校図書館活用アドバイザー1名を配置し、司書教諭並びに学校司書と連携して学校図書館の機能を生かした教育活動を推進しております。

一方、コミュニティ・スクールにつきましては、地域とともにある学校づくりを推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、新たな委員要件や学校運営に関する情報を積極的に提供するなど、亀山市学校運営協議会規則を見直したところであります。今後も引き続き、コミュニティ・スクールの円滑な運営に努めてまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係について、ご説明申し上げます。

川崎小学校改築事業につきましては、昨年度から進めてまいりました校舎南棟、北棟及びプール棟建設の1期工事が去る4月に完成し、普通教室など新教室の使用を開始するとともに、学校給食につきましても新たな調理室で調理を行っております。引き続き校舎中棟建設の2期工事に着手するため、既存校舎解体の準備を行っているところであります。今後も工事の安全管理に十分注意するとともに、学校運営に支障がないよう関係者間での連絡、連携を密にしつつ、工事を進めてまいります。

そのほか、亀山東小学校及び亀山中学校の校舎内部改修工事など、学校の夏季休業期間に実施予定の工事につきまして、その発注準備を進めているところであります。

また、先月開催されました総合教育会議では、市長から認定こども園整備事業について説明がありました。この事業は、幼稚園の整備にも関連いたしますことから、今後、市長部局と十分な協議を行ってまいります。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

昨年度策定いたしました亀山市生涯学習計画に基づき、一人一人の学びの成果を生かして地域に参画するさまざまな取り組みに着手いたします。

まず、地域で活躍できる人材の育成を目指した地域人材キラリ育成事業は、市民大学の方向性やカリキュラムを策定するなど、次年度からの本格実施に向けて公民館講座から市民大学までの一元的な学びの仕組みづくりを進めてまいります。

次に、家庭、地域の教育力向上につきましては、子供の基本的な生活習慣の確立、自己肯定感の向上に向けて家庭教育出前講座などにより継続的に取り組み、中央公民館講座の子育て・孫育て講座など、子育てを楽しみ、子育てを支える学びに参加しやすい学習環境づくりを推進しております。

次いで、青少年総合支援センターにつきましては、地域の方々や警察、学校などと連携を一層深め、青少年の安全で安心な環境づくりに努めてまいります。また、青少年の自立支援に向けては、市福祉部局や県などとの連携により、切れ目のない細やかな取り組みを進めるとともに、不登校対策などの学校支援に努めてまいります。

次に、放課後子ども教室につきましては、地域の方々のご尽力をいただきながら、体験や交流活動などを通して、地域の中で子供たちが育まれる居場所づくりを推進してまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

昨年度に整理をいたしました亀山市立図書館の今後の方向性を踏まえて、その具現化を図るための基本方針や望ましい環境・規模などを示した亀山市立図書館整備基本構想（中間案）を取りまと

めたところであります。先月の総合教育会議には、この基本構想中間案を提出し、駅前への移転の可能性について市長と意見交換を行いました。今後は、市民や関係の方々などと図書館整備に関するさまざまな要件について合意形成を図ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

教育長の現況報告は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第50号から日程第21、報告第4号までの17件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第50号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係の1つ目といたしまして、上場株式等に係る配当所得等について、市県民税申告書及び確定申告書がいずれも提出された場合、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることといたします。

2つ目としまして、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、地方税法において控除対象配偶者の定義が改められたことから、関係する規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めます。

3つ目としまして、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例適用期限を3年延長し、平成33年度までといたします。

4つ目としまして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特例適用期限を3年延長し、平成32年度までといたします。

5つ目といたしまして、震災等により滅失し、または損壊した償却資産の所有者等が、被災者生活再建支援法が適用された市町村において、被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までに、滅失し、または損壊した償却資産にかわる償却資産を取得し、または損壊した償却資産を改良した場合は、当該所得または改良が行われた日以後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準を2分の1とすることとされたことに伴い、関係する規定の整備を行います。

6つ目としまして、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産、並びに平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が設置する企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対して導入されたことに伴い、当該施設等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を2分の1と定めることといたします。

また、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定するノンフロン製品に係るわがまち特例の特例期間が終了したことから、関係する規定を削除いたします。

7つ目としまして、居住用超高層建築物に係る固定資産税について、当該建築物の区分所有者全員が協議して定めた補正の方法の申し出があった場合には、区分所有者ごとに固定資産税額を算出する際に用いる専有床面積を当該申し出により補正することができることとされたことから、その補正の方法の申し出について規定することとします。

8つ目としまして、震災等により被災を受けた建物に係る共用土地について、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、納税義務者の代表者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けることができることとします。

9つ目としまして、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、住宅用地に対する課税標準の特例期間を2年度分から4年度分に延長することとします。

10番目としまして、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に費用が50万円を超える耐震改修が行われたもので、認定長期優良住宅に該当することとなったものに対して課する固定資産税額を3分の2減額する適用を受けるために提出する申告書の内容を定めます。

11番目としまして、新規取得した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、税率をおおむね75%、50%または25%低くする特例措置（グリーン化特例）を、その適用範囲を見直した上で2年延長し、平成31年度までといたします。

12番目としまして、地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

続いて、第2条関係の1つ目といたしまして、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の地方交付税の原資化が進められることとなったことから、法人市民税法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げます。なお、引き下げた税率は、地方法人税の税率に加算され、国が地方交付税として地方団体に分配することとなります。

2つ目としまして、消費税率が10%に引き上げられることに伴い、現行の自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が新設されることとなったことから、軽自動車税の環境性能割の税率を定めることといたします。環境性能割は、三輪以上の軽自動車の取得者の申告により市が賦課徴収を行うこととなりますが、当分の間は、県が賦課徴収を行うことといたします。また、現行の軽自動車税は、種別割として引き続き課税いたします。

3つ目としまして、環境性能割の納税義務者が申告等をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科することとし、納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内といたします。

4つ目としまして、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車、身体障害者等を常時介護する者が運転する三輪以上の軽自動車等のうち必要と認めるものに対し、環境性能割を減免することといたします。ただし、当分の間は、県が自動車税の環境性能割において行う減免の対象車両に相当する三輪以上の軽自動車の減免の対象車両といたします。

5つ目としまして、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うために要する費用を補償するため、環境性能割として徴収された全額の5%を徴収取扱費として県に交付することといたします。

6つ目としまして、条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

なお、第1条関係の施行日は、公布の日とし、一部の改正規定については、公布の日とは別に定めることといたします。また、第2条関係の施行日は、平成31年10月1日といたします。

なお、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された管理協定の対象となった備蓄倉庫及び平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得されたノンフロン製品に対して課する固定資産税については、なお従前の例による経過措置を設けることとします。

また、附則において、亀山市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

次に、議案第51号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、固定資産税と同様に、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が設置する、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に導入されたことに伴い、当該施設等に係る都市計画税の課税標準の軽減率を2分の1と定めることといたします。

また、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係るわがまち特例の特例期間が終了したことから、関係する規定を削除いたします。

2つ目としまして、条項ずれに伴う規定の整備を行います。

なお、施行日は公布の日とし、平成29年度以降の年度分の都市計画税について適用いたします。

また、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による経過措置を設けることといたします。

次に、議案第52号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正についてでございますが、城東地区コミュニティセンターは、耐震診断を実施した結果、耐震診断基準の適用範囲外であり、耐震補強ができない状態となっております。大地震が発生した場合、倒壊のおそれもあることから、安全確保上、当該施設の使用を停止しているところであります。

こうした中、一般社団法人三重県建設業協会から亀山支部の事務所の土地及び建物を借り受けて

城東地区コミュニティセンターとして位置づけ、城東地区まちづくり協議会の活動拠点としていくため、城東地区コミュニティセンターの位置を改めるものでございます。

なお、施行日は、平成29年7月1日といたします。

続きまして、議案第53号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1,758万円を追加し、補正後の予算総額を210億8,158万円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費では、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金を計上いたし、農林水産業費では、農業経営の発展、改善を目的とした経営体育成支援事業補助金を、また市内3カ所の農業用ため池が農村地域防災減災事業として国の補助事業に採択されたことから、ハザードマップの作成に係る経費を計上いたしております。

教育費では、西野公園体育館が特殊建築物の定期調査報告対象となったことから、建物調査に係る経費を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、県支出金では、団体営ため池等整備事業補助金及び経営体育成支援事業補助金を計上いたし、諸収入では、コミュニティ助成事業補助金を計上いたしております。

このほか、繰入金につきましては、今回の予算補正に係る財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いたしております。

次に、議案第54号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、資本的収入を3,675万円増額し、補正後の予定額を2億3,302万2,000円とし、また資本的支出を7,350万円増額し、補正後の予定額を8億3,710万円といたしております。

主な補正内容は、亀山・関テクノヒルズの開発区域における給水機能強化事業において、加圧ポンプ施設の建設に係る事業費及び開発事業者からの工事負担金を計上するとともに、工事完了が平成30年度となることから、あわせて債務負担行為の追加をいたしております。

次に、議案第55号平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、昨年度から取り組んでおります医業費用の削減において、事業内容や契約方法などについて検討した結果、3事業について債務負担行為を追加いたしております。

以上が今回提案をいたしました一般会計及び水道事業会計、並びに病院事業会計の補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第56号財産の取得についてでございますが、消防力の維持を図るため、救助工作車の取得につきまして、平成29年5月10日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は9,990万円、契約の相手方は、津市岩田2番8号、株式会社山口商会、代表取締役社長 山口久彦でございます。

次に、議案第57号財産の取得についてでございますが、児童生徒の主体的な学習を支援し学力の向上を図るため、小学校及び中学校に整備するタブレット型パソコン等の取得につきまして、平成29年5月10日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は2,440万4,976円、契約の相手方は、津市乙部2013番地、シンリョー特機株式会社、代表取締役 別所正己でございます。

続きまして、議案第58号指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、その指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、城東地区コミュニティセンターであり、その指定管理者となる団体は、城東地区まちづくり協議会で、指定する期間は、平成29年7月1日から平成32年3月31日まででございます。

続きまして、議案第59号市道路線の認定についてでございますが、県道の路線の区域変更に伴い、市道として存置する必要のある道路である白木会下線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第60号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、平成29年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市税条例の一部改正を、平成29年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、法人市民税について、納付すべき税額を減少させる更正があり、その後減少させた税額を増加させる更正があった場合、増加における納付すべき不足税額は、法人税に係る修正申告書を提出したものにあっては当該修正申告書を提出した日、法人税に係る更正または決定がされたことによる更正に係るものにあつては国の税務官署が更正または決定の通知をした日までの期間、それぞれ延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することといたします。

2つ目としまして、軽自動車税について、自動車メーカーがグリーン化特例対象車種とするための国土交通大臣の認定等を偽りその他不正の手段があつたとして認定等を取り消された場合、当該認定等の申請をした者またはその一般承継人に納税義務等があるものとします。また、納付額は、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額といたします。

なお、施行日は平成29年4月1日とし、平成29年1月1日以降に納期限が到来する法人市民税に係る延滞金について適用することといたしました。

また、平成28年度以前の年度分について、市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを納期限後に知った場合において、その原因が軽自動車の所有者以外の第三者にあるときは、所有者に告知をする前に、当該第三者に対し不足額の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、その申し出の機会を与えられた第三者が申し出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用することとする経過措置を設けることといたしました。

次に、議案第61号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成29年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国

民健康保険税条例の一部改正を、平成29年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正するもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を27万円に引き上げることとします。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を49万円に引き上げることとします。

なお、施行日は平成29年4月1日とし、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

次に、議案第62号専決処分した事件の承認についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成29年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を、平成29年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

改正内容は、補償基礎額について、一定の要件を満たす扶養親族がある場合の加算額及び加算の対象を改めることとします。

なお、施行日は平成29年4月1日といたしました。

続きまして、報告第1号平成28年度亀山市一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、川崎小学校改築事業に係る継続費につきまして繰越額が確定し、平成29年度へ逐次繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号平成28年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成28年度に繰越明許費の承認をいただいております地区コミュニティセンター充実事業など12事業につきまして繰越額が確定し、平成29年度へ繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号平成28年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、阿野田町地内（鹿島橋改築に伴う上水道管ほか）配水管改良工事などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、平成29年度へ繰り越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第4号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により、市の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成29年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明を申し上げます。初めに、9ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の総務費、自治会支援事業のコミュニティ助成事業補助金1,500万円につきましては、椿世町自治会の公民館建設に伴う建設事業が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択をされましたので、計上するとともに、当初予算で計上しておりました市単の助成金525万円は減額をいたすものでございます。

次のコミュニティ助成事業補助金290万円につきましては、まちづくり協議会の備品整備事業につきましてもコミュニティ助成事業として採択をされましたので、計上いたしましたもので、野村地区の草刈り機や発電機など、また東部地区では印刷機及びカラー複写機を購入しようとするものでございます。

次に、下段の農林水産業費、経営体育成支援事業補助金300万円につきましては、下庄地内で耕作を行う認定農業者が金融機関の融資を活用し導入する農業用機械整備に対し、国の補助金内示がございましたので、市を經由して補助金を交付するものでございます。

次のため池ハザードマップ作成事業150万円につきましては、農業用ため池が地震や豪雨によって破堤した場合の緊急避難場所などを示すマップの作成事業について、市内3カ所のため池が国の補助事業として採択をされましたので、マップ作成に係る経費を計上いたしました。

次に11ページをお願いいたします。

教育費、運動施設等管理費の建物調査等委託料43万円につきましては、西野公園の体育館が建築基準法の改正に伴い、特殊建築物の定期調査報告対象に追加をされましたことから、建物調査に係る経費を計上いたしてございます。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の県支出金、団体営ため池等整備事業補助金150万円につきましては、市内3カ所のため池のハザードマップ作成に対する補助金を、また経営体育成支援事業補助金300万円につきましては、認定農業者への補助金の財源として計上いたしましたもので、いずれも10分の10の補助事業でございます。

次に中段の繰入金につきましては、今回の補正につきましては、特定財源が10分の10といった事業がほとんどでございますので、財政調整基金繰入金482万円を減額計上いたしまして、一般財源の財源調整を行ったものでございます。

次に下段の諸収入のコミュニティ助成事業補助金1,790万円につきましては、椿世町自治会ほかへの補助金の財源として、一般財団法人自治総合センターの宝くじの助成金を計上するものでございます。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、13ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが、亀山・関テクノヒルズの開発区域における造成地の計画地盤が高く、水圧不足となるため、給水機能強化事業として、平成29、30年度の2カ年で加圧ポンプ施設の建設を行うことから、平成30年度事業費5,650万円について債務負担行為を追加いたしております。

次に15ページをお願いいたします。

上段の資本的収入工事負担金3,675万円につきましては、亀山・関テクノヒルズ加圧ポンプ施設の建設に係る事業費の2分の1については、開発事業者からの負担とするため、工事負担金を計上いたしております。

次に下段の第1款、資本的支出につきましては、同じく亀山・関テクノヒルズ加圧ポンプ施設建設に係る詳細設計及び地質調査業務委託料1,700万、また本年度分の工事請負費5,650万円を計上いたしております。

続きまして、病院事業会計でございますが、21ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが、医業費用の削減の取り組みにおいて、事業内容や契約方法などについて検討を行った結果、CTの保守点検業務委託料2,856万円など3事業につきまして、改めて3年間の複数年契約といたしたく、債務負担行為の追加をいたしております。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす3日から11日までの9日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

あす3日から11日までの9日間は、休会することに決定しました。

次の会議は12日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時32分 散会）

平成29年6月12日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成29年6月12日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第50号 亀山市税条例の一部改正について

議案第51号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第52号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

議案第53号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第54号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第55号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第56号 財産の取得について

議案第57号 財産の取得について

議案第58号 指定管理者の指定について

議案第59号 市道路線の認定について

議案第60号 専決処分した事件の承認について

議案第61号 専決処分した事件の承認について

議案第62号 専決処分した事件の承認について

報告第 1号 平成28年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 2号 平成28年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3号 平成28年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4号 放棄した私債権の報告について

第 2 請願第 1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀渕輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター事務局長兼地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査室長	渡邊靖文
書記	水越いづみ	書記	高野利人
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(中村嘉孝君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

おはようございます。緑風会の宮崎でございます。

きょうは爽やかなお天気で、議論させていただきますが、爽やかにやりたいと思っておりますので、答弁のほうをよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

まず、きょうは4項目、5項目にわたって質疑をお願いしたいと思っておりますが、まず議案第57号財産の取得についてでございますが、その中でこの指名業者の選定ということをお聞きしたいわけでございます。

小・中学校のパソコン、タブレットの導入に伴う契約についてお尋ねするわけでございますが、その資料を見させていただきまして、入札結果の報告で入札者9者がございましたが、そのうち4者が入札を辞退されております。もう一者でしたか、これは無効となっておりますが、この選定についてどのようにされておったのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

それでは、今回の議案第57号の入札参加者の指名について、どのような形でやったのかというふうにお答えをさせていただきます。

まず入札参加者の指名につきましては、亀山市契約規則により、審査を経て、入札参加資格者名簿に登録された者のうちから指名を行っております。

業者選定につきましては、一定の金額以上については、亀山市請負工事業者等指名審査会の審査を経て、その結果を市長に報告した上で、市長が入札参加者を指名するものでございます。

本件の入札におきましては、平成28年度に今回と同様のタブレット端末を50台購入しておりまして、その際の入札に指名した10者から、取り扱いが不可との理由で辞退をした2者を除いた8者と、それ以前の指名実績に基づき、取り扱いが可であると回答のあった業者を加えた9者を指名したものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今までの実績からいって9者を指名したということでございます。

いや、私がここでお尋ねしたいのは、特に辞退が4者、無効が1者ということですが、大体基本的に辞退されることが、どのような経過でいったのか。私らが考えたら、指名審査会がそうすると業者を間違えて指名したんじゃないだろうか。参加もできないような業者を指名したことについて、間違っておると違うかなあというふうに私は受けとめたわけです。

その審査会の委員長もここに見えますので、いろいろ聞かせてもらうとしても、基本的に、書類上の入札が無効になったとかいろいろな、これはやむを得んと思うんですわ。だけど、辞退したのはあり得ることではないと私は思うんですが、再度確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の4者の辞退の理由でございますが、タブレット端末につきましては、入札の時期とモデルチェンジの時期が重なっていることから、原課のほうから、旧モデルの機種と新モデルの機種、どちらの機種でも応札できる仕様書となっておったところでございます。

4者が辞退した理由としましては、旧モデルの機種については、仕様書の指定台数、今回は470台の在庫を確保することが困難であったこと、また新モデルの機種については、仕様書指定の納期である8月末に納品することが困難であったこと、この2つの事情により調達が困難と判断された業者が辞退したものでございます。

ちなみに1者が無効となった理由としましては、亀山市郵便入札要領において入札書を書留または簡易書留で送付する旨が規定されておりますが、当該入札は普通郵便で送付されたことにより、同要領第7条に基づき、無効となったものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体聞かせていただきましたが、やはりその仕様が、この辞退したのは調達ができないという業者でありますね。古いものについては、それは今までの取引の中でも無理かもわからん。新規の、新しいモデルのやったら、入札できるはずですよんか。そこらが、その指名審査会でどのようにそういう中身も調査してあるのか確認したいと思います。それは多分、全く調査なしでやれるやろうというふうに思って指名したのかどうか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申しましたけど、今回のタブレット入札の場合は、旧の製品でもよいですし、新しい製品、どちらでも入札・応札をしていただいたら結構だという仕様で対応しました。当然、旧機種と新機種と比べますと価格も違ってまいりますので、業者のほうとしては安い価格で応札をしたいという意味もあって、それと台数が470台という割りかし多くの機種になりましたので、こんな事態が起こってしまったのだというふうには理解をしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、やはり古い例えば今までのやつのモデルは業者としては調達ができない、そういう業者を指名しておる。そやけど、どちらでも、新モデルでもいいんやけれども、それもまた納入時期が間に合わない。それやったら、全くその業者はもう、それやで辞退したと思うんですが、その中で、やはり指名審査会なんかでもそういうふうな協議をされておらないのか。

それと、また何で古いモデルのもの、新しいモデルの新機種が出ておるのに古いモデルを採用していかならんのか。そこらは、今のこの情報の社会、特にパソコンの社会においては、日進月歩

のように改良されているものと私は推察いたしますけれども、なぜ今までのモデルにこだわっておられるのかというのも確認させていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今までのモデルになぜこだわっているのかということでありまして、今回、先ほど財務部長から答弁させていただきましたとおりに、旧モデルと新モデルの移行期間であるということございまして、必ずしも旧モデルにこだわっておるということにはございません。調達の可能な範囲として、旧モデル、新モデル、どちらでもよいという仕様にさせていただいたところでありまして。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それであれば、今の指名審査会でもっと調査をして業者を選定するべきだと私は思うんですが、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

物品の仕様書については、担当部署が仕様書をつくるという形になっていまして、その仕様に基づいて、業者選定は契約管財室で原案をつくって、指名審査会で審査をいただくと。

今回の場合は、今までの実績等で、先ほど申しましたように、平成28年度に50台購入してまして、そのときでも応札ができると。新・旧どちらでもいいという条件で、亀山市に登録してある業者のうちから納入できるだろうという業者を選定させていただきました。

今回、入札の時期と重なって入札を辞退した業者は、ある一定の数量は確保できるけれども、470台はちょっと無理ですわとか、新しい製品は、やはり価格の問題もあって今回は辞退したいとか、あとは、旧モデルは生産中止になっておるけれども、新モデルを470台調達するのはなかなか難しいので、今回は辞退させてほしいとか、そういう形になりまして、指名審査会ではできるだけ納入できる多くの業者を入れると。そのときに、まずは市内業者で調達できるものはできるだけ市内業者から調達すると。確認をとって、市内業者で調達できないものは市外業者を入れていくという形で指名審査会で議論して、今回はこんな形になりましたけれども、そんな形で指名審査会で議論しておるところでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。今後、そこらのほうはよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一点お聞きいたします。

この契約書によりますと、シンリョー特機という会社と最低価格やっただけで契約するわけですが、このシンリョー特機については、私ちょっと新聞で拝見いたしましたんですが、機械やなしにかどうかはちょっとはつきりつかめておりませんが、津市でこれを契約して何かあったというこ

とが新聞に出ております。そういうようなのと契約していいのかどうか。そこらは指名審査会で調査しておるのか。当然、入札やで、契約に応じておるので、これは最低価格にもなっておるし、落札としてもいいわけですが、そこらは契約して大丈夫やと思うんですが、この契約者であるシンリョー特機の信用がなるのかどうか確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃるように、平成29年4月3日の新聞記事の内容によりますと、津市の学校で障害が起きたシステムを納入した業者がシンリョー特機と掲載をしておりますが、障害の原因についてははっきりと解明されておらず、発注者である津市では、指名停止等の措置については決定していない状況であるとのことでありました。

このように、津市においてはシステムの障害が原因であるのに対して、当市においてはタブレットパソコンの備品購入であることから、過去の契約実績等から指名をしたもので、問題はないものと認識をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ調達してもらったりしておるので、今回の入札については問題ないという回答でございます。

それはそうとしても、私は懸念するんですが、今後、このような場合、いろいろな情報をつかんで、やはりよりよい業者を選定するべきではないのか、指名するべきではないのか。いろいろな条件がこれは重なってきて、私は質問しておるんですが、やはりそこらも今後よろしくお願ひしたいなあと、かように思っております。

それでは、次に、議案第59号市道路線の認定についてでございます。

まず、移管を受ける県道の整備状況について確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

おはようございます。

今回移管を受ける県道でございますが、これにつきましては、平成3年12月に旧亀山市と旧関町が、それぞれ三重県と、県道バイパス工事の完成後に、旧道区間について、市道及び町道として引き継ぐ旨の覚書を締結しているところでございます。

今回引き継ぎを受ける区間につきましては、白木町地内の市道川崎白木線、上白木交差点から関町白木一色内の県道合流までの区間となっております。

そういった中で、今回、平成28年3月から住友商事株式会社が亀山・関テクノヒルズの残りの開発地の工事に着手し、本年11月に、県道バイパスのうち、未供用区間となっておりました凸版印刷西北端から白木町地内の市道川崎白木線の上白木交差点までの区間が開通する見通しとなったことから、覚書に基づき、今回の市道認定を提出させていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

平成3年に覚書をつくって、受けるということで、今、新設の県道を工事中です。

私も先般、状況もわからんと質疑しておってもあかんで、現場も見ました。起点は、フラワー道路が起点で、終点がシャープの西の信号のところやというふうに思っております。その間の道路状況を見させてもらいました。あれが県道であったんかというのは、私は今も驚いている。私は地域が違うので、余り現在は通りませんもんで、余りわかっていなかったんですけども、片や下ではテクノの工事が進んでおるといって、あの県道を見ても、側溝は多少整備されておりますが、崖地のところにガードレールもない。そのようなやはり不整備のものをうちが受けていいのかどうか。うちが受けたら、維持管理が要るだけですやんか。まずそういう施設の整備をしなければならんという、私は、思いは、現場で見たんですけども、そこらの考えもあったんかどうか。ここで、もうその平成3年に覚書ができておるのでやむを得ず受けるのか、そこらは進んで受けるのか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回の引き継ぎを受ける箇所につきましては、本年1月に三重県から移管に関する協議の申し出を受けまして、2月には市及び県の関係職員が現地立ち会いを行いまして、修繕箇所について調整を行ってきたところでございます。その結果、舗装の不良箇所の整備あるいは側溝清掃、それから先ほどご指摘がありましたガードレールの修繕等につきましても、本年11月を目途に修繕いただくということでおおむね協議が調っておりますことから、修繕が完成した時点において、三重県から正式に移管を受けるという考えでございます。

なお、修繕箇所につきましては、覚書にございますように、必要最低限の県が認める範囲ということも覚書でうたわれているということから、最大限修繕していただく部分を調整してきた結果として、現在、そういった協議が調ったというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、施設については、整備をされたパーフェクトな状態でうちが受け取るということでよろしいんですね。

そこら、俗にあそこは余り新しい道ができたので人も通らない、田んぼももう荒れておるといって、やはりただ虚空蔵さん、国分寺というお寺がございまして、そういうふうなものを訪れる方々も、市外からもあろうかと思えます。やはり道路というのは整備しておかないと通行される方に迷惑がかかるというふうに思っておりますので、今の答弁の中で、11月には整備されたものをうちが受け取るということであれば、それはそれでいいかと思えます。

それでは、次に、議案第53号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。その中で2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目自治振興費、自治会支援事業についてでございます。

これについては、今までもいろいろなところで聞かせていただいた、いわゆる椿世公民館が昨年度予算化されておったんですが、減額をするということも聞いております。今回、なぜここで新たに補正で起こしたのか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

おはようございます。

椿世町自治会による公民館建設事業につきましては、平成28年度に椿世町自治会から市に集会施設等建築助成金交付についての申請がございましたが、計画の見直しを行うということで、同年度中に申請が取り下げられたところでございます。その後、計画の見直しがなされ、平成29年度の一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に応募をしたところ、このたび採択を受けましたことから、市を経由して、同自治会にコミュニティ助成事業補助金1,500万円を交付するものでございます。

なお、椿世町自治会におかれましては、昨年度も一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に応募をされておりましたが、不採択となっていたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

理由は聞かせていただきました。

これは、過去に田村の自治会における公民館を建てたときもそうだったろうなあと感じておりますけれども、今回もいわゆるその規模というか中の整備状況を再度調整したいということやなしに、新しく、いわゆる宝くじ助成事業ですか、これ、今、自治総合という話も出ておったんですが、私はそういうふうを受けとめておるんですけども、それが今後も、よその自治会もあろうと思います。やはり二、三年前からそういう要望を聞いて、今回、これは1,500万円ですやんか。市の今までの助成は500万ばかりでしたかな。そういう中で、やはり金額が全然違う中で、そういうふうな調整を、地元から二、三年前に要望をいただいて、有利な補助金をするべきだと私は思っております。

亀山のそういう集会場の補助金の規定もございましてけれども、やはりそういうかなりの金額の差がございまして、地元としては、それぞれの自治会としては、1年待とうが、2年待とうが、そういうのが採択されれば金額の持ち出しも少なく済むんじゃないかというふうにも思っておりますが、そのような考えはあるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

自治会が建設する集会場のそういった補助金といたしましては、市のほうで持っております集会場の建築等助成金がございます。こちらは最高限度額が525万円でございます。これに対しまし

て、自治総合センターのコミュニティセンターの助成事業は最高1,500万ということでございますので、やはり採択をされましたら自治総合センターのほうが有利ということでございます。

そのような中、自治会のほうがそういった集会場を建設するという計画がございましたら、市のほうへ相談をいただいておりますので、その折には、市の助成金制度とともに、あわせて自治総合センターのコミュニティ助成事業制度があるということのお知らせをさせていただいております。

また、申請をされるときには、市を通して申請をしていただくこととなりますので、その申請の時期とか申請書の記載方法とかの支援を行わせていただいております。

そのほか、毎年、市の広報におきましても、コミュニティ助成事業について紹介をさせていただいているところでございます。ただ、コミュニティ助成事業の場合は、毎年県で3件ほどが採択されるというふうに聞いておりまして、やはり何年か待っていただかないと亀山市は回ってこないということがございますので、そこらをご了解の上で、自治会で判断していただくことになろうかと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体わかったんですが、これについても詳細にもう少し聞きたいんですが、ちょっと時間も押し迫ってきておりますので、私も当委員会の委員ですので、また委員会で確認したいと思います。

それでは、次に、第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費、経営体育成支援事業補助金について、これの300万について確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

経営体育成支援事業は、地域農業の中心となる経営体や地域の農業の方向性を決めた人・農地プランに位置づけられた認定農業者等が、農業経営の発展・改善を目的とし、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入するに当たり、その融資額を除く自己負担額について国の助成を受けるものでございます。補助額は、融資額を含む全体事業費の10分の3以内、1経営体当たり300万円が上限となっており、その財源は県費を通じた国費10分の10でございます。

今回の助成対象者は、下庄町を中心とした約10.6ヘクタールの圃場で水稻生産を行っており、本事業を活用して大型トラクター及びアタッチメントを導入しようとするものでございまして、助成対象者の経営規模の拡大を通じて、地域農業の担い手の育成・確保につながるものと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。しかし、認定農業者を国が10分の3ということですが、やはりそれまでにいかならない農業者についても、これはちょっと私の一般質問に入れておりますので、そちらのほうでまた議論したいと思います。

これは大体わかりました。いずれにしても国費で賄えるということで、もろ手を挙げて結構でござ

ざいます。

それでは次に、第5目農地費、ため池ハザードマップ作成事業について確認したい。業務委託料150万ということで出ております。確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

ハザードマップ作成事業は、市地域防災計画で防災重点ため池として位置づけられましたため池につきまして、現地調査や解析ソフト等を利用いたしまして、地震等により破堤した場合に影響が想定される区域を、時間の経過とともにどの程度の浸水となるか、また避難所や避難経路などを示したマップを作成するものでございます。これらは、破堤した際、人命に大きな影響をもたらす危険性がありますことから、あらかじめ地域住民の皆さんに周知し、安全に避難を行っていただくことで、減災の観点からも必要不可欠なものとするものでございます。

また、平成28年9月14日付で、国からの通知によりまして、全ての防災重点ため池については平成32年度までにハザードマップを作成し、地域住民を含む関係者に周知することが義務づけられており、このほど国の補助事業として採択されました3池、三寺町地内の京丸池、それから下庄地内の北山池、それと川合町地内の長妻池でございますが、この3池につきまして、平成30年度に予定しておりました事業を前倒して実施すべく、補正予算に計上させていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の3つの池を聞かせていただきました。長妻池は、私ももう当然必要だろうなあというふうに思っております。それまでにやはりもっと補強するべきだなあと思っておりますが、三寺の京丸池なんかは、これは人家まで水が行くかなあというふうに私は、私も子供の時分にあそこへフナ釣りによう行った池でございますので、現場もよくわかっております。

やはりハザードマップというのは、ほんまに危険な地域について、このマップをつくって住民に周知させておく、知っておいてもらっておるというのが大事だと思うんですが、金をかけて、その効果があらわれるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市の防災計画に、防災重点ため池は14カ所ございます。近接しておる池を1カ所と考えますので、大きくは13カ所あるわけですが、今、議員おっしゃったように、全てが危険なのかということでございますが、一応平成25、26年度に、市内の200を超える農業用ため池を調査いたしまして、その中で大きく13カ所が危険であるということで、防災重点ため池として掲載をさせていただいているところでございまして、それについては、先ほども国の通知の話も申し上げましたが、32年度までにハザードマップを作成して住民に周知しなさいということでございますので、それにのっかって作業を進めさせていただいております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりましたけれども、マップをつくるより、やはり堤の補強をするべきだと。地震が起ころうが、大雨が降ろうが、やはり破堤せんような構造にしてほしいと要望しておきます。

それでは次に、議案第52号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について及び議案第58号指定管理者の指定についてでございます。

この条例改正に至った経緯について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

条例改正に至った経緯でございますが、現城東地区コミュニティセンターにつきましては、耐震診断を実施した結果、コンクリート強度が不足し、耐震診断基準の適用範囲外であり、耐震補強ができない状況となっております。大地震が発生した場合、倒壊のおそれがありますことから、安全確保上、本年1月から当該施設の使用を停止してきたところでございます。

このため、早急にこれにかわる施設を確保することが必要となっていたところでございますが、このたび、東丸町にございます一般社団法人三重県建設業協会亀山支部の事務所建物及び同敷地を借り受け、城東地区コミュニティセンターとして活用することが可能となりましたので、従来の施設にかわる城東地区コミュニティセンターとして位置づけ、管理・運営を行いたく、亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正を提案させていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

城東の今現在のセンターは耐震ができないということで、よそで、今度新しい場所に移転するというので改正が入ったと。それであれば、これはもっと早くからわかっておったですやろう。私、委員会でも聞いておりましたよ、耐震の問題は。それで準備されて、今の建設業協会の事務所を借りるということで改正になったと思うんですが。

改正理由はわかりました。しかし、今度改正される場所が建設業協会の建物であって、底地は多分また違う人の底地だと私は思っておりますが、そこらも確認したいんですが、それと、あそこの協会の建物については2階建てです。例えば、集会場に寄ってきていただく、コミュニティセンターに寄っていただく市民の皆さんは、高齢者も見えます、またいろいろな体の不自由な方も見えます。そういうふうな方もやはり、我々が今現在自分らの地域で使っておるのはフラットで、上がるのでもそういう階段やなしに上り坂で上がるようにしておる中で、2階で果たしてよいのかどうか、これを確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

まず、今回借り受ける施設でございますが、建物につきましては一般社団法人三重県建設業協会

の所有でございますが、敷地につきましては個人の方の所有でございます、建設業協会は土地所有者の方から長期の土地賃貸借契約を締結して賃借をされているところでございます。このため、市がコミュニティセンターとして利用するに当たりましては、建設業協会から建物及び敷地を借り受けることとなりますが、建設業協会と土地所有者の方の長期賃貸借契約は継続したまま、土地の所有者の方から建設業協会に対し、建設業協会が借り受けている土地を含めた土地・建物を市に貸し付けるということについての承諾をとっていただいた上で、市と建設業協会との間で仮の賃貸借契約を締結したところでございます。

2階建てでよいのかということでございますが、今回の施設につきましては、現在使用ができないという中で、早急に今代替施設を確保する必要があるという中で施設を探させていただいたところでございます。2階建てではございますが、まずは当面の施設としての確保をさせていただき、またこれまで城東地区コミュニティセンターが2階建てで、階段で利用させていただいたこともありまして、この施設を選ばせていただいたということでございます。

将来、本当に長くこの施設を使うということになるのであれば、やはり議員が言われるように、2階への対応というのが必要になると考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今までのセンターがそういう建物であったので今回もいって、そんな話は私はないと思いますよ。やはりそういう、今後、ほかの二十幾つのセンターと一緒にようなもの、使いやすさをも考えてやはりするべきでないかなあというふうに思っております。

そういう中で、今後あれを、賃借は3年でしたかな、契約期間はあるんですけども、やはり建てかえるべきというふうに、移転も含めて考えていくべきだろうと私は思っておりますが、そこらを確認したいと思うんですが、これは市長さんの今後の考えもあるもので、一応市長の答えをいただきたいなあ、かように思っています。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今回借り受けます施設につきましては、現時点では、当面約3年間活用を行いながら、地域住民の交流の拠点に、緊急回避的にこういう対応をさせていただきたいと思っておりますが、この間に、今ご指摘いただきました建物の構造とかさまざまな今後のあり方につきまして、城東地区のコミュニティセンターのあり方をしっかり検討させていただいて、その上で方向性を定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

したがって、本当に今ご指摘いただきました案件もその一つであろうかと思っておりますし、さまざまな角度からの多面的な検討をこの間してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

移転等も考えてやはり、また地域が余り変わらないので、例えば城西と組み合わせるとかというような考えもあるのかどうか。それはないかとは思いますが。そうやけれども、早いところ移転・整備するべきやと私は申し添えておきます。

それから、この指定管理者の指定についてですが、契約上、亀山市が契約したので、うちから指定管理という物件ということで考えていいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回、新たな施設につきまして、城東地区コミュニティセンターとして位置づけをさせていただきました。こちらのほうにつきましては、公の施設でございます、コミュニティセンターの亀山市地区コミュニティセンター条例におきましては、施設の管理は指定管理者が行うということになっておりまして、他のコミュニティセンターと同じように指定管理者によって管理を行うこととしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体わかりましたけれども、詳細についてまた確認したい点が、私の委員会でございますので、またそこらで確認したいと思います。

これで議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

それでは、まず最初に議案第50号亀山市税条例の一部改正について、まず第2条関係の市民税関係について質疑を行います。

平成31年10月から消費税率を10%に引き上げることに伴い、地域間の税源の偏在性というものを是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の地方交付税の財源化というのが進められます。すなわち、平たく言いますと、今まで地方へ直接入っていたお金の一部が国に召し上げられるということですね。その召し上げたお金を国は地方に配分すると。その結果として、法人市民税法人税割の税率が9.7%から6%へ引き下げられるということが予想されておるわけでございます。

この引き下げた3.7%分は、国が懐に入れて、それを各地へ分配するということになりますが、そこで当亀山市といたしましては、この9.7%から6%へと下げられ、3.7%がお国に持っていかれるわけですが、その大まかな金額というものをお示しいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

10番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられましたとおり、今回の法人市民税の改正は、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の税率が9.7%から6%に引き下げられます。その引き下げ分については、国税において地方法人税の税率に換算され、その税収が地方交付税の原資として、財政力指数により交付税措置をとるというものでございます。

具体的には、県分が3.2%が1%に、市町村分が9.7%が6%となり、あわせて5.9%減少し、地方法人税、国税が、今現在の4.4%を10.3%へ5.9%加算され、交付税原資化となるものでございます。

この法人市民税の引き下げは、平成31年10月から始まる事業年度から適用されることとなります。このことから、平成29年度の法人市民税を基準に試算をいたしますと、平成31年度には影響がなく、平成32年度には約1億円程度の税が減収いたします。平成33年度につきましては、約2億円程度の税収減の予測をいたしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁によると、しばらく先のことでございますが、平成32年で約1億円程度、その次の年で約2億円程度、亀山市に入るべき税収がお国へ持っていかれると、そういうふうなことになるわけですね。そのかわりと言っちゃなんですけれども、これはそもそも国が財政力の弱い地方にお金を分配すると。というのは、消費税というのは、消費があって初めて税金が上がるわけですから、消費の活発な、人のたくさんいる都会ではたくさん上がりますが、幾ら税率を上げたところで、人のいない、消費のないところでは、消費税というのは上がってこんわけですね。

それで、お国から地方交付税として全国へ、いろいろな自治体へ分配されるというお金でございますけれども、この当亀山市に関しましては、この地方交付税、お国から来るこれがどのぐらい上積みされるということが予想されるのか。持っていかれっ放しで終わってしまうのか、ある程度は国から地方交付税の上積み分として期待できるのかといったことを、ちょっと説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、地方交付税とはどういう制度で、どんなふうになっておるのか、概要を少しお話ししますと、地方交付税は、本来、地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国がかわって徴収

し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば国が地方にかわって徴収する地方税の性格を持っているものでございます。

そういう中で、法人市民税法人税割の税率が、先ほども申しましたように、亀山市で33年から約2億円の減収をされると。しかし、税制改正に伴う地方交付税は増額をされるというふうに見込んでいますけれども、亀山市の財政力指数は3カ年平均で0.964、これは平成27年度決算でございまして、高い指数になっております。このことから考えますと、税収の減収分2億円に対して2億円は交付税増とはならないだろうというふうに予測をいたしてございまして、どれだけ減収するのかは、基準財政需要額と基準財政収入額、こちら辺の数字がどのようにかわってくるのか、現時点ではわかりませんが、市としては減収になるだろうというふうな予測をいたしてございまして、

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

持っていられる分が、それが丸々補填されるということはないという見込みということですね、亀山市の財政力指数からいって。また、将来、消費税率が8%から10%に2%上がると、この2%が全部国に行くわけやなくて、国分、県分、市町村分とかいってあるわけですが、持っていられるほうがこれはもう多いと思うと、消費税の税率が8%から10%へ上がって、亀山市の懐が多少でも豊かになるということは余り期待すべきじゃないのかもしれないね。

そんなことで、そういったことをいろいろ鑑みるに、亀山市は財政力指数も高いということで、さっき部長のほうから答弁がございましたが、これからも、消費税も上がるからもっと実入りかふえるとか、そういうことに余り期待せずに、一層行財政改革というものを、こちらも考えなあかんし、また中期財政計画なんかも、やはりそういった収入減というのを十分念頭に置いて、確実に財政運営というものをやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、議案第56号財産の取得についてですけれども、平成10年に取得いたしました亀山市の消防の救助工作車という特殊車両がありますが、これを更新するという案件です。

救助工作車が活動している場面に普通の市民が遭遇することはほとんどないわけですね。そういうことですから、一般の方には、普通は皆赤く塗ってありますので、どの赤い車がポンプ車で、どの赤い車が救助工作車とかというのは、なかなかぱっと見てわからんことが多いわけですが、こういった救助工作車というのはどういうふうな機能といいますか装備があり、どういう場面で出動して、こういった働きをしてもらっているのかということ、また今までの活動実績というものに関してご説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

平松消防次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

おはようございます。

本年5月に仮契約いたしました救助工作車につきましてご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

救助工作車は、交通事故の現場を初め、工場での機械による事故や山岳での救助事案などに対応

をしております。

また、現在の救助工作車は配備後19年が経過をいたしまして、車体や資機材などが老朽化をしております。そのことから、今回更新をするものでございます。

更新をいたします救助工作車には、ウインチ装置、クレーン装置、上昇式発電照明装置のほか、158品目の救助資機材を装備することとなっております。

なお、過去3年間の出動実績につきましては、平成26年中が50件、平成27年中が45件、平成28年中が44件で、中でも交通救助事案は3年間で63件の出動をしております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

現在使用中の車両は19年間使っておると。こういった特殊車両は比較的長いこと使うわけですが、19年前に買ったということは、19年前といいますと、かなり今とは状況が違っておりました。例えば、先ほど説明がありましたように、交通事故対応というのが多いわけですけれども、19年前には電気自動車とかこういうのも余りなかったと思うし、ハイブリッドなんかも今ほどの普及はなかったと思うし、燃料電池の自動車というのは存在もしなかったと思うんですけど、交通事故対応と一口に言いますけれども、道路上、公道の上を走っておる車がどンドンどンドンこうやって変わっていくわけですね。もう電気自動車なんていうと膨大なバッテリーを積んでおると、そういうふうな状況で、構造自体が変わっておると対応も当然変わるわけですけれども、昔は普通のガソリン車対応をやっておればよかったですけれども、これからはそうはいかないことも多々あると思います。

そういうふうな社会の状況が変化をして、いろいろ事故対応もやり方が変わってくると思うんですけれども、今回購入する新しい車両も大体20年ぐらいはずうっと使うことになろうと思うんですが、今から20年先の社会を見て予測というのは非常に難しいですけれども、当然のことながら、そういうふうなある程度先を見た装備というか、そういった車両というものを購入するように努めていると考えてもいいということですか。

○議長（中村嘉孝君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

当市は、国道1号、国道306号、名阪国道などの主要道路が整備されて、高速道路においては県内で最長の区間を担当しておりますことから、他の消防本部に比べて交通事故現場での救助事案が発生する割合が非常に高くなっております。このことから、更新をいたします救助工作車には、最新型の油圧スプレッダーや油圧切断機を初め、マット型空気ジャッキなどの交通救助事案に使用する資機材を装備いたします。

また、近年は山岳救助事案も増加しておりますことから、バスケット担架や各種ハーネス、スタティックロープなどの山岳救助に使用する資機材も装備いたします。

今後は、この車両を有効に活用いたしまして、議員が申されます電気自動車などのあらゆる災害事案に的確に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

今回購入予定の車両も、価格を言いますと、もうほとんど1億円ですね、9,999万となっておりますと、もうほとんど1億円という高価な車両なんですけど、消防関係ではこういった高価な装備というのがもうようけあるわけですね。

そういったこの救助工作車にかかわらず、はしご車なんかも非常に高価な装備ですが、この前テレビで見ておいたら水陸両用のそういった車両もあるんですね。今は水害にも対応できると。そういった水陸両用の消防関係の車両なんていうと、一体幾らするのかなあと思っておったんですけども、そういった一声で1億円といったような高価な設備とか高価な装備ですね、こういう高価な装備に関しては、何でもかんでも亀山市が単独で所有するんだとか、そういうふうなことではなくて、使用頻度が低いであろうと推測されるものは、近隣の自治体と共同で購入して、共同で運用するというようなことを考えたことがあるのかないのか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

まず救助工作車につきましてでございますけれども、こちらは救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令などにおきまして、消防署と同数の車両を配備するものとされているところでございます。また、先ほどご答弁をさせていただきましたとおり、交通救助を初めとする出動状況を勘案しまして、救助工作車についての共同購入というのは、現時点では考えておりません。

なお、先ほど議員申されました出動頻度が最も低く高額な車両、例えばはしご車などでございますが、こちらについての共同購入につきましては、本年4月1日付で消防庁長官のほうから発出されました市町村の消防の連携・協力に関する基本指針の中でも示されたところでございます。ですから、今後、近隣消防本部の情勢も注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

はしご車なんかもかなり高価な装備でしたんですけども、それほど実戦で使用することは余りないわけです。こういった装備は、そういうこともやはり考えるということも必要ではないかと考えます。

亀山消防に関しましては、先ほど答弁にもあったように、高速道路をかなり管轄しておると。高速道路は本当に、きのう、おとついにあった事故のように、空から自動車が降ってきてバスに当たると、そういうふうな予想外の事故というのが実際にありますので、こういった新しい装備で早急に、事故があった場合は迅速な対応というものをお願いして、この質問に関しては終わります。

次に、報告第4号放棄した私債権の報告についてという項目で質疑を行います。

まず水道料金ですが、水道料金の利用者に対する請求書を送る、徴収を行う、未納の場合は督促を行ったり、全然お金を払ってもらえやん場合は水をとめると、そういった一連の流れということに関してご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

水道料金の私債権の放棄につきましては、消滅時効に係る時効期間が満了したとき、及び徴収停止の措置をとり、1年経過した後においても債務が履行される見込みがないことから、私債権を放棄するものでございます。

その中で、水道料金未納者に対する対応につきましては、納期限の翌月に督促状の送付、3カ月目に催告状と停水予告書を送付し、それでも支払っていただけない場合には、4カ月目に給水停止を行っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁では、水道料金未納の場合は3カ月たってから停水予告で、4カ月になったら給水をとめると、そういうふうなことですけれども、先ほどの私債権ですね、上下水道に関する私債権に関しては、4カ月じゃなくて、もっと長い間だらだと、とめるでもなし、お金をもらうのでもなしといいますかね、だらだと給水を続けたんじゃないかろうかと思われるような案件があるように、私にはそう見受けられますけれども、これはどういうふうなわけでそういうふうなめり張りのないことになっているのか、ご説明をいただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

滞納期間が4カ月を超える理由につきましては、4カ月目に給水停止を執行する際に、今は支払うことはできませんが、後日、必ず支払いますと約束をされ、その約束をもとに給水を続けたものの、支払っていただけなかったなどにより、4カ月を超える期間となるケースがございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

一応水をとめますよという予告をして、相手さんのほうから、ちょっと待ってください、お金を払いますからという約束をしてもらったのはいいけれども、結果的に約束が守られないということがあると、半年とか1年近くずるずるといって、もう最後にしびれを切らしてとめることになると思うんですけれども、なかなか水道というのは人間生活に密接に関係しておるから、そんなに簡単にとめることができづらいというのはよくわかりますよ。

そこで、今回の私債権の債務者というのがずうっと百三十何件リストアップしてあったんですけども、ほとんどが市外の居住者で、所在不明というのに書いてあるわけですね。この実態というのをちょっと説明してほしいんですけども、例えば所在不明というのは、調べたけどわからんのか、調べるのにかかる手間のことを考えると、もう所在不明に結果的に、徹底的に調べるわけにいかんから、なってしまうのかとか、そういったこともあわせてご説明を願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

まず水道料金の債権放棄の件数でございますけれども、138件で、亀山市在住の方で消滅時効に係る時効期間2年の満了によるものが3件、債務者が市外在住者で所在不明または死亡によるものが135件でございます。

その135件の内訳につきましては、水道使用时、亀山市に住民票があり、転出されたものが62件、亀山市に住民票を移さず、水道を利用されていたものが73件でございます。それと、日本人・外国人別にしますと、日本人が108人、外国人が27人で、外国人につきましても住民登録がない方がございます。その債務者の多くが、亀山市に居住しているときはアパートに住み、都合により市外へ転出され、その所在が不明なものでございます。

それと、あと調べたのかということなんですけれども、職員につきましても市外等いろいろ調べさせていただいておるんですけれども、なかなか所在がわからないという点がございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

日本人もあれば外国人もあるし、住民票を持ってきてアパートに入る人もあれば、住民票なしで入る人もあって、千差万別というところで、なかなか追跡というのも一筋縄ではいかん話だと思いますけれども、だけどやはり水道というのも人間生活には欠かすことのできないインフラではありますが、その水道システムの維持には大きな費用がかかっておるわけですので、やはり水道使用者に対する啓発活動ですね、そういったことをきちっと取り組んで、できるだけこういった債権放棄の件数を減らすようにやはり努力はしてもらいたいと思います。

次に、同じく私債権の放棄で、青年就農給付金の返還金についてということをお伺いします。

この青年就農給付金という制度について、まず説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

青年就農給付金は、国・県の要綱・要領におきまして、本年度から名称が変更されまして、今は農業次世代人材投資資金として運用されております。

この資金は、次世代を担う農業者となることを志し、45歳未満で農業経営を開始する新規就農者に対し、県費を通じて国費10分の10で、年間最大150万円を最長5年間交付することにより、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的とするものでございまして、平成24年度の制度開始以降、今回の返還対象者を含め、市内では2名が制度を利用し、うち1名は現在も制度を活用して農業経営を行われているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

本制度は、最大150万円を5年間支給ということですね。それで農業経営を軌道に乗るまでやってくださいと、そういうふうな制度であると思うんですけれども、この農業を希望しておる方とかそういう方は、非常に志のある方だと思うんですけれども、そういう方が結果的にどう

いうわけでこのような事態になったのか、私もちょっと腑に落ちん面があるんですけども、説明というものをまたお願いいたしたいと思いますし、また農業を、こういった志した方を取り巻く、役所も含めて、周辺の人たちのサポートというものはちゃんとあったのか、そういったことも教えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回の私債権放棄の対象者は、平成26年4月から青年就農給付金の受給を開始いたしまして、26、27の2カ年分、300万円の給付を受けられております。この方は、就農される前の25年度の1年間、県の農業大学校へ行かれて、いろんな農業の勉強をされて、非常に就農意欲の高い方だったわけですが、そのような中、実は27年8月に病気になられまして、そのことを理由として農業経営を中止されたということでございます。既に2カ年分、300万円の給付を受けられておりますので、返還義務の生じた中止事項以降の期間の半年分、75万円について返還請求を行わせていただいたところでございます。

しかしながら、受給者において民事再生法の小規模個人再生の手続が行われまして、28年8月、津地方裁判所において、その75万円のうちの60万円が免責決定されましたことから、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項第2号の規定に基づきまして、この私債権の放棄をするに至ったものでございます。

この方は新規就農ということございまして、自分の農地をお持ちでないので、加太地区に利用権の設定をされておりました。就農計画においても、この5年間で徐々に規模を拡大されて、いろんな農業経営を行うということ、非常に当初は意欲の高い方であったわけございまして、加太地区の方の支援もあったわけでございますが、最終的に病気というやむを得ない事情でこのような経緯になったわけでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

農業という分野に若い力のある方が参入をしていただくということは、これは将来にわたって大変大切なことだろうと私どもは考えますので、いろいろ関係者の方々は、こういう事例も起きるかもしれませんが、一生懸命そういった若い力を農業に参入していただくように努力をしていただくことをお願いして、私の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

10番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い、質疑を行います。

議案第54号亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

まず、この今回の補正予算のテクノヒルズ、つまりシャープ亀山工場のある工業団地のことですが、第5期造成工事に伴う水道の給水機能強化事業という内容について、まず説明をいただ

きたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

亀山・関テクノヒルズ給水機能強化事業は、亀山・関テクノヒルズの第5期造成地において、造成地の計画地盤が高いことから、その区域へ水を送る太岡寺配水池との高低差が少なく、水圧が0.09メガパスカルから0.14メガパスカルとなり、水道施設の技術的基準を定める省令に規定されています最小水圧0.15メガパスカルを確保することができず、給水に支障を来すことから、水圧不足を解消するために造成区域内に加圧ポンプ施設を平成29、30年度の2カ年で整備するものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

わかりました。

補正予算を見ますと、収入として工事負担金3,675万円、それから支出として建設改良費に7,350万円が計上され、またその債務負担行為として、平成30年度に5,650万円の限度額で計上されております。

そこで、この給水機能強化事業にかかわるいわゆる開発業者、造成をする開発業者と、これは住友商事ですけれども、それとまだこれから進出をされるんだろうと思います未定の進出予定企業、そういうところと、それからもう一つ、水道会計ですね、この3者が一体それぞれ何の費用をどれだけ負担するのかという、その負担の割合という負担の区分についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

費用負担区分につきましては、まず道路に埋設する配水管の費用は開発事業者の負担で、それと宅地内の配管費用は進出事業者の負担となります。

今回の加圧ポンプ整備におきましては、市と開発事業者で負担し、その負担割合をそれぞれ2分の1としております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の説明で、いわゆる進出をされる企業が自分の敷地内の給水については自分で負担をする、これは当然のことですね。それから、こういう開発行為についての道路に埋設をする配水管、これもいわゆる開発業者が持つと、これも当然であろうと思います。

問題は、この加圧ポンプの設置費用の2分の1を水道会計で負担をする、このところが私は問題だろうというふうに思っています。例えば、民間企業が企業誘致を見込んで、先行投資としてみずからの負担で水道管を引くのは、もうこれは構わないと思うんですけれども、その開発地の形状

が、たまたま高低差があると、9メートルですかね、あるために、加圧ポンプが必要になってきたと。こういう場合に、なぜその2分の1を水道会計で負担をしなければならないのかというのが私は理解できません。水道会計で負担をするということは、結局は市民が払っている水道料金で負担をするということになりますので、やっぱりこれはおかしいやり方だろうと思います。

そこで、まずその2分の1という根拠ですね、なぜ2分の1という数字が出てきたのか、その根拠についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

2分の1の負担につきましては、平成6年度の開発に関する協議の中で、必要な給水量は市が保障する、また平成14年度では、上水道給水に必要な施設敷地については、市が求める土地を無償提供する、次に上水道給水費用について、開発事業者において応分の負担をするとなっており、こうした協議経過を踏まえ、水圧も含め、給水量を市が保障することを前提とし、設計・工事を市が行い、事業費の2分の1を開発事業者が負担することで、事前協議がまとまったものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

開発業者と協議をされて決められたということですがけれども、やはりこの2分の1の負担ということになると、水道事業会計に6,500万円という支出が出てくるわけですね。これまでずっと議会の答弁でも、水道事業会計は非常に厳しくなっている、料金の値上げも検討しなきゃならんというような状況に至っているわけです。そういう意味でいくと、この6,500万の支出というのは、非常に私は大きなウエートを占めるんだろうというふうに思います。

それともう一点お聞きしたいのは、こういう負担をすることによって水道事業会計への影響がどうなるのか。特に今まで答弁されておりました水道料金の値上げがもう必要になってくるんだというような、こういう問題についての影響についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

加圧ポンプ施設整備に伴う建設改良費につきましては、2カ年で1億3,000万円。そのうち、議員もおっしゃられましたけれども、開発事業者の負担が2分の1ありますので、実質の市負担は6,500万円となり、この事業によって直ちに資金が不足するということはありません。

また、運用開始後につきましては、造成区域10区画で1日当たり最大で350立米の使用を見込んでおり、その料金収入につきましては、年間約1,800万円になる見込みでございます。支出につきましては、施設の動力費・保守費などの維持管理費が、おおよそですがけれども、年間250万円、それから減価償却費が750万円、合わせて1,000万円程度の費用が見込まれ、差し引きしますと800万円程度の収入が見込まれます。

仮に使用料が6割程度の1日当たり210立米であった場合には、年間費用の1,000万円と同等の料金収入となる見込みでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁というのは、いわゆるとらぬタヌキの皮算用というやつですわ。この開発事業による工業団地の造成というのは10区画あると。その10区画が全て埋まるという保障はないわけですよ。これからですよ。最悪の場合は、本当にほとんど埋まらないという可能性もありますよ、今の経済情勢を見てみますと。そうすると、今言われたように、6割なら採算がとれるということですよ、とんとんだということですよ。ところが、それ以下だと、もうこれは水道会計に影響が出てくるわけですよ。

こういういわゆる損失を発生させる可能性のある加圧ポンプの設置費用を、なぜ2分の1といえども水道会計で負担するのか。この辺は、やっぱり私は理解できません。ましてや、回収できる見通しがちゃんとあるんならいいですよ。これを10区画つくったけれども、どれだけ本当に企業が進出してくるのか、どれだけ埋まってくるのか、何年後に埋まるのかということも全くわからないわけですよ。ということは、こういう危険な費用の負担を水道会計で持っていくということは、私はこれはやるべきでないというふうに思います。

これ、例としてお聞きしたいんですけども、市内で例えば住宅団地を開発する、そういう場合に、そのエリアのところの水圧が不足をすると。加圧ポンプが必要になったという場合の費用負担というのは、やはり同じように水道が2分の1負担するんですか。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

住宅団地、宅地開発により加圧ポンプ施設の整備が必要になった場合でございますけれども、以前にも事例があったかと思っております。その場合につきましては、開発事業者の費用により整備されたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おかしいですよ。要するに、同じ開発でも住宅団地の開発の場合には全額開発業者が持つと。ところが、今回のこういう造成のものだけ2分の1を水道が負担するというのは、これは筋が通りませんよね。特に今回の場合は、本当に需要が生まれるかどうかという、このことが非常に問題なんですよね。見通しがつきませんと、これはどなたに聞いても、これは見通しがつかんと思いますよ。

私は、水道事業というものをそもそも考えた場合、水道事業というのは、例えばこの地域に需要が生まれそうだということを見越して水道管を引くということはないですよ。そういうやり方はしない事業ですよ。いわゆるこれは先行投資というやつですわな。こういうやり方はしません。

例えば、給水区域内というのは一つ限定がありますけれども、給水区域内であっても、前にもここで、質問で出ましたけれども、例えばもう人里離れた一軒ぼつんと建ったところに家を建てるので水道管を引いてくれという話が出たら、水道は何て答えるかということ、いやいや、その家まで道

路に引く水道管の費用は、それはあなたが負担してくださいということを言うわけですよ。つまりそういうリスクのあること、つまり費用対効果の点でとても採算が合わないことはやらないんですよ、これ。だから、今回ののは、明らかに水道事業としてはおおよそやらない先行投資。つまり、来るか来ないかわからないところに造成をして、その費用まで2分の1持ちますという、こういうやり方なんです。こういうことはやっぱりやめるべきだと思います。

開発業者が、それはあくまでもリスクはしょうべきだと。もしそこで売れば、その土地を買う企業にその費用を上乗せすれば、それで回収できるわけですから、開発業者は。そういう形で多分住宅団地もしていますし、だから、そういうことでやるべきであって、水道会計が2分の1を負担するというのは、これは到底私は市民の理解が得られないというふうに思います。

こういうのは水道がやらないというふうに、私は認識しています。先行投資ということだと思いますけれども、そういう意味でいくと、この事業だけは、先ほど住宅の例を挙げましたけれども、特別扱いという考え方ですか、2分の1負担するというものは。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

水道事業としましては、給水の必要があるものについては投資を行っております。給水の見込みがない地域への先行投資といたしますか、それにつきましては、原則行っていないのが現状でございます。

今回の加圧ポンプの整備につきましては、平成6年度からの協議、それと開発事業者からの給水装置工事申請書及び給水申込書が提出されてもおりますし、加圧ポンプ施設を整備する必要がございます。また、企業誘致を進める観点からも施設整備は必要であると考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

問題点を2つ指摘しますけど、水道法の第15条に給水義務というのが書かれています。これは、はっきりと給水申し込みがあれば、水道はそれに応じなければならんという趣旨なんです。ただし、最後に書いてあるんですよ。正当な理由がない限り拒否できないというんです。つまり、正当な理由があれば拒否できるんですよ、給水義務というのはね。だから、給水申し込みがあったから100%受けなきゃならんかという、そうじゃないんですよ。さっき私が例で出しましたけれども、人里離れた一軒家で給水してくれと言われても、それはできませんよという話になるわけですよ。自分で管を引いてもらえれば給水しますよと、こういうことになるわけですよ。

だから、今回のケースも、当然この給水義務は、当然給水申し込みはあったということですから、発生しますけれども、その最後にある正当な理由がない限り拒否できない。正当な理由ですよ、これ。見通しが立たないんですから。水道事業として費用をかけた、それがきちんと回収できるという見通しが立たないんですよ、これ。そんなところに投資をするという、これはやっぱり、先ほど局長も言われたように、先行投資はやらないというのが原則なんです。そんなことを今回やろうとしているわけですよ。やっぱりこれはおかしいことだという、これがまず一点ね。水道法の第15条から見て、正当な理由に私は当たるといって、これは給水義務を断ることができるとい

うこと。

それから2つ目の問題は、企業誘致と言われましたね、企業誘致ということについては、これは水道事業で企業誘致をしているんじゃないですよ。先ほども言われたように、水道事業というのはあくまでも需要のあるところに供給をする仕事をしているわけですよ。企業を引っ張ってくる、そのための事業は、これは市がやっているわけですよ。だから、企業誘致でそういう造成が必要になって、加圧ポンプの設置の費用を負担しなきゃならんって、こういうことがもし事情としてあるんなら、やっぱりその費用というのは、私は、負担をどうしてもしなきゃならないのであれば、これはやっぱり一般会計で負担すべきだと思う。水道事業会計で負担すべきではない。つまり、企業誘致をやっているわけではないんですから、水道事業は。そうでしょう。やっているんですか。その点、一遍確認しましょうか。

水道事業として企業誘致をやっているのか、やっていないのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

企業誘致につきまして、水道事業でというご質問でございますけれども、それにつきましては市全体でやっているものと認識しております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やはりそうなんですよね、企業誘致は水道事業じゃないんですよ。だから、それをなぜ、市民が聞いていたら怒りますよ、これ。水道料金で何で負担せなならんのかということですよ、これ。場合によっては、本当に先行投資して、企業誘致でほとんど埋まらないというケースだってあり得るんですよ、これ。だから、そういうことを考えると、到底こんなことはやはり開発業者に全額を負担させるべきだというふうに思います。

それで、櫻井市長にお聞きしたいんですけれども、開発業者である住友商事ともう一度やっぱり協議をしていただきたい。やはり加圧ポンプの設置費用については、全額そちらのほうで負担いただきたいというふうに交渉をする、話をするおつもりはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市としましては、全庁を挙げてこの産業立地をいかに効果的に進めていくのか、そしてそれは持続的な都市の成長につなげる、市民の暮らしにつなげるということで、当然この産業立地、企業誘致の施策というのは、全庁を挙げた大変最重要課題施策の一つでございます。

したがって、今回、私どもとしては、産業立地を進めていくために、これは広域間の極めて激しい都市間競争を今進めておる中で、これを物にしていくという大きな環境・背景があるかというふうに思っておりますが、私どもとしては、この民間開発事業者、住友商事と連携をしながら、この取り組みの実現を果たしてまいりたいと思っております。その中で、市として水圧を含めたい

いわゆる水道の使用水を確保することは、行政にとりまして極めて重要な責務というふうに考えておるところであります。

住友商事とのこの取り組みは、先ほどご説明させていただきましたけれども、平成6年から、本当にさまざまな時代背景の中で、行政と開発事業者との協議を進めながら今日に至っておるところでございます。今回の案件は、そのような背景のもとに私どもとしては政策判断をさせていただいて、住友商事とも今後ともしっかり連携を図りながら、この産業立地をしっかりと前に進めていくと、そのための大きな一つの基盤となるというふうに確信をいたしておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

毎度のことですけど、私は住友商事と再度全額負担してほしいという協議をするつもりはないのかと聞いたんですよ。それに対する答えはないですよ、今の。長い答弁がありましたけれども。そこに的確に答えてくださいよ。協議する意思がないのか、あるのか、はっきり答えてくださいよ。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

協議のもとに、今日、このような取り組みを決定いたしましたところでもあります。したがって、私どもとしては、その協議に基づいて、今回、この議会に提案をさせていただいておるところでございますので、今後、この件につきまして、そのいわゆる配分を、全てを住友商事に担っていただくという議員のご趣旨でございますけれども、私どもとしては2分の1でそれぞれがそれを担うということで考えておるところでございますので、改めてこの件で協議をするということは考えておりません。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

再協議ということになるんですが、しないと言われました。私はこれに納得できません。

それじゃあお聞きしますけれども、今後、こういう開発事案で、先ほどちょっと住宅団地の例も挙げましたけれども、加圧ポンプが必要になってくる場合、どういう扱いになるんですか。これは前例として一つ、市長は前例として、この住友商事との間では2分の1、加圧ポンプを負担するとしたんですよ。そのほかの例えば開発で出てきた場合、加圧ポンプが必要な場合、これはもう一つの前例になりますよ、これ。いいんですか、これで。そういう前例をつくって。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように、今回の産業政策を、亀山・関テクノヒルズでしっかりこれを実現していくということは、極めて重要な政策判断の一つというふうに考えておるところであります。

当然、今、仮の、今後のさまざまな将来起こり得ることについてのお話がありました、ケー

ス・バイ・ケースや背景もあろうかというふうに思いますが、今回につきましてはそのような政策判断のもとに行うということで、そういう考え方で対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この質問をするに当たって、私、津市の水道局にも確認をしました。やっぱり津市の水道局も言われるのは、こういう住宅団地であれ、開発の場合は、やはり開発の場合にこういう加圧ポンプが必要な場合というケースで聞いたんですけれども、そういう場合はやはり開発業者が全額負担をしますということを言われました。やはり私はそれが本筋だと思いますよ。当然開発をして、それから先、どれだけ張りつくのかわからないわけですから。そんなリスクを先行投資という形で水道がやるべきではないですよ、これ。ましてや、その負担は誰がするのかといたら、水道料金で市民がするんですよ。

だから、市長は盛んに企業誘致と言われますけど、企業誘致は企業誘致なんですよ。これは水道事業ではないんですよ。市の施策としてやるべきなんですよ、これは。それをごっちゃにしているわけですよ。企業誘致という市の施策を進めるために、水道会計で負担してくださいということですよ、これ。おかしいでしょう、これは。理屈が合いませんよ、これ。これはもう、ぜひこれは再協議をして、全額業者負担にするという方向でやっていただかないと納得はできません。

もう一点聞きたいのは、今、工業用水道事業があります。シャープ亀山工場へはこの工業用水道事業会計で給水も配水もしていますが、これをこの会計で行うということは検討しなかったのかどうかお聞きしたいと思います、局長。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

工業用水道の給水につきまして、検討は行いましたが、工業用水につきましては、冷却用水、製品処理用水、洗浄用水などの工業の生産活動に利用される水で、上水道のように殺菌・消毒処理がされていないため、飲料用には使用することができないことから、例えば工業用水道を給水する場合においても、飲料水など従業員が使用する水を確保するためには上水道が必要になります。

また、開発事業者からは上水道の給水を要望されていることから、工業用水は給水せず、上水道のみの給水となっております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは両方必要になるということですね。水道も必要だし、工業用水も必要だということで、二重になるという、こういう意味で上水道だけにしたということで、これは理解いたします。

私は、やっぱり今回のこの質疑を通じて、この補正予算、先ほども言いましたけれども、水道事業ではやらない先行投資ということですね。それから、もしこの費用負担をした場合には、進出する企業が支払う水道料金で回収することになりますけれども、造成地に企業が確実に進出してくる

かどうか、全くこれは不透明です。答弁では、6割進出してようやく採算が合うということですね。だから、4割や3割ではあかんということですよね。現状でも水道会計は厳しいというふうな中で、やっぱりこういう負担が6,500万円も支出面でふえるわけですから、当然これは水道料金値上げの議論の中で、これは大きな影響が出ると思います。

さらに、先ほどの答弁で、住宅団地なんかの開発事業で加圧ポンプが必要な場合は開発業者が負担をするという、こういう原則が現にあるわけですよ。なぜこの原則をここにも適用しないのか、なぜこんな特例扱いをするのか、こういう点が非常に問題だと私は思っております。

きょうの質疑で明らかになった問題点について、ぜひ16日の産業建設分科会で十分な審査をしていただくことを求めまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

勇政の西川でございます。

それでは、本日は、議案第57号財産の取得について並びに議案第52号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について、議案第58号指定管理者の指定についてについて質疑をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、財産の取得について。これは午前中、宮崎議員の質疑でもありましたけれども、タブレット型パソコンを小・中学校へ導入するということが、去年から購入を続けているということをお伺いしております。このタブレットの導入については、どのような目的でされるのかという点が1点私は疑問に思うのです。台数としては、全生徒数の分はいかないです。去年50台、ことし470台、来年度の予定が236台と伺っております。生徒数に対して台数は少ない。そんな中で、このパソコンを情報教育のために使っていくのか、あるいは、道具としてパソコンを使うことで英語の聞き取りや数学など、一般的な学習のために使っていくのか、その点の使い方についてまずお聞きしたいと思いますので、お願ひします。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

児童生徒用のタブレット型パソコンの導入は、次期学習指導要領に掲載されます主体的・対話的で深い学びの実現という意味において、その果たす役割は大きいものと考えておるところでございます。タブレットの特徴的な利点は、どの普通教室におきましても、インターネットを利用した調

べ学習や発表用スライドの作成、動画撮影による自己の振り返りができること。また、校外学習の場面では、学習対象の画像、動画の撮影や音声の録音、また見聞した内容のメモ等を一括して管理・編集ができることなどが上げられます。これにより、児童生徒が1人1台のタブレットを使った個別学習、ペアや班で活用する協働学習を進めることができ、子供たちの情報活用能力が高まるとともに、物事に対する多面的な見方を身につけることができるものと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今説明いただきましたように、いろんな場面で使える、また使い勝手がいいという説明を受けました。校外学習等でも使うということですが、今回21カ所でしたか、学校に通信用の設備も設置されたということです。校外学習の場合、図書館等はそういう設備が整っているのか、使えるのかなあと思うんですけれども、外へ行った場合にも実際にこのタブレットは使えるのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

校外学習の場面ということのインターネットの活用ということだと思いますけれども、現時点では、校外ではインターネットは活用しないと。セキュリティーの問題もございますので、そのような方向でございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

次に、この教育のあり方についてお伺いしたいんですが、パソコン、タブレットを使うということで、これを指導する先生の資質と云ったら変ですけども、学校の先生になられる、教員試験を受けてくる中には、このパソコンを使うというのは、一般的には受けていらっしゃる方が今の段階では多いのかなあというふうに感じますけれども、その点、教えられる先生方は、指導する中において専門的な知識を持った教職員の方がいらっしゃるのか、またそういう研修を受けることによって指導されるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

専門的な知識を持った教職員ということでもありますけれども、市の教育委員会事務局の中に、長期研修員ということで情報の詳しい職員がおります。また、市で雇用しておりますICT支援員という職名になりますけれども、2名の支援員ということで、各学校への支援を行うというふうにはなっております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今のお話ですと、ICTの支援員等も活用されてするということですがけれども、全体の台数、生徒の数から比べると、やっぱり指導員のほうが少ないというふうに感じます。教職員の方をしっかりと指導していただいて、今問題になっているのは、パソコンを使うことによるモラルとか、それからパソコンの使い方のルールとかいうものを徹底することが大切なのかなあと。人として、そういういじめに使われるとか、いろいろな問題が起こっていますので、そういう面もしっかりと教えていただくということも大切なかなあとと思います。

あと、先般ニュースになりましたのが、中学2年生の子がインターネットのウイルスを開発してばらまいたという事例もありますので、やっぱりその辺の危機管理的な教育、道徳教育に近いのかもしれないけれども、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

情報モラルということかと思えますけれども、現時点で、来月7月でありますけれども、6年生への授業でありますけれども、教育委員会の長期研修員が授業中のタブレットの使い方とか、当然情報モラルも含めての授業を行うと、そのような計画を現在しておりまして、その内容をまとめまして、市の方向性として今後整理をして進めていくと、そのように現在のところ進めていきます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

教育委員会として、全体的な亀山市の指導要綱について考えていっていただく部署ですので、亀山の子供たち、また生徒たちが安心して学べる環境をつくっていただいて、また新しいパソコンという道具を使っていくことは、これからの社会にとって必要であると思えますので、しっかりとした情報モラルを教えていただいて、なおかつ、これが活用されることで亀山市の学力が向上されることをぜひお願いしておきます。

次の質問ですけれども、次は議案第52号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について及び議案第58号指定管理者の指定についてお伺いします。

まず、この旧コミュニティセンターを現在放置されているように感じるわけでありましてけれども、この旧コミュニティセンターを今後どうするのか、その点についてお聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

旧の城東地区コミュニティセンターでございますが、この建物につきましては、大地震が発生した場合には倒壊のおそれがあるということでございますので、取り壊しを行っていくことになろうと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

取り壊していくというお答えでございました。

新しく借り受けた三重県建設業協会の建物、これは契約によりますと、3年間借りるということになっています。これ、取り壊した後に新しいのを建てて、コミュニティセンター、3年間の契約内のうちに、もう一回もとのところへ戻すような計画なのか、あるいは今のところを借り続けていくのか。もし、借り続けていくのであれば、予算も年額ですと260万ぐらい使っていくわけですので、これから何年間使われるのかわからないですけれども、その点、今度は購入する意思があるのかなのか、その点についていかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回、新しいコミュニティセンターとして提案をさせていただいております施設につきましては、やはりまず早急に確保が必要であった当面の代替施設として活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。借り受け期間につきましては、平成32年3月31日までの約3年間としていただいております。この3年間の間に、城東地区コミュニティセンターの将来の方向性、また対応というのを検討してまいりたいと考えているところでございます。こちらにつきましては、地域まちづくり協議会の将来のあり方というのも含めて、多面的に考えていきたいと考えております。買い取るといったことにつきましても、そこらも含めて全て多面的に考えたいということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

多面的に考えるということなんですけど、今回はコミュニティセンターの新しいところを早急に用意せないかんということで代替施設を用意したと、それはわかるんですよ。将来の方向性のない中で、代替施設で3年間と。だけれども、今言われたように、取り壊す、あるいは建てかえていく、また違う場所に移設する等のことを考えますと、これ3年という期間では非常にスケジュール的に厳しいのではないかなあというふうに感じるところです。

今後のまちづくり協議会のあり方、コミュニティセンターのあり方も含めてとなりますと、また話が大きくなるので、なかなか答えが出てこないのではないかなあというふうに感じているんですけれども、その点については、私、公共施設等総合管理計画との整合についてというのを2つ目に上げています。やっぱりこの城東コミュニティセンター一つの問題ではなくて、城東コミュニティセンターが、このような総合管理計画の中を見ますと、まず施設の維持管理について書かれています。長寿命化の推進というふうに書かれているわけですけれども、施設管理者の責任のもと、適切な点検を行って設備・機械を良好な状態に保つことで、目標耐用年数を20%延ばすなど長寿命化を進めますと計画には書かれております。

そういう意味でいうと、現在、この城東コミュニティセンターが適切な点検が行われなかったということで、耐震が不足しているということが後からわかってくると。そういう意味では、施設管理者の責任、この点の責任の所在といいますか、その点についてはどのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

地区コミュニティセンターにつきましては、市民文化部所管の行政財産でございますし、また今回借り受ける施設につきましても、市民文化部所管の公の施設という位置づけでございますので、その管理上の責任は私どもにあると思っています。耐震調査につきましては、耐震診断が不足しておったということは、本当にまことに申しわけないことであつたと感じているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今言われたように、市民文化部所管の施設として管理責任が不適切であつたということが、今明らかになっております。

とりあえず代替施設が必要だと。コミュニティセンターがないと、まちづくり協議会の活動がおろそかになってしまうと。これはまさしく亀山市が目指す市民力、地域力という部分にかかわってくる根幹をなす問題であろうと思いますので、確かに代替施設を早急に用意すると、この辺の努力は認めますけれども、ただこの計画によりますと、全体的な計画としては、投資的経費を抑えていくということで、将来目標25%の削減というのは、これは床面積、予算も含めて、そのような目標を掲げられております。今、単に3年間の間に将来の方向性を決めて、代替施設をどうするか、取り壊して建てかえるのか、あるいは今の施設を買い取って永久的に使っていくのかというような話も、将来の方向性として決めていくというふうになってはいますけれども、ここには、やっぱり公共施設の方針として25%削減と。それから、なおかつこの文化施設の部分につきましては、文化系施設の目標のところ、基本方針では、周辺施設の複合化、類似施設との集約化を視野に入れ、各種団体等の活動場所の最適化も図りながら施設の再編を行うと。こう公共施設の総合管理計画の中にうたわれています。

これ、今の段階で計画がはっきり方向性が出ている中で、このコミュニティセンターをこれから将来どうしていくか。3年間の間に決めていくかと。これではちょっと公共施設の計画と整合が合わないのではないかと私は感じるんですけども、この点どのように考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

本年3月に策定しました公共施設等総合管理計画につきましては、今後60年間の計画ということでございまして、現在その個別の計画、各施設ごとの個別計画のほうの策定を進めているところでございます。私どものほうとしては、その個別計画の施設を担当している担当部署ということでの考えでございますけれども、まだこれは今まさに策定中ということでございます。ただ、全体的な考え方、市民文化系施設の考え方としましては、先ほど申されましたように、周辺施設の複合化や類似施設の集約化を視野に入れ、各種団体等の活動場所の最適化を図りながら、施設の再編を行いますというふうに書かれております。ここに書かれています活動場所の最適化というところが、私どもの部署としては重要な視点の一つかと考えています。地区コミュニティセンターにつきまし

ては、地域まちづくり協議会の活動拠点施設でございまして、その施設の整備・確保というのを図り、活動を支援してまいりたいと考えているところでございます。

そのような中で、将来の施設の方針として、地域まちづくり協議会のあり方と整合を図っていくことが必要と考えております。城東地区コミュニティセンターにつきましては、当面の活用施設を確保した上、将来の方向性について検討を行っていくこととしていますが、その将来施設については、適正な予防、保全的な管理を行い、目標耐用年数の延伸に努めつつ、さらにまちづくり協議会の活動を進めていく中で、地域課題解決のための適正なまちづくり協議会区域ということについても議論を進めてまいりまして、コミュニティセンターにつきましても、これらの議論にあわせて、周辺施設の機能移転や施設更新時における集約化・複合化を進めていくべきではないかと考えております。こういった考え方も踏まえて、これから公共施設の計画の中の個別計画を策定していくということでございますので、今後のあり方というのも含めて、個別計画の策定も含めて、この3年間のうちに今後の方針を考えたいと思っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

この城東コミュニティセンターの現在の問題点が明らかになったことで、公共施設全体の複合化、あるいは建てかえというものも視野に入れながら考えていっていただくということでございます。

そうすると、先ほど来、部長は3年間の間に計画を考えていく、個別計画も今から作成していくということでございます。実際に、そうすると3年間で間に合うのか。この点、計画をつくられる、それから移転するなり、建てかえるなりということで、用地、工事の期間とかいうのも出てくると思うんですけども、その点について実際に3年間で間に合うのか。そうすると、現在の施設をもう一回延長して借り受けるというようなことにもなりはしないのかということをお感じんですけども、その点の時間的スケジュールですか、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

3年間の検討の中では、そういったこともあり得ると考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今の答弁、ちょっとわかりにくかったですけど、3年間では間に合わない、その可能性があるのか、あるいは3年間で間に合わせる気持ちでいくのか。その点、もう一回お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

できるだけ早急に方針を固めたいという気持ちではございますが、例えば建てかえとなったときに、例えば用地の確保、いろんなこともございますと3年間でおさまらないこともあろうと思えますし、違う施設に例えば移すとなれば早く進むかもわかりません。とにかく、今できる限り早く

させていただきたいという思いでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

確かにこの計画の中には、他の施設でも代替が可能な施設についても、施設のあり方を見直しますというふうに書かれています。全体的にやっぱり施設を見直していくことで、複合化あるいは集約化ということなので、城東コミュニティセンターだけの話ではなくなると私は思うんですね。もし、複合していくとなれば、どこの施設と複合するのか。集約化していくとなれば、どの施設と2つを1つにしていくのかという話が出てきます。これは、コミュニティセンターというのは市の財産であっても、使用されているのは市民の皆さんですので、当然市民の皆さんが使い勝手がいい、あるいはこの場所じゃないとだめ、今の設備についても、こういう施設が欲しい、中身はこんなのにしてほしいという話がたくさん出てくるのではないかなあとと思います。

そういう意味では、先ほど言われたような計画を進めていくという中においても、市民の意見といますか、皆さんの考え方がいろいろ集まってこないといけない、そういう大きな問題になってくると思います。特に、今回この城東コミュニティセンターという位置的な問題は、亀山市の中心部に位置するというので、この亀山市の中心部、この市役所近辺でありますので、多くの施設、亀山市の財産といますか、施設が林立していますよね。そういう意味では、複合化も逆にしやすい。あるいは、逆に話がこんがらがってくるのではないかなあと。その点について、この計画の中においては、何をもって代替施設としていくのか。それから、集合化や集約化ということに関して、どのような可能性を持ってこの計画をつくられたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

落合財務部参事。

○財務部参事（落合 浩君登壇）

ただいま公共施設等総合管理計画のお話が出まして、平成29年度におきまして個別施設計画を策定する予定となっております。平成29年度に策定しまして、第2次総合計画の計画期間であります37年度までの計画を取り組む内容を示していく実行計画でございます。策定の方法につきましては、先ほどから申し上げておりますように、60年間で25%の将来費用を削減するという大きな目標があります。そういうことから、市長をトップとする行財政改革統括管理委員会や部長級で構成する行財政改革管理委員会において全体のバランスを調整して、その上で個々の施設の課題・問題点を整理しながら、計画期間内に取り組むべき内容を示してまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

29年中に作成して、個別計画に基づいて全体のバランスを考えてやっていくという答弁をいただきました。今の亀山市の抱えている問題の中で、これ城東コミュニティ、小さな問題ではないと私が思うのはなぜかという、今言われたように、全体のバランスを考えていく、この公共施設の全体像の中の中心になるのは何なんだろう。何ですかね、皆さん。やっぱり市役所の建てかえというものが一つ大きくあるんじゃないでしょうか。それから、その次に今問題になっています亀山駅

前に図書館を移転するしないという問題も出てくるんじゃないでしょうか。これら全てを包括して全体のバランスを考えていただいて、その中で施設の統廃合、複合化、25%の削減、そういったものが初めて実現できるのではないかなあと私は思うんですね。

そういう意味では、29年度中に各種各施設の個別計画をつくっていく。これ、口で言うのは簡単だと思うんです。それから、公共施設等総合管理計画も非常によくできていて、これの実行どおり施設を複合化して減らしていく、延べ床面積も減らしていく、予算もできるだけかけないようにしてコストダウンしていく、いいことがいっぱい書かれています。でも、実際にできるんでしょうか。私はそこが非常に疑問に思うんです。この城東コミュニティセンター一つをとっても、管理がちゃんとできていなかったから、こういう問題が起こった。新たに全体のバランスを考えて、城東コミュニティセンターの位置、複合化、市民まちづくりの中におけるまちづくり協議会とも協議していかなければいけないという問題も含んでいます。

そんな中で市長にお伺いしたいんですけども、市長の計画として、市役所の位置だとか、今図書館の問題にもなっています。それは全体、総合的にバランスを考えて、亀山市にある必要な公共施設の建て方といいますか、公共施設における重要度がいろいろあると思うんです。でも、本当に3年間の間に計画ができ上がって、この25%削減に向けて実効性のある手法がとれるのか。その点、市長どのようにお考えでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員のほうから総合管理計画、その実効性がとれるかという考え方が示されましたが、本年3月に策定いたしました亀山市公共施設等総合管理計画は、将来にわたって持続的な公共サービスを維持するため、施設の更新や統廃合、長寿命化など基本方針を定めて、今後60年間で将来費用の25%削減を目標として掲げたところであります。60年といいますと、2世代から3世代という長いスパンになりますので、これをいかに段階的に、計画的に担保して前へ進めていくかというのは、議員ご指摘のように実効性にかかわる大変重要なポイントであろうというふうに考えておるところでございます。

本年度は、それを各個別の施設計画として各部局積み上げてまいりますけれども、私どもとしては、この総合管理計画に定めます3つの基本方針、17の施設類型ごとの基本方針に沿って、第2次総合計画の計画期間であります平成37年度までに取り組む内容をこの本年度、その検討の中で示していきたいという実行計画をつくってまいりたいと考えておるところであります。

ただ、ご案内のような縦割りの中でつくり上がっていくその計画が、果たしてその60年という長いスパンであります。それを超えて着実に実行されるかどうかというのは、まさに総合的な優先順位、あるいは総合的な調整の力が極めて重要であろうと思いますので、行財政改革統括管理委員会でありますとか、関係するセクションを通じて、会議体を通じて何を優先するのか、何を、問題点を整理していくのか、しっかりとその実効性を担保できますように、これを進めていく必要があらうかというふうに考えておるところであります。

したがって、亀山市全体の庁舎の問題もそうではありますが、これらも総合的に当然考える視点を持って、総合管理計画という長期のもの、それから短期で積み上げるものをしっかり整理して、

実行力を担保していくということは大変重要だというふうに考えているところであります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長が言われるように、総合的な判断が必要だと、それは同意します。それから、60年という長いスパンの中でやっていかなきゃいけないと、これも理解できます。この城東コミュニティセンターのことは、ちょうどいい機会なんじゃないのかなあと。この29年3月にこれができ上がって、これからの方針、柱が一つできたと。その中で、この城東コミュニティセンターの問題もあわせて出てきたと。そうしたら、この城東コミュニティセンターの問題を解決していくに当たって、この柱に沿って解決していく。その第一歩を踏み出すことによって、実効性のある政策がこれからできていくんじゃないのかなあと私は感じるんです。

先ほど服部議員のときに、水道のことで、特別なやり方なんだと。ケース・バイ・ケースでやっていくことも必要なんだというふうに市長は答弁されておりました。この計画についても、それからコミュニティセンターの問題についてもケース・バイ・ケースで、このコミュニティセンターはこうするけど、こっこのコミュニティセンターはこのままにするよとかいって、やり方が二重、三重になってしまうと、計画そのものが、実効性がなくなると私は思うんです。やっぱり計画に沿って統廃合していく、複合化を目指していく。

例えば、この複合化の案の中には、学校の中の一部にコミュニティセンターをつくっていくとかいうのが図柄で載っています。やっぱりこの計画を実行していくために、まずこの城東コミュニティセンターのしっかりと方向性を決めていただいて、その方向性がこの総合管理計画と整合するようにはしていただくことで、今後の亀山市の全体的な公共施設はこうしていくんだというまず第一歩を踏み出していただきたいと私は思うんですけれども、その点について、そのためにこのコミュニティセンターとして、今借りているところを借り続けるのかとかいう結論を早く出していただきたいし、それから市長が言われるように、長いスパンで見えていく。けれども、私が思うのは、長いスパンで見えていくにしても、最初の第一歩の踏み出し方を間違えれば、方向が変わっていくと思うんです。その点で、市長が言われるように、総合的な判断、それからこの29年度中につくっていく個別計画、それから縦割り政策の中で、その縦割りを市長は特に横串を差していくんだということも時々言われます。そんな中で、市長がやっぱり行財政の改革本部長としてやらなきゃいけないことがしっかりとあると私は思います。その点の市長のリーダーシップも発揮していただきながら、これからの亀山市の公共施設のあり方というのもやっぱり見ていっていただきたい。

その点について、市長、この3年間というのは、このコミュニティセンターの借りる時期なんです。やっぱりこの3年以内にある程度の結論を出していただけないですか。やっぱり城東コミュニティを建てかえるのか、新たに複合化を目指していくのか。複合化を目指すということは、他のコミュニティとの調整が必要になってくると思いますし、また複合化ということで、小学校に入れるなりなんなりという、今度は教育委員会との調整が必要になってきます。市長、その点しっかりとやる、あるいはどこまで努力されるのかと、その辺の決意だけお聞かせいただきたいとします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この城東のコミュニティセンターについては、今ご指摘のさまざまな視点も踏まえて、この3年間で一定の結論を得ていきたいという思いで臨んでいくということであります。それは、当然そのような考え方を持って臨んでいくと。午前中も宮崎議員にご答弁させていただきましたが、その意思で全庁挙げて進めていくということであります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

新たな問題が出てきても、その解決の方法によってピンチをチャンスに変えていく、そういうような手法をとっていただいて、それから亀山市の城東コミュニティセンターだけではなくて、やっぱり市の庁舎のあり方、それから公共施設全体のあり方も含めて、市長のリーダーシップをお願いして、ぜひよりよいまちにしていっていただくことをお願いします。

以上で終わります。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

きょうは、議案質疑、亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について、議案第52号ですね。あと、議案第58号の、同じく指定管理者の指定について、これについてお伺いしたいと思います。

まず、議案第52号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正についてであります。

先ほどからもずっと質疑がされております城東地区のコミセンのことなんですけれども、新たに施設を借り受けて、公の施設と位置づけてということが言われているわけなんですけれども、この建設業協会さんの建物なんですけれども、このコミュニティセンターとしてなぜこの建物を選ばれたのかということをお聞きしたいと思います。当初から問題であった2階であるということですか、調理室がないことですか、トイレの問題とかもあると思うんですけれども、いろんなことが課題としてありながら、なぜこの建物を選ばれたのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

旧の城東地区コミュニティセンターにつきましては、耐震診断を実施した結果、大地震が発生した場合に倒壊のおそれがあるということでもございましたので、安全確保上、本年1月から当該施設の使用を停止し、これまでこれにかわる施設を早急に確保するため、地域内で探してきたところでございます。候補となる建物も幾つかございましたが、耐震強度が確保されていなかったり、賃貸料が非常に高額であったりということで、この施設以外に対象とできる施設が見つからなかったと

ころでございます。この施設につきましては、大きな集会室も備わっておりますし、また土地建物の所有者の方からのご理解も得られ、当面の代替施設として選ばせていただいたところでございます。2階建てということにつきましても、できましたら平家が望ましいところでございますが、この施設以外には見つからなかったということでございます。

また、トイレとかにつきましては、借り受けた上では、トイレの改修を市のほうでさせていただきたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

要は、ほかになかったということなんですね。それで地権者や相手方の理解があって、集会室もあって、当面の代替施設としてはよかろうということで、ここをお決めになったということですね。ただ、やっぱり市長が言っておられる市民力と地域力でまちづくりをしていくんだという一丁目一番地の拠点になるのがコミュニティセンターだと思うんですね。そんな中で、私は調理室がやっぱり非常に私たちの地元のコミュニティセンターでも大きな役割を示しているし、これがないというのは大きいんだろなあ、大きないろんな問題があるんだろなあと思うんですけども、まずこれについては、トイレについてはすぐに直して、皆さんが使いやすいようにしていくということですが、調理室については、特にこの先々何かをするという予定はないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回の施設につきましては、調理室というのが備わっておりません。ただ、簡単な洗面、流し台であるとか、ガスというのは備わっているところでございます。そんな中で、例えば調理教室をしていただくとなれば、現在のところだと、青少年研修センターであるとか、あいあいの栄養指導室であるとか、西小学校の調理室、あるいは他のコミュニティセンターを使っただくというようなことで現在是对応していただきたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

2階の問題も調理室の問題も、当面はこのままで使っていくということですね。

そして、この契約の資料も出していただいたんですけども、土地の持ち主と建物の持ち主が違うという中で、契約の仕方は建物の持ち主対市ということになっている、要するに、何か土地については又貸しをしてもらうような形の書面になっているわけなんですけれども、こういう契約のあり方がよくあることなのか、ほかにもこういう例があるのか、問題ないのかということについて、1点確認だけさせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

このたび借り受ける施設につきましては、建物の所有は三重県建設業協会様でございますが、土地の所有者はまた個人の方でございます。建設業協会が土地所有者の方との間に長期の賃貸借契約を締結されているというところでございます。このため、市が建設業協会から土地・建物を借り受けるに当たりましては、建設業協会と土地所有者の方の長期賃貸借契約は継続したまま、土地所有者の方から建設業協会に対し、建設業協会が借り受けている土地を含めた土地・建物を市に貸し付けるということについての承諾をとっていただいた上で、市と建設業協会との間で賃貸借契約を締結したところでございます。この契約方法につきましては、顧問弁護士にも相談をさせていただいて、このような方法をとらせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

弁護士さんに相談して大丈夫だったということで、ほかにこういう例があるのかということについてのお答えがありませんでしたけれども、相談されたということも含めて、イレギュラーなんだろうなあと感じました。

あと、この3年という期間なんですけれども、なぜ3年という期間にしたのかという根拠をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

このたびの三重県建設業協会との土地・建物の借り受けにつきましてはの期間は、他の地区コミュニティセンターの指定管理の期間の終期と合わせるために、平成32年3月31日までの約3年間といたしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

他のコミュニティの指定管理の期間と合わせたということは、この3年が過ぎますと、5年という期間が、また皆さんと合わせると、5年の契約ということが再度更新される可能性もあるということだと思っておりますけれども、先ほど長期の賃貸借契約が建物を持っていらっしゃるのと土地を持っていらっしゃるのと結ばれているということで、長期ということでしたけれども、この3年の後に5年という、もし更新がされたとしても、その長期の間で特に問題はないわけですか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

3年が経過した後のことにつきましては、あくまでまだ未定の状態でございますが、現在のところ、それ以降の貸し付けということにつきましても、建物の所有者あるいは土地の所有者とも、そこについてはご理解いただいております。ただ、市としての方針はまだ決まっていないというところでございます。

それから、指定管理期間は、今回コミュニティセンターにつきましては、今3年間ということで

他のコミュニティセンターもやっております。次回、他のコミュニティセンターを3年にするか5年にするかということは、まだこれは未定でございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

先のことは決まっていないということでありながら、先ほどから2人の議員の中で、この3年間でどんなふうにしていくのか、今後どうするんやという話があったんですけども、この3年間の間にどうやっていくかという計画を決めていくということだったと思うんです。計画が3年間の間にされるという理解でいいんですか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

3年間の間に、将来の城東地区コミュニティセンターとして、例えば建てかえをしていくのか、この施設を継続していくのか、あるいは他の施設に移るのか、あるいは複合化をしていくのかとか、そういったことを決めるということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

不動産の賃貸借仮契約書というのを資料でいただきましたけれども、第12条で中途解約のことがうたってあるんですけども、この3年間という期間をどういう3年間と見るのかということで、この中途解約という意味がすごく大きく違ってくると思うんですけども、やはりこの地域の市民力のまちづくりの拠点だからということで、できるだけ早く、例えばいいところがもしかしたら3年の間に見つかるかもしれないし、高かった賃借料がもしかしたら安くしていただいて入れるようなことが起こってくるかもしれないということがあると思うんですけども、そういうことも大きく考えて、できるだけ早くいい建物をということで、中途解約ということも視野に入れて、その後の契約のこともきちんと考えてもらっているということでもらっていいですか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

仮契約書の中で、第12条に中途解約という条項は入れさせていただいておりますが、基本的に3年間は、相手さんとの契約の中では3年間は借り受けを行いたいという、今のところ方針でございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

書面作成上、一応うたってはあっても、3年間きちんと契約どおり、こちらで3年間はしっかりいるということの3年間なんです、わかりました。

それでは、次の質疑に移りたいと思います。

議案第58号指定管理者の指定についてということに入っていくんですけども、まず借り受けた建物を公の施設と位置づけて、そして指定管理をするということなんですけれども、まずこの借り受けた建物を公の施設とするところがわかりにくいわけなんですけれども、これについてはどういう解釈なのか、ほかに例があるのかということについて確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回、借り受けた施設を公の施設として位置づけるということにいたしました。公の施設とは、地方自治法第244条第1項において、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設（これを公の施設という）を設けるものとしてされており。地方公共団体が公の施設を設置するに当たっては、必ずしも所有権を取得することまでを必要とされておらず、賃借権、使用貸借権等、所有権以外によって施設を住民に利用させる権限を取得した場合においても、当該施設を公の施設とすることができるということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

自分のものであっても借りたものであっても、公の施設ということが言えるんだということでした。

違和感がもう一つあるのが、学童保育の公の施設ということの扱いの違いなんですね。学童保育所は、例えば南小学校のように、明らかに学校施設の中にある公の施設であるとか、神辺小学校の学童保育は、元コミュニティの施設を新しくなったところで古いものを学童にしたりとか、明らかに公の施設と思われるようなところでも民設と位置づけられているわけです。これ、不思議に思っただけで聞きましたところ、学童保育については、当初の建てた目的が学童保育として使うということではないので、公設ではないんだというような解釈、これは電話でお聞きしただけなので、正式な見解かどうかわかりませんが、そういうお答えでした。

同じ市の中において、公の施設とみなす理由がいろいろなのがちょっと疑問なんですけれども、そのところは、それぞれの室において、それぞれの部署において考えが違うというのでは、それぞれの部長さんに聞いていてもわからないので、市長さんにちょっとお聞きしたいんですけども、この違いについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

公の施設という解釈ですが、まず自治法の第244条第1項において、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と定義されておりまして、5つの要件が、法的にはその中にあるというふうに解釈を一般的にされておるところであります。それ以外の住民の利用に供することを目的としないような施設とか、地方公共団体の収益事業のための施設とか、社会、公共秩序を維持するために設けられる施設などは公の施設とは解釈されないという法的な解釈がなされて

いるところであります。

ちょっとご質問の趣旨で、いわゆる学童、放課後児童クラブでいう公設か民設かという扱いにつきまして、いろんな解釈の仕方の中で、例えば公共的な、先ほどご指摘のように神辺のような、あるいは南小学校のような公的な用地・施設を活用して運営していただいておりますけれども、仕組み上は民設という解釈とさせていただきますわけではありますが、その線引きにつきましては、当然法的なものとはまた別で、例えば公設ということになりますと、また指定管理制度等々の導入をできたら避けたいという思いから、民設というような選択をされて学童が運営されておるという背景もございまして、それを公設か民設か、どのように表現するかということにつきましては、確かに施策や事業によって、その解釈がばらばらでは非常にどうだというご指摘はそのとおりであろうかというふうに思っておりますけれども、ご質問の趣旨も踏まえて、少し今ここで正確に法的なものとは現状の実態との整理についての考え方を明確に申し上げることができませんので、そこは後刻整理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

学童保育所も住民の福祉に寄与する大事な福祉施設なので、今の多分市長のご答弁で、なかなか市民もよしわかったということにならない、全然わからない、納得いかないという状況だと思いますし、多分矛盾を抱えたままでやっていただいているんだらうなあとと思いますので、整理をしていただくということですので、ぜひともこれは整理をしていただきたいなあと、今回の指定管理をするということで、私はこの議案を通じて感じたところであります。

この管理期間について、3年というのも、ほかと合わせたということだけでいいですか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

他の施設と合わせたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

調理場もない、2階でなかなか階段を上がらないと利用できないということで、以前の城東コミュニティについても私もよく利用しましたがけれども、やはり利用者の方が高齢になってくると、2階が大変でということで使用を最近やめていたところなんですけどね。やはり私は3年間びっしり借りますよという覚悟で借りるのではなくて、できたら、よりよいものを一生懸命早く探していただいて、3年ということにとらわれず、1年1年更新でも、よいものを地域の方、そしてコミュニティセンターというのは市民の誰でもが使える施設なので、ちょっとこの3年というところにあぐらをかかずに、ぜひともいい施設を考えていただきたいなあとということを思いました。

次の質疑に移ります。

この指定管理に係る人件費について、これはどういうことかと申し上げますと、今の城東地区コミュニティセンターが、今例えばみらいというところに場所を間借りして、いろんな印刷機やら、

いろいろな機械をあそこに置いて間借りしておるという状況で、指定管理をする建物が事実上ないという状況なんですね。指定管理をする建物がないために、指定管理料というのが発生していないという状況だと思うんですけども、こういうことは、私は人件費ということを考えると非常に問題だなと思うんですね。建物がなくても、指定管理の仕事というのはあるわけです。例えば、古いものから新しいものへの移行するに当たっては、いろんな周知であるとか、例えば今ある物品を管理することであるとか、準備をすることであるとか、前のところの片づけであるとか、市民からの問い合わせや何やかや、特にあそこに印刷機をぼんと置いておいて、誰も人はいなくて済むということではないはずなんですね。

それで、非常に今ご苦勞がある状況だと思うんですけども、この新たな指定管理をするということにつきまして、こんなことが何回もあっては困りますけれども、同じような失敗はしていただきたくないなあという思いがありまして、この指定管理に係る人件費ということの捉え方についてお伺いしたいと思います。建物があれば指定管理料が発生する、建物がなければ発生しないという考えについては、私は問題ではないかなと思うんですけど、そこについて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

指定管理業務に当たりましての人件費という考え方になりますと、やはり施設がなければ人件費は発生しないということになります。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

それでは改めてお伺いしますけれども、指定管理をして、その指定管理をされる事務員さん、昔は指導員といいましたけど、そういう方にどういう仕事を期待して指定管理料を払っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

指定管理におけます事務員さんの業務の範囲でございますけれども、指定管理制度におけます指定管理の業務内容につきましては、亀山市地区コミュニティセンター施設の管理に関する基本協定書におきまして、施設の使用許可に関する業務、維持管理に関する業務、その他指定管理者及び市が必要と認める業務といたしております。また、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができるとしております。

また、指定管理者の業務の仕様書におきましては、センターの管理運営方針としまして、センターは亀山市地域まちづくり協議会条例に定める地域まちづくり協議会の活動拠点施設であり、協議会条例に定める目的及び事業の実践の場となるよう、積極的かつ適正なセンターの管理運営に努めることと規定をしております。指定管理における適正な施設の管理運営を行っていただく中で、地域まちづくり協議会活動の円滑な実施に向けた取り組みを進めていただくということも期待をして

いるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

施設の許可、そして維持管理、この二言を聞くだけでも、今施設がないままでもやるのがたくさんあるわけですよ。あそこにあるコピー機、これ壊れたりしても、たちまちそれは修理費がかかってきますし、指定管理内でやらなければならないものがかかってきます。これから新しいところを皆さんに使っていただくにしても、どんなお部屋かということをきちんと見に行ったり、それはこの議会が終わって、書類を交わして、そして2週間以内でしたか、指定管理料が入ってくるのが。そういうことがあってからという建前はありますけれども、これだけ長いこと皆さんにお待たせしていて、やはり少しでも早く使いやすいようにという工夫というのは、何ぼでもやれることはあるわけですよ。

そんな中で、建物がないからといって人件費が出せない、指定管理料が出せないということは、非常にこれは市民力、地域力でまちをつくるという亀山市のやり方なのかなあと感じるわけなんですけれども、どうですか、市長、この件についてはどのようにお考えになっているか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、本年の4月から6月の間において、指定管理による管理運営を行っておりませんことから、指定管理者であった城東地区まちづくり協議会さんに対して指定管理料を支払うことはなかったということであります。その上で、城東地区のまちづくり協議会の活動を進めていただくというために、協議会の事務員さんには、市民協働センターみらいで活動をしっかり頑張っていただきましたが、通常の業務を行っていただいたところでありますが、この人件費につきましては、地域まちづくり協議会活動実施に要したものでございますので、市から交付をさせていただいております地域まちづくり交付金を活用させていただいて、対応をお願いしたというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ほかのコミュニティでは、事務員さんの人件費は指定管理料で賄っているわけですよ。あそこでやっておられる仕事は、まち協の活動ばかりじゃなくて、指定管理にまつわる仕事もしなくちゃいけないことが絶対にまじってくるわけですよ。そんな中で、例えば建物がないのに、出したいんだけど、出すわけにはいかないという悩みみたいなものも担当部署の方からも聞いていますけれども、その実情がわかっているのであれば、それは別途、もともとあるまち協の活動費ではなくて、やはりその人件費というのは別途見るべきではないかなあと思うんですけれども、そこまではどうですか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回、できましたら4月から新しい施設に移りたいという思いでやってきたわけですが、どうしても今回になってしまいました。この間、本当にイレギュラーな形で3カ月を過ごしていただくことになったんですけれども、指定管理料としては支払えないという中で、申しわけないんですけれども、今回は地域まちづくり交付金、こういった形でお願いをしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

以前からもこのコミュニティの指定管理ということについて、さまざまな質疑、質問をしてきましたけれども、やはりわかりにくいんですよね。まちづくりの活動と、それから指定管理の仕事ときちっと分けることはどちらもできないというのはよくわかるんですけれども、実情をわかりながら、市民に涙を飲んでもらうというやり方は、先ほどの水道の問題でもそうですけれども、やはりそれはちょっと違うんじゃないかなと思うので、この指定管理のあり方や協定のあり方も含めて、そして公の施設、どうやって指定するんだということの整理も含めて、ぜひとも市民のためになるように検討していただきたいということを申し述べて、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時05分 休憩）

（午後 2時17分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

今回、議案第50号亀山市税条例の一部改正について、通告をさせていただいております。

その中で、今回の税制改正が亀山市に及ぼす影響についてという内容で通告させていただいておりますけれども、今回の税条例の改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等により地方税法が改正されたことによるということなんですけれども、まず今回の税制改正により、この亀山市に一体どのような影響が出るのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の税制改正は、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、

地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差を縮小するため、法人市民税の一部を地方交付税の原資として、財政力指数により交付税措置をとるとともに、軽自動車の環境性能割の創設により、地方の安定財源の確保等を図ることが大きな改正の内容だというふうに考えています。

今回の改正のうち、主に亀山市に影響があるものについてご説明をさせていただきます。

まず、法人市民税の法人税割の税率の改正で、午前中の岡本議員にもご答弁いたしました。9.7%から6.0%に引き下げることで、年間約2億円程度の税収減になるものと予測をいたしているところであり。なお、減収分は、国税において地方法人税の税率に加算され、その税収が地方交付税の原資とし、交付されることになっており、亀山市としては、交付税の増額分は法人市民税の減収分を下回ると予測をいたしているところでございます。

次に、軽自動車税につきましては、平成31年10月の消費税率10%の引き上げ時に、県税であった自動車取得税を廃止し、軽自動車購入時に環境性能割を市税として創設するもので、数百万円程度の増収になるものと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

大きく2点ぐらいが中心になって、亀山市に影響が出てくるであろうということではありましたが、午前中の岡本議員の質疑の中でもありましたけれども、やはりこの法人税割の税率が9.7%から6%に引き下げられることによる市税収入が正直2億ぐらいの減になる、これが大きいんだらうということではあります。軽自動車税関係も、もう一つの話として、環境性能割の創設、これによって県税やったのが市税になって、ただちょっとそれはまだ県が徴収している云々の話がありますけれども、やはりこの2つが大きくて、ただこの中で、法人税の減収が、軽自動車税関係が数百万ですね、せいぜい。これを考えれば、当然トータルとしてはやはり減収になっていってしまうんだらうというふうなことであります。

この辺は国がすることですので、市としてはやっぱりどうしようもない部分というのがあるとは思いますが、そんな中で今回財政難云々の話もありまして、よく言われる中期財政見通しとか言われますけれども、そういった今後の財政運営の中で、特に財政見通しの部分とかで何らかの変化みたいなものはあるのか、その点をもう一度確認させていただきたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、地方交付税の原資化をされて、当然交付税は増額をされますけれども、それについて、中期財政見直しを見直すほどまでのことには今のところならないというふうに思っています。一つは、法人市民税は、平成18年度は約19億ぐらいございまして、29年度の当初予算では約6億円と。企業動向によって、法人市民税も変化が割と激しいということもございまして。そういうこともあって、当然税率が下げられて交付税で増額はされますけれども、それよりも企業動向の影響というのが法人市民税にとっても影響が大きく、亀山市には左右をしていくということですので、中期財政見直しを大きく見直すまでにはいかないんだらうというふうに今のところ考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。わかりやすい部分で2億の減収というのはありますけれども、それ以上にやはり景気動向とかによる法人税そのものの増減、これのほうが大きいという部分で、やはりそういうものを含めた中期財政見通し云々の話は考えていかなければならないということで、見直すほどにはならないだろうということではあるんですけども、確かに消費税の増額、これももともと社会保障費に充てるということではありましたが、その辺を思えば、社会保障の部分で手厚い交付税とかも出てくるかもしれませんので、その辺は今後そういった方向とかも全部トータルで見ながら、やはり考えていかないかん部分だろうなというふうには思うんですけども、財政見通しでも、不透明な部分とかいう言葉がよく使われますけど、その辺なんだろうなあとを思います。

ただその中でもちょっと細かい点、2つぐらいちょっとお聞きしたいと思うんですけども、まず先ほども言われました軽自動車税関係で、この税金そのものの額というのはあるんですけども、もう一つちょっと私が気になるというか、ちょっとひっかかったという部分が、従来県税であったものが一回市税に変わる。ただ市税ではあるけれども、県が徴収業務を行う、こういうような話ではあります。当然、県に対しても手数料みたいなものを払う云々の話がある。トータルで見れば、これに関しては市としては増収ではあるんですけども、やはり事務の移管とか、役割分担の部分で、やはり県にそのまま投げておいたほうが市としてはやりやすいのか、あるいはその辺も全部含めて、将来的には市が全部請け負うべきものなのか、いろいろな考え方があると思うんですけども、ちょっと話は違うかもわかりませんが、国保税とかの関係で、国保自体が県というもので一本化される云々の話もあったりして、市と県の関係というのがやはり変化している、その辺があるんですけども、今後こういった、今に始まったことじゃないんですけども、事務の移管云々の話が結構変化している。こういった傾向の中で、市としてやはりそういった事務を積極的にやっていくようなスタンスなのか、どうなのか。主体性の部分やと思うんですけども、その辺のお考えが今の時点であるのかないのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、現在の自動車取得税、普通自動車も軽自動車も今県が自動車取得税を取っております。そのこともあって、引き続いて、県税環境性能割と名前は変わりますけれども、自動車取得税みたいなものを県が市の分を合わせてやってもらおうと。現在も、普通自動車と軽自動車の分の自動車取得税を県が取って、その分の事務費を県が取った残りの65%を市町村に分配しておるんですね、現在。そういう事務の流れがあって、環境性能割という名前に変わるけれども、当分の間は県でやってもらったらという形で今回税制改正がされたんだろうというふうに理解しています。

今回の事務費も、5%を県へもらった分から市が払うということになっていますので、余り消費税の絡みで大きな制度改革をしようというのじゃなくて、まずは当分の間はそのままやっというの趣旨であるというような理解をいたしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

流れとしてはそういうことやとは思うんです。従来、県がこういうふうな形でやっていたから、それにやっておけばいいじゃないかということではあるんですけども、それに対して、主体性を持って市が今後のその辺の話、どうするという話になったときに、市としてどうしていくのかというふうな考え方があるのかというふうな部分をお聞かせ願いたかったということではあるんですけど、何かあれば。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません、私の財務部長としての考えですけども、市が環境性能割をみんな取るということになりますと、事務手続、またシステムの問題等、先ほどふえるのは数百万ぐらいの増しかならないということを考えますと、当分の間は県にお願いしておいたほうが、財政全体を考えると、そのほうが一番いいんじゃないかというふうな考え方を持っておると。しかし、行く末、税制改正が大きく変わった段階では、自分のところの税ですから、市が独自でやるということも大きな要素であるというふうな考えは大きくは持っておりますけれども、そんな考えでまずはいきたいというふうに思っています。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、もう一つちょっと細かい点なんですけれども、固定資産税の関係です。今回盛り込まれていますけれども、地方団体が、課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置とあります。いわゆるわがまち特例、これが今回これについての記述もありますけれども、この条例でも、特に家庭的保育事業ということと、あと居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業、この2つの項目につきまして軽減税率が適用できることになったということではあるんですけども、この内容自体、これは軽減税率についてはしなさいという話ではあるんですけども、この率自体をわがまち特例ということで市町が決められるということではあるんですけども、これが先ほど2つの事業と言いましたけれども、これがいずれも2分の1の軽減税率ということではあるんですけども、2分の1とした理由が何かあるのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず議員おっしゃられたように、家庭的保育事業等と企業主導型保育事業の軽減税率については、今までも2分の1という形で運用してまいりました。今回、わがまち特例としてどうするのかということがございましたので、健康福祉部と協議をして決定したものでございますけれども、当市といたしましては現在対象となる施設はございませんが、認可外保育施設となり、保育士の資格者が2分の1の配置でよいということで、認可保育所の基準より低くなっております。今、うちが運営し

ておる施設より基準が緩やかになっておるといふことも踏まえて、協議した結果、現行の課税標準としていこうじゃないかといふことで決めさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

どういふふうな理由かといふのを説明していただきました。ただ、こういうふうなわがまち特例といふことで、ここに市としての独自性を出せるという部分でして、言ってみれば、先ほど言いましたような家庭的保育事業であるとか、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、こういったことを推進すると言われるのであれば、やはりこの数字、3分の1から3分の2の間の軽減率を設定できるということではありましたが、やはり推進するのであれば、3分の2という数字に近づけるであろうし、いやいやそれを市としては、やはり自分のところで持つておる保育で、全部その企業も含めて面倒見ていくんやといふ意向やったら、もっと低くてもいいかもしれない。3分の1に近づけて。

ただ、この辺で市としての明確なある程度の姿勢を示せるんではなかったのかなといふふうにも思うんですけども、こういったことにつきまして、最後、市長にちょっとお聞きしたいんですけども、市として、もう少しここに対して市の独自性といふか、考えを入れてもよかったのではないかといふふうにも思うんですけども、その点、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

もう少し独自性を入れる必要はなかったかといふことでございますが、先ほど部長が答弁させていただいたように、現在対象となる施設がないということを受け、そして認可外保育施設となって、保育士の資格者が2分の1の配置でよいといふことで、認可保育所の基準より低くなっておるといふ現状を考えますと、現行の2分の1という軽減率でよいという判断をさせていただいたところでございます。このわがまち特例の考え方というのは、幾つかこれ以外にもいろんなところで可能性があるわけではありますが、必要なものであれば、またこれは独自の判断をするものについてはやぶさかではありませんが、今回につきましては、私どもは現行2分の1の軽減率でよしという判断をさせていただいたということでもあります。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ふだんから市長はよく民間活力をといふ話もありますし、そういう意味ではまさにこういう、確かに認可の基準云々の話があつて、そういう意味では、やはりこれはその基準という部分で譲れない部分もあるといふ、その意思ともとれるとは思ふんですけども、やはりこういったことに対して、単に基本的に2分の1が多いんだよといふので、2分の1でそのままいくといふものじゃなくて、やはりその範囲内で市としてどうしていくのかといふのを持つべきだといふふうな意味でちょっと確認させていただきましたので、この辺が今のところ対象がないということではありましたが、その辺が出てきたときに十分な対応をお願いできればと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、通告に従い質疑をさせていただきます。

勇政の前田稔です。

午前中も宮崎議員から質疑がありましたんですが、議案第59号市道路線の認定についてということで、今回、県道から市道に移管される県道11号線ですね。これについての経緯と内容について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

経緯と内容でございますが、今回の県道の移管につきましては、平成3年12月に、旧亀山市と関町がそれぞれ三重県と県道バイパス工事完成後に、旧道区間について、当時、市道及び町道として引き継ぐ旨の覚書を締結いたしております。今回、引き継ぎを受ける区間につきましては、白木町地内の市道川崎白木線、上白木交差点から関町白木一色地内の県道合流部までの区間となっております。

経過・経緯についてご説明させていただきますと、平成14年11月に、住友商事株式会社と三重県が、亀山・関テクノヒルズの開発事業において、現在の県道四日市関線バイパス道路改良事業における工事の施行区分や費用負担等について協定を締結し、同月には、協定に基づき白木町地内の市道川崎白木線、上白木交差点から関町白木一色の県道合流部までの区間の区域変更がなされたところでございます。

平成15年11月には、シャープや凸版印刷の造成に伴いまして、バイパスの一部工事が完成して、凸版印刷西北端の区間までについて既に供用がなされているところでございます。

今回、平成28年、昨年3月ですが、住友商事が亀山・関テクノヒルズの残りの開発地の工事に着手いたしまして、本年11月に県道バイパスのうち、未供用区間となっておりました凸版印刷西北端から白木町地内の市道川崎白木線の上白木交差点までの区間が開通する見通しとなったことから、旧亀山市と関町が三重県と締結しておりました覚書に基づいて、旧道を市道として引き継ぐため、市道の認定、本議案を提出させていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、工事をしている部分のところの締結した内容が完了したということで、今回そういう今の白木地内の道を市道にするということで移管されるということなんですが、まずちょっと気になるのが幾つかあるんですけども、午前中、宮崎議員も今テクノヒルズのところの開発しているところ、あそこを私も見てきたんですけど、相当広範囲に、谷のような、県道から見ると、谷底のような感

じでござと掘られておって、相当高低差があるように思えました。10メートル以上あるのかな。だから、あの道は対向もできないような狭さでして、東側は崖になっているので、当然ガードレールとか、そんなのが必要かなあと思いましたし、所によっては、カーブミラーなんかも必要な部分もあるのではないかなあというふうに思いました。

そういう整備内容ですね。移管に当たっての、やっぱり県から市に移管される、その整備内容というのがやっぱり重要になってくると思うんですね。ある程度きちっと整備された中で受ける必要があるんじゃないかなと思うんですけども、何か協定書の存在もあるということなので、まずその協定書の内容、詳しく内容と、それから移管されるに当たって、どんな整備を県がしてくれるのか、それが納得いくものなのかどうなのかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず協定書といいますか、覚書の内容でございますが、これにつきましては、平成3年12月4日付で、旧関町並びに亀山市両市ともに同様の内容でございます。

まず1点目として、今の県のバイパス工事に伴う旧道区間については、バイパス工事が完成後に町道または市道として引き受けるものとするというのがございまして、その次に、2つ目といたしまして、旧道区間を引き受けるに当たりましては、当時の現状ですけれども、現状で引き渡すことを原則とするが、維持修繕に係る工事が必要と認められれば、要望工事として施行するものとする。なお、工事内容の詳細については、バイパス工事完成前に改めて協議を行うこととし、県が必要と認めた最小限の範囲とするというような内容になってございます。移管区間がございまして、先ほどの川崎白木線の上白木交差点から、終点は現在の津関線と国道1号がぶつかります交差点付近までということになりますけれども、今回の移管につきましては、そのうち、バイパスが完成します北の部分ということになってございます。

その部分につきまして、ことし1月に県のほうから移管協議の申し出を受けまして、先ほど午前中にもお答えしましたが、2月に市と県の関係職員が現地確認を行いまして、修繕箇所の調整を行ってきたところでございます。その結果、舗装が非常に傷んでいる部分についての不良箇所の整備、あるいは側溝清掃が必要な部分の清掃、それからガードレールの修繕等について工事を行っていただけということになりましたことから、今回移管を受けるということで議案として上げさせていただきました。

なお、先ほど申し上げましたように、覚書の中に、原則として現状、かつ県が必要と認めた最小限度の範囲という中で、その必要最小限という部分をできる限り最大となるように県のほうと調整を進めてくる中で、直ちに市が修繕しなければならないということがないような最低限のといえますか、最大限といえますか、修繕の確認がとれたということから、今回議案として提出させていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その平成3年の覚書は、県が必要とした最小限ということは、結局もうほとんど県がやりたくな

かったらやらないというようなふうにも思うんですよね。こっちの要望は余り聞かなくていいよというような、なぜそういう経緯になったかは、平成3年のことですので、私もわかりませんが、こういう覚書が関町と亀山市とで、同じ内容で締結されたということですね。

これは過去のことなのであれなんですけれども、その内容について県と協議をして、道路のアスファルトの不良な場所とか、側溝の整備、それからガードレールをつけてくれるということなんですけれども、確かに舗装はされています。ただ、その側溝の整備というのは、どこの側溝の整備か、ちょっと確認をしたいと思います。どの部分か。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

側溝の整備ということではなくて、現在側溝で詰まっているところ等がありますので、側溝の清掃ということで先ほどお答えをさせていただいております。

（「清掃やったらよろしいわ」の声あり）

○建設部長（松本昭一君登壇）

よろしいですか、側溝の清掃ということでご返事させていただいております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

いや、側溝の整備と聞こえたように思いましたので、それは確認したかったんですけれども、この側溝の件で、白木一色のシャープのところの信号からずうっと入って行って、白木一色の町内に至るまでのところで東側の側溝は整備されておるんですね。西側の側溝というのは、下のほうだけ整備されていて、上のほうは整備されていないんですね。これは、一度県が計画をしておるんですよ。でも、断念しておる経緯があるんですよね。今、その西側のほうに家が1軒建ってきて、県道との出入りがちょっと難しい状態になっておるということで、これも本来は県が西側の部分も一度断念したんだけど、それはちゃんと整備して、それで市のほうに移管すべきではないのかなと思うんですけれども、その辺についての協議はされたのか、されていないのか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほどの件につきましては、以前にそういった話があったようでございますが、今回、またことし2月に、関町白木一色の自治会から同様の側溝整備の要望が三重県に出されてございます。それにつきましては、市を経由しまして県のほうに要望を上げさせていただきましたが、三重県より先月回答がございまして、非常に厳しい予算の中、難しい旨の回答でございました。

要望箇所につきましては、先ほど議員ご質問で述べられましたように、県道の東側には既に道路側溝が整備されており、基本的には路面排水はそちらの側溝で処理できるということから、県としては、新たな整備が今現段階で必要がないというふうに考えているようでございます。

ちなみに、現地のほうを私も確認させていただきましたが、その水路につきましては、現在まだ道路敷ではなく、民地に入っているという中で、県道に接続をします市道の新所白木一色線の道路

側溝の流末がそこに流れてきているということから、市としましても、市の流末水路ということでございますので、その点については、関係者等と調整を図って進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

県の言い分は、東側に側溝があって、そっちに雨水が全部流れていくというような説明やったと思うんですけども、設計は平らなので、西側にも流れてくるはずなんですよ。だから、県の勝手な言い分やと思うんですね。予算がないのは新聞なんかでも言われていまして、かなり厳しいのはよくわかっているんですけども、これは最終的に市のほうに移管するからということで、いろんな言い分をつけて、もう県はやりたくないんじゃないかなあというふうに思うんですね。それはやっぱりおかしいと思うんですけど、その辺について、何かきちっともっと明確な回答をもらっているんですか。それに反論はしなかったんですか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

その点につきましては、当方としても地元要望も出されていることから、県のほうには整備の要望は伝えたところでございますが、現状として、県道の側溝自体がつながっていないということもあって、予算的な問題も含めて難しいというところで回答をもらっているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

1つ伺いますけど、こういった県から市へ移管という、前も国から市への移管とかありましたけど、これは何か法的なものとか、必ず受けなければならないというふうに決まっているんですか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

国や県が管理する道路を市に移管ということに関しましては、特段こうでなければならないというルールはないものと考えております。それぞれが協議する中で、お互いに合意するところを確認した上で移管を受けるものだというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

私もちょっとこの件は県議にも相談したし、県の職員にもちょっと話を聞いたんですけど、当初は、やっぱりこれは県がすべきものやなということは言うておったんです。時がたつにつれ、ちょっと状況が変わってきたんですけど、最初認めていたんですね、県は。これはやっぱり県道だから、県がするものやということを言うていたんですけど、なぜかわからないんですけど、状況が変わっ

てきたような感じがあるんですけど、その辺に心当たりとか何かありませんか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今のことについては、心当たりというような質問、ちょっと私にはお答えしかねる部分がございますけれども、県として全体の事業費が厳しいというところもあるのではないかとというふうに推察するところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

松本部長が相当食い下がってもらったということは、話は聞いています、本当に。横からどなられるようなこともあったみたいなんですけれども、そこまで頑張っていたなということはよくわかっておりますので、これ以上やりませんけれども、やっぱりちょっと県も横暴やなあというふうにはいろいろと私も思いましたので、今回この質疑をさせてもらいましたけれども、今後のことあるので、県との関係もうまくやっていかならんだろうというふうに思います。

市長さんに最後にちょっとお聞きしたいんですけど、今回の移管に当たって、この整備の内容で、市長は納得できる内容ですか、これ。ちょっと一回市長に聞きたいと思います。提案したんだから、納得して提案したんだろうとは思いますが、市長に一回最後にちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成3年12月の当時の覚書の背景や中身については、経過については、定かに把握しておるわけではないんですが、先ほども触れていただいたように、今でこそ国・県・市町村の関係というのは、パラレルな上下主従の関係から、ということではありますが、当時としては、先ほどありました県が認めた最小限の範囲とするというのが、移管前に対応を明記されております。この最小限の範囲とする、当初お話がありました段階で、今、少し触れていただいた道路の現状の懸案課題が解消されずに移管することについては問題が多いということで、この最小限を可能な限り最大化する努力をしてきたところであります。言い分はそれぞれにあるわけではありますが、その中で今日に至っておるということでございます。

したがって、先ほどおっしゃっていただいた、県と、国もそうなんです、基礎自治体の市との関係は、それぞれ役割分担と協力というのは、ある意味一定の大事な要素であろうかというふうに思っておりますので、十分満足し切っておるかという、そうではありませんけれども、しかし、今日の協議を重ねた結果、最小限のところを最大化してきたということというふうに思っております。よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

まだこれからも要望が出てくると思うので、しっかりとその辺、また県のほうに直せるところは直していただくように、今一回協定されたと思いますけれども、やっぱり最後までもっと強力に、同じ市民であって同じ県民なんですよね。どこにも差はないんですから、その辺はしっかりと県に訴えるようにしていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時57分 休憩）

（午後 3時07分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案質疑をさせていただきます。

今回は、議案第52号、58号、関連して行いたいと思いますので、よろしく答弁のほど、明確にお願いしたいと思います。

今回新たに借りる建物ですけれども、提出資料によりますと、平成7年、鉄骨アルミ板ぶきの2階建て、床面積が1階が69.67平米、2階が213.52平米で、敷地面積、駐車場込みで589.81平米ということで、賃料が22万円、月額というようなことになっておりますけれども、このような状況になった中で、今回、一部改正と指定管理者の指定がありまして、議長さんをお願いしまして不動産賃貸借仮契約書の写しを手元にいただきました。それに基づいてそれぞれ質問をさせていただきますさかいに、明確にお答えいただきたい。

今回、一般社団法人三重県建設業協会と、会長は山下さんですけれども、亀山市櫻井市長と仮契約を結んだと。この経緯は、市長、どのような経緯でこのような状況になったのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回、建設業協会から借り受けることになりました経緯でございますが、城東地区コミュニティセンターにつきましては、耐震診断が実施されていなかったということで、耐震診断を実施しました結果、コンクリート強度の不足ということで、大地震が発生した場合、倒壊のおそれがあるということで使用を停止してきました。そこで、かわりの施設が早急に必要という中で、早急にかわりの施設を探してまいりました。そんな中で候補となりましたのが幾つかありましたが、やはり現実的に利用可能というのが今回の建設業協会の建物でございまして、そこで建設業協会さんのほうへ借り受けができないかということを申し入れさせていただいて、ご了解をいただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、三重県建設業協会に亀山市から申し出て、三重県建設業協会の山下会長とどなたがお会いして、この仮契約書を結ばれたのか、それをちょっと教えてください。

○市長（櫻井義之君登壇）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回の借り受けに当たりましては、三重県建設業協会の亀山支部の事務所となっておりますので、亀山支部の支部長様と事務局長様と協議を行いまして、そして借り受けに当たりましては、建設業協会支部長のほうから本部のほうに話をさせていただいて、今回契約に至ったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

亀山市建設業協会支部長と市長が懇談をして、あの建物を借りたいという申し出をしたら、山下会長に相談した結果、了という返事をいただいたので、この仮契約を結んだと。そういうふうでよろしいな。

そんな中で、基本的には、耐震不良の城東の施設なんですけれども、1階が158.93平米、中2階が22.78平米、2階が159.10平米、築49年と、床面積340.81平米と。こういう状況の、やっぱりそこで城東コミュニティの皆さん方は活動をやってみえたと。それから、耐震不良ということは市の責任やと思うんですけれども、そこで、みらいで仮住まいをしてもろうておったと。ところが、今の経緯で借り受けができるようになったと。

ところが、午前中に宮崎議員も言われたように、この建設業協会の床面積は、先ほども申し上げたように、1階は69.67平米、これは倉庫ですわ、それから階段。2階は213.52平米で、そしてその中で集会場の施設が76.99平米、ミーティングルームが29.55平米、和室が14.25平米、事務所が約20平米、合わせると140.79平米。結局、以前、城東コミュニティの皆さん方が使ってみえた施設の半分、それが適当なのかどうか。市長、亀山支部長と相談するときに、協働センターも各種団体があつて、いろんな活動をやっておるんですけれども、敷地面積の半分の施設で、ましてや宮崎議員も言われたように、階段を上って2階へ行くと、施設をね。そういうようなところで、施設は半分になる、階段は上らんならん。そういうようなところが妥当やと市長は判断したのかな。市長、教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

1月以降、その城東地区まちづくり協議会の活動拠点が使えないということで、できる限り、とりあえずみらいを緊急回避的にご活用いただいておりますが、新年度で早くそれが対応できるようにということで、私どもはさまざまな調査・検討をした結果、ご案内のように、なかなかこの城東地区には他に適切な施設等々が、使える施設等々がなかったということで、しかし、最終的にこ

の建設業協会亀山支部の敷地・建物を、おっしゃるように、従来のものから比べますと、面積的にも、あるいは2階等々、従来も2階をご活用いただいておりますが、そういう意味では万全ではありませんが、早くまち協の拠点を探して活用いただくということで、このたび、その環境が整いましたので、十分な施設かどうかということにつきましては、それはいろいろあろうかと思えますけれども、大谷会長を初め、城東地区のまちづくり協議会の皆さんとも、ご意向やいろんなものを調整しながら今日に至っておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

城東コミュニティのまち協の皆さん方が、ある程度妥協された中には、福沢君が質問されたときに、指定管理者に人件費を含めた中で、その人件費をどのようにしよるのやというような質問をされた。そのときには、指定管理料を払えんだら、地域まちづくり交付金のほうで人件費に充てておるといような形でやっておるわけやな。そうやけど、ここに建設業協会の亀山支部の建物を借りたら指定管理料が入ると。そうすると、この交付金がまたほかの用途に使えるということで、ある程度、城東地区の方はそれで妥協されたわけやさ。そやけど、限られた施設の中だと思うけれども、過去の、今、市長が平成21年に就任されてから、川崎コミュニティ、延べ床面積324.47平米、建築費8,998万1,850円、それから公社から2,092万のあれで取得しておると。それから神辺コミュニティ、278.17平米で、敷地面積が1,128平米、建築費は9,570万5,280円。それから関南部コミュニティ、床面積は260.02平米、敷地面積1,701.1平米、用地買収費2,195万4,944円、建築費1億1,664万円で、こういうふうにあなたは3つの新しいコミュニティをつくったわけですよ。そうですな、間違いありませんな。

その中で、城東地区のコミュニティが耐震不可で使用不可能というにもかかわらず、前回の議会で指定管理の物件として議案として上げてきた。それで、今回は条例改正をやってきておると。そうすると、今さっき申し上げた3つのコミュニティセンターは新築ですよ、これ。それなりの平米数も確保しておるし、これは2階建てじゃない、1階建てですよ、全て。そういう中で、なぜ城東コミュニティだけ、それで、これは各議員が質問した中で、今後3年間、平成32年3月31日までの間に随時検討していくと。すると、3年間検討していくというようなことですがけれども、その間の3年間、あなたの任期があと3年ちょっとですから、なぜ早急に、今の城東の、これは横に駐車場があると思うんですけども、城東コミュニティ、1階で158.93平米ありますよ。それで、横にある駐車場は50平米ぐらいあると思う、賃貸かどうかわかりませんが、私確認していませんから。当然、それを早急にというか、今後、多面的な方向から検討していく余地はないかと思はう。

あなたは今まで、今言うた川崎、神辺、関南部と3つの新しいコミュニティが建ててきておるんですよ。そうすると、当然、あなたがよく言う市民の税の公平性を鑑みた中で、城東コミュニティの皆さん方にご不便をかける、140平米の中の建設業協会の建物、140平米の中でしばらくは我慢してくださいというのは、あなたの税の公平性から見ると矛盾しておるんじゃないかと思はうやけど、矛盾はあなたは、感じておりませんか、聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の対応で、できるだけ早くまち協が活動できるようにということで対応させていただくわけですが、城東地区のまち協の皆さんにおかれては、おっしゃるように、本当にご不便をこの間おかけするわけでありまして、また、この地区は、非常にさまざまなまちづくりの事業を展開いただいております。そういう意味では、今後につきましても、ご意向やあるいはまちづくり協議会としての、あるいはコミュニティセンターのあり方も含めて多面的に検討していく必要があるかというふうに思っております。

先ほどの西川議員の総合管理計画との絡み、公共施設全体としての統合化とか、再編とか、さまざまな視点も当然その中には必要であろうかと思っておりますし、宮崎議員の午前中のご質問もございましたが、そういうものを含めて、この3年間という期間の中でしっかり方向を定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

そういう視点で、議員は、早くこれを建てかえてやれというご意向であろうかと思っておりますが、そういうさまざまな視点から、しっかりこれは検討させていただく時間は必要というふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、私の視点から、建てかえてやるべきやという、当然市としては建てかえるのが本来の姿であるというのは、税の公平性を鑑みて、今紹介しましたやろう、平成24年、平成26年、平成28年に新築をやっておるんですよ。それで、城東は今日までほったらかしだったわけですよ。そうすると、当然この340平米の総建ちのこのコミュニティセンターで、今、建設業協会の利用床面積は、倉庫を含めたら170ぐらいになるんですけども、集会場、ミーティングルームを含めたら140平米、約120平米ですよ。そうすると、今の159平米の城東の建っておるところの建物を早急に取り壊すという答弁もありましたな。早急に取り壊して、それで来年度に建てたら十分いけるんですよ、今これ6月ですよ。6月に、この建物の取り壊し、あれやったら平米10万としても、800万、900万ぐらいあったら大体あれは壊せますよ。

建物で、これも試算しました。川崎コミュニティは大体坪92万、神辺コミュニティは坪114万、南部コミュニティは148万ですよ、土地も含めて、坪。そうやで、どこまで立派なものを考えておるかかわらんけれども、例えば100万としても、110平米で3,300万かな、平家で。ちょっとええものにしたら5,000万から6,000万、総事業費8,000万あったら、これ来年度に建築は可能なんですよ、この城東は。それをしておけば、この建設業協会に支払う3年間で726万、こういうようなお金がかなり、これを向こうへ回して、それで800万のお金が設計、取り壊し、800万で壊せますよ、これ。

1年間は、今のみらいで辛抱してくださいと。ことし中に、今年度中に城東の耐震不可のを壊す。来年度には建設するという決断をするのは市長の仕事やないかな。あなたは3年間検討すると言うけれども、暇がないのや、あなたの時間が。それで、城東の人らもやっぱりこの協働センターでよろしいですよと、間借りやけど、しゃあないと。そして、地域まちづくり交付金で何とかしのぐか

ら、そこで活動してもろうておるんですよ。その思いは、あなたには伝わってこんみたいですね。私やったら、こういうような質問をさせてもろうた中で、ひしひしと地区の方の思いを聞きます。

というのは、私はこの話を聞いたのは、耐震不可で使えんというのが去年の12月ですよ。12月の初旬に、城東コミュニティは耐震診断したら使用不可ということで閉鎖をするという通達があったと。それからこれももう6カ月がたとうとしておるんですよ。あなたの協会との契約で、こう葉張るみたいなもんですよ、これは、私から考えたら。本来の行政ではないわけですよ。そういうような思いはないかな。これは、当然3年間検討したら何とかなるやろうという思いなんですか、市長。改めて聞きたい、あなたに。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど昨年の熊本地震を受けて、改めて公共施設の再点検をしましたところ、私どもとしては、大変申しわけなかったと思いますが、昭和56年以前の民間が建築をいただいて、市として取得をした公共施設、集会場の2つに耐震の問題があるという、これが明らかになってまいりました。その一つが、この城東地区コミュニティセンターでございましたが、それを受けまして、1月から使用を停止して、その間の緊急回避的な機能として、みらいの一部をご活用いただく形となったところであります。

したがいまして、本格的な活動ができるだけ早くまずはとれますようにということで、この間、この周辺地区、さまざまな東町の公民館の活用等々も考えたところでありますし、いろんなことを検討させていただきましたし、まち協の会長以下、私も直接お話しもさせていただいてまいりましたが、そういう中で最終的に建設業協会亀山支部のこの建屋を活用するというので、一定の条件が整ってまいったところであります。これを3年間になります、ご不便かけますけれども、まずはまち協の拠点としてご活用いただくということは、当然行政としてその責務を果たしてまいってきおるわけでありましたが、今後もまちづくり協議会の活動が、状況が十分じゃないかわかりませんが、地域のきずなを深めていただいたり、地域の人づくりやまちづくりの事業をしっかりと展開いただけるようなサポートをしつつ、私どもは今後のあり方を同時に模索していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

はっきり言うて、つまらん答弁ばかりしておったらあかん、市長よ。だから、3年間協議する、城東のコミュニティの人に3年後には必ず今の位置に建てるからと、だから手狭な協会を使うてくださいというんだったら話はわかる。そういうような答弁をここでせないかん。当然それが市長の責務なんや。あなたの唐突な、ちょっとこれは言わんでおこうかと思ったけど、駅前だけは何かわけわからんものを突っ走ると。何でもかんでも行かないかんのやと、額もこれの数十倍や。そうやけど、この城東コミュニティをつくるのは、僕は1億あったら十分できると思う。余る、まだ。

山下さんも、私も三十五、六年の旧知の人ですから、私より年はちょっと上やけれども。山下会長に私も一遍聞いてみようかなあ、どんな話だったんやと。山下会長、これついておるんやから

ね、判こを。亀山支部の支部長が、山下会長にどういうふうに言われたかは知らんけれども、山下会長には確認しますよ、これは。

もう一つ詰めたいのは、この仮契約書の中で、5条の前払いとか、こういうのを書いて決めてある。8条に、税ですか、甲が負担する。これ何ぼでんのやな。電気、ガス、水道代はコミュニティが払うとこれに書いてある。原状変更、原則乙の負担をもってこれを実施すると。修繕の場合は、ある程度上限がありましたわな。30万を限度とした場合については、その事業主がうんちくでというようなことがあったけど、修繕、原則乙が負うと。乙とはコミュニティのほうやわな、亀山市やさ。それから、この契約の締結に要する費用は、甲、協会が持つと。何やわけのわからん、あっちこっちのほうりやいをしてあるけれども、余り時間がないでちょっと聞きたいのやけれども、全体で、ちょっと聞くところによると、協会が商工会議所の3階へ行くという話を聞きました。建設業協会が、間借りするわけやな、今のところを出ていって。そうすると、この22万、あの底地はMさんの土地やね、個人の土地ですよ。580平米借りると。それで、駐車場も含めて借りておると思うけれども、そうするとまず協会に22万円払って、協会は土地の使用料を地主に何ぼ払いませのやな。そうでしょう。又貸しはよろしいよというて、話し合いは進んでいますという答弁があったわな、午前中の答弁で。その22万の内訳を教えてください、月額22万。これ、月額22万というたら、かなりの金額ですよ。コンビニで大体35万ぐらいですよ。建屋もそのオーナー持ちだったら、大体65万ですよ。そうやけど、コンビニなんか駐車場が1,000平米以上あるでな。たかだか580平米で22万、この甲と乙との賃貸関係、それから地主さんの賃貸関係、その金額の内訳をちょっと教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回、市が建設業協会から借り受けを行います賃借料としましては、月額22万円ということにしております。この積算につきましては、国土交通省の不動産鑑定評価基準に基づく積算法により算出したものでございまして、建設業協会と土地所有者の間で契約されております土地賃貸借料に建物の減価償却費及び固定資産税、都市計画税、そして建物の利回りを加算して積算した金額でございまして、双方の合意により、月額22万円としたところでありまして、適正な額と判断しているところでございます。この積算方法につきましては、補償鑑定士の専門家にも確認をさせていただいたところでございます。

それから、土地所有者の方と建設業協会さんとの間の賃貸料でございますけれども、こちら、個人と建設業協会さんとの間の市民の契約でございますので、その額については、この場で申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何で答えられやんの。答えられんわけがあるのかな。答えられんことないがな、市長、そんなら答えられん理由を教えて、市長。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

土地の所有者の方と建設業協会さんとの間の民民の契約でございまして、その額をこういったテレビでありますとか、インターネットに接続されている場所でございますが、こういった場所で公開するということは、その方々の不利益をこうむることもあるというふうに判断しております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この議案を出してくるのに、全てのことを明らかにできやん議案なのかな、市長よ。提案者としても釈明してくれ、これ。22万で地主に幾ら払って、協会が手取りどれだけで、国土交通省の積算根拠に基づいてと、そんなら一遍積算根拠を資料として欲しいけれども。ここには、又貸しはよろしいですよという契約もしたというて答弁があったんですよ、昼までに。そうでしょう。

580平米を借りるのに、国土交通省の精算方法をとって22万にしました。それはいいわさ。じゃあ、今の建設業協会が建物を平成7年に建てたと。総床面積が283平米で、敷地面積というのが589平米というのは、駐車場も借りた中やから。ということは、引いたら300平米分の駐車場を借りておるわけやさ。300平米というのは、大体20台か25台ぐらいや、駐車スペースとして。

そうすると、何でそれ言えませんか、ここ。何で市長言えんのかな、これ。個人情報だとか、これ山下さんのところへ、三重県建設業協会へ払うんやろう、亀山市は。そうやけど、三重県建設業協会は亀山支部が払うのか、三重県建設業協会が払うのか、地主にお金払うんでしょう。又貸ししてもいいと、こんな状況やったらと。そのかわり、わしらは商工会議所の3階へ行くでと。この三者がうまいこと回って、こういうような状況になっておると。

そうすると、建物は三重県建設業協会が建てたのか、亀山支部が建てたのか、その確認はしておるのかおらんのかわからんけどな。これ、山下会長が、三重県建設業協会が出ておるのやで、三重県建設業協会がある程度補助金を出しておるのか、鈴鹿市にも建設業協会の会館がある。桑名にも四日市にも、各市には全部あると思う、協会の建物は。そうすると、皆その物件の主たる建設費の全額を三重県建設業協会が出して、ただ亀山支部に貸しておるのかな。そこら辺は調べてあるよね、知らん。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

基本的には支部のほうで建築をして、名義としては建設業協会の名義になっておるということでございます。そこに全く、100%支部のお金であるかというところまでは確認をいたしておりません。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

改めて聞きます。第4条で、曲がりなりにも3年間で726万、平成29年度は198万、30

年と31年は264万、それで借りるわけですよ。それで途中解約もよろしいよと、契約の解除というのは13条に書いてあります。途中解約というのは、もしあれやったら、それは前払いですから、日割りで戻すという契約内容になっておると。

市長、それで城東の340平米の建物をここのうちに取り壊して、29年度に、30年度に建設したら可能やないかな1億ぐらいのお金。そんなお金は、城東地区がいろんなイベントにお世話になってますという思いが市長自身にあるんやったら、当然建設業協会の建物を不便なところを借りやんと、やっぱり地域のまちづくり協議会のための、あなたまち協、今までコミュニティセンターやったけど、まちづくり協議会をつくりますわというて、コミュニティをまちづくり協議会に変えたんでしょう。そういうような中で、この城東コミュニティの活動拠点として、やっぱりきちんと耐震もした新築をして整備するのが市の責務であり、市長の責任と違うのかな、そういう思いはないわけやでな、3年かかるということは、このままいくということは。そういうような答弁できませんか。できたら29年度中に取り壊しを行って、30年度には建設にかかるという答弁はできんのかな。駅前については、31年度に前のところを取り壊してと市長は粛々と進んでるけれども。本末転倒というのはそういうことなんや、市長。

それで、22万の内訳を聞かせてくれと言ったら、それは個人情報で言えませんと。そうすると、協会の手取りがありますやろう、協会が建っておるのやから。22万のうち、私は幾らかわからんけれども、七、八万の金は協会に入るようになっておるんですか。そういうように勘ぐるぞ、私は。もしあかんのやったら、山下会長に直接電話して、協会は何ぼもらうんやと聞いてもよろしいわ、私。僕をどこまで山下会長が信頼してもらおうておるか知らんけれども、僕はもう長いつき合いやで、何とか教えてくれと。それで、何とか城東コミュニティを一年でも早いところ建てたいという思いがあるで、ちょっと教えてくれんやろうかというようなことを言うたら、恐らくお教えいただけるのか、そんなことをやっておる暇があるのやったら、ここで答弁してもらおうたほうが市民の人もわかると思う。どうしても答えられんかな、市長、答弁。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、部長が申しあげましたように、建設業協会と個人の間とで交わされております契約案件でございますので、その内容についてこの場で申し上げることは差し控えさせていただきたいというふうに考えておるところであります。その金額について、この場で公表することは控えさせていただきたいというふうに思いますが、ご案内のように、借地単価といたしまして、先ほども前段でご答弁させていただきましたが、一般的に土地を借り受ける場合において採用される公的な基準に適合した額でございますので、適正な金額であるという認識をいたしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これは私の今までの経験上からいくと、大体580平米、平米大体250円です。14万5,000円なんです。大体15万ぐらいがあたり、土地代はね。ということを上げて、もう時間がないで終わります。そんなことはまた後から聞く。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第50号から議案第62号までの13件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。なお、報告第1号から報告第4号までの4件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第50号 亀山市税条例の一部改正について
- 議案第51号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第56号 財産の取得について
- 議案第60号 専決処分した事件の承認について
- 議案第62号 専決処分した事件の承認について

教育民生委員会

- 議案第52号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第57号 財産の取得について
- 議案第58号 指定管理者の指定について
- 議案第61号 専決処分した事件の承認について

産業建設委員会

- 議案第59号 市道路線の認定について

予算決算委員会

- 議案第53号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第54号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第55号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（中村嘉孝君）

次に、日程第2、請願第1号を議題とします。

請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願の審査については、お手元に配付してお

ります。請願文書表のとおり、所管の産業建設委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成29年6月7日
件 名	農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願
請願者の住所・氏名	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 代表者 吉川重彦
要 旨	農業者戸別所得補償制度を復活させ、国民の食糧と地域経済、環境と国土が守られるよう、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	櫻井清蔵、岡本公秀、尾崎邦洋、服部孝規
付 託 委 員 会	産業建設委員会

○議長（中村嘉孝君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす13日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時46分 散会）

平成29年6月13日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成29年6月13日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀淵輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長 松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 草 川 博 昭 議事調査室長 渡 邊 靖 文
書 記 水 越 いづみ

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

一般質問の第1番目に登壇させていただきます。公明党、新 秀隆でございます。よろしくお願
いいたします。

本日の第1番目ということで、亀山市周辺整備事業について、こちらのほうでございますが……。

(発言する者あり)

○4番（新 秀隆君登壇）

済みません、亀山駅周辺整備事業についてでございます。

本年2月の市長選におきまして、亀山周辺整備事業を公約に掲げ、市長は3期目の当選を果たさ
れました。3月に議決いたしました第2次総合計画を初め、さまざまな施策、亀山周辺整備事業が
位置づけられておるのは言うまでもございません。

私といたしましても、亀山周辺整備事業を……。

(発言する者あり)

○4番（新 秀隆君登壇）

亀山駅、済みません、ちょっと長いので整備事業ということで以降はお願いいたします。

反対の立場で質問をするのではなく、むしろ期待度の高い事業であると認識した上で一般質問に
入らせていただきます。

まず初めに、市長の政治姿勢についてでございますが、今回、市長の現況報告での、整備事業で
の公共施設において図書館移転を固めたことについて質問させていただきます。

市民への周知がまだまだされていないことも大きな課題として捉えております。そういう中にお
きまして、議会といたしましても、しっかり議論をするために特別委員会を立ち上げ、行政との連
絡を密にとの間ではありますが、現時点といたしましては、何ら移転決定の議論に至っていないの

が現状でございます。特別委員会を立ち上げたことは理解いただいていることと思っております。

そして、教育委員会から、亀山市立図書館整備基本構想の中間案も提示されてきております。この中にも、亀山駅への図書館移転との決定事項の文言はどこにも記されておられません。

また、5月11日に亀山市総合教育会議、以降は教育会議と申させていただきますが、開催された中でも、市長ご自身、図書館について、有力候補として亀山駅前への移転も視野に入れてと、既に亀山駅前への移転ありきとも受け取れるようなことを申されております。にもかかわらず、教育委員会の発表された内容と市長の発表された内容、これらに整合性が図られていないところに私は疑問を持たざるを得ないと。

そこで、市長に質問させていただきます。

図書館移転につきまして、教育委員会と市長の決定事項に大きな違いを感じます。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

新議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、亀山駅周辺整備事業の市街地再開発事業において導入する公共的機能につきまして、今回、この6月定例会の冒頭の現況報告で、図書館を移転する方向性を固めたことについてご報告をさせていただいたところでございます。

この方向性につきましては、先月11日に開催をいたしました総合教育会議におきまして、教育委員会から図書館整備基本構想中間案が報告をされた中で、図書館機能の拡充のためには移転も視野に入れる必要があり、その場合、亀山駅前は候補地として見合っているとの報告がございました。その報告と亀山駅周辺の再生に資するにぎわいづくり等の視点とをあわせて考えて、その上で、亀山駅前移転について、その方向性を固めたものでございます。

しかしながら、今後、図書館機能に付随する施設も含めまして、市と教育委員会でさまざまな協議・調整が必要なこともあろうかというふうに考えております。現時点におきましては、図書館の駅前移転を最終決定したものではありませんが、今後、方向性を固め、教育委員会とさまざまな協議・調整をした上で、それを前へ進めていくという考え方でございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、市長から答弁をいただきましたが、教育委員会ともさまざまな協議・調整を持たれて議論をされてきたということでしたが、どうも今の答弁では、何か亀山駅前への移転がちょっと薄らいだような答弁と感ずるのは私だけかと思いますが、それではこの教育委員会、そして市長という、この駅前開発の2ブロックの市街地再開発事業において導入する公共事業にかかわる、市長、教育長、両名の見解に入らせていただきたいと思っております。そこでもう一度詳しく聞きたいと思っております。

先ほど市長からも答弁がございましたし、そしてまた現況報告でもございましたが、市長に再度確認させていただきます。

亀山駅前開発事業での公共施設は図書館で決定かということについて、再度お伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたように、今後の方向性につきまして、再開発事業に導入します公共的機能については、図書館を移転する方向で考えてまいりたいというふうに考えておるところであります。

また、今後、その図書館機能に付随するさまざまな機能・施設も含めまして、教育委員会とさまざまな調整・協議が必要であろうというふうに考えておりますので、今後その調整・協議をしっかりとらせていただきたいと思いますとおるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

再度確認した上で、市長は駅前への図書館の進出は確定していると、意思を伺いました。

それでは、教育長にお伺いいたします。

教育委員会としては、先ほどのるるお話の中でも、教育委員会としての決定事項は、どこにもちょっと確認するところはございません。そういう中におきまして、教育委員会として、図書館の亀山駅前への移転について、教育委員会として決定されたのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

教育委員会といたしましては、昨年10月、図書館の今後の方向性を固めさせていただきましたが、その後、その実現に向けてさまざまな協議を重ねているところでございます。まずは図書館の整備・拡充を進めてまいりたいと考えているところでございます。

図書館の移転につきましては、現時点において、教育委員会としての最終的な結論にまでは至ってございません。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ただいま教育長からご答弁をいただきましたが、亀山駅前への図書館の移転については、内部の構想的なところで、移転についてはお示しいただいておりません。

そういう中におきまして、教育委員会からの、この亀山市立図書館整備基本構想の中間案の示された中にも、位置について、図書館の候補地として亀山駅前は要件に見合っていると見ることができるとか、あと教育長の現況報告では、移転の可能性については市長と意見の交換を行ったと、先ほど来から市長とともに意見交換はしっかり行っているというところではございますが、そしてそ

の中で、市長は図書館の移転の候補地として駅前を申されております。

こういう中におきまして、さまざまな意見の中におきまして、市長は決定、教育長は、教育委員会としては、まだ現在は決定ではないということではございますが、この図書館の移転の決定権でございますが、こちらにつきましては、せんだって5月16日に、副市長の同席のもとで、教育民生委員会の協議会で、伊藤議員の質問の中でも図書館の移転を決定する決定権というのは教育委員会であるように私は理解いたしましたが、再度教育委員会にお伺いいたします。

図書館移転の決定権は一体どこの部署なのか、お伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

図書館の設置に関する決定権につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号によりまして、教育委員会の所管に属する学校やその他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項につきましては、教育委員会が所掌するものと規定をされておりますことから、図書館の移転などにつきましては教育委員会が決定を行うものでございます。

一方で、同法第22条の規定により、教育財産の取得・処分、教育事務に係る契約の締結、予算の執行については、地方公共団体の長の職務権限として規定されております。

このことから、図書館の整備を進めるに当たりましては、市長と教育委員会はそれぞれに役割がありまして、それに応じた権限を有しております。そのことから、互いが共通した意思決定が必要であると存じております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ただいまご説明いただきましたが、やはりこの行政と教育委員会の双方の意見が統一しない限りは、やはり亀山の図書館移転については、大澤次長が先ほど申されたように、双方の意見が統一しない限りはできないのかなあと私は理解させていただきました。

そういう中におきまして、今回、市長、建設部にもお伺いしたい点ではございますが、現況報告で公共施設の移転は図書館としか示されておられません。そしてまた、先ほどの市長からの答弁の中では、さまざまな施設というか、そういうようなことも少しご報告の中にありました。

そういうところの中につきましては、今回の第2ブロックの地区整備の考え方というものが示されている中におきましても、管内の全施設のネット、市民交流ホールを整備する等、そして交流のおもてなしの公共施設としての図書館、アートホールなどと、ここにも既に図書館という言葉もあらわれてきておるわけなんですけれど、そしてまた立地適正化計画の誘導方針の中におきましては、地域全体の中心的都市拠点としての拠点性の強化を図りますと。そして最後のところで、3点目に上げさせていただきましたのが、亀山市公共施設等の総合管理計画の中におきましては、やはりここできのう西川議員も申しておりました施設の総量の削減、これらの手法についての集約化、複合化、転用等々が明記されております。

こういうことにおきまして、さまざまな方針を打ち出す中におきまして、この図書館というもの

を3,000平米の公共施設として、本当にこの駅前に図書館でにぎわいづくりが確保できるとお考えなのか、この点について、市長、執行部にお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

おはようございます。

駅前再開発関連のご質問に関しましては、松本建設部長にかわりまして私のほうからご答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

亀山市立図書館は、現在、年間10万人のご利用がございます。図書館が駅前にリニューアルすることで、さまざまなにぎわいづくりの可能性が広がってくるものと考えております。

従来 of 図書館利用者に加えて、駅利用者や送迎の立ち寄りなどの公共交通を生かした新たな利用者の拡大、また一定人口の集積ができることで新規の商業の立地や既存商店とのタイアップ、生涯学習などによるさらなる活性化が期待できるものと考えております。駅前という市の玄関口に立地することで、駅、公共施設、商業、地域が相互にさまざまな関連を持つことで、にぎわいにつなげていきたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今までにも考え方をお示しさせていただいておりますが、やはり中心市街地の再生に向けて、特に亀山駅の、まさに本市の玄関口の人の流れをさらに活性化していくという中におきましては、今回計画をしております再開発事業の、そこに導入する公共的施設としては、図書館というかなりの人流を生み出すことができる、そして単にこれは箱物を移転するというのではなくて、市民生活の質を高めたり、人の活性化を図っていくという意味で、大変意義ある公的機能であるというふう

に認識をさせていただいております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

少し私としては、亀淵参事もおっしゃっていましたが公共、商業、そして市民の、また市長は人の流れの中でとも申されております。もう少しこの公共、商業という、要は亀山駅前に対する、このビル、この中にそういう施設がほかにも今のお考えの中であるんでしょうか。

私が聞いたかったのは、図書館は今明記されておりますが、このにぎわいが本当にこれで、現在の10万人の流れの中で、図書館だけでにぎわいができるとは考えにくいので、その点をもう少しお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

駅前は、先ほども言いましたように、市の玄関口に立地するというので、今回の駅前の再開発ビルにつきましては、当然のことながらそのほかの2ブロック以外の1ブロック、3ブロック、4

ブロックとの関連性を持って、さらなる商業、地域、駅とのつながりを十分に関連づけて進めていきたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

私としては、具体的に2ブロックの整備の考え方の中でも表示されておりますんですけど、やはりここで市民活動、子供たちの活動、亀山の駅前での待ち時間の空間としての整備とか、また市民の観光情報のセンターとか、そういうものを、しっかり打ち出しも出ているんですから、その辺を行政としてもう少し広げた話で、そしてまた出前講座でも最近さまざまところでご提示いただいている、そういう内容につきましてもう少しお伺いしたいなあと思っていたところでございます。

それでは最後のセクションになりますが、最後のところで、図書館の移転についてでございますが、今回、移転の方向性は確かに色濃くなってきております。こういう中におきまして、現在の図書館が建っている、立地しているここを取り巻く環境は非常に恵まれているのではないかと私自身は思います。

その中におきまして、1つ目の、公園や博物館に隣接していることや、そして周りの緑豊かな環境であると。そして駐車場に関しては、図書館は少し難点もございますが、隣接している博物館等々の施設の駐車場はかなり台数も見込めるところでございます。

こういう中におきまして、位置的な検証についてでございますが、現在の土地で建てかえたらとか、そういう検討の試算をされたのか、その点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

図書館整備基本構想中間案の策定に当たりまして、現在地における拡充整備に際してさまざまな課題の洗い出しを行い、その上で移転も視野に入れた検討を行うものとしていただいております。

費用の試算につきましては、近年に建築されました周辺域とか、また同規模都市の図書館の事業費の比較のような形で試算も模索いたしましたけれども、規模とか立地とか運営の方法等によりまして大きく差が生じてくるということがわかってまいりましたので、事業費の算出については不可能というような見解に至ったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

大澤次長から試算の検討はかなり難しいものであったということですが、今回、一般的なところで申しますと、大体平米100万ぐらいとしまして、3,000平米というと30億ぐらいの試算ではないかなあと、アバウトでございますが、そのように私自身は思っておる次第でございますが、それで検討に至らなかったというところではございますが、亀山駅前の移転のメリット・デメリット、こちらについて、優劣比較という形にはなりませんので、建設部から回答をいただいても結構でございますので、比較、こちらについて、亀山駅前はどうしていいのかというふうな比較をお伺

いいいたしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

駅前に図書館が移転した場合のメリット・デメリットでございますが、当然のことながら、メリットといたしましては、国からの交付金で、先ほど新議員がおっしゃいましたように、そういう補助金の面である程度安価なものになってくるのではないかなあというのが非常にメリットではないかなあというふうに思います。当然のことながら、もう一つ、先ほども言いましたように、駅前に移転することでのぎわいもつくっていくという両方のことを考えておるかなあというふうに思っています。

ただ、デメリットとしましては、やはり従来から図書館については静寂な公園の中にございまして、それがにぎわいの中にできてしまうという部分がデメリットになるかなあという部分はございますが、それについては建築的な防音等もございますので、いろんな部分でその辺については対応ができるかなあというふうに考えております。以上です。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

教育委員会といたしまして、図書館整備の基本構想中間案における駅前移転時のメリット・デメリットということでもありますけれども、基本構想の中間案の策定時に多面的な検討を重ねてきた中で、基本構想中間案には明記はしてございませんけれども、さまざまなメリット・デメリットと考えられる内容が浮かび上がってまいったところでございます。

まず図書館を駅前に移転するメリットにつきましては、例えば現在図書館が抱えておりますさまざまな問題、これの解決につながっていくということ、市民の生活拠点の集中域であること、公共交通機関の利便性が高いこと、一定規模の用地が担保できること、また財政的な負担が軽減されることなどが上げられるということでございます。

一方で、デメリットといたしましては、図書館の周辺環境がこれまでと変化をすることなどが上げられるかと存じてございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

メリット・デメリットの件でございますが、確かに亀山市立図書館の整備基本構想の中間案の中でも既に現状の課題というところが、問題点でデメリットというのがしっかりとあらわされているんですけど、大澤次長、さまざまなというところを、もう少し詳細な答弁をいただきたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

現在の図書館でありますけれども、開館後37年が経過しておりまして、耐震基準については満

たしておりますものの、施設総体の老朽化は否めないというところでございます。

その中で、特に図書収蔵スペースがありますけれども、限界に達してございまして、これ以上の蔵書の充実が望めないという点、また閉架書庫につきましても、図書の保存にとりましては決してよい環境とは言えない状況、またスペースの面から、読み聞かせとか、交流学习活動の場とか、図書閲覧、DVDの視聴、またインターネットの利用、さらに飲食可能な飲食スペース、これらの確保が困難であるということが上げられるかと存じております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、大澤次長から説明をいただきましたが、その点につきまして、非常に内部的な問題は、私たちも現在、教育民生委員会の所管のテーマともなっておりますので、内部的なこと、そして運営的なことは、私のほうからはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、どちらにしろ、私も多々さまざまな図書館を視察させていただいた中で、非常に現在の図書館のあり方ということについては、すばらしい図書館を構えている施設を持っている市もございまして、そういう点につきまして、現在の亀山市の図書館におきましても、無理難題な点も多いということは理解させていただきました。

そういう中におきまして、最後のところでございまして、駐車エリアについてでございますが、先ほども申させていただきましたように、図書館の現在ある位置ではかなり車の台数もとめられるようなことではございますが、これが亀山駅前に移ったときのことを想定いたしますと、現在、皆さんも当然ご承知おきいただいておりますが、亀山駅前の至るところに、有料ではございますが、駐車場がたくさんできております。

そういう中におきまして、亀山市として、こちらの駅周辺で経営をなされている経営者との問題、こちらについてはどのように対応されていくのか、その点についてお伺いいたしたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺の駐車場につきましては、図書館などの公共施設の利用者と駅利用者といった利用形態を踏まえ、整理する必要があると考えております。今後、図書館駐車場のあり方につきましては、具体的な検討が必要と考えております。

また、亀山駅周辺の有料駐車場の経営者との問題につきましては、現在、駅利用者などの駐車場とは形態が違うものと考えており、今後、駅周辺整備の中で検討を行いながら協議をしていきたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな問題もいろいろこれから起こってくると思うんですけど、その中におきまして、やっぱり第2ブロックの整備の考え方の中で、今現在、図書館の来館者というのは想定で約10万人との発表もございましたんですけど、そんな中におきまして、この10万人に見合った図書館を含

めた駐車場のあり方、これは教育委員会として、この10万人の図書館に押し寄せて来る方の、全ての方が当然自動車で来るとは限りませんが、そういう点について、最後に教育委員会としてどのような駐車場を想定されているか、この点についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

図書館整備基本構想の中間案の策定におきまして、例えば1日当たりの来館者数、また滞留時間といった想定についての算出は行っていないところでございます。

現在のところ、教育委員会といたしましては、駐車場については無料であるべきと考えております。

ただ、何台分が確保されるべきということにつきましては、機能とか施設の規模が決定されていない中での算出については難しいものかと存じております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

明確なところの数値はこれから検討ということで理解させていただきました。

少し時間はあるんですけど、通告外のこと非常にたくさんございます。その点につきましては、委員会も含めて、そういう中で協議していきたいなあと考えております。

今回、他の議員も、かなり駅前のこの事業に対しては、思いも熱いものがあると思います。そういう中におきまして、私としましてはこの辺で質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、質問をさせていただきます。

勇政の今岡です。

6月8日に、駅前再開発をみんなで考える会の皆さんより要望書が市に対して提出されました。この団体さんは、自分たちで出前トーク、都市計画室を呼んで話を聞こうという会を開かれたりですとか、すごく熱心に活動をされている方々なんですけれども、この方々たち以外にも、住んでいる方はもちろん、亀山駅周辺整備事業というのは市民の関心が物すごく高いんですね。一つ一つ、我々が何を発言したか、あるいは市のほうからどういう答弁をもらったかということについて、非

常に反響が大きいです。

市議会でも駅前対策特別委員会をつくりまして、事業についての検討をしっかりとするという姿勢であります。

私たちの会派、勇政なんですけれども、3月議会で駅周辺整備に関する予算をほぼ取り除いた事業予算を提出いたしましたして、修正案ですね、提出いたしました。それで事業に反対であるという姿勢を示したんですけれども、これは亀山駅周辺整備自体をとめる、反対するということではなくて、現在のこの事業の進め方というのはどうなんだということで、ストップをかける意味合いでそういったものを提出しました。

その理由の一つに、情報公開、情報提供、あるいは説明責任というものを上げさせていただきました。今、現時点で、市当局と私たち市議会のほうでは、事業の中身云々というよりも、それ以前のことによって議論がとまってしまっていることがあるんじゃないか、そういう印象があるんですけれども、今回は駅周辺整備自体の事業内容云々というわけではなくて、例えばこの質問を見ていただいた方が、いつこの事業について説明がされるのか、あるいはこれからどういう形で駅前整備にかかわっていただけるのかというものがわかる形にしたいなあと思います。

この質問は、事業の細部にかかわるものではなくて、市の情報提供に対する姿勢の質問であります。なので、ほとんど担当部に答えていただくことはないと思うので、市長のほうから、こういう姿勢なんだ、こういうふうなスタンスでいくんだということをはっきり明確に答弁いただきたいと思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1番、議会への情報提供についてということなんです、この情報提供は大きく分けて2つに分けられると考えました。それが議会に対してと市民に対してということなんです、まず私たち議会に対してなんですけれども、そもそもの大前提といたしまして、市長は議会と情報共有していくことの必要性を感じているのか、まずご答弁をお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

1番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘の情報共有でございますが、私自身も、開かれた市政の実現に向けて、就任以来、その努力をいたしてまいりました。

また、ご案内のように、平成22年3月制定の亀山市まちづくり基本条例におきまして、その第12条で情報共有の原則を掲げておるところであります。これは、当然ながら、市民、議会、執行機関の3者のまちづくりの基本原則として強く認識をいたして、市政に当たらせていただいております。

また、その視点からも、市民に開かれた公のオープンな場であります議会と執行部の二元代表制に基づきます議会の審議ということ強く尊重をする、そういう思いで臨んでおるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

情報共有していくことの必要性、安心しました。必要性を感じていただいているというご答弁はいただきまして、非常に安心はしているんですが、これからその事業を進めていくに当たって、やっぱり私たち議会と市長、執行部の認識というのが合致していく必要があるんじゃないかなと思うんですが、それでは市長は、2つ目ですね、これまで議会に対して十分説明を行ってきたという認識であるのか、それとももう少し違うものであるのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この駅周辺整備事業につきまして、これまでの議会への説明等々がいかがだったかというご趣旨でございました。

ちょうどこの数年にわたりまして、さまざまなこの事業につきまして展開をいたしてまいりましたが、ちょうど昨年、平成28年3月議会の施政方針におきまして、にぎわいの創出に向け、図書館を中心とした公共的機能の移転を検討として、これは教育行政の一般方針の中でも、再開発事業を受け、市長部局と連携しながら図書館の移転を含めた検討を開始とご説明をさせていただいたところであります。

また、3月14日開催の産業建設委員会におきまして提出のJR亀山駅周辺再生に伴います公共的機能整備の検討について、具体的に図書館を中心に公共施設の整備について検討を行っていくと説明をさせていただいたところでございます。

そして、本年3月議会におきましては、さまざまなご質問を頂戴いたしましたけれども、図書館は有力な候補の一つと答弁をさせていただきましたけれども、それらの流れの中で検討を重ね、この6月定例会の現況報告におきまして、2ブロックの市街地再開発事業において導入する公共的機能として、現在の図書館を移転する方向性を固めたと説明をさせていただいてまいりました。

当然、さまざまな、これ以外も含めまして、公の議論を通じて、そして議会の皆さん、市民の皆さんに情報提供をしていくということにつきましては、努めさせていただいてまいったところでございますが、それがどのレベルで、どの内容で、十分ではないという部分については真摯に受けとめて、さらにこういう議論を通じて明らかにさせていただきたい、説明をさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

28年3月議会の施政方針であるとか、3月14日の産業建設委員会で資料を提出しているなど、時系列に応じてこれまでの機会を上げていただいたんですけれども、市長としては、これで伝わっていなかったのであれば、十分これから説明をしていきたいということでした。

先ほどから議論が出ているんですけれども、つまり現在の図書館を移転する方向性を固めたというのは、決定をしたということではないんですかね。これからどういう認識を持って、私たちがその説明を理解した、あるいは理解できないということを判断していくに当たって、この現在の図書

館を移転する方向性を固めたという表現は、決定したのか、していないのかということについて伺えない、だからどういう意味合いを込めてこういう表現を使っているのかというのがわからないと、これからやっぱり双方の認識は埋まらないわけで、それについてはいかがでしょうかね。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどの新議員のご質問にもございましたが、今回、その方向性を固めたということにつきましては、駅周辺整備事業におけます市街地再開発事業において導入をいたします公共的機能、これにつきましては、先ほどの検討を重ねてまいりました結果、公共的機能として図書館を導入する方向を固めたという考え方でございます。

先ほど来よりご指摘がありましたこれを所管します教育委員会との協議、調整、手続等々も当然でございますし、今後、図書館機能に付随をします施設等も含めまして、市と教育委員会でさまざまな協議・調整が必要であろうかというふうに考えておりますが、現時点において、その駅前再開発事業に導入する公共的機能については、図書館の機能を導入していこうという考え方を示させていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

つまり、こうなってくると、現況報告で方針を固めたということでちょっと我々と一騒動あったわけなんですけれども、これまで、3月14日の産業建設委員会の広森副市長のご答弁なんかでも、「我々としては、にぎわいを創出するためにはやっぱり公共施設として図書館が一番いいんじゃないのというような形で、図書館ありきということではなしに、図書館をメインにこれから検討していこうと。今、西川委員が言われたように、いろんな手法も含めて、これからメリット・デメリットといったものも検討しながら、最終的に図書館を駅前に整備しようというようなことになりましたら、それまでも詳しく議会のほうにも説明をさせていただきますし、各委員会のほうでも説明をさせていただきたいというふうに思っていますので、きょうのところは、まずは図書館を中心に私どもで検討させてほしいというような思いでございます」と。これは、これまでに駅前整備に関する資料が出てきて、委員会の委員と各担当の当局でやりとりがあって、最後、正直、広森副市長がこういう形で検討させてほしいという形で議論をある意味終わらせるような議事録なんですけれども、このまずは図書館を中心に私どもで検討させてほしいというような思い、あるいはほかにも、前段で当時の建設部長が、「まだ現実としまして、図書館で動いていくということは、最終決定には至っておりません」ということをおっしゃられているんですね。つまり、そういう方針ではあると言いながら、後で打ち消すような表現がいつも続いていることなんです。

この29年3月の予算決算委員会で、駅前整備の集中審査で、西川議員の質問なんですけれども、これは補助金をもらうための公共施設のメニューで、亀山市の場合は図書館しかないと言っているようなもんだと。なぜはつきり言えないんだ。もう図書館に決まっているんじゃないか。それで説明をしていけばいいんじゃないかというようなやりとりを何度もしているんですけれども、櫻井市長は、ほかにも公共機能を持つ施設はあるので、図書館を軸に検討していくが、決定ではないと。

何回も同じようなやりとりがあるんですけども、これは2番目の質問につながる内容として、市民に説明が要るといことなんですけども、これだけ長い時間をともにしている我々にも理解ができない答弁ということは、市民の方々にはなおさら理解できないことが多いと思うんですけども、改めて、今回の市長の答弁というのは今までされてきた答弁とどういったところが違うんですかね。そのあたりをお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今までのさまざまな、この議会での発言も含め、そしてさまざまな手続や検討を重ねてまいったところであります。一方で、議会のご議論も踏まえ、その考え方としてはもっと明確に示すべきだというご意見、それから今の教育委員会が所管する図書館の所管事項、所管するのは教育委員会でございますので、市長部局と教育委員会との関係、その手続について、一定のプロセスを積み上げる必要があるという、そういうご指摘、両方非常に重要だというふうに考えておるところであります。

私どもといたしましては、先月の11日、総合教育会議におきまして、教育委員会としてちょうど昨年の10月にいわゆる図書館の今後の方向性についてまとめられて、これは議会並びに市民の皆さんにお示しをされた考え方が示されておりますけれども、そういう流れ、それから今の、これは市長部局で現在進めております駅前再開発の事業としての視点、そういうものも合わせますと、それぞれの執行機関が一定の考え方、あるいはその相互理解やプロセスを経てそれを決定していく作業というのは、当然行政機関として必要であろうかというふうにも思っておりますので、それらを踏まえまして、今回、この再開発事業の導入する公共的機能として、図書館を軸に検討をしてきた結果、その方向性を固めた。つきましては、今後も、先ほど来より申し上げております今後図書館機能に付随します機能とか施設につきましても含めて、市と教育委員会でさまざまな協議・調整が今後必要な場面がたくさんあるかと思っておりますので、それをしっかり丁寧に積み上げていくということであります。

したがいまして、そういう次のステージへ協議を進めていく、そういう今の考え方のお示しをこの6月定例会でさせていただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

もちろん決定したとはっきり言ってもらう段階には、教育委員会との話はもうついているのが大前提だと思うので、市長部局のほうだけで早く決めてほしいということは言ったつもりではないんですが、ちょっと意図が伝わらなかったところがあるようです。

では、2つ目に移りたいと思います。

市民への情報提供についてということなんですけど、最初に2つに分けさせていただきました、議会に対してと。

ちなみに、1つ目の議会への情報提供についてなんですけども、議会ってうまく使っていれば市民への説明がむしろ少なくて済むんじゃないかなあと。我々議員それぞれが発信をして伝

わっていく市民さんたちももちろんいるわけで、ここで何かやり合うというよりも、うまく使っていただければ、むしろ市のほうからすること、あるいは遠回りする必要もないんじゃないかなあとと思うので、その辺も考えていただいたらありがたいかなあとと思いますね。

市民への情報提供についてということなのですが、1番、市長は、先ほど前段で触れました駅前再開発をみんなで考える会で、出前トークなんかでも議論になっていたんですが、この事業を市民に説明する必要性というのは感じられているのでしょうか。先ほどのまちづくり基本条例もあると思うので、そういったところも踏まえてご答弁をお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどの考え方が基本的な姿勢なんですけど、当然、この再開発事業にかかわらず、市の施策、事業、あるいはさまざまな行政の考え方、取り組み、これを市民の皆さんにお伝えしていくというのは大前提でございます。そういう意味で、先ほどの情報の共有は、市民並びに議会、執行機関がそれぞれを尊重し合いながら共有していくというような条例になっておるところでありますので、私どもとしては、丁寧にこういう審議を通じて、またこの審議の過程が、これはオープンな場でございますので、ぜひご理解いただけるような、そういう情報提供を努めさせていただきたいというのが基本的に考えておるところでございます。

今回の駅周辺整備事業につきましても、当然、十分市民に説明をさせていただく必要があろうかと思いますが、現在、今日に至る過程で、10年以上前から地域の皆様のご努力によって、これは亀山駅周辺まちづくり研究会を初め、同協議会の設立等の経緯を経て、今日に至っておるところでございます。ようやく駅周辺の再生に向けた具体的な段階、事業化へと進んでまいったところでもあります。

今後におきましても、各段階において、その状況に応じて、議会を初め、市民の皆さんに事業あるいは状況を説明させていただいて、ご理解・ご協力をいただくということは大変重要な民主主義のプロセスというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

この事業を市民に説明する必要性を感じていますと、大前提であると。まちづくり基本条例のほうにも、文言として、ほかのところは必要があるのかなんですけども、市民に関しては説明をしなければならぬという表現になっているみたいなんです。だから、市長も大前提とさっきおっしゃられたように、ぜひ説明の機会も設けていただけたらと思うので、期待して次の項目に移りたいと思います。

では、今後これほどのような方法で情報提供というのがされるのかということと、あとこの駅前再開発をみんなで考える会の皆さんですとか、あるいは私も、駅前に住んでいるわけではないんですけども、ずうっと亀山駅は使っていて、やっぱりこういう駅がいいなあ、こういうデザインだとかこういうお店に入ってもらえればうれしいなみたいなアイデアはあるんですけども、こういった住民でない市民の意見というのがこの事業に反映される余地はあるのか、この2つにご答

弁をお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

第2次総合計画で戦略プロジェクトに位置づけられた亀山駅周辺整備事業は、引き続き地域関係者との協議を進めながら、各段階で市民への情報発信やご説明を行ってまいりたいと存じます。

まず、7月より市広報において亀山駅前の現状等を掲載し、ケーブルテレビの行政情報番組でも放映していきたいと考えております。また、都市計画に係る説明会や意見の聞き取り等も行い、今後、順次進めてまいりたいと考えております。

住民以外の方の意見も聞いてくれるのかというご質問でございますが、今までの経緯から、まずは第2ブロックを中心に地域住民や近隣関係者との調整を進めてまいりましたが、今後は市道亀山駅前線などの道路及び駅前広場などの計画、詳細設計、整備段階へと順次進んでまいりますので、土地・建物などの権利に関するもの、また公の機能に関するもの、利活用に関すること等を整理した上で、その状況に応じ、説明会やシンポジウムなどを通してさまざまな方面からご意見をいただき、調整を進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、情報共有については、広報、ケーブルテレビなどを使って、それから住民でない市民の意見については、権利関係の整理がついてから検討した上で、ここの検討というのが今までの関係でいくとすごく怖いんですけども、ぜひ反映していただくような方向で考えていただきたいと思っております。

それでは、次の項目に移りたいと思っております。

かめやま文化年についての質問でございます。

5月14日に開催されましたかめやま文化年2017のキックオフパーティーに来賓として参加させていただいたんですけども、私、前回のかめやま文化年から特に注目しているつもりなんですけど、改めて3年に1度の文化年が始まるということでキックオフパーティーがあったということなんですけど、この中で、参加してみてかなり疑問に思った部分がありまして、もしかしたら私が文化ですとかそのパーティーの趣旨というのを理解できなかったのかなあというふうに思ったりもしたんですけど、周りの方にもいろいろ聞いてみたり話をしてみたりすると、ちょっと疑問の残る内容だったと、趣旨が理解できなかったというような方が多くいらっしゃいました。

ということで、改めてお伺いをしたいと思うんですが、まずキックオフパーティーですね、5月14日に行われたものの趣旨についてお伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

まずは5月14日に開催いたしましたキックオフパーティーにご参加をいただきまして、ありがとうございました。

キックオフパーティーにつきましては、本年度、かめやま文化年2017のスタートに際しまして、関係団体や関係者の皆様にお集まりをいただきまして、関係者間の交流を深めるとともに、事業の目標やコンセプトを共有し、文化年2017を実施していくための機運を高める機会として実施をさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど局長のほうから、関係者間の交流、機運を高めるという趣旨で開いたというようなご答弁がありました。

では、2回目の文化年なんですけれども、前回、第1回目があったと思うんですが、そのときにもオープニングイベントというものがあったと思うんですけれども、今回と前回って、何か始まり方、趣旨なんかが変わったりするのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

前回の文化年2014に際しましても、オープニングセレモニーといたしまして、かめやま文化年の周知を図り、市民が文化について考えるきっかけとなることを目標に、オープニングのセレモニーを開催したところでございます。

前回におきましては、これは文化年事業の初めての実施というふうなこともございました。また、1回目につきましては、キーワードが「みつめる」というふうなところでもございましたことから、広く市民の皆様を対象に、文化年事業を知っていただくためのものとして、文化会館の大ホールを会場といたしまして開催いたしましたところでございます。

今回の2017につきましては、文化年としては2回目の開催でございますし、またキーワードを「つながる」というふうにご設定をしておりますところでございまして、推進委員でありますとか、実行委員、関連する事業を実施する団体の代表者、ボランティアとしてご参画をいただいております応援団の皆様など、文化年2017に主に運営側として携わっていただく関係者の皆様にお集まりをいただきまして、先ほど申し上げました文化年2017の目的やコンセプト、1年を通じて実施される各種事業の概要や相互の関係などを確認する場というふうにしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

前は、市民を呼んで、文化年自体の告知も含めて盛大にやったけれども、今回は、「みつめる」と「つながる」というテーマも違うし、関係者、運営側としてのキックオフということで、趣旨が違ったんだというようなご答弁でした。

それでは画像をお願いしたいんですけれども、2つ目の項目ですね、tea experienceというようなコーナーがありまして、これは広報に使われていた写真なんですけれども、前に代表の方が呼ばれてお茶を入れてもらおうと。それを味わったり、香りを楽しむというようなコンテンツがあったんですが、まず1つ目、かめやま文化年2017の6つの事業があるんですけれども、その中の亀山

茶と暮らすということについて、これはお茶なので、関連があるものなのか。つまり、なぜお茶だったのかということですね。それから、この中で亀山茶が使われていたのか、そもそも関係があるのかないのかにもつながると思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

キックオフパーティーで実施をいたしましたtea experienceにつきましては、私たちの日常にはないような空間演出の中で、日本古来の茶道を基本としながらも、新しいお茶のスタイルによるおもてなしをご体感いただくということで、文化振興事業に掲げる新しい文化の創造でありますとか、文化年2017のキーワードの「つながる」、また大きなテーマでもある「人と人との交流」をイメージしていただきたく、会のプロローグとして実施をいたしましたものでございます。文化年の大きな事業の中にお茶のものもございまして、前回の文化年の中もお茶にかかわる行事ごとというのは行ってきたところでもございまして、文化年全体、今回の2017全体をイメージしていただきやすいようにということで行ったものでございます。

亀山茶の使用でございますけれども、キックオフパーティーの開始前に歓談を行いましたけれども、歓談会場におきましては亀山茶を使用しまして振る舞いを実施したところでございますが、このプロローグの中については、講師の準備等の都合により、亀山茶の使用は行っておりません。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、もう一度画像をお願いできますか。

2つ目の会場の参加者に何を感じてもらいたかったのかということに入っていくんですけども、これはカメラマンの方が寄って写真を撮られているので、前の様子をそのままピックアップして撮っているような状況なんですけれども、私たち来賓ですとかその他の市民団体の方というのは、この後ろにずっと座っているというような形態のプロローグでありました。つまり、この人たちは、前でお茶を入れてもらって、代表としてお茶を飲むというようなことなんですけれども、この中で五感ですね、例えばお茶の色、視覚、お茶の香り、嗅覚、お茶の味、味覚、温かさの触覚ですとか、お茶を入れている音、聴覚、こういった五感を刺激するということもあると思うんですけれども、会場の方はこれを、ここの前に座っていないと、これをぼかんと見るしかなかったんじゃないかなあと。

この時間は大体30分使われていたんですけれども、この30分の間に会場の参加者に何を感じてもらいたい演出だったのかについてお伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

当プロローグの趣旨は、舞台上でお茶を受けて、お茶の香りや味を体感していただくということだけではなく、その空間やお茶を入れる所作・工夫、受け手との会話など、お茶をツールとしたおもてなしの全体をごらんいただき、文化を感じていただくことであります。

こういうことから、当日も会場にお入りいただく段階でありますとか、あとこの所作を行う場所自体をステージのように設定をするというふうな舞台設定なども含めて、こういうふうなやり方をさせていただいたというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、この前に出られた方々なんですけれども、この方々はプロジェクトの推進委員さんであると。つまり、この文化年の事務局、実行委員会などにとっては、最も身内の人なんじゃないかなあと思うんですが、この身内の人たち、代表の人たちがなぜ前に出てお茶を飲むことになったのか、お伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

このプロローグに関しましては、関係者間の交流というふうなところを中心的な課題としたところでございます。

そういう中で、ご参加をいただきましたのは、各かかわっていただく団体の代表の方々でございます。そうしたものの中で、文化年プロジェクトの皆様にはお茶の受け手としての演者になっていただくという形で、前に出ていただいたというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

つまり、前でお茶を飲んでいる様子を皆さんに見ていただく演出をする中で、一番気心の知れた推進委員の人たちが代表としてお茶を飲むのがいいんだというようなご答弁なんですけれども、ただ、私、その様子を見ていたんですけれども、その前に出られる方の中で、自分たちだけお茶を飲ませてもらって済みませんというように会場の方に謝られているような方もいらっしゃったんですけれども、果たしてこれは演者としてきちんと打ち合わせというのはされていたんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

推進委員の皆様には、会の開会前に行われましたリハーサルの中で、このプロローグの進行については打ち合わせを行ったところではございます。

ただ、受け手としても、ある程度驚きでありますとか、そうした感じたところをストレートに表現していただきたいということもございまして、細かいところについては説明を控えさせていただいたというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

つまり、会場のほかに見ていらっしゃる皆さんと同じような新鮮な気持ちでその体験をしていた

だきたかったということで、打ち合わせとしては、細かい部分は省いていたというようなご答弁でした。

このキックオフパーティーなんですけれども、こういう演出にしよう、こういうつくりにしようというアイデアですね、これはどういうふうに決定しているのかということと、例えばこれ、もし推進委員さんとか文化に強い方のほうからアイデアが出ているのであれば、きちんとその担当部署のほうで入ってチェックをしているんですかね。

あと、このキックオフパーティー、担当部署のほうでは、どういった反応だったか、参加した方々がどういうふうに受けとめているというふうに認識しているか。その2点をお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

まずキックオフパーティーにつきましては、かめやま文化年2017実施計画書の中では、参画を進める仕組みとして、結団式の開催という形で記載をさせていただいているところでございます。そういう中で言いますと、事務局のほうで内容については発案をさせていただいたものについて、お茶にかかわる部分につきましては実行委員会の皆様のご意見を頂戴しながら、全体として事務局においてまとめを行ったところでございます。

また、実施の状況についてのご意見ということでございますけれども、新しい考え方の中で行った演出でございますので、賛否が分かれるというところも当然あるかというふうに認識はしているところでございます。ただ、さまざまなご意見を頂戴すること自体、私どもにとって非常にありがたいことだというふうに考えているところでございまして、よいと言っていた意見、また計画上十分なものではなかったというご意見などについても意識をしながら、今後につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

賛否があったですとか、計画上十分でなかったというような意見があったということで、よくないほうの反響が事務局のほうにもあったんじゃないかなあというふうに理解いたしました。

細かいことを聞かせていただいたんですけど、これから1年、文化年が始まっていくに当たって、こんな調子ですね、つまり市民にとって、参加者にとってわかりづらいもので進んでいかないだろうか。キックオフパーティー、始まりがそういう調子であれば、1年間の事業自体がずうっとその調子で進んでいかないかということが不安になってこういった質問をしているわけなんですけど、そのあたりを含めて、かめやま文化年の今後の展開はいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

文化そのものについて、わかりにくいものであるということが市民の皆さんが一般的に感じてみえる部分ではないかというふうに思います。そうしたものを、文化に見える化、わかりやすくしていく、皆さんにしっかりと認識していただくというふうな思いの中で、この文化年そのものを実施

させていただいているわけございまして、わかりやすいものだけで新しい文化の創造というふうなところにつなげていくということも、非常に難しい部分があるんじゃないかというふうにご考えております。

そういう中では、私どもとして、こうした文化年の趣旨自体をしっかりと認識しながら、チャレンジについては続けていきたいというふうにご考えているところでございます。もちろんこうした私どもの思いというものが、1回の催しだけで文化年の趣旨として広くご理解いただけるものであるとは考えてはおりませんので、今後予定しております文化年にかかわります各事業を通じながら、こうした思いが共有できますように努力を重ねていきたいというふうにご考えております。

また、今後の事業展開でございますけれども、かめやま文化年に関します事業といたしましては、歴史をテーマとして、高梁市との交流や東海道などの街道に関係した事業、明かりをテーマとして、ろうそくや灯籠を使った事業、暮らしをテーマとして、お茶に関係した事業、音楽をテーマとしたまちかどコンサートなどの事業、また芸術をテーマとした美術展などの事業、それぞれ予定しているところでございます。

また、関係の団体の皆様にも各地域で20余りの関連事業を実施していただくこととなっております。こうした事業を通じて、一年を通して亀山の文化の魅力を感じていただきながら、かめやま文化年2017を楽しんでいただければというふうにご考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

文化というのはわかりづらいこともあるけれども、それを伝えていくことが大事なんじゃないかというようなご答弁なんです。もちろんそれも一理あると思うんですが、あくまでもこれは市民のために市民から預かった税金で行われている事業でありますので、文化というのはこういうものだというある種の開き直りだけではなくて、きちんと市民、実行委員会、文化年の主催のほうがそれぞれわかり合える、歩み寄れるような事業展開というのを期待したいなあと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。

今回は、平成30年度全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイについてと、それと平成33年、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」について、それと市庁舎建設について質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

去る6月1日、市役所においてインターハイの実行委員会の総会が行われたとのことですが、僕は何をやっておるか聞くまでわからななだんですけれども、インターハイの開催を翌年に控え、さらには三重国体についてもいろいろな場所でポスターやいろいろな広告物を目にしてあります。このインターハイと国体について、まず最初に聞きます。

まず、平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）につきまして、市とのかかわり

方について、改めて質問をさせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

平成30年度全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイでございますけれども、三重県を初めとした愛知県、静岡県、岐阜県の東海ブロックで開催され、三重県では昭和48年に開催されて以来、2回目の開催となります。

本市では、平成30年8月2日から5日にかけて、西野公園体育館を会場といたしましてウエートリフティング競技が行われる予定でございます。当市は、このウエートリフティング競技大会の会場市であることから、大会主催者となり、同じく主催者であります三重県や競技団体との連携を図りながら、その準備や大会運営を行っていくこととなっております。

主催者として、大会開催に向けた業務を進めるに当たり、全国の高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会にするため、多くの関係者のご支援・ご協力のもと、開催準備及び大会運営に万全を期すべく、去る6月1日に平成30年度全国高等学校総合体育大会亀山市実行委員会を設立いたしましたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

亀山市実行委員会ができたということは理解をいたしました。

それで、私、そのインターハイがウエートリフティング大会であるということ、主催が亀山市であるということは重々承知をさせていただきました。そして、その実行委員会を組織したということもわかりました。

それでは、その実行委員会自体はどういう委員の皆様で一体組織されているのかということのが全然見えてこなくて、市民を巻き込んでおるのかとか、いろんな方がしておるのかということところが非常に疑問に思っておりまして、ウエートリフティングをする、市が主催をする、そして実行委員会をしたと、そこまではすごく理解はできました。続きまして、その実行委員会の中身について、構成について質問をさせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

実行委員会の構成につきましては、会長1名、副会長3名、委員21名、監事2名、顧問1名、計28名で組織をいたしております。

さまざまな分野から支援・協力をもととした実行委員会運営を行うために、ウエートリフティングの競技団体、市内の各高等学校、開催会場の指定管理者といった直接的なかわりのある団体を初めとして、警察署、商工会議所、観光協会、地域社会振興会、そして体育協会といった組織や団体からも委員にご就任をいただきました。市議会からも議長にご参画をいただいております。また、市からは関係各部局長が参画をしたところでございます。

役員につきましては、亀山市実行委員会会則第7条の規定により、会長に市長が、副会長に議長、副市長、教育長が、監事に代表監査委員、市会計管理者を選任しているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

議長も入っておられたということを初めて聞きましたけれども、会長に市長、副会長に副市長、議長とわかりました。

じゃあ、その中で1点だけ聞きたいんですけれども、市民の皆様も入ってみえるということでよかったのかなあとと思ひまして、市民の誰かとはいいんですけれども、市民も入っておるといふことでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

市民の方々、個人でということとはございませんけれども、市内でさまざまなスポーツ振興にかかわる、またそれぞれのお立場でご活躍をいただいている各団体から代表という形でご参画をいただいたというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

わかりました。各団体の代表も出てきて、みんなで盛り上げていこうということは、構成についてはわかりました。

その実行委員会が設立されたという、当然ながら組織としての目的や役割を持ってやっていくわけではございますが、そういうことを含めて、実行委員会を組織することによって得られるものですね、この亀山市が得られるもの、そして亀山市にインターハイが来たという、ウエートリフティングをやったという効果がどこにあらわれてくるのかなあというのを質問させていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

実行委員会の目的につきましては、平成30年度のインターハイにおいて亀山市で開催されるウエートリフティング競技大会を実施するための必要な準備及び大会の総括的運営に当たることとしておるところでございます。

役割につきましては、大会の開催に必要な総合企画に関することや、競技施設及び設備の整備、三重県などの関係機関及び団体との連絡・調整に関することなどをしております。

また、実行委員会を設立することで期待される効果でございますけれども、高校生、各種団体や企業などの参画によりまして、多様で柔軟な連携の仕組みをつくることができ、市のこれまでの連携の枠を超えたさまざまな分野からの支援・協力をもととした大会運営が可能になるものと考えております。さらには、今回、インターハイの実行委員会で培われる関係機関との密接な連携・運営ノウハウなどは、平成33年度に開催が予定されております三重とこわか国体に向けた実行委員会

組織にもスムーズに引き継がれていくことが期待されるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

私、インターハイや国体って、インターハイはあれなんですけれども、国体というのは私が小学校のときにありまして、水泳やったら四日市の緑地公園のプールが整備されまして、すごく何十年も使った覚えがあります。セーリング競技に関しては、津のヨットハーバーが国体の会場になりまして、それもいまだかつてずうっと使われて、後々まで残っていく設備となって、ここで国体があったんだよと言いつけられる設備になっていくので、そういう効果を期待しつつ、整備に当たっていつてもらいたいと思います。

インターハイを開催するに当たって、インターハイと国体はまた違うんですけど、今インターハイに、亀山市はウエートリフティングで一緒だということで、話がある程度まざっていくんですけども、インターハイを開催する組織として実行委員会は必要で、こうしていこう、ああしていこうというのは必要なんですけれども、それではこの6月1日に実行委員会総会で一体何を話し合われて、何が決まって、何をどうしていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

6月1日の実行委員会総会は、実行委員会の設立総会と第1回の総会をあわせて開催いたしましたところでございます。

まず設立総会におきましては、実行委員会の設立及びその設立趣旨、実行委員会会則について決定をしていただきました。会則の決定に伴いまして、組織や会議、事務局などの詳細が決定したところでございます。

次に、第1回総会では、ウエートリフティング競技大会の開催に当たっての狙いや基本的な5つの方向性を示した亀山市開催基本方針、具体的な開催期日や競技種目、体制や経費などを定めた亀山市開催基本要項のほか、平成29年度事業計画及び収支予算、また実行委員会から付託された専門的な事項を調査・審議する専門委員会に委任する事項についてご審議をいただきまして、全てご承認をいただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

一步一步着実に進んでいっているんだなあという感想はありますけれども、総会において本年度の事業も承認されたと言われましたけれども、どういった事業・取り組みが本年度に進められていくのかお教え願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

実行委員会の29年度の事業計画はということでございますが、翌年度のインターハイの開催に

向けた取り組みとして、実行委員会における事業計画では、まず総会や専門委員会といった会議の開催がございます。6月1日の設立総会及び第1回総会を初め、今後は専門委員会の開催を予定しているところがございます。

次に、開催準備業務として、総務や広報関係では、各業務の実施要項や要領の作成、大会ポスターの作成、開催周知の広報などを行う予定でございます。競技や式典関係では、競技大会実施要項やプログラムの作成、大会スタッフの編成や、会場施設や用具の整備に努めるとともに、警察や保健所などの関係機関や団体との連絡・調整などを進めてまいります。また、今年度開催されます南東北総体2017でウェートリフティング競技大会の現地視察を行うなどして情報収集を行いながら、大会運営費でありますとか、平成30年度の事業計画・予算編成などについて検討を進めるものがございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ポスターをつくったりとか、いろいろプログラムをしたりとか、いろいろ進められていくのはわかりました。

しかしながら、私、いろんところでしゃべっておると、インターハイといいますと、早い話、高校生だけの種目、国体という国民の種目というのが体育大会という感じでなっております、何かインターハイが盛り上がるのかなあと。それと、ここでインターハイがある、国体が三重県であるというのは皆さん薄々わかっておるんです。インターハイがあるというのがわかっていない人が多いなあと思います。

自分のこれはもう感想なんですけれども、いろいろな事業を進めておるんですけれども、来年なんですよね、インターハイは来年、平成30年の8月にある。国体は3が重なる三重で33年なんだと、いつも僕はそういうしゃべり方をするんですけれども、インターハイって何だと言われるんですけれども、それはどこでするかいなと、誰がするのかいなとよく聞かれることがあります。それで、皆さんにもっともっとPRをしていかないと、やっぱり理解も得られやんところがありますし、このインターハイでウェートリフティングをしたという、整備とかああいうのも、後々、後世にはつなげていかないとと思います。

その中で、市民への周知は今後どのようにやっていく、もう1年ちょっとしかないわけで、その中で亀山市としていかに盛り上げていくかと。来てもらう人には、後で言うんですけれども、どんな亀山の宣伝をするとかあるんですけれども、まず市民への周知をどのようになさっていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

議員のご指摘のとおりでございます。本当に高校生を対象とした大会でありますことから、一般の市民の皆様への認知が少ない現状でございます。しかしながら、当該インターハイの大会から平成32年開催の東京オリンピック、そして平成33年に開催の三重とわか国体へとつながる流れが、当市におけるスポーツ振興にとって大きく寄与することが期待される中でございます。イン

ターハイの開催というのは、そのきっかけになるべき大会と考えております。

今後は、実行委員会を中心として、大会開催に向けた本格的な準備を進めながら、大会開催の広報を積極的に進めていくことによりまして、市民の皆さんがトップアスリートによるウエートリフティング競技を含めた各種スポーツに親しみを感じられるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

このインターハイというのは国体とは違うという私は言い方をしましたけれども、高校生というのはインターハイを目標にしてクラブ活動のある意味頑張っておるところがあるわけですので、その辺のことも市民の方に周知してもらいたいなあと思います。

次に、来てもらったら、次には亀山の宣伝をぼんぼんやりまくって、亀山とはいいところだよと、先ほどありましたお茶もあるし、いろんなことがあるということで、シティプロモーションもすることの絶好の機会、これを捉まえてやらない手だてはないとは思うんですけれども、そういった取り組みを一体市として考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

インターハイにおけますウエートリフティング大会には、約3,000人を超える選手、監督、観客などが、全国津々浦々から会場市に訪れることが想定されております。まずは各選手・監督などがすばらしい環境の中で競技に集中できるよう、地元高校生を中心としたスタッフを初めとする市全体が来訪者をおもてなしの心で迎え入れ、亀山市はよかったといつまでも深く思い出に残る大会になるよう取り組むことが重要であるというふうに考えております。

その上で、たくさんの来訪者の方々に、当市のすばらしい歴史や人、自然を知っていただく絶好の機会として捉え、亀山商工会議所、亀山市観光協会などとの連携や協力をいただきながら、より効果のある物産品販売や展示、パンフレットの配布など、積極的なシティプロモーションを行うことを検討しているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

3,000人からが来るわけなんです。もうむっちゃいいことで、それで亀山市はよかっただけでは終わったあかで、よかった、ああ、卒業したら亀山市に住みたいなあと、そこまで持っていけたらしめしめの話でございまして、やっぱり3,000人からのお客さんが来てくれるというところで、やっぱりシティプロモーション、市の宣伝というのは、市長を先頭ががんがんやってもらいまして、亀山市はいいところだということをお印象づけていただいて、こっちに将来的に住みたいなあと思えるようなプロモーションをしていただきたいと思います。

続いて、2項目めの平成33年に予定されている第76回国民体育大会「三重とこわか国体」について質問をいたします。

インターハイと同じく、国体への市のかかわり方について質問をさせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

平成33年度に開催予定の三重とわか国体は、三重県においては昭和50年に開催された三重国体以来、46年ぶりの国体であります。

開催競技は平成30年度に正式決定される場所ではございますけれども、本市においては、前回国体やインターハイと同様のウェートリフティング競技及び県内5市との合同による軟式野球競技の開催が内定しているところでございます。開催の正式決定後は、本市が会場市として競技会の主催者となることから、大会開催の中心的な役割を担うこととなります。

日本体育協会が定めた国民体育大会開催基準要項では、会場市町村は大会運営のために実行委員会を設置することとしていることから、本市においても大会開催が正式決定される開催3年前の平成30年度には実行委員会を設置する必要があります。これを見越して、本年度中に実行委員会の事前組織となる準備委員会の設立を予定しているところでございます。

こうした大規模な大会の開催を契機として、第2次亀山市スポーツ推進計画における4つの基本施策、スポーツ活動の充実、スポーツを支える力の促進、スポーツ文化の浸透、スポーツの拠点整備への取り組みを進め、市のスポーツ振興を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

昭和50年の三重国体、私が小学校2年生のときに、開会式というか水泳の開会式で、緑地公園へ全校で見に行き、帽子をもらう覚えがあります。それと当時、アイスクャンディーを食べたという思い出しかないんですけども、すごく思い出に残っておるんですよ。国体というのはすばらしいもんやというのは先生たちに教え込まれて、うわあ、国体ってすごいことやなあと思った経験がありますので、あれね帽子といろいろ何かもらうんですよ、ようけ。まだ実家のほうに帰ったらあると思いますけれども、すごく国体というのはすばらしいなあと小さいながらに覚えた記憶がございますので、ぜひともこの亀山でやるんだしたら、一つの設備をちゃんとして、後世に残していってほしいと思います。

平成33年ですので、インターハイに比べてまだまだ時間的には余裕があるんですよ、すごく。その大会に向けてもう準備をしていってもいいぐらいかなあとは思いますが、何か準備とかをしておれば、その状況について教えていただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

国体に向けての現在の準備状況でございますが、市としては、文化スポーツ室において、既に三重県の準備委員会や各競技団体との情報交換、協議等を行いながら、近年開催された大会への視察や、昨年度においては中央競技団体の会場正規視察に対応するなどの準備を進めてきたところでございます。

特に本年度につきましては、今後において準備委員会設立発起人会の開催や準備委員会設立総会などを予定しております。準備委員会の設立後は、インターハイの本格的な準備とあわせて、国体の準備委員会を中心として国体開催への体制整備や施設等の環境整備についても検討を進めてまいるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

本当に市が先導して市民でやり遂げるという感じで、皆さんを巻き込んでやってもらうのが一番いいかなあと思います。

続きまして、新庁舎の建設についてということでお伺いいたします。

一般の市長選につきまして、いきなり市長が市庁舎を建てると言われましたので、そのチームをつくってするんだということまではお聞きをしておるんですけども、一遍どんな感じで、もう話は着々と進んでおるとは思うんですけども、どのようなメンバーで検討を行っているのかお教え願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

新庁舎の建設につきましては、全ての部署に関係することから、部局長で構成する既存の部長会議で行っておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

今まで会議という会議はそれをされておるのか、どんな検討をしておるのかということを知りたいんですけども、やっておればそういう感じで聞きたいんですけども、教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず今年度は、市庁舎につきましては、現状の課題・問題点を調査するということになっておりますので、5月に部長会議の構成員に対しまして、現庁舎の課題・問題点の整理に関する調査を実施いたしましたところでございます。

課題・問題点につきましては、平成20年度策定の新庁舎建設基本構想素案で抽出をいたしておりますが、策定時点からさまざまな変化が起こっておりますことから、新たな課題を整理するものであり、それを取りまとめ、7月の部長会議において議論を、まずは第1回目を行いたいという形で、現在調査中でございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

現在取りまとめ中ということで、策定時点からいろいろな変化が起こっておるということをお

れましたので、何が一体変化しているのか、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、平成20年度に策定しました新庁舎建設基本構想の素案のときと比べますと、東日本大震災や熊本地震など、これまでの想定をはるかに超える災害が発生しており、再度防災拠点としての機能面での課題を洗い出す必要があると考えております。

また、庁舎におけるセキュリティ対策や受動喫煙防止対策としての官公庁としての役割、建物内禁煙の動きなど、社会情勢の変化にも対応していく必要があるものと考えていますし、ほかにもバリアフリーとかいろんなことの検討が必要であると考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

いろんな内面的なあれで、規模とかそんなのはまだわかっては無いと思いますけれども、今後、30年以降は、そうしたらどのように進めていく予定なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず平成29年度は、課題・問題点の洗い出しに力を入れ、平成30年度におきましては、位置や規模、機能などの新庁舎建設に関する基本的な考え方を明らかにする基本構想を策定し、平成31年度においては、基本構想に基づき、実施時期なども含めた具体的な建設計画である基本計画を策定する予定で進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

位置や規模は先ほど言われましたけれども、私が市民の皆様からよく聞かれるのは、もうこのままいったら駅前に行くんちゃうか、そのままくるくるして駅前のほうに市役所を持っていくんちゃうとか、いろいろ聞かれるの。

だから、今、位置や規模はまだ決まっていないというのは、僕はそれを信用しておっていいのかなのか。最後に市長に聞いて、もう終わりますので、まだ決まっていなかったら、まだ全然白紙やというのをはっきりと言うてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

位置・規模等につきましては、今後の検討でありまして、現時点で決まっておりません。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それを一応うのみにしておきます。わかりました。

そうしたら、順次決まり次第、いろんなことがありましたよということは議会に随時報告をよろしくをお願いします。

本日は終わります。

○議長（中村嘉孝君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

きょうは、小・中学校の教員の方々の労働環境についてお聞きをしたいというふうに思います。

私もかねてより、小・中学校の先生方は非常に忙しいということは耳にしておりました。帰宅時間も遅いと、自宅まで仕事を持ち帰って自宅でこなしているというようなことも聞いて、先生って忙しいんだなあという認識はかねてよりございました。

しかし、実態がどんなものかというものは、全然私も把握もしておりませんし、全然わかりませんでした。それが近年、新聞報道とか、労働環境の問題とかというのがよく取り上げられております。そういうことから、そういう報道を通じて、公立小・中学校の先生がいかにか苛酷な職務のもと、過重労働に陥っているという実態が浮き彫りになってきたというような認識を私はしております。

文部科学省が、2016年度の調査結果を公表しております。それによりますと、1週間当たりの教員の方の平均労働時間は、小学校で57時間25分、中学校では63時間18分に達しているというようなことでございます。これはもちろん、過労死とされる月80時間超えの残業を余儀なくされているという教師の方が、小学校では3割、中学校では6割に及んでいるというようなことでございます。

現在、国を挙げて働き方改革が進められておるわけでございますけれども、公立校の先生方は、私は蚊帳の外に置かれているんじゃないかというようなふうな認識を持っております。それは、そもそもいろいろ調べたり読んだりしておりますと、1971年に制定されております公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法によって、先生方の時間外手当は出ないんですね。そのかわりに、本給の4%に相当する教職調整額というものが毎月支給されているというようなことでございます。

つまり、残業そのものを原則として想定していないというようなことだと思うんです。1日に7時間45分の所定の勤務時間をやりくりして、仕事を片づける建前になっているんじゃないか。たとえ授業の準備や部活動の指導、家庭訪問が長引いていても、これはもうボランティア扱いになっ

ているんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。

もちろんこういう問題は、亀山市だけで解決できる問題ではございません。もちろんこれは、国・県の問題でもあるわけですが、このような実態を踏まえて、きょうは一つずつお聞きをしたいというふうに思います。

まず最初に、勤務実態のその認識についてという項でございますけれども、教員の勤務実態については、もう各教育委員会の方々も当然把握はされておると思うんですが、その勤務実態について、それは十分に把握していらっしゃるのかどうか。また、どのような認識を持っているのかということとをまず最初に聞きたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

6番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず、平成28年度、昨年度の小学校の教職員の時間外労働についてお答えさせていただきたいと思います。

平均としまして、小学校の教職員の平均が26.1時間、中学校が49.7時間、小・中学校合わせますと33.45時間となっております、いずれも県の平均を上回っておるというのが実情でございます。特に中学校現場におきましては、月によって1カ月80時間以上の時間外労働をした教職員が40%を超えた学校もあったということでもあります。

そんな中で、教員につきましては、自分の勤務実態を把握するために毎日の出勤・退校時間を記録しておりまして、全教員のデータにつきましては、毎月管理職であります校長・教頭が確認しまして、必要に応じて指導・助言を行うと。それがなされた上で教育委員会へ報告をされてきておるところでございます。

その実態に対する認識ということでもありますけれども、まず学校現場の認識でありますけれども、学校の管理職におきましては、時間外労働の実態を十分把握しまして、学校マネジメントにおける重要課題として認識をしまして、少しでも改善に向かうように努力を積み重ねているというところでございます。また、教職員におきましても、時間外労働の多さを認識しまして、みずからの健康保持に特に留意をしながらも、多くの業務を前にして子供たちの成長、また笑顔を支えにして日々奮闘しているというような状況でございます。

教育委員会の認識でございます。

学校現場と同様に、教職員の長時間労働の状況につきましては非常に深刻で、その改善は重要な課題だと認識をしております。勤務時間縮減に向けまして、校長会や衛生委員会の場で業務の進め方の改善など各校の取り組みを交流し合いながら進めてまいりましたけれども、改善に至っていないのが現状でございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今の教育次長の答弁では、いろいろと取り組みはしているけれども、改善にはつながっていないというような答弁でございましたが、もちろん改善につながっていないと私も思うわけでございま

すけれども。

この2つ目に、この長時間労働の要因は一体、大きなものといろんなものがあると思うんですけども、それはどういうふうな要因があるのか、これをお聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

長時間労働の要因ということでございます。

教員の長時間労働の要因といたしましては、時代の変化とともに多様化する子供や社会のニーズに応じた教育の提供が学校に求められてきたところにあると考えております。その時々、教育的課題の解決に向けた取り組みを初めとしまして、学習指導要領の改定などに伴う指導内容や指導方法の変化、新たな教材の開発や導入、多様化する生徒指導や保護者支援、また地域との連携など教員の業務内容は多岐にわたって、増加の一途をたどっております。

また、近年の傾向といたしまして、経験の浅い若い教員の割合がふえてきたということも、長時間労働の要因の一つと考えられております。経験が浅いことと相まって、授業準備に多くの時間がかかりまして、若い年代の教員ほど勤務時間が長くなるというような分析もあります。

亀山市における教員の年齢構成を見ましても、国・県の傾向とは全く逆でありまして、ベテラン教員が減って、その分若い教員がふえているという傾向が強く見られるところでございます。

そのほかの要因といたしまして考えられますのが、教員特有の意識ということでございまして、子供のためならといった教員特有の意識が働きまして、よりよい授業や実践を追求する余りに、際限なく仕事がふえていくという実態もあるかと思えます。

さらに、部活動ということで、中学校現場における部活動は、生徒の健全育成においてその存在意義は極めて高い反面、放課後や休日に活動が及ぶということもありまして、教員の長時間労働の大きな要因の一つになってございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

いろいろ取り組みとかいろいろなものを答弁していただきましたけれども、これはやっぱり改善されなければ、幾ら取り組みをしてもそれはもう何にもならないというわけでございますので、その辺は十分に認識をしていただいてやっていただきたいというふうに思うんですが、次に、負担軽減についてというようなことでちょっとお伺いをしたいわけでございますけれども、この負担軽減ということで、前段にも述べましたように、苛酷な労働環境のもとで児童や生徒のためにきめ細かく充実した指導ができるのかということは、私も大きな危機感を持つわけでございますけれども、負担軽減に向け、現在まで業務の見直し、または改善等を実施してきたのかどうか。そして、してきたということなら、その内容はどういうふうな改善策をしてきたのか。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

負担軽減に向けた取り組みでございますけれども、現在各校におきましては、時間外労働の削減に向けまして、総勤務時間の縮減の取り組みを学校の経営方針の一つとして掲げ、さまざまな取り組みを進めております。学校における業務の見直しといたしましては、会議の精選と効率化、学校行事等の見直し、教材や校務文書等のデータベース化に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、会議の精選と効率化につきましては、会議の事項書を事前に配付したり、終了時間を設定したりして効率的な会議運営に努めております。しかし、まだまだ学校現場では多くの会議が開催されているのが現状でございます。会議の目的を明確にし、類似する会議は同時開催をするなど、引き続き会議の精選に取り組んでいるところでございます。

また、学校行事の見直しということにつきましても、その目的や狙いを明確にしまして見直しを図っているところであります。例えば、これまで保護者や地域の方を招いて1日かけて行っていた学習発表会のかわりに、日々の授業や集会を公開することにより、その準備や練習にかかる教員や子供たちの負担の軽減ということにもしております。ただ、学校行事は子供たちにとりまして、日ごろの学習の成果を発揮したり、活用したりする実践の場でもございますので、精選すると同時に、より教育効果の高い活動になるように配慮してまいりたいと存じます。

さらに、市内各校に整備をされております校務サーバーを活用しまして、学校内の情報やデータを一元化しております。学校内の授業に使用する教材やワークシート、またさまざまな校務の文書についても、サーバー内のデータを活用することによりまして、業務にかかる時間削減につなげております。

今後も情報管理や整理を徹底しまして、さらにデータベース化を進めていくということによりまして、業務の効率化を進めていきたいと考えております。

最後に、成果ということかと思えます。

学校現場を取り巻く環境につきましては、多様化・複雑化をしております。教員の業務につきましましては年々増加をしておりますけれども、これまで申し上げましたようなさまざまな努力をすることによりまして、持ちこたえているというような厳しい現状であると考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

いろいろ成果とか見直しについて答弁をいただいたわけでございますけれども、次の質問でございますけれども、県の教育委員会から労働時間を削減するために各校に通知が出ているんですね。これは皆さんご存じだと思うんですが、私もここに新聞の切り抜きを持ってきたんですが、平成29年5月12日に県の教委から通知が来ているよというようなことが新聞報道されておりました。

この内容については、当然早急に具現化するべきだというふうに私も思って、当然のことだと思うんですが、この具現化に向けての取り組みを聞きたいと思うんですが、これは教育委員会の方も皆さんよくご存じだと思うんですが、週1回の部活の休養などの導入ということ。それから、教職員の総労働時間を2016年に比べて3%削減しようじゃないかというようなこと。それから、今言った部活動の休養とか、月に1日か2日は午後5時に退校する定時退校というようなことの取り組み。今も次長から答弁がありました。校内の会議時間を短縮するというようなことをやっていこうというふうで、県の教育委員会から通知が来ておるといようなことでございますが、これ

は、本当にもうすぐ全部が全部どうだ、長時間労働をなしにするんだとかいろんな取り組みはすぐには実施できないと思うんですが、この通知が第一歩となって、次なる施策につないでいかなあかんというようなことで、県の教育長も達成状況を見てからまた踏み込んでいきたいというようなことを言っておるんですが、この通知を受けて本市の教育委員会はどのような対応をしようとしているのか、もう既にそういうふうな対応に向かって、とるべきことを実施しているのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

議員からご紹介いただきましたような県の取り組みを受けまして、亀山市教育委員会といたしましても、この5月に亀山市全体の目標と進捗管理指標の目標値を設定したところでございます。

時間外労働時間を1人が週1.25時間、月にしますと5時間でありますけれども削減すること。それと1人当たりの年間休暇取得日数を平成28年度、前年度比で年1日増加をすることを定めまして、総勤務時間の縮減率を前年度比で3.2%の減としたところでございます。

さらに、市として取り組む統一項目といたしまして、月に一、二回の定時退勤日の設定。月に少なくとも4日以上部活動休養日及び平日週1日の放課後部活動休養日の設定。会議時間の短縮として、60分以内の会議数の割合を50%にすると。この3点を掲げまして、これを下限目標として定めたところであります。この目標値を参考にしまして、各学校において進捗管理指標の目標値と統一取り組み項目を設定しまして、この7月より取り組みを進めていくということでございます。

教育委員会といたしましては、各校の進捗状況を把握しまして、教職員の確かな総勤務時間の縮減に向けた指導を今後も重ねてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁をいただいたわけですが、県からの通知は本当に苛酷労働の解消に向けての第一歩だというふうに思っておりますので、これはしっかり取り組んでいただいて、そしてまた途中経過なんかも、よく各学校の状況を検証していただきながらしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、長時間労働の中で最も目立つといいますか、気になるのは、中学校での部活動ではないかというふうに言われてもおるわけですが、私もそのような認識を持っておるんですけれども、既定の勤務時間を終えて、その後部活動などで帰宅は毎日午後8時過ぎだということ。そしてまた、休日も部活動があつて、ゴールデンウィークは5日のうち3日潰れたというような実態もあるというように聞いておりますが、こういう現実が実際あるわけですが、この中学校における部活動の外部指導員というのは、市独自では配置できないのかどうか。私はその辺は、やっぱり部活動というのは外部指導員の方、専門的な知識を持っている方、たくさん見えると思うもんですから、そういうふうな外部指導員というものを市独自では配置できないのかなあというふうに思っておるわけですが、この辺はどういうふうなことになっておるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

外部指導員の市独自の配置についてということでございます。

中学校におきまして、部活動の指導が長時間労働の大きな要因の一つとなっていることは否めないとところでございます。

そこで、亀山市におきましては、平成27年度から中学校における部活動の課題を解決、その支援をするために、運動部活動支援員を中学校に配置しております。本年度につきましては、2つの中学校に4名の運動部活動支援員を配置しまして、指導体制や指導の工夫・改善を行い、効果的な運営が図られているところでございます。

しかしながら、その数が充足している状況ではないということから、今後増員を含めた検討も必要かと存じておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

部活動の外部指導員の配置というのは、中学校の部活動というのはサッカーから野球からいろいろな部活動がたくさんあるわけですから、外部指導員もたくさん的人数に上るというふうに思うわけですが、外部指導員の指導によって先生方の負担がもちろんなくなるわけですけれども、部活動でそういう外部指導員の人がついたとしても、いろいろな事故とかいろいろなものがあるわけですから、そういう外部指導員の人の対応が事故とかそんなような不幸な事案が起こったときに、やっぱり学校の教員の方が直接は指導しなくても学校に残っておらなあかんというようなことでは、それでは重労働のあれから外れていくもんですから、その辺の今でいう配置をしておるとい専門員の方の対応はどこまでできるのか。例えば不測の事態が起こったときの、例えば事故が起こったとかけががあったとかいう場合に、その専門員の方の対応はどういうふうな範囲で行っているのか。また、学校には直接教員の方とか誰かが残っておらないかのかどうか。その辺のことはどういうふうになっておるんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘の外部指導員といわれる方におかれましては、あくまでも技術的な指導を中心とする任務でございまして、教職員は同じ部活動の場に付き添っている、またはすぐ駆けつけられるような状況でいるのが実際でありまして、技術的な指導の面で助かっておりますが、時間外労働の削減については、直接的にいい影響を与えているという性質のものではございません。

したがいまして、本年4月に学校教育法施行規則の一部が改正されまして、学校におけるスポーツに限らず文化・科学等の技術的な指導を含む部活動指導員という役職、職務が明示されました。学校の中の職員の役職に、部活動指導員という役職がつくられたということでもあります。その部活動指導員を活用する場合は、教職員がその場になくてもよい、また試合の引率も部活動指導員が可能になると、大きな改革をされております。

したがいまして、今後この部活動指導員の活用を視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えて

おるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

その部活動指導員という方は、そういうふうなことでできたということですが、その方というのは、例えば市独自で採用といいますか、そういうものが配置できるのかどうか。例えば、もうこれは県の教育委員会がそういうふうなものを雇用して各中学校に配置していくのか、その辺全部の、例えば29市町に中学校があるわけですから、すぐに全部というわけにはいかんと思うんですけども、そういうふうな取り組みというのは、県のほうから何かそういうのができたからどういうふうにしていくんだとか、いろんな協議とか、いろんなものは今現在行われておるのかというようなことで、今教育長の答弁でもいただきましたが、その専門員に比べたらうんと時間外労働とかいろんなことで、学校に先生が見えなくてもそういう人が責任を持ってやれるという地位の人ですから、これは物すごくいいことだと思うんですけど、そういうようなことは市独自でそういう人を採用してできるのか。それはもう先生と同じで、県の教育委員会が採用して各市町に配置していくのか、その辺は具体的に決まっておるのか、どういうふうな体制になっておるのか、それをちょっとお聞きしたい。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

ただいま申しあげました新制度における部活動指導員につきましては、省令の施行から日が浅く、国や県の財源の確保や運用面について、まだまだ不透明な部分が多いのが現状であります。

今後、国の特別事業であったり、県費であったり、来年度に向けて導入がなされる場合は積極的に亀山市としても手を挙げていきたいと存じますし、また国も県も含めまして、その予算化に向けて教育長会等で積極的に発信をしてまいりたいと考えております。

ただ、本年4月から施行されていることですので、国・県でも不十分な場合は、各市町が動きを起こしてくることであろうと予想ができます。国・県で不十分な場合は、市当局等に私も働きかけを行っていききたいとは考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、教育長が述べられたような本当にそういう制度ができたというようなことで、積極的に申し入れをしていただいて、本当に中学校の部活動の指導をする先生方の負担軽減というものをしっかりと取り組んでいただくというようなことをお願いしたいというふうに思います。

次に、いろいろ質問で答えをいただいて、そういうことを踏まえて、教員の方が過度のストレスに直面しているというふうに思うわけでございますけれども、特に若い先生方の負担が大きく、私はこれは看過できない状況にあるのではないかというふうに思うわけですが、事例もちょっと後でまた紹介はさせていただきたいと思うわけでございますけれども、平成25年の12月に文部科学省が公表した統計があるんですね。その統計によりますと鬱病などの精神疾患による休職者という

のが、全国で年5,000人以上規模のままでずうっと推移していつておるということでございます。そして、その若い教員の方からは、負担が大きくて将来が不安だというような悲鳴にも聞こえる声があるというふうに聞いておるわけでございます。

そして、また新聞記事で、私も確認したわけやないんですけど、一つ事例を挙げさせてもらおうと、ここにもあるわけですが、皆さんも新聞でご存じだと思うんですが、名古屋市内の中学校で国語を教える20代の女性の先生が、バスケットのルールも知らないのに1人で指導するのは無理だと物すごく悩んだと。負担が大きくなって自分の授業の準備もできない、どうしたらいいのやとすごく悩まれたというような事例が新聞報道されておるわけです。

もう一つは、これはちょっとひどいなあとと思ったんですが、これは新聞報道ですから、新聞報道やで事実だろうなというふうには思うわけですが、学校に勤める新任の女性の先生が、授業が思うように進められない。校長先生に相談したわけです。そうしたら、校長先生はどういう経緯があったか知りませんが、校長先生の答えが、やめたほうがいいと言われたと。そして、その校長先生は、その女性の先生の大学時代の恩師や両親も呼び出して退職を勧めたというんですよ。もう、あなたは先生に向いていないから退職したらどうですかと言われたと。

そのために、その女性の先生は鬱状態になって休職を余儀なくされたということで、もうこれは平成25年のことですから今どういう状況になっているかということとはわかりませんが、私が聞いておるところによりますと、いろいろお母さん方とかいろんな人に話を聞いておると、うちの娘は一生懸命勉強しておると。何になりたいのやと言ったら、学校の先生になりたいと一生懸命勉強しておるわけです。学校のこういう私が質問したような実態はもちろん先生方は知らないわけなんですけれども、認識はしていないと思うんですけど学校の先生になりたい、うちの娘も一生懸命に勉強して先生になりたいわと。一生懸命先生になったらこういうことが起こると。

これは大変本当に悲しい事案だというふうに思うわけですが、特に校長先生が、もうあなたは学校の先生に向いていないと、どういふ経緯があったか知りませんが、こういうことが実際に事例として起こっておるといふのがあつてございませう。

そういうことがあつて、休職に至らなくても、やむを得なくそういう精神疾患に悩んでいる多くの教員の方が休職者の5,000人以外に私はたくさん見えるんじゃないかというふうにおもつておるわけなんですけれども、このストレスを抱えた、特に若い先生方のケア、または気楽に相談できる体制というものは、亀山市の教育委員会では整つているのかどうか、これを1点聞きたいと思つていませう。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

気軽に相談できる雰囲気や体制ということでありませうけれども、教員の仕事は多岐にわたつて、長時間に及ぶ労働でストレスも非常に多いと認識をしているところでございませう。

そのような中で、各学校におきましては、学校長のリーダーシップのもとで日ごろから職場内コミュニケーションの向上に努めまして、特に困つたときには一人で抱え込まず、気軽に相談できる雰囲気や体制など、働きやすい環境づくりに取り組んでいるところでございませう。

また、学校内の安全衛生委員会を定期的に開催しまして、職場内の情報共有を行い、ストレスを抱えた教員の早期発見、早期対応にも取り組んでいるところでございませう。

さらに、労働安全衛生法の一部改正によりまして、ストレスチェックの実施が義務化されたところでございまして、亀山市におきましても昨年度から学校職員全員を対象にストレスチェックを行っております。この結果によりまして、ストレスが高い職員は産業医から指導・助言を受けることができるなど、メンタルヘルス上の未然防止に努めておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

いろいろ特に若い先生方というのは、教師になられて日も浅い先生方は、いろんな壁にぶち当たるといようなことは往々にしてあるわけでございますけれども、そういう相談件数は一体どのぐらい相談があったのか、どのぐらいの件数があったのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

気軽に相談できる件数ということでありまして、特に学校内で、いつも絶えず相談をしておるといような状況であるかと思ひまして、その件数については把握しておるところではございません。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、その相談件数には、常にそういう相談に応じておるもので件数についてはわからんと、把握はしておらんとということですが、その相談内容でいろいろとあるわけでございますけれども、一つの学校で相談件数も何もわからんとということやなしに、それはやっぱりこの相談内容については、皆さん各小学校11校、中学校3校あるわけですが、そういう中で共有をして、こういう解決に当たってこういう結果になったということは、学校間で共有する必要があると思うんですよ。

ですから、その相談内容にもよりますが、そういうふうな学校全体で対処する仕組みというのは整っているのかどうか。当然そういうものはきちっと整えて、相談件数はわからんけれども、毎日そういう相談は時々ありますよと。これはどうやってしたらいいやろう、これはどうやってしたら先生よろしいやろうということ、先輩の先生に聞くことはあると思うんですけど、その中でもこれはもう学校全体で共有して、こういうことがあったよ、こういうことはあなたの学校はないかもわかりませんが取り組んでいったほうがいいですよ、事前の防止にもなりますよといようなことは、共有して取り組んでいかなあかんと思うんですよ、僕は。それで学校全体で対処する、そういう仕組みをつくっていかなあかんと思うんですけど、その辺の考え方はどうですか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

仕組みとしましては、安全衛生委員会というものが市としてはありまして、各学校の教職員、また管理職を加えた全ての学校が参画する委員会を設置しております。そこで自校の取り組みや、こういう課題があるけど、いい実践事例はないとか、そういった情報交換や情報共有は行わせてい

ただいております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

質問の前にも申し上げましたですけど、一生懸命勉強して自分のなりたい先生になれたという喜びのもとに学校に赴任して、そういう今質問させていただいたような事態に陥るといことは、家族の方も本当に残念無念という思いは大きいと思うんですよ。そういうことで、この取り組みというのは本当に喫緊の課題ということで、それはもうよく認識はされておるとは思いますけれども、本当に関係機関と協議をしていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、先生が疲れ切っていては子供たちへの目配り、気配り、こういうものがおろそかになるというようなこともあると思うんですよ。そうすると、いじめ、いろんな問題が今出てきておりますが、そのいじめなどいろんな問題に気づかないことも多々あるというふうに思いますので、先生が心身のゆとりを取り戻すためにも、本当にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。そして、幸せをこうむるのは子供たちですから、その辺をしっかりとよくご存じだと思んですが、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

6番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時42分 休憩）

（午後 1時53分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、市長の現況報告と教育行政現況報告についてであります。

この議会の開会日に市長の現況報告がありました。その中で市長は、亀山駅周辺整備事業では中心市街地における拠点性向上を目指し、2ブロックの市街地再開発事業において導入する公共的機能として、現在の図書館を移転する方向性を固めたところであると述べられました。

一方、教育行政現況報告では、教育長は、先月の総合教育会議にはこの基本構想中間案、つまりは亀山市立図書館整備基本構想のことでありますが、これを提出し、駅前への移転の可能性について市長と意見交換を行いました。今後は、市民や関係の方々などと図書館整備に関するさまざまな要件について、合意形成を図ってまいりますと述べられました。つまり、市長の現況報告では図書館を駅前へ移転する方向性を固めた、あたかも決定のごとく述べられているのに対して、肝心の図書館を所管している教育委員会は、基本構想の中間案を説明して市長と意見交換した程度であり、決定までは全く至っていないということでもあります。

そこで、まず最初に、この市長の現況報告の図書館の駅前への移転の方向性を固めたのは誰なのか、主語がありませんのでお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山駅周辺整備事業を進める上で、中心市街地における拠点性向上やにぎわいづくりの観点から、総合教育会議の協議を経まして、市としてその方向性を固めたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それはおかしいね。そうすると、教育委員会というのは市という組織に入らない、こういう理解でよろしいか。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

私がお答弁させていただいた市は地方公共団体ということで、執行機関として教育委員会も含むという解釈でございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうなると、ますますおかしい。教育委員会は、あくまでも説明をして意見交換をしたという報告しかしていないんです。

これは、ぜひ教育長に聞かないかと思うんですね。教育長、どうですか。現時点で教育委員会の方向というのはこれで出ていますけれども、教育長自身、現時点でどのように考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員お尋ねのことに关しまして、まず教育行政現況報告でお示したとおり、総合教育会議において意見交換を行いというのは、総合教育会議というのは、決定をする機関ではございません。意見交換をする協議の場でございますので、意見交換をしたという事実を述べさせていただいております。

その前の総合教育会議におきまして、昨年の秋でございますが、市長より駅前に移転することについて検討してほしいという依頼がなされておりました。そこで、このたび、その依頼に応じて教育委員会は、回数を重ねてようやく中間案にたどり着いたという経緯がございます。教育委員会としては、現在中間案ですので、決定はしていないということでございます。

今後この基本構想は、最終案の策定に向けて社会教育委員さん、生涯学習推進会議の委員さん、

図書館運営委員さん、さらに教育民生委員会を初めとする議員の皆さんからご意見を賜った上で、教育委員会としての方針を固めてまいりたいと。つまり、最終案に仕上げたいと考えておるところでございます。構想の最終案でございますので、教育委員会としてはこういう構想をまとめましたが、その後、市民の皆さんいかがですかという形で基本構想の考え方を説明した上で、次の段階で基本計画の段階には市民ワークショップ等を取り入れて進むことになろうかと思いますが、構想ですので、まずたたき台をつくる必要があります。そのたたき台を仕上げるというのが教育委員会に課された任務と受けとめておるところでございます。

今は教育委員会として申し上げましたが、ご質問のあった教育長としてということにつきましては、まず教育委員会は合議機関であると。だから、教育委員会の決議を踏まなければ教育委員会として決定したとは申し上げることができません。教育長としては、市長の駅前に移転する方向で進めたいという意向は伺っていますし、方針を固めたことも理解はしております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

スケジュールも含めて答弁いただきましたが、はっきりしているのは、要するに教育委員会としては決定していない。教育委員会として決定をして初めて教育委員会としての決定になる。ところが、先ほどの答弁によると市のあれとして現況報告を書いたと言われたんですけども、教育委員会が決定していないものをなぜそんな市の方針だと言えるのかという、ここが非常に私は不可解であります。

そこで思い出したのが、3年前、2014年の12月議会で、私は新教育委員会制度について質問させてもらいました。そのときに市長に幾つか見解をお尋ねしました。このとき、法律が変わったことによって、市長が教育の目標や施策の根本的な方針を教育大綱としてつくるという権限を市長が持つことができるようになったと。それに対して、私は市長自身、これまでの教育委員会の独立性とかという問題について全く同じと考えるのか、それともこういう法律が変わったことによって、自分だけでつくるというふうなことにしていくのかということを知ったら、櫻井市長はこう言われました。教育委員会制度は大きく変化する部分はあるが、教育委員会は独立した執行機関であることはこれまでと全く変わらないと答弁をされた。さらに、教育大綱は市長の責任で策定するものだが、お互いの権限にかかわる部分については、しっかりと教育委員会との協議・調整を図った上で方向性を共有して進めていくと、こういう答弁をされた。全く違うじゃないですか。方向性が共有されていない、今回の現況報告は。

だから、そのところが全く食い違っているんですよ。この辺のところをぜひ伺いたいんですけども、この市長の答弁、2014年12月議会の答弁、これが変わったのか、変わっていないのか、この点をまずお聞きしたいと思います。簡単に、変わったのか変わっていないか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時の地教行法改正に伴います新制度に伴う考え方、今ご紹介いただいたとおりでございますが、3年前と全くその考え方は変わっておりません。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、再三言いますけど、おかしいことばかりが起きているわけですよ。

教育委員会が独立した執行機関であることは全く変わらないんだと。それから、しっかりと教育委員会と協議調整を図った上で方向性を共有していくんだと。教育委員会は、今の段階で中間案として方向はまだ決まっていないというんですよ。教育委員会が決定をしたら、それは一つの市の方針になっていくかも知れませんが、それが無い段階で、市長があたかももう決まったかのごとく方向性を固めたということを言われること自体、全く食い違いやないですか。

教育委員会の独立性を尊重するのであれば、教育委員会が決定する前にあなたがこういうような方向性を固めたなどということは言えないはずですよ。やっぱりこういう発言自体は、この市長の2014年12月議会の答弁とも違いますし、そもそも教育委員会を独立した執行機関というふうに見るのであれば、これはやっぱり今回の現況報告で言われた方向性を固めたという発言は、私は取り消すべきだと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、市として行う駅前周辺整備事業におきまして、教育委員会が所管する図書館整備とあわせて進める上では、相互に意思疎通を図っていくことが必要不可欠でございます。また、先ほどご紹介いただきましたように、それぞれ執行機関でございますので、先ほどの考え方に基づいてやっぱりそのプロセスを重視する、尊重するということが、当然今日まで進めてまいったところでございます。したがって、総合教育会議におきまして、さまざまな協議、調整を行う中でその方向性を共有いたしてまいったところでございます。

今後につきましては、市と教育委員会でそれぞれ所管する事務を進めてまいります。亀山駅周辺整備事業は図書館機能にあわせまして、これに付随するさまざまな機能を有する事業でありますので、これを一体的かつ総合的に進めていく必要がありますことから、まず市としては再開発事業へ導入いたします公的機能が何なのか、これは特別委員会でもご指摘をいただいておりますけれども、その方向性をお示しさせていただいたところでございます。

一方で、移転にかかわります最終決定につきましては、教育委員会の議決が必要となることは承知をいたしております。したがって、市といたしましては方向性を固めたと表明をさせていただきましたことは、議員が今ご指摘いただく教育委員会の権限を侵すものではございませんでして、従来の答弁と矛盾するものではないと認識をいたしておるところでございますが、それぞれの役割を、当然これは独立した執行機関でございますので、それぞれの役割をしっかりと担いつつ進めていくということになるかというふうにご検討いただいております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長、それは詭弁ですよ。この方向性を固めたという言葉、これを市民がどう受けとめているか、

あなたはよく知っているでしょう。ああ、もう市は図書館を駅前に移すんやな、決めたんやねと大半の人が思っていますよ、これ。

だから、方向性を固めたという言葉は、そういう受けとめられ方をされているんですよ、現実には。だから、あなたが教育委員会が独立した執行機関であるということ尊重するんなら、教育委員会の決定を待つべきですよ。ところが、あなたはあたかももう市がそういう方向を決定したかのごとく、方向性を固めたということを述べられたわけですよ。だから、これは正しくないんで、削除をしてくださいよと、発言を撤回しなさいよということを言っているんですよ。わかりませんか、意味が。

受けとめられ方なんですよ。方向性を固めた、よくテレビでも国会のあの中で、何々を固めたと言う場合は、あと手続だけの問題で内々では全部決まってるねやという場合ですよ、これは、固めたというのは。

だから、あたかももう決定したかのごとく、あと手続だけが残っているだけというのが固めたということですよ、これは。政治的に言えば。全然そんな段階に行っていないですよ。教育委員会はまだ決めていないんですよ。あなたは言いましたよね、教育委員会が決定しないことには決定にならないのやと言われた。ということは、市として決定していない、これはいいですか。教育委員会が決定していないという段階で、市としての決定はしていないんだということはよろしいか、じゃあ。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃるように、市としてということは地方公共団体として、市と教育委員会としてということでございますので、市として最終的な決定はしていないという認識をしております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

事実上撤回ですよ、これは。市としては決定をしていない、こういうことですよ。市長の思いとして、駅前へ図書館を持っていきたいという思いだけを書いたという程度ですよ、これはね。

もう一つ、午前中の市長答弁で問題やったのは、総合教育会議、先ほども教育長が意見交換の場というふうな協議の場と言われましたけれども、何かその中であたかも皆さんが駅前へ駅前へというふうな方向で議論があったようなことを言われましたけれども、私もその会議録を全部読ませてもらいました。会議録を読む限り、積極的にであれ消極的にであれ、駅前へ図書館を持っていくことを推進する発言は一つもなかったです。

あったのは、具体的に言いましょうか。例えば、10万人の図書館利用者の思いと市が考えている駅前でのにぎわい空間の10万人とは、ちょっとずれている。つまり、にぎわいをつくることと図書館の問題は別問題だということを言っておるわけですね。それから、にぎわいという中身と図書館とはちょっと異質な感じ。それから、図書館をにぎわい創出の方法論とすることには違和感がある。こういう意見が出ているわけですよ。

それから、さらに現在地は子供たちが訪れるには絶好の自然環境、あるいは文化的な環境が整っている。現在地から図書館を失うのは、断腸の思いがある。四角い複合ビル、四角いマンション、

四角い立体駐車場など、無機的な無味乾燥な駅前、その中に図書館があるというのはいかなるものかと思う。こういう意見が出ているんですよ、次から次へとね。

こういう状況を受けて、総合教育会議の中でおおむね理解いただいたみたいな答弁をされましたけど、全然違いますよ。こういう状況があるのに、なぜ駅前への、あなたはこういうふうにも言われましたね。こういう総合教育会議を受けて、こういう現況報告を述べたと言われましたけれども、全然総合教育会議の中の意見としては、積極的、消極的賛成論は、私はないと思いますよ。これは私だけの受けとめ方やないですよ。ほかの議員からも聞きましたけれども、同じように会議録を読んだ議員は、えらい異議が多いな、疑義が多いな、課題が多いな、懸念が多いなというのが教育委員さんの意見として受けとめているんですよ。

だから、総合教育会議を受けてということであれば、やっぱりこれはまだまだ課題が多い、問題がある、疑義がある、駅前でいいのかどうかというのが、私は現時点での教育委員さんの受けとめ方というふうに考えるべきだろうと思います。

この総合教育会議の中で、私が一番問題だと思ったのはこういうことなんです。ある教育委員さんから質問が出て、事務局に基本構想に書いてある3,300平米ということなら、2階から4階の3つの階層で確保できるというふうに事務局が答えた。図書館を駅前に持っていった場合、2階から4階の3,300平米ということで想定しているという答弁があった。それに対して教育委員の人から、亀山らしい図書館をつくるには、基本構想にある附帯施設、例えば駐車場、駐輪場、市民交流施設、飲食可能な空間、児童館、ギャラリーや小ホールというような、こういうのを図書館以外に附帯施設として必要だということが基本構想の中に書かれています。だから、そういうものも附帯施設を持っていくとすると、5階、6階、7階まで必要になってくるんだということを教育委員さんが指摘をされたんですね。

これに対して事務局が何と答弁したかと言ったら、附帯施設が必要となれば階層を積み上げていくことは可能と聞いているので、十分に考えさせてもらおうと。とんでもない話ですよ。今の2階から4階の3つの層の床を買うのに市の負担は12億というふうに3月議会で部長が答弁されました。これが7階までということになると6つの階層を買うわけですよ。幾らになります、倍の24億ですよ。市が床を買う費用が24億かかるんですよ。財政負担できますか、24億。こういうことを平気で事務局が答弁をするという、この無神経さに私はあきれましたね。

当然こういう7階もの建物になれば、いろんな問題が生じてきます。建設費が高くなります、もちろんですね。それから、組合が設立されたとしても、今度は採算が合うのかどうかという問題が出てきます。さらに、駅の正面に7階もの建物ができたという、一遍想像してみてください。亀山のような5万の小さなまちに、駅をおりてすぐのところに7階のビルがばーんとそびえているんですよ。これが亀山らしさですか。歴史と文化、城下町、こういう駅としてふさわしいと思いますか。

そういうことを考えれば、到底こんな返事はできないと思うんですよ。そういうことを平気で言っているわけですよ、事務局が。やっぱりこういう問題は、私は重大な問題だと思うんですけども、この階層を積み上げることは可能というのは正しいんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

私は総合教育会議の中で、このお話を聞かせていただいて、確かに委員さんの中からは5階、6階、7階、そういうものが積み上げられることは可能かというような質問はございました。ただ、今回ご答弁をさせていただいたのは、そこに付随する施設等の議論もございますもので、2階、3階、4階を積み上げることは再開発組合の中で可能やというふうな受けとめ方をしておるということでありまして、決して5階、6階、7階の3階を積み上げていくようなそういうようなご答弁はさせていただいたつもりはございません。積み上げが可能かどうかという可能性の問題について、ご答弁をさせていただいたというような認識をしております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう認識不足も甚だしいですね。今の例えば4階までの建物でも本当に大変な費用がかかるので、何とか縮められないかというような議論もしているわけですよ、これ。特別委員会やら担当のところと話もしています。できれば、もっと小さくできるなら小さくしたいと。そういう採算が合うような仕組みづくりをしたいんだということを言っているのに、まあ本当に能天気な7階までの話を平気でこんなふうに出してやるというのは、私はもう考えられないことやと思います。

もう一点だけこの問題でお聞きしたいのは、教育委員会は先ほど最終の案ができれば市民の皆さんにそれを公表して、意見を聞くというふうな話がありました。ところが、今、市として決められたということを言われましたけれども、全然市としては市民の意見を聞いていないですよ、これは全く。教育委員会もアンケートをとられましたけれども、そのアンケートには場所についての話は全く触れられていません。だから、今、市民の中では全く移転という、例えば駅前へ移転することがどうなのかということについて、教育委員会にしる、市にしる、聞かれたことがないんですよ。

ところが、それがもうきょうのこの段階で、市長は方向性を固めたというわけですよ。これはおかしいでしょう。市民は抜きですか、これ。一体いつどんな形で市民の意見を聞くんですか。この点について、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、先ほどの6階、7階、教育会議、そこは誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

それから、当然こういう議会の議論を通じて一定の方向性をお示しをして、ご議論いただいて前へ進んでいく、これは議会並びに市民の皆さんのご理解をいただいて進めていくというふうに考えておるところでございますが、当然、先ほども今岡議員のご質問にお答えをいたしましたけれども、第2次総合計画で戦略プロジェクトに位置づけられたこの亀山駅周辺整備事業は、引き続き地域関係者の皆さんとの協議を進めながら、各段階で市民への情報発信やご説明を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

当然この議会でのご議論や、公のオープンな場でございますので、これはしっかり尊重させていただいて、そしてご理解いただく中で進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

それで、この間も地域の皆さんともさまざまな意見交換、ヒアリングも行ってまいっております

が、まず7月より市広報におきまして亀山駅前現状等を掲載して、ケーブルテレビ等の行政情報で発信をしてみたいと思いますし、都市計画にかかわります説明会とか意見の聞き取りも、今後、順次行ってみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう一点だけ言うておきますけど、その都市計画の中に当然移転する公共施設が入った形で都市計画決定がされるわけですけども、それをする前に、果たして図書館を駅前へ持っていきのいいのかどうかの意見を、まず市民に聞くべきだと私は言っているんですよ。随分異論がありますよ、これについては市民の中から。私が聞いている範囲ですけども。だから、まずそこから始めないと、物事は。

だから、都市計画決定をする段階まで来て、それから公聴会という話と違うんですよ。それはそれでしなきゃならんですけど、今やらなあかんのは、駅前へ持っていくことについて、いろんな異論がある。そのことについて、なぜ駅前へ持っていきこうとしているのか、市民の意見はどうか、それをまずあなた方は把握をするということです。それなしに進みませんよ。それだけ申し上げておきます。

次に、立地適正化計画、これも関係してきますので、駅前問題とも関係してきますので今回取り上げさせてもらいました。

立地適正化計画というのは、非常に一般にはなじみが薄いものなんですけれども、居住機能の誘導、住むところですね、それから医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能と呼ぶんですけども、都市機能を誘導することによって都市の全域を見渡した計画であり、居住の誘導や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるものと国土交通省のホームページに書いてある。

亀山市がどんなふうと言っているかということ、立地適正化計画の中で、若者の定住促進による都市の価値と魅力の向上を基本に、鉄道駅を中心とした既成市街地への居住の誘導及び都市機能の誘導等を効率的に進めることで市の都市力の向上を図り、コンパクトなまちづくりを実現している。つまり、駅を中心とした地域に居住を誘導する、それから医療、福祉、商業、そういった都市機能もそういう駅を中心とした既成市街地へ誘導するんだという計画が、いわゆる立地適正化計画なんです。

このパブリックコメントが4月10日から1カ月行われて、私も意見を出しました。今回の質問については、通告にはいろいろ書いていますけれども、結局パブリックコメントで出した意見に対しての内容なんです、通告はね。だから、それに対して答えをいただいていますので、パブリックコメントの回答という形でいただいていますので、だから、それに対する再質問という形で私はさせていただきますと思います。

意見を出した1つ目は、まず都市マスタープランとの関係、都市マスタープランというのは、立地適正化計画よりも上位の計画なんです。総合計画のすぐ下にある計画、これを今年度と来年度と2年間で作成をするという、今作成の途中であるということね。こういう状況でありながら、下に

来る下位の計画を先につくって、その先につくった下位の計画が都市マスタープランの一部になるという、こんな計画のつくり方はおかしいだろうという意見を出したわけですね。

これに対して市はどういうふうに答弁したかという、平成30年度末に都市マスタープランは見直しを予定しているけれども、その見直しによって立地適正化計画の見直しが必要な場合は別途検討するという。つまり、マスタープランをつくった後、見直しが必要になったらまた見直しをするというんですよ、立地適正化計画の。それなら、見直しをするぐらいなら、都市マスタープランをつくってから立地適正化計画をつくれればいいわけですよ。何でこんな無駄なことをするんですか。なぜこんなに急いで立地適正化計画を、要するにマスタープランよりも先につくらなきゃならんのか、その辺の理由をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

立地適正化計画でございますが、この計画につきましては、この策定につきまして6月9日に所定の手続きを終えましたので、今後はまず住民、あるいは市民の周知期間を考慮しまして、10月1日に施行という形になりますけれども、公表していきたいというふうに考えておるところでございます。

それで、先ほどのなぜ先につくったのかということでございますが、亀山市立地適正化計画の作成に当たりましては、ことし3月議会で議決をいただきました第2次亀山市総合計画の基本構想の中にございます都市空間形成方針と整合を図りながら策定をしたところでございます。また、現行の都市マスタープランの都市骨格構造等とは整合を図り策定をいたしてございます。そのため、立地適正化計画につきましては、今後総合計画を受けて作成いたします、ことし、来年の2カ年で改定を予定しております都市マスタープランとも十分に整合が図られているものと考えてございます。

また今回、総合計画と同時期に立地適正化計画を検討いたしましたことで、コンパクトなまちづくりや土地利用において双方の各種方針等に反映できるものというふうに考えており、今後具体の誘導策等につきましては、改めて検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

マスタープランをつくっておりながら、下位の計画を先にどうしてもやらなきゃならんという理由は答弁では聞こえませんでしたね、何もね。

だから、こんな見直しをするような必要があるんなら、当然後につくれればいいじゃないですか。例えば、国の期限が切られておって、何年の何月までにつくらなきゃならんというようなこともないわけですよ。都市マスタープランができて、それにあわせてつくればいいんですよ、こんな。なぜそんなに急ぐんですか。

2つ目にもこれは関係してきます。計画作成のために広聴会、ワークショップ、アンケート等により住民意見の聴取というようなことが書かれているんですけども、ところがこんな広聴会やワークショップなんて開かれていません。それから、法律で市町村のこういう計画をつくるときの協

議、市民であるとか、業者であるとか、そういう方が参加できる都市再生協議会というものも組織できるんだということがちゃんとうたわれております。これもやられません。

市民の意見聴取として、パブリックコメントの答えに書いてありますけど、やったのはパブリックコメントと都市計画審議会、これは14名の委員さんですよ。そこだけですよ、意見を聞いたのは。これで本当に市民の意見を聞いたと言えますか。もう明らかに市民無視の計画づくりじゃないですか。こういうことでは、私はだめだと思いますね。

これについて、市の考え方でこういうふうに言っています。市町村の、さっき言いました都市再生協議会、これは市民が参加をできるやつですけども、計画策定後に設置を考えるという、こんなことを言っているんですよ。計画策定後に設置するなら、やっぱり必要なのは計画策定前でしょう。計画をつくる前にいかに意見を聞くかじゃないですか。それを計画策定後に設置する、こんなことを回答しているわけですよ。おかしいでしょう。なぜこんな形で市民の意見を聞こうとしなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず、マスタープランの改定でございますが、マスタープランにつきましては、来年度、30年度をもって当初策定した期間10年間が経過するというので、見直しをさせていただくということでございまして、そういった意味で、今回パブリックコメントだけで終わらせたのはなぜかということでございますが、立地適正化計画につきましては平成27年度より策定を始めまして、先ほど議員おっしゃられましたように都市計画審議会、そのほか亀山商工会議所や宅建協会等関係団体へのヒアリングを実施しているほか、都市計画審議会で5回の報告や意見聴取、また議会に対しましては、産建委員会で2回の説明、意見聴取を行ったのに加えまして、パブリックコメントを実施して策定をいたしましたところでございます。

都市計画審議会の委員につきましては、都市計画関係の学識者のほか、国・県の関係者、商工関係者、自治会連合会等、また再生協議会等が含まれてございまして、議員おっしゃられました市町村都市再生協議会の構成員と考えられる有識者が多く含まれているということもございまして、計画に当たりまして都市計画審議会の活用をさせていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長々と言われましたけど、私、これを持っているんですよ。毎年4月に各部が使命・目標、それから実施方針というのをつくりますよね、こういうのを。これは平成27年の建設部の実施方針なんですよ。何て書いてあるか。魅力あるまちづくりを進めますの中に、いつまでも暮らしやすいまちにするために、市民の方々や民間事業者と一体となって立地適正化計画の策定を進めますと書いてある。あなた方が書いたんですよ、私が言っているんじゃないですよ。市民の方々や民間事業者と一体となって立地適正化計画の策定を進めます、あなたの方の方針ですよ、これ。やっていないじゃないですか。

それが、宅建協会だとか、商工会議所だとか、都市計画審議会だとかで済まされるんですか。済

まされないでしょう。市民の方々、民間事業者と一体となってと言っているんですよ。聞いていないですよ、およそ市民の意見を。こんなつくり方をするぐらいなら、なぜもっと時間をかけてつくらないんですかということですよ。市民の意見を聞こうとしたら、どうしても時間がかかりますよ。それをやっていない。

それから、3つ目の私の意見は、若者世代を鉄道駅を中心とした既成市街地へ居住を誘導すると。できるだけそのエリアに住んでくださいよという誘導をするんだと言いながら、今度の総合計画の実施計画の中に何が書いてあるかという、市内どこであっても子育て世代が一戸建てをつくれれば助成しますよということをやったってあるんですよ。これやと、結局今進行している北東部への子育て世代の一戸建ての増加というのがとまりませんよ。居住を中心市街地に持ってくるどころか、北東部のそういう増加を助けるというのか、もっと助長するという役割しか果たさない。一方で中心部へ居住を誘導するんだと言いながら、一方で市内のどこでも一戸建てを建てたら助成しますって、同じ市の施策であって、こんな矛盾した施策はないやないかということですよ。

これについての答弁は、一戸建てへの支援策は、今後実施を検討する施策の一つであって決定したものではない、こんな言いわけをするんですよ。今後、誘導区域への誘導が実現できる施策を整理する。余りにもこれは苦しい言い逃れやないですか。本当に中心市街地に居住を移動する、そういう気があるんですか。こういう市内どこでも一戸建てを建てたら助成するというので、これができるんですか。その点について答弁を求めます。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

立地適正化計画につきましては、将来のコンパクトな都市形成のため、中心部への居住や都市機能の誘導を長期的に進めていくものでございます。そのため、各種施策の方向につきましては、立地適正化計画としてお示しをしましたが、具体的な誘導施策につきましては、予算化も含めまして今後検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

この計画は、郊外から中心部に全ての人を集めてくるといったものではなく、中心部の都市拠点や都市機能を向上させ、町なか居住を誘導し、また既存の郊外にございます郊外集落とは交通ネットワークで結ぶ都市構造を構築していくとしてございまして、そのため他の施策とあわせていろいろ制度設計をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長々と答弁するんですけど、答えていないですよ、質問に。私は、町なかに居住を誘導するということと、それから市内どこでも一戸建てを建てたら助成しますよという施策は矛盾するやないかと言っておるんですよ。それについて見解を聞いているんですよ。何にも答えていないじゃないですか。どういうことですか、これは。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第2次総合計画の前期基本計画で定住世帯住宅取得支援事業、これが今議員おっしゃられた固定資産税を補助するという事業でございますが、これにつきましては地方創生推進交付金を財源として、現在今制度構築をしておるところでございます、今おっしゃられたところも当然制度設計の中で考えていかななくてはならないというふうに考えております。

しかしながら、現在、国の交付金が非常に採択されづらいという状況もございまして、他の財源も含めましてもう少し検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

質問すればするほどわけがわからん。ああ言やあこう言う、ああ言やあこう言うで、要するに本当にその場その場で言い逃れをしておるような答弁しかないですよ。

4つ目の意見に入ります。

これは去年の12月議会でも言いましたけど、今鉄道の利用者が本当に減っているんですよ。25%減少しているという話もさせてもらいました。そのときは過去の数字を出させてもらったんですけども、今回指摘したのはこれから先の話なんです。いわゆる、今鉄道の利用者の大半を占めておるのは通勤・通学者です。これはもうほとんどです。そこはいわゆる生産年齢人口という15歳から64歳の年齢層なんです。

この人口が亀山市内でどうい変化をするかというのが、亀山市人口ビジョンに書かれています。それによると、生産年齢人口が2015年には3万1,000人、それが25年後の2040年には3,000人減少して2万8,000人、3,000人減るんですよ、今よりもね。だから、ますます駅の利用者が減るということですね。だから、新たな利用策でもない限り、鉄道駅を中心にするということが本当に計画として妥当なのかということをおぼろげに思わざるを得ません。

その点について市の考えは、鉄道等の公共交通の重要性を強調するだけです。そういう現象に対してどういう手だてを打つのかということは一切書いていないんですよ。どんな対策を打つんですか。私も鉄道駅の重要性、公共交通の重要性は認識していますよ。だけど、現実問題としてこういう事態が起こるわけですよ。それに対する対策としてどうなのかということなんですよ。ありますか、対策。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

服部議員おっしゃるとおりに、高齢化等、あるいは人口減少で、今のまま放置すれば当然駅周辺も含めた町なかに居住する人口が減少して、ますます鉄道の利用等も含めて大変なことになっていくというふうに考えてございます。

そういった意味で、今計画につきましては、町なか居住を誘導するための計画でございますし、それに関連しまして、特に超高齢化社会の進行が予想される中で、移動困難者の増加が見込まれますことから、鉄道駅を拠点とした効率性の高い公共交通施策が必要と考えているところでございます。鉄道等の公共交通を生かした交通ネットワークの構築により、効率的、効果的な都市の形成を進めるために、鉄道駅を中心とした地域へ都市機能、あるいは居住の誘導を図っていくことが必要

というふうに考えているものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

誘導、誘導と言われますけど、誘導するための手だてが打たれていないですよ。だから、都市計画の中でも、もっといろんな手だてが打てるはずですよ。例えば、この間、商工団体の方が持ってみえましたけれども、今もう亀山市の中で306号線沿いに5つも大型商業施設が計画をされているという状況なんですよ。当然そういう商業施設が306号線に張りつくことになったら、住む人だってそちらのほうに流れますよね。もう本当に亀山市の中心がそちらのほうに移ってしまうような状況が、今本当に計画として進んでいるわけですよ。そのことに対する手だては何も打っていないんですよ。むしろ推進している面もある。黙認している面もある。こんなことで中心市街地に居住を誘導するたら、そんなことができますか、これ。

だから今回、本当に質問で私はっきりしたと思うんですけど、立地適正化計画という立派な計画を立てられましたけれども、実際に市が進めている施策、それから現実に亀山市で起こっている事態、これと全く乖離した計画にしかなっていないですよ。やっぱりこういうことを歯どめをかけなければ、計画を立ててそのようにしたいのであれば、それがそういうふうに行くように施策を打たなきゃならんですよ。だから、私が言うのは、立地適正化計画をなぜ急ぐんだと、ここなんですよ。これをつくる前に、そういう施策をまず検討したらどうですか。都市計画の中での規制、それから誘導のための施策、こういうものを先にちゃんと整備して、それから立地適正化計画でそれを実効のあるものにするとかいうことは可能なんですよ。それを先に立地適正化計画をつくって、こういう問題があるやないか、ああいう問題があるやないかと言ったら、これから検討します、これから検討しますと、そんな後手後手ですよ、これ。

だから、やっぱり市としてまず、10月には動き出す計画やと言われましたけど、やっぱり立ちどまってもう一遍市民の中に戻して、立地適正化計画ってこういう計画で、こういうことをしたいんや、亀山市はこういうまちづくりをしたいということをしっかりと市民にやっぱり説明をして、理解してもらおう。そして協力してもらおうという。いかに町なかに住んでもらうかということが必要なんでしょう、そういう施策なんでしょう。そのための手だてを打つべきですよ。市の一部の職員で寄って、計画をつくって、それでよしという話じゃないですよ、これ。

市長、どうですか。今からでも計画をもう一度、この計画を市民に戻して、議論をし直して作り直す気はありませんか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この立地適正化計画は、平成27年度から策定を進めさせていただきました。もう2年半経過をして、その間、都市計画審議会の皆さん、それから関係するヒアリング等々を行ってまいりました。また、市議会におきましては、産業建設常任委員会で説明をさせていただいたり、議員各位からのご意見も頂戴し、パブリックコメントを経て、今その取りまとめの作業を進めてまいったところがあります。先ほど申し上げました10月に向けて最後の調整をさせていただいて、取りまとめを進

めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、これをまた一回ゼロに戻してということは非常に難しい話でございますが、さまざまなお意見も踏まえて、この立地適正化計画を適正にまとめ運用していく必要があるというふうに思いますし、具体的な政策は、先ほど申し上げました政策誘導の制度設計や、これは今後の、また個別の課題として、しっかり進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

きょうは2つの問題を取り上げさせてもらいましたけれども、共通するのは市民の意見を聞こうとしないという櫻井市政の本当に最近の特徴ですよ。やっぱり市民の意見を聞くということ、これがまず第一ですよ。そのことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時42分 休憩）

（午後 2時51分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

勇政の西川でございます。

先ほどの服部議員が余りにも熱いので、ちょっとやりにくいんですけれども、よろしくお願いたします。

私、通告に従いまして、まずは空き地の雑草などの対処についてということでお聞きしたいと思います。

道路等にはみ出している雑草等について、通行される市民の方から時々何とかならんのかという話をお受けすることが多いんですが、市役所での対処の方法、それから担当部署についてお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

空き地等に生えました雑草等が道路に出ている場合につきましては、所有者等に連絡をさせていただきまして、その上で剪定や除草をしていただいているところでございます。それから、それが民地にはみ出している場合につきましては、建設部の営繕住宅室が一窓口として相談を受けることとしてございます。

空き地が官地の場合には、当然所管の部署へ除草伐採の連絡を行い対応していただいております

が、空き地が民地の場合につきましては、まず土地の区域を包括する自治会に連絡をさせていただきまして、自治会の問題としてまず対処していただくようお願いをしております。自治会で対処ができない場合につきましては、要望書をいただいた上で環境産業部の環境保全室から土地所有者へ除草または伐採につきましては文書により連絡をさせていただいているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市のほうでの対処というのは、自治会に連絡して自治会から地権者の方へというお願いをしているということをお伺いしました。実際にはそれで対処が進んでいないと感じている市民の方が多くいらっしゃると思います。

それで私のほうからは、実際に今やっておられる対策だけではなくて、これから安心・安全という部分については空き家条例をつくられたあの経緯も踏まえて考えますと、空き地においてもやっぱり空き地の雑草に関する条例というものを考えていただいて、強制力のある対処法をこれから検討していただきたいということをお願いしたいと思っております。

県内においても、四日市市や名張市においては、空き地の雑草等の除去に関する条例というものが制定されておりますので、亀山市でもできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問ですけれども、5月に福島県、宮城県、岩手県等で大規模な山林火災が起こったことを受けて、この質問をしたいなと思ひて、亀山市の山林火災についての対処、どのようにされるのかということを知りたいと思ひておひります。

先日日曜日に亀山市内でも火災が発生して、被災された方については本当にお気の毒だなあとお見舞いを申し上げたいと思ひますけれども、それも含めて今回質問をさせていただきたいなと思ひます。

まず、先ほど言ひました山林火災についてですけれども、こちらのほうは亀山市消防力充実強化プランには記載がありませんでした。今後どうされていくのかなと、今の段階で改めて強化していくということがなくても対処できるのか、またニュースで報道されたように、あれだけ大規模な火災になったときに、どのような対処を亀山市は考えてみえるのか、その点についてご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（中村嘉孝君）

平松消防次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

まず、当消防本部のほうで策定をしております第2次亀山市消防力充実強化プランでございますが、このプランの中には、確かに建物火災とか林野火災などの火災種別ごとの具体的な記述はございません。ただ、全般的な火災への対応といたしまして、災害対応力の強化及び他市消防本部等との連携強化について記述をしておりますところでございます。

実際に林野火災が発生した場合でございますが、その火災の状況から必要に応じた消防隊を編成し、直ちに出動するとともに、消防団員の出動要請や他市消防本部への応援要請を行うこととなっております。なお、延焼拡大により大規模な林野火災となり消防隊のみで消火困難となった場合には、三重県防災航空隊の出動要請を行うとともに、県外の防災航空隊の応援要請並びに自衛隊へリ

への派遣要請を行える体制となっております。

また本年5月、この議員おっしゃいました東北地方での大規模な林野火災を受けまして、総務省消防庁のほうから、林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用についての通知が発出されておることを申し添えます。以上です。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

現行でも十分できるし、また広域的なことも考えてみえるという確認をさせていただきました。

そこで、実際にどのような消火活動ができてきているのかということですが、火災時における消防署の対応、それから平時における訓練、それから予防啓発というんですか、そういうものについてはいかがなことをされているのか。それから、現実に資機材等で今後こういうものをまだまだ強化していかなければいけないというようなこともありましたら、あわせてご答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

火災防御ということですので、まずは6月11日9時20分ごろに発生をいたしました西町の建物火災につきましてご報告を申し上げたいと思います。

この火災におきます現時点での調査では、全焼2棟、類焼15棟となっております。消防活動としまして、消防車両12台、消防職員38人、消防団車両6台、消防団員35人態勢で消火活動を行い、約5時間後に鎮火をいたしました。

また、出動時に多量の黒煙を発見いたしましたので、非番週休者の職員招集、サイレン吹鳴による消防団員の招集を行い、消火栓と防火水槽を有効に活用して隣接する建物への延焼防止を中心とした消火に努めたところでございます。また、現場到着後、すぐに電気、ガスの遮断を依頼しまして、安全な消防活動が行えるよう処置をしたところでございます。

その結果、現場到着時に2棟が火災の最盛期であったにもかかわらず、他への延焼は最小限にとどめることができたことと確信をしております。なお、この火災による鎮火後は、車両を待機させ、緊張感を持って翌朝まで現場の警戒に当たったことを報告させていただきます。

議員おっしゃいます全般的な火災予防でございますが、これは火災予防週間中に広報紙、ホームページ及び亀山の情報番組なども活用しまして、火災予防広報を実施しているほか、住宅の防火診断や各種イベントにて火災予防を行っているところでございます。

また、火災に対する消防訓練でございますが、こちらは消防職員はその庁舎を活用いたしましてさまざまな想定のもと日々訓練を行っております。また、消防団員とともに、合同で林野火災などで使用する遠距離送水を想定したホース延長や放水訓練などを実施し、有事に備えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

いろいろと説明していただきました。本当に日曜日にあった火災、大きな火災であったわけです。

けれども、消防署あるいは消防団員の皆さんの活躍のもと、被害を最小限に抑えられたということは本当に頭の下がる思いであります。市民の安心・安全を日常的に守っていただき、またそういう有事の際には全力を挙げてやっていただくというのは、これからも大変ですので、今回財産の取得ということで新たに消防車両も更新されます。有効に活用されて市民の安心・安全のために今後も努力されることをお願いして、この質問を終わります。

3つ目に上げております質問が、立地適正化計画についてということで、先ほどの服部議員ともちょっとかぶる部分もあるんですけども、よろしく申し上げます。

まず、この計画というのは、先ほど服部議員のところでありましたけれども、かなり重要な計画なんだというようなことを言われておりました。ただ、本当にこの計画、私読んでみると非常によくできている内容ではないかなと思うんですけども、ただ先ほど言われましたように、この計画の実行性の部分で、本当に実行できるのかなということを疑問に思うことが多々あります。

また、先ほどの答弁を聞いておりましたが、答弁が二転三転するとまでは言いませんけれども、説得力がないといえますか、計画とは違う方向性に動いているのかなど。この計画のもととなるのは、少子・高齢化に対応するためにコンパクトシティを目指していく。公共交通を利用して、徒歩圏内で社会資本を集めていくということが重要視されていると。だけれども、実際に行政は、無秩序な開発とまでは言いませんけれども、開発をどんどん郊外に行っていくに当たって、何ら規制もしていないし手もつけていないと。そこで亀山市の方向性を本当にどうしていくのか、あるいは実効性をどう考えているのかということを知りたいなあと思っております。

この立地適正化計画には5つの目標が書いてあるんですけども、それに沿って聞いていきたいなあと思っています。

まず、先ほど気になることを言われました。服部議員のところ、都市マスタープランとの整合性はどうかと言ったら、整合性を図っていますというふうに言われておりました。都市マスタープランの中で、地図があるんです。68ページのところなんですけれども、ここでは306号線沿いの川合町付近、このあたりにおいては緑色で塗られている部分があるんですね。これは立地適正化計画の案によりますと、緑色から開発区域に変わっているんです。これは整合がとれてないと私は思うんですね。

それからもう一つ、亀山市農業振興地域整備計画、これによりますと、今言ったところは農業振興地として指定されています。現実には今ある都市マスタープラン、これは立地適正化計画をつくる上で上位計画になると。その上位計画で緑地、農地を保全するところに当たるところが立地適正化計画、下位計画で変更されている。現に動いている農業振興地域整備計画でも、農業振興地としてされているところの変更される。これ、市民への説明もなく勝手に変わっているわけですね。説明責任という部分では、私はされていないと思うんですけども、また計画というものは市民に対して亀山市はこうしますという約束みたいなものだと思うんですけども、この整合性がとれていない、この点についてなぜとれていないのかをお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど議員のおっしゃられた306号沿線でございますが、今回の計画では居住誘導区域に含め

た計画となっております。これにつきましては、さきの3月に承認いただきました第2次総合計画の中の基本構想の中の都市空間形成方針と整合を図った上で今回の計画を作成させていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

第2次総合計画と整合を図られたという答弁です。私は都市マスタープランとの整合が図られていないという指摘をしました。先ほど服部議員のところでは、都市マスタープランとの整合は図られていると答弁されました。やっぱりこの辺の答弁の違いというのは非常に大きいと私は感じています。

そこに、今度は大規模商業施設を建設されるためにこの指定を除外したわけですよ、農振地除外をしたわけですよ。商業施設の誘導ということについても、いろいろ書かれているんですよ。これは駅から800メートル付近に誘導していくと。中心市街地、亀山駅が中心市街地、それから関駅、井田川駅というものを副次的という形で中心市街地として駅から800メートル付近というものを徒歩圏内と考えて集客施設の集積。これは先ほども言いましたけれども、この立地適正化計画の目標の一つに、現在の集客施設集積地、福祉・医療拠点の魅力向上を図ることで都市の価値を向上させるとともに、その周辺への居住を誘導しますと書いてあるんですね、目標は。

これ、郊外306号線沿いに誘致するということは、車での移動しかできないんです。バスの路線があると言われるかもしれませんが、駅あるいは中心市街地、そこから離れているということは、計画と相反すると私は思うんですけれども、なぜ相反するようなところへつくっていくのか。計画を遂行する気があるのか。市長、どのようにお考えなのかお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この立地適正化計画は20年先を見据えた計画でございますので、長期的な方向や方針を示すというものと、現行法令の中で利用目的に応じてそれぞれ規定をされておるものとの考え方と整合をとっていく必要があろうかと思っております。

今ご指摘の亀山市都市マスタープランにおいて、いわゆる国道306号沿道の区間において、商業開発を誘導していくということについて、考え方がずれておるのではないかとご指摘を頂戴しておりますが、当然現在の都市マスタープランにおきましても、国道306号沿道におきましては、沿道サービス施設の立地を記載させていただいておるものでございます。その観点から立地適正化計画においても同様の方向性をお示しして、都市機能誘導区域等を定めたものでございます。

それと、今そのエリアについては農業振興地域内の農用地区域の除外、これとの関係でいかがかというお話を今頂戴いたしました。農業振興地域内農用地区域の除外に係る農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づいて実施しておるところでございます。今回の商業的立地につきましては、申し出のありました農用地除外の目的、計画等が明確となっておりますので、関係法令に掲げる要件を満たしておるものということが大前提でございます。その上で、各種の土地需要に応じた市の土地の総合的な利用の観点から、総合計画で

ありますとか、上位計画、関連計画との整合調整を十分図って手続を進めていくものであるというふうを考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

あのね、市長、私は別に法令に違反しているということは聞いていないんですよ。法令は法令で守っていただいて粛々とやっていただくのは構わないと思うんです。ただ私は、亀山市の立てた計画とやっていることが違うんじゃないかということをお願いしたいわけです。

第2次総合計画との整合ということを言われました。これ第2次総合計画、あります。ここで17ページのところにコンパクトなまちづくりの推進と適切な土地利用の誘導ということが書かれています、計画に。そこで活発な土地利用を都市の活力につなげられるよう、用途地域外での開発をできる限り抑制し、鉄道駅を中心とした既存市街地への都市機能の誘導を行うなど、適切な土地利用を推進します。既存のインフラ等の都市基盤を生かしたコンパクトで利便性の高いまちづくりを進めますとはっきり書いてあります。

今言われたこと、法令にどうのこうのではないんです。亀山市の目指す方向ははっきりと書いてありますよ。用途地域外での開発を抑制します、既存のところへ誘導しますと書いてあります。これに相反しているんじゃないかと私言っているんです。法令に反しているというような質問はしていません。その辺も考えていただきたいと思います。

次に、同じような質問ばかりなんですけれども、目標3には、拡散する住宅団地を規制して、現在の居住地域に居住を誘導していくという方針。それから目標4、鉄道駅周辺市街地への居住誘導を進めます。これとも相反するんじゃないですか。306号線沿いを商業地にしていきますって、これは明らかに自家用車での移動を前提としているじゃないですか。ここに書かれている目標は、現在の居住地域ですよ。あそこ田んぼ、畑、これ居住地域じゃないですよ、今。鉄道駅からも800メートル圏内から離れていますよ。目標を掲げておいて、それと違うことをやる。この点についてどう考えてみえますか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今回の総合計画で、今の空間形成計画をお示しさせていただいております。当然それは、今ご指摘のようなことも含め、その実現を目指していくものでございます。また、いわゆるマスタープランにつきましては、もう少し長いスパンで土地利用を総合的に考える計画であります。従来からも306は沿道サービスの集積を進めるという位置づけをさせていただいておりますので、これを農業用地として活用してまいりましたが、今後につきましては、それぞれの法律に基づいて、それは適時適切な判断をしていくということになろうかと思っております。

当然、都市像の実現のための総合計画、それからマスタープラン、それから立地適正化計画はばらばらに動いているわけではございませんでして、それはリンクをしながら、そして個別法との関連や整合もとりながら進めていくことになろうかというふうを考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長ね、今答弁の中で、従来から306号線は商業集積地にしていくんだというふうに今ご答弁されました。従来からっていつからなんですか。この都市マスタープランをつくられてからずっと長い年月の間そういうことを考えているのであれば、都市マスタープランを変更する手続というのをとるべきではなかったんですか。

市民に対して説明するというのは、そういうことではないんですか。ある日突然新しい計画ができてから塗りかえたよ、変更したよって、それではちょっと私は納得できない。従来から考えてみえたって、そんなこと一言も書かれてないじゃないですか。どういうふうに従来からお考えだったのか。

農業の網かけを外していくという。ある一方では農振地を除外してくれと、開発許可を出してくれと言っているところには出さない。現実に出していない地域があるわけですよ、何カ所か。そんな中で、ここは306号線沿いは出すんだと、従来から考えていた。都市マスタープランができてから何年たっているんですか。今度新しい都市マスタープランで変えるというんだったら、これ近々の変更じゃないですか。その点、どのようなお考えなんですか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今法律に基づいてその農振農用地がここに網がかかっておりますので、これは国の法律に基づいて、それを満たす条件がなければ解除できないという仕組みの中で運用されておるところでございます。したがって、私どもとしてはその手続を経て、そのマスタープランであるとか立地適正化計画の中で整理をさせていただいて、個別の案件については法に基づいて適切に手続を進めてまいったところであります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

私は従来からというのはいつからですかという質問をしたんです。法的なことで手続を踏んでやっていくというのは、それは当たり前のことですので、別に改めて言うていただくことではないと思います。

その中で農振地を除外していくとなって、私、総合計画の集中審議のときに聞いたんですけど、市長の基本方針の中に農業政策についてあんまり書き込みがない、1個しかないという質問をさせていただきました。

市長の考えとして、農業は大切なんだと、緑の健都 かめやまというスローガンを掲げるぐらいなんで、私は緑に対して、農業に対して大切にさせていただけるんだと思っておりますけれども、1カ所の農振地を除外するという事は、ほかのところも全て農振地が除外されていく。そうすると、田んぼがなくなっていく、緑がなくなっていくということだと思っておりますけれども、農業政策については農家の皆さんに、きのうも農業者の所得保障の関係で質問も出ておりましたけれども、そう

いう意味では亀山市は補助をしてでも農業者を育てていこうという政策を打っている。それに相反する結果じゃないんですか、農地を減らしていくということは。

私が言いたいのは、市長がやっていることはここに書かれている計画をつくられたことで、やっていることとの整合性がとれていない。先ほどの服部議員も言われてましたけれども、やっていることと書いてあることが違うんじゃないかということをお聞きしています。

従来から考えていた、農振地を外していくんだと。そうしたらこれから考えていくことは、農振地を1カ所外したんで全部開発していくんですか。開発申請が来たところは法令にのっとって全て許可していく。また、きのうの質疑では、ポンプの話も出てました。開発業者が本来負担すべきポンプも亀山市が半分負担する。そうすると、開発地、商業者がまたポンプが必要だということになれば、また負担するんですか。もうやっていることが、何て言うんですか、その場しのぎ、場当たりの整合性がとれていないどころか一本も筋が通っていない。そんなふうに感じているのは私だけですか。どうです、市長。従来というのはいつからなのか、もう一回お答えいただけますでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

22年策定のマスタープランの中で記載をさせていただいておることを申し上げたところでありますが、この中で国道306号沿道地区につきまして、このように基本方針を述べさせていただいております。現在、商業施設や医療施設等の集積が見られる国道306号沿道については、地域の生活に必要な商業施設等の集積が見られるとともに、周辺の居住人口の増加が今後も見込まれることから、今後も既存住宅団地等の市街地と連携した沿道サービス施設の集積を促進いたします。これは平成22年3月策定のマスタープランに記載をさせていただいて、このことを今申し上げたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

そうなんですよ、22年3月のマスタープランにはちゃんと書いてあったんですね。

それで、新たにつくられた立地適正化計画、ここの目標3のところには都市の拡散防止と既存市街地の再生、既存市街地は井田川地区住宅団地の再生ということが書かれております。ここには何て書いてあるか、先ほど市長言われましたよね、井田川団地の人口が増加していくので、商業施設をつくらなきゃいけないんだという計画があったんだと。だけど、ここにはそれを全く否定しています。

2035年には老年人口比率が40%台に達する。400戸の空き家発生が予測される。人口減っていく、空き家がふえると書いてあるんです。だから、新規住宅団地の開発による市街地の拡大から、既存のインフラ等が整備された既存市街地や既存住宅団地の再生による都市の活性化に向けた居住の誘導を促進します。ここでもコンパクトシティを目指すと書いてあるんです。

ということは、人口も減っていくし、空き家がふえる可能性も高い地域に商業地を誘導していく、そんなところに今言われたようなちゃんとした理由があるんだって、それはあくまで計画、10年

前の計画ではそうだったと。だけど、ここで見直されているんですよ、市長。亀山市の執行部のほうが見直したデータが載っているんですよ、立地適正化計画に。

場当たりの話じゃないですけども、やっぱりしっかりと計画はつくられているんですよ。だから計画にのっとってやっていただきたい。だから規制するべきはする。それから個別計画云々と言いますが、総合計画からリンクしているのであれば、個別計画に頼るのではなくて、全ての計画に一本筋を通すべきだと私は思います。

商業施設をつくっていくとなると、人口密度の関連もあると思うんです。各市町で人口に対する、ここに立地適正化計画の中には大店舗面積と人口との関係で、亀山市は人口に対して大店舗面積が少ない、あるいは年間商品販売額が少ないということで書かれています。これであるならば、立地適正化計画にはバランスのよい市街地の誘導ということが書かれています。誰もが存じていると思うんですけども、北東部に人口集中、これも一つの大きな問題になっていると思うんです。

であるならば、先ほど言ったように既存市街地のほうにこの大型店舗を誘導していくべきではないかと私は思うんです。人口に対して大規模店舗の数が少ないのであれば、亀山市の中心部より西、あるいは亀山駅周辺に大規模商業店舗を持つてくることで、現存の、今人が住んでいる地域をより便利にしていく、これが大切ではないかなあというふうには書いてあると思うんですけど、市長、その辺どのようにお考えですか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

コンパクトなまちづくりを進めていくということ、それから適切な土地利用を推進していくということ、これは本当に規制と誘導をいかに進めていくかという行政の課題であろうかというふうに思っております。ましてや人口減少とか、地域によってはさまざまなその人口の、あるいは高齢化率の状況も違いますが、今おっしゃるように、私どもとしては、やっぱりコンパクトで既存の集落とうまく中心部がリンクをしたようなまちづくりを進めていくというのがまさに基本的な方針でございます。それは一本連なっておるところでございます。

同時に、民間の事業者、特に商業開発はそれぞれの民間事業者としての経営戦略とか、さまざまな要素の中で立地を当然考えていかれる、そういうものであろうかというふうに思っておるところであります。

したがって、行政としては農地、あるいは商業、あるいは工業、住居、こういうものがバランスよく配置されるようなことを当然考えてまいりますけれども、個々の案件につきましては、関連する法律とか関連する仕組みがありますので、そういう中でケース・ケースをしっかりと丁寧に検討していくという作業がどうしても必要になってこようかというふうに思います。そういう中で、私どもとしては、適切な土地利用やコンパクトなまちづくりを進めていくという考え方です。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

あのね、市長、適切な土地利用、コンパクトなまちづくりに向かって市政が進んでいるのであれば、我々の質問はもう無意味なんです。実際にやられていないと感じるから私は聞いているわけで

す。

それから、日経新聞、日本経済新聞の記事にありましたのでは、一般に店舗面積が2,000から3,000平米の食品スーパーが立地するためには、周辺人口が1万人要ると言われています。前に亀山の期成同盟会が市長のところに意見書を持ってこられたときに出された資料によりますと、スーパーマーケット1店舗当たりの人口というものの比較がなされています。四日市市では人口31万2,654人に対して店舗数48、1店舗当たり6,514人。鈴鹿市では20万610人の人口、店舗数29に対して1店舗当たり6,918人。おおむね6,500人から6,900人ということです。亀山市の現在が4万9,904人に対して店舗数7店ですので、1店舗当たり7,129人というデータが出されております。これが5店舗計画されておりますので、これが実際にできると11店舗にふえるということ、済みません、12になるんですけれども、1店舗はまだあれだということで11店舗で計算されておりますね。これだと1店舗当たりが4,536人、先ほど言った四日市市、鈴鹿市に比べて2,000人くらい少なくなります。

それで、なおかつ人口減が見込まれる地域というのが、先ほどもここに書かれているわけです。やっぱり先を見通して、法令にのっとってやっているから何でもオーケーなのではなくて、亀山市の将来を見通した上で、ここには必要、ここには不必要、ここにはつくっちゃだめ、ここは農地として残す、そういったことを市長がしっかりと明示していかないと私はだめなんじゃないかと思っております。それを、ただ単に申請が来たからオーケー、企業誘致ができるからオーケーというのではやっぱり少し違うのではないかなと。言われるように、しっかりと適正にやっているとおっしゃられますが、それだけでは亀山市の市政運営、将来を見据えての20年間の長いスパンでと言われましたけれども、このままやっていけば、そこまで行かない間に亀山市の計画そのものがまたまた役に立たなくなってくるのではないかなと思います。

市長、その点やっぱり規制すべきはすべきだと私は思うんですけれども、規制する考えはないということでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

ただいま市長のほうから反問権の申し出がありましたので、これを許可いたします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

反問権を活用させていただきます。今おっしゃられる規制というその対象はどのことをおっしゃっておられるのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員に申し上げます。ただいまの反問に対する答弁を願います。

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今の質問の流れの中で規制の意味がわからんだということに私はちょっとびっくりしましたけれども、都市マスタープランにも立地適正化計画にも色分けをしっかりとされているわけです。農地は農地、商業振興地は商業振興地、住宅誘導地域は誘導地域と。それをしっかりと守っていただくというような亀山市独自の条例をつくるなりなんなりして、規制をかけていくことが無秩序な開発、無秩序に拡散していく都市を抑制する力になりはしないかなあと私は考えております。

そういう意味では、ただ単に計画をつくるだけではなくて、しっかりとした強制力のあるものをつくって市長の考え方を明示していただく、そういうような考え方はないのかという質問でございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員より反問に対する答弁がありました。

質問の主旨を理解されましたら答弁を願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、各種計画はそういう規制、それから誘導の考え方を全体としてお示しをさせていただいて、それを具現化する関係法令や行政判断に基づいて進めていくということでもあります。

少し規制の対象を、今農振地との絡みでおっしゃられましたので、私はその今回の306の計画地の中で農業振興地域の商業開発で除外をするのはいかがかというご指摘でございましたので、一方でその計画の申請があったから、これを思いつきというか、そういうので判断をしておるのではないかというご指摘でございますが、一方で農振の網がかかりつつ、あそこで農業を営んでいただいていた農業従事者の皆さんがほぼ高齢化と、それから耕作と一緒にできないという中での……。

（発言する声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

農業と商業とのそういう関係の中で総合的に判断をするということでもありますので、規制につきましても農振法に基づいて適切に処理をさせていただいてまいったということでもあります。

（発言する声あり）

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

同じような答弁ばかりで本当に残念なんですけれども、亀山市の将来を見据えてせっかくつくった計画に実効性がなければ意味がないと私は思う。だから、もっと強制的に規制をかけてしっかりとやっていったらどうですかと。

それから農業者が高齢化している、耕作放棄地がふえていく、それはそれで農業に対する施策でしょう。だから、総合計画の中でも基本方針の中でも、農業政策に対するものは農業政策のほうでしっかりと計画をつくられているわけですよ。農業振興地というものはそれなりに計画があるんで、そっちはそっちの話で、今言っているのは立地適正化計画の中で守られていない農振地を除外していくということに規制をかけないかということを行っているわけです。

市長にそういう話をしても、そういう逃げ口上ばかりで、私は議論がかみ合わないのが非常に残念です。そういう意味では、先ほど午前中にありました答弁の中でも、この亀山駅の周辺のことでも市長は説明をしたというようなことを言われています。だけどこれ、農業委員さんのほうでもこの農振地除外については、議事録を読ませていただいたら異論が出ていました。だけど、市長がやると思うんだったら仕方ないなあと、そんな感じでした、議事録を読ませていただいて。まさに先ほどの教育委員会の議事録と同じようなことが書かれておりました。

それから1点、これは質問から通告の中ではなかったんですけども、先ほどの午前中のやりと

りを聞いておりまして、私、昨年度、産業建設委員会の副委員長をさせていただいておりまして、ちょっとどうしても納得できない部分がありますので、聞かせてください。

J R 亀山駅周辺再生に伴う公共的機能整備の検討についてということで、昨年の3月14日開催の産業建設委員会の資料が出てまいりました。その中で、言われたように、図書館が上げられる。図書館で亀山駅周辺の公共施設の整備について具体的な検討を行っていくこととするという資料が出されました。これが多分、午前中議論になっていた、図書館を議会に対して説明した資料だという、産業建設委員会で説明しましたという市長の答弁の根拠になっているものだと私は思います。

だけど、産業建設委員会6月定例会の委員会の資料、6月17日開催の産業建設委員会の資料です。亀山駅周辺再生についてという資料で都市計画室が出した資料があります。この中に、導入機能、施設整備の検討という項があるんです。分譲住宅20戸、交流施設（市民施設）、健康施設（医療モール）、交流おもてなし情報発信施設、おもてなし住居サービス、商業、亀山地場産業アンテナショップや手づくり店舗、生鮮・福祉サービス型コンビニエンスストア、軽飲食店舗などを検討と、6月の資料では変更されているんですよ。図書館なんか一つも書いていない。これ、継続して議会に説明したと言えるんですか。3月の時点では、一旦図書館で検討したいということを議会に説明しました。だけど、6月の委員会資料には図書館は抜かれています。3月議会で議会からわーっと何で図書館なんやという話が出て、引っ込めたんでしょう、一旦。これ継続した議論がなされていると言えるんでしょうか。私は非常にひきょうなやり方だと思うんですよ。それで、ことしになって3月、あるいはこの6月で図書館というのがまた浮上してきた。

市民への説明、議会への説明、市長は議会へちゃんと適時適切にやっているんだと、それから段階的に説明を行っている、亀山駅の質問のたびに言われていますけれども、私は現実には6月の定例会の産業建設委員会資料を見る限り、そのような定期的な段階を追った説明というのは一切なかったと思っています。どうでしょうか、市長。

済みません、通告外なので、そういう意見です。しっかりと議会に説明するというのであればしていただかないと。それから、議会でここの場で議論をして、市長が考え方を言われるということが市民への説明には当たらないと私は思います。やっぱり市民に対しては、市民の中で広聴会を開くなりワークショップを開くなり、やっていくのが私は市長に課せられた責任ではないのかなと。

亀山市まちづくり条例には、市長の責務として市民への説明が書かれていますし、市民はまちづくりに参加する権利があると書かれています。306号線沿いのこの開発にしても、一切市民には知らされていません。農振地が除外されることも、商業店舗、どんな商業店舗が来るか、そんなことも決定がおりるまで誰も知らない。これが開かれた市政、市民に対する説明を果たしている、果たして言えるとは私は思えません。

それから、これらのやり方は、亀山駅前にかかわらず、亀山市の開発、亀山市のこれからのまちづくりにとって非常に大切な問題だと思います。ぜひ市長には、考え方を改め、やり方を見直していただいて、市民への説明、議会への説明責任を果たしていただくとともに、やっぱり皆さんの意見を真摯に受けとめて、独断で物事を決めていくのではなく、協調して協議してやっていただきたいということをお願いして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質問は終わりました。

以上で本日も予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす14日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 3時37分 散会)

平成29年6月14日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成29年6月14日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀渕輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター兼 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長 松村 大君

●事務局職員

事務局 長 草川 博昭 議事調査室長 渡邊 靖文
書 記 大田 より子 書 記 村主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

皆さん、おはようございます。

緑風会の宮崎でございます。

きょうは外に出てくるにも爽やかでございました。この議場も爽やかにやっていきたいと。爽やかに質問もさせていただきます。爽やかな答弁も。そういう中で議論をしていきたいと思っております。

きょうは、私は駅前再開発についてと、それから教育問題、それから農業振興、若者交流推進事業というふうに4つに分けて質問をさせていただきます。

まず最初に、通告に従いやっていきますが、亀山駅周辺整備事業についてですが、この事業については、私ら緑風会で10年も前からいろいろな先進地も見せていただき、調査、研究、勉強もさせていただき、また図書館についても同じく先進地を見せていただき、この駅前周辺整備事業についても提言もしてございますし、図書館についての駅前へ持ってきたらどうやという提言も過去にしてございますので、それも踏まえてご答弁をお願いしたいなあと、かように思っております。

特に、駅前周辺整備事業については、我々の当時緑風会が提言した中でのが、ここに姿をあらわしてきたということは非常に私も喜んでいる一人でございます。そういうことで、前向きにこれから取り組んでいただきたいなど、こういうのを先に申し上げて議論に入りたいと思います。

それでは、これまでの経過についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

おはようございます。

4月からの経緯でございますが、4月27日には駅周辺整備に関する出前トークを実施いたしまして、また再度、5月12日から5月19日の間で1ブロックから4ブロックの関係者の方に対して、ブロック会議に職員が出向き、現在の状況説明と意見交換を実施いたしまして、亀山駅周辺整備事業に関する意向把握に努めました。

2ブロックについては、組合設立に向け準備中ございまして、5月29日には2ブロックの再開準備会の届け出が市長に提出されました。

また、5月31日は亀山駅周辺まちづくり協議会の役員会が開催され、協議会全体として駅周辺整備を推進していく旨が再度確認されたところでございます。

今後、引き続き組合設立を支援するとともに、必要な都市計画決定に向けた準備や、道路、駅前広場の検討を進めるとともに、市広報やケーブルテレビ、シンポジウム等を通じまして、市民の皆様にも現状も含め、さまざまに情報発信をしていきたいと存じております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私がここで問うのは最近のことになしに、この事業を行政が発案して、今に至った経過を聞いておるわけでございます。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

この事業におきましては、10年前から地元におきまして駅周辺の整備の検討が行われまして、それに伴いまして研究会等の立ち上げもございまして、その中で今回、事業が進みまして、準備会の設立まで至ったという状況でございまして、この組合の趣旨といたしましては、第2ブロックを再開していくという中で、事業主体としては亀山市が事業主体となりまして、施工を組合が行うような状況で事業が進んでいくものと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体、経過はわかりました。

その経過の中で、これから事業を進めていく上のやはり事業費はどのぐらいかかるのか、全体にどのように調達していくのか、そういう部分がわかっておればお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

3月議会でもお示しさせていただきましたことでございますけれども、総事業費といたしましては、平成29年から33年分でございますが、約45億円となっております。その中で、国の交付金等で23億円程度出てくる予定でございまして、市の部分といたしましては22億円程度が負担となる予定でございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

国の交付金あたしらはこれで、これから市の負担が22億とか言われたんですが、これについてはどのような計画で最終年がいつで、これを財政的に見て賄えていくのかどうか確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

先ほどの事業費の内訳といいますか、市の負担分の内容でございますけれども、2ブロックの関係で20億円、4ブロックの関係で1億円、その他部分で1,500万程度ということで22億2,425万円という数字になっております。

この22億2,425万円の部分でございますが、公共事業債等及び合併特例債、一般財源という中で財源となってくると考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ聞かせていただきました。それであればいけるのかなというふうな感を持ったわけでございます。

この流れについては、昨日も各議員からいろいろ質疑等で十分やられておりますので、経過についてはこれで終わりたいと思いますが、次に図書館の移転についても昨日、大分紛糾したところもございました。私は最初に申しましたように、私も亀山駅へ設置するというのを過去にも提言してございますので、私もそういう提言が実っていくのかなというふうに心の中では思っておる次第でございます。しかし、いろいろな条件も出てきております。そういう中で自分だけ喜んでおるわけにはいきません。

市の現況報告、また教育行政現況報告の中でも出ておりますが、図書館のこれからの方向性、これからどうしていくのか、まだきのうの議論では私は見えないと思うんですが、改めてお尋ねしたいと思います。これは、市長の考えを一遍述べていただきたいなと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本市のみならず、中心市街地の空洞化が指摘をされて久しいことでありますが、平成24年策定の第1次亀山市総合計画の後期基本計画から始まり、今回、今春から第2次亀山市総合計画におきまして、戦略プロジェクトの一つとして市の中心的都市拠点でありますJR亀山駅周辺のにぎわいと都市機能を高めることで、その再生を目指して亀山駅周辺整備事業に取り組んでまいったところであります。

ご案内のように、今もお話がありましたが、昭和の時代から過去何度もこの駅周辺の再生にさま

さまざまなチャレンジをしてまいったところでありまして、さまざまな議論や提言が重ねられてきたところでございますが、残念ながら具現化せず今日に至っております。しかしながら、この10年間、地域におきましてもさまざまな検討とか、駅サイティングまつりなどイベント等を通じて再整備に向け段階的に協議を進めてこられまして、関係者の皆様によります再開発事業組合設立に向けた準備が進められてきたところでございます。

ちょうど昨年の平成28年3月議会の施政方針の中で、にぎわいの創出に向け図書館を中心とした公共的機能の移転を検討とこの場で述べさせていただいたところございましたが、その後、さまざまな検討を重ね、そして総合教育会議での協議と中心市街地再生の視点から、今回、第2ブロックの市街地再開発事業において導入する公共的機能として図書館を移転する方向性を固めたところでございます。

今後、さまざまな計画の詰め、あるいは調整等々、議会や市民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、本市の玄関口にふさわしい駅周辺の都市再生を実現してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の市長の答弁で思いを聞かせていただきましたが、やはりきのうの議論で考えますと、非常にぎくしゃくしておったというふうに私は受けとめておるわけでございます。

いずれにしても、この市の玄関口である亀山駅の周辺についての整備は大事かと思ひますし、先ほどから何度か申しておりますように、図書館の整備についても、こちらのほうの現図書館も限界かなというふうにも私は思っておりますが、そういう中で過去からも提言しておるように、やはり人の集まりやすい、利用しやすい位置を選定されてここに持ってこられたんかなというふうに自分は思っております。

その中で、やはりこの流れが、きのうの議論を聞いておりますと、総合教育会議の結果とかを踏まえてと思うんですけども、やはり市長の思いがもっと強く意志を貫くぐらいの気持ちを出さないとなかなかこれは議論がうまくいかないと思っておりますが、そこらの思いを再度確認したいと思ひます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の駅前再生の事業につきましては、本市にとりまして現在の状況、このままではいけないと、そしてまちの中心市街地再生をしっかり前へ進めていこうという中で、強い意志でもって積み重ねてきたものでございます。その事業の成立のために、都市機能の再生のために、再開発事業というのは大変な大事業でございますので、それについて公的機能の移転、これは図書館等の機能が最もふさわしいのではないか、そういう思いでこの計画の中に整備をしていこうという強い意志で臨んでおります。

これは、市長の独断でというような、きのうそんなお話がありましたが、市として適切なプロセスを積み上げて、そして多くの英知を積み上げてしっかり前へ進めてまいりたいというふうに思っ

ておりますので、ぜひこれは本当に多くの、今後もさまざまな局面で教育委員会との調整とか内部の調整とかさまざまな場面があろうかと思いますが、議会並びに市民の皆さんのご理解とご協力を
経て実現に向けて前進をさせていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願
いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

きのうはきのうとしても、今の思いは理解しておきましょう。

例えば教育長、何かこれについて意見があればお聞かせ願いたいと思いますが、なければ結構で
す。

それじゃあ、この問題については終わります。

それでは、次に教育問題でございます。今度は教育長に出ていただかんならんと私は思っており
ますので、よろしく申し上げます。

まずこの中で、教育問題でいじめ問題の現状と対策、それから体罰についてということでお聞き
したいと思うんですが、いじめ問題については、過去からいろいろ何度か全国でも起きておりまし
た。私は子供がおったときに、自分の身にも起きておまして、私は親として子供にやはり不安が
あったことをつかみまして、私のところの子供が小学校でございました。特にそのときに中学校の
子供にいじめられたという事案で、私が突きとめまして、というのは、朝、学校へ行く前になると
微熱が出ます、自然と。それで何かこれはおかしいなというふうに思ったんですが、医者にもかか
りましたけれども、風邪でもない。何でやろうなというふうに私は思っておったら、そういうよう
なんがちょっと出まして、それで私は抗議にもお願いにも上がりましたが、そんなことはないとい
うことを学校の先生が、その当時の小学校やなしに中学校の先生が言われました。それならいいわ
と、私は私で解決しようやないかというふうで自分の思いを決めまして、その相手さんを子供から
聞き出しまして、相手の子供と話しして解決いたしました。

そういう中で、非常にこれについては難しい問題でございます。最近でいきますと茨城県の取手
市の問題もでございます。そういう問題もでございますので、いろいろ教育委員会も受けとめはあると
思います。

まず、このいじめ問題の亀山市の現状と対策についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

亀山市におけるいじめの現状ということでございますけれども、市内の小・中学校におけます直
近の認知件数につきましては、平成26年度には小学校が6件、中学校19件の計25件、平成2
7年度には小学校9件、中学校13件の計22件、平成28年度には小学校23件、中学校15件
の計38件となっております。また、本年度の4月、5月におきましては小学校3件、中学校4件
の計7件となっております。

なお、昨年度までの事案につきましては、全てこれまで解消しておまして、さらに本年度の事

案につきましても解消に向けて即時に対応して、現在、見守りを継続しているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

続いて、数字的に見ても26年が25件から昨年が38件とふえておる状態でございます。こういう中でもやはりいじめについては対策は講じられておると思っておりますけれども、これから先もどのようにしていくのか。いじめがはびこりますと、非常に学校の中でも不安がる児童・生徒がおるといっても多々あると思っております。それをやはり解決しなければ明るい学校が築いていけないというふうに私は思っておりますけれども、そういう中での今度は教育長にもちょっと登壇願ってお聞かせ願いたいなど、これからの対応について教育長としての考えを聞かせていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

議員お尋ねのいじめの状況につきましては、教育長といたしましても教育委員会といたしましても、いじめは絶対に許されないこと、また一方で、どの学校でも誰にでも起こり得るものという認識を持っております。そのような中で、いじめ問題対策としましては、亀山市いじめ防止基本方針というものを策定してございまして、それに基づき実効あるいじめ防止対策の取り組みを進めてまいりました。各学校におきましても、それぞれいじめ防止基本方針を定め、年次見直しを行う中、その方針に沿った着実な取り組みに努めておるところでございます。

また、市の基本方針にのっとり、亀山市いじめ問題対応マニュアルにより学校とともに未然防止と早期発見、いじめに対する迅速な対応を図っているところでございます。

未然防止につきましては、全教職員がいじめはどの学校でもどの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、仲間づくり等を通していじめに向かわせない取り組みを計画的に推進しております。

早期発見につきましては、各学期1回、いじめアンケートや教育相談とともに、教育委員会にて予算化をしております児童・生徒理解のための級友調査、これは学級内で自分がどのような楽しい、つまらないとか、どのような学級の中での人間関係か最終的に図表化してあらわれるような仕組みの調査でございますが、それを年1回実施するなどきめ細かな実態把握を確実にを行いながら、小さいいじめの兆候についても見逃さないよう子供に寄り添った支援を進めております。

迅速な対応につきましては、特定の教職員で抱え込むことなく、組織的な対応を行う中で、被害を受けた児童・生徒を守り通すという信念を持ち、関係機関、専門機関とも連携していじめ解消に取り組んでおります。

今後、国のいじめの防止等のための基本的な方針がこの春にまた改定されておりますので、亀山市のいじめ防止基本方針の一部改正を現在進めておるところでございます。

いずれにしましても、件数がふえているように感じるわけでございますが、認知件数ですので、認知件数はどんどんふやしていくというか、ふえているということはそれだけ認知をできた件数がふえているということですので、発生件数そのものは不明でございます。ただ認知件数は積極的

にふやしていこうという考えを持っております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いじめ問題については、3月議会においても、亀山市いじめ問題対策連絡協議会とか、いじめ問題調査委員会、そういうような条例化もして亀山市としても取り組んでいくという強い姿勢を持ってありますが、先般もある市民の方が、ことしじゃないんですが過去にいじめられたわということ私に訴えまして、それを私も過去に自分の子供があったんやという話もしておる中で、教育委員会、学校で何とかなくするような状況をお願いしておくわということできょう質問させていただきました。

そういう中で、茨城県の取手市が何かその案件を隠したんかどうかわかりませんが、新聞報道で再度取り上げられて謝罪したと。やはり表へ出すのを怖がるんやなしに、市民全体、また学校教育の関係者全体でこういうふうに取り組んでいったほうが私はいいいんじゃないかというふうに思っておりますが、そこらの気持ちをもう一度お聞かせ願いたいなと思っております、最後にもう一件体罰もございまして、それも含めてまたよくお聞かせ願いたいなと思っております。

次に、体罰の問題につきましてですが、きょうもきのうもテレビで体罰の問題がかなり報道されておりました。けさも私、出てくる前に見ておったんですが、サッカーをやっている子供がコーチに殴られておるのが動画で出ておった。やはり、このごろはそういう道具があるので、どこでかは知らんけれども、撮ってそういうネットに投稿されておって全般に流しておるといこともございまして。

そんなんは別としても、体罰については必ずしもいいものではないと思っております。私、自分の例ばかり申しますけれども、私は中学校のときに体罰というのか、それは私が悪うございましたんで体罰を受けて当たり前でございます。授業時間にグラウンドで1時間正座させられたり、職員室の前でバケツ2つぶら下げて半時間立たされたりというようなことも、自分の学生生活を思い起こすとあるんですけども、それはそれで自分も悪かったんで当たり前やと。それを私は親にも言いませんでした。というのは、家で親に言うたらもう一つ親からげんこつが来るのがわかっておるので、そんなんはやめておりましたけれども、やはり体罰についてもいろいろ状況はあると思っております。しかし、私は体罰を肯定するものではないと思っております。それは、自分のときはそういう時代ですので、終戦後でございましたんでそんな世界かなというふうにも思っております、今現在の世の中にはそういうことはあってはならないと思っております。

それについても、亀山市の現状をお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

体罰につきましては、学校教育法で禁止されております決して許されない行為でございます。

教員による体罰の発生状況につきましては、平成28年度以降はこれまで発生をしていないところでございます。

直近の状況につきましては、平成27年度には指導の行き過ぎで児童に正座をさせた案件が1件

あったということ。また、26年度につきましてはございませんでしたけれども、25年度に頭や背中をたたく、頬を平手でたたく、体を押さえつけるといった案件が5件あったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いじめについても体罰についてもいろいろ聞かせていただきました。

最後に、これを含めて教育長の思いがあったら聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

いずれも私としてはあつてはならないこと、ましてや体罰につきましては、大人である、また教育者である行為がそのようなことに結びつくことでありますので、毎月の校長会等、徹底した体罰は許されないという認識を教職員一人一人が持つよう情報発信を、また研修会等も行わせていただいているところです。

ただし、懲戒と体罰は違いまして、懲戒、先生はその生徒に対して何もできないのかといえば、そういうことではなくて、注意や叱責、居残り、別室指導、正座はだめでも起立は、立たせることはできます。宿題を課すこともできます。掃除を罰としてさせることもできます。学校当番を少し割り当てることもできると。そういった細かな体罰と懲戒との違いを、例示を示しながら教職員一人一人に徹底しておるところでございます。

いじめにつきましては、3月議会でお認めいただきました対策連絡協議会は既に6月8日に第1回目を開催して、関係機関による実態把握や取り組み状況について情報交換、情報共有を行ったところでございます。調査委員会につきましても、8月に第1回目を開催する予定としております。

他県で報道されているようなことにならないように、隠蔽とか隠すとかそういったことは、厳に許されるものではないと認識しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

教育長の考えや抱負も聞かせていただきました。亀山からいじめ、体罰をゼロに向かって頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、次でございます。今度は、農業振興についてでございます。

農業振興については、いろいろ国の施策もございますが、非常に難しゅうございます。農業経営の発展・改善を現況報告で見ますと、目的に人・農地プランに位置づけられて認定農業者の育成に力を入れていくというのが出ておりましたが、そこで、亀山市のまず耕作面積の推移はどのようであるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本市の耕作面積、耕地面積でございますが、農地転用とか耕作放棄地の増加等を主な要因といたしまして、年々減少しております。過去5年間における耕地面積の推移でございますが、平成23年時点で、田の耕地面積が1,340ヘクタール、畑の耕地面積が672ヘクタールの合計2,012ヘクタールでございます。そして、5年後の昨年、平成28年でございますが、田の耕地面積が40ヘクタール減の1,300ヘクタール、畑の耕地面積が46ヘクタール減少の626ヘクタールで合計1,926ヘクタールとなっております、23年からの5年間で合計86ヘクタール、23年を基準といたしまして約4.3%の耕地が減少しております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

現状は聞かせていただきました。

これについて、農業施策担当のお考えをどのように持たれておられるのか、お尋ねします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、耕地面積の減少の要因として2つ上げさせていただきました。1つは農地転用、それから中山間地域での耕作放棄というようなことでございまして、農地転用につきましては、いろいろ所有者等のご意向もございまして、これをなかなかゼロにするというのは難しいことだと思っておりますが、耕作放棄地の対策につきましては、中山間地域のいろんな対策も含めて現在もやらせていただいておりますが、なかなかそれを完全に歯どめをかけるという現状にまでは至っていないところでございますが、今後もその辺のところについては努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そういうのに対応もしていくと、きのうも農振地の話も出ておりました。私どもの地域も農振地がありますが、非常に難しい問題でございます。耕作者は、ほかに転売したい気持ちもございまして、農振の縛りで売れないというのもございます。そういう中で、これから全体に考えてこの農地の再利用、管理をどのようにしていくのかなというふうにも私も思っておるわけでございます。

そこらを今後、どのように考えていくのか、例えば我が地域でいったら、最近はやりの太陽光発電をしたいと言うても、農振地であるのでそれができないというのもございます。やはり、実際先祖から受けた財産でございますけれども、今の受け継いだ者も非常に取り扱いに苦慮している部分も多々ございます。

こういう中で、これから先、この農業施策は非常に難しいと思っておりますが、全体を考えても、きのう、おとこの議案質疑に私も補正予算で認定農業者の機械の導入によって300万の補助金というのが出ておまして、それについても質問させていただきました。そういう認定農業者についても、やはりそれはどんどん頑張ってやっていっていただくのが非常にありがたいかなというふ

うに思っておりますが、次に零細農業者の支援についてということでお尋ねするわけですが、いわゆる以前から三ちゃん農業とか言われております兼業農家等の零細農業者の支援はどのようにしていくのかお尋ねしたいと思っております。というのは、農地の面でちょっとお尋ねしたのは、これにかかわると思っております。

例えば、我が地域でも非常に谷地田やなしに平地のええ田んぼでも耕作がなされておらない、放棄地みたいになっておる。そこの方にも尋ねますと、機械を買うてまではようせんわというふうにも答えが返ってきました。そういう中で、零細農業者は非常に難儀しておりますが、例えばトラクターを所有しておれば、荒らさずに起こして草処理だけはできるであろうと私は思っておりますけれども、やはり高価なものでございます。

認定農業者には補助金がついているけれども、そういう部分にも補助金がついていかないのかなというふうに私の思いがございまして。そこらを今後の考えがあったら聞かせていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

議員のお尋ねは、小規模農家への支援をどのように考えているかということだと思いますが、我が国の農業、農村は、長年にわたる小規模経営が多数を占める構造上の問題もございまして、農業従事者の高齢化や後継者不足、先ほども申し上げた耕作放棄地の増加などが顕著となっており、農業経営力、農業生産力が低下しておることは議員もご存じのとおりでございます。さらに、中山間地等では鳥獣被害等もございまして、それによる就農意欲も阻害され、一層農業を維持、継続していくことが困難な状況となっております。これもご存じのとおりだと思います。

そのようなことを踏まえますと、今、議員みずからおっしゃいましたけれども、新規就農者等への集約といいますか、以前のような小規模農家が個別に農業を継続していくことは、人手やコストの面から見ても効率的でないこともございまして、引き続き担い手農家への農地集約、集落営農化、あるいは新規就農者への支援等について取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、各地域の実情に応じて集落営農の法人化や担い手への農地集約など、地域農業のあり方を検討して担い手を確保しながら、地域ごとに支え合って担い手を支援していくというような地域ぐるみの仕組みをつくることも重要であるというふうに認識しておりまして、県等との関係機関とも連携を深めながら地域農業を支えてまいりたいというふうに考えております。

結局は集約化というお話なんですけど、こういう取り組みが、ひいては小規模農家への支援にもつながるというふうに考えております。

また、この後ちょっと議員から質問いただきますが、獣害対策に関しましては、以前から例えば面積要件なんかもございましたが、面積要件もなくすなどして、別途小規模農家への対応も考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

獣害対策についてもちょっと触れていただきましたんで、これは毎回の議会の中でも議論もされております。先進地も視察しましたが、立山町ですが、あそこは山に桃の木を植えるんやとか、ク

りの木を植えるんやというふうに対策はされていた。その後を追っていませんので成功しているのかちょっとわかりませんが、いろいろな考えを各自治体でもやられておると。

我が地域でも、昔には鹿やイノシシ、猿なんてほんまに見たことない地域でしたが、昨今はもうしょっちゅう見ます。そうやでその害というのも非常にありますが、以前からもいろいろ検討もしていただいておりますので、今後対策を講じてもいただくようお願いして終わりたいと思います。

それでは、最後になりましたが、若者交流推進事業でございます。

これは、現況報告にも出ておりましたが、これまでの成果と今後の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、これまでの成果でございますが、若者交流推進事業につきましては、昨年5月にかめやま若者未来会議を立ち上げまして、現在36人の方がメンバーとして活躍をいただいております。

取り組みの内容でございますが、市が主催しますさまざまなイベントに参加をいただいたり、県外視察等を行ってきたところでございます。また、これらの活動の締めくくりといたしまして、活動報告会なども開催をさせていただいたところでございます。

成果といたしましては、こうしたさまざまな取り組みの中で若者の交流が促進できたこと、また市内外の取り組みを学ぶことによって積極的な市政への参画というものも促せたのではないかとこのように考えております。

それと、今後の取り組みでございますが、現在行ってきた取り組みを引き続き行っていくとともに、将来的には、かめやま若者未来会議の主催によるイベントの開催でありますとか、政策アイデアの検討、提言といった、そういった成果に結びついていき、若者世代の積極的なまちづくりへの参加が促進できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ成果を聞かせていただきましたが、やはり市民の参画ももちろんですが、特に若い方々の市政への参画についても今後も取り組んで、今の答弁を聞きまして私も気を強く持ったところでございます。

さらにこういう交流事業を推進していただいて、よりよい亀山市ができることを期待して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、通告に従いさせていただきます。

本日は、国民健康保険事業についてと太陽光発電事業に対する市の対策についてということで、大きく2点をお伺いいたします。

1点目の国民健康保険事業について、まず国民健康保険が平成30年度から都道府県単位化となるということで、この間の予算決算委員会でも少し質疑をさせていただいたところなんです、この2月に生まれた三重県の新しい制度になったら、どのような保険税になっていくかということも含めて仮算定結果というのが出ています。最近も新たにいろんな方法をもって試算をして、各首長、担当などに説明をしたということもあったようでございます。これらの結果について、まず内容をご説明いただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

国民健康保険事業の制度改革に伴いますの市町が払う納付金、保険、あるいは徴収する保険料についての仮算定結果ということの内容について、まずご説明を申し上げます。

今回の制度改革によりまして、平成30年度から県が国保財政運営の責任主体となり、市町の国民健康保険加入被保険者数や被保険者の所得、医療費等を考慮して、市町ごとの県に支払う納付金額を決定し、市町は徴収した保険税を財源として県に納付金を支払うということになります。

去る3月13日に開催されました三重県国民健康保険運営協議会準備会におきまして、県による国保財政が実際の平成30年度からではなく、平成29年度から実施されたと仮定した場合の三重県内の各市町が県に納付する納付金の金額と、その納付金を基礎として市町において必要となる保険税総額が第2回目の仮算定結果として公表されました。この納付金を決めるに当たりましては、三重県全体での納付金総額について、各市町の被保険者数、所得、医療費等を積み上げて計算をされますが、県内各地での医療費水準には偏りがあるため、この医療費水準を納付金積算にどの程度反映させるかということが検討をされております。

ここで実際の亀山市の試算額でございますが、医療費水準を50%反映させるとした場合での納付金額は、亀山市分として約12億7,770万円で、1人当たり保険税額は13万6,124円と試算され、県下29市町中9位の高さとなっております。これは、平成27年度の亀山市の1人当たり必要保険税額と比較すると、約2万7,000円、25%の増となっているところでございます。

その後、5月31日に各市町首長宛ての説明会もございましたが、ここにおきまして新たな納付金額とかそういったものはまだ公表されているものではございません。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山市が1人当たりの税額が上から数えて9位の高さである、今まではそうではなかったんですよ。今まではそうではなかったんだけど、やはり大きく税額が上がる。そして、伸び率についても25%ということで、この伸び率の高さは29市町の中で、大紀町、尾鷲市、木曾岬に続いて4番目だということですね。こういうふうに亀山市の税額が大きく伸びた原因というか、要因は何だとお考えでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回の仮算定結果に対します市の見解でございますけれども、まず今回の仮算定と申しますのは、県による国保財政運営が実際の平成30年度からではなくて、平成29年度から実施されたと仮定して算定されたものでございまして、その結果としましては今後の検討を行うためのたたき台とすると、そういった目的を持ったものでございます。このため、今回の結果というのは、今後の精査、検討状況によって数値が大きく変わる可能性があり、新制度における各市町の実際の負担を直接的に示しているものではございません。

また、今後、国において新しく拡充される公費の考え方というのが今後示されまして、今後、まだ9月ごろにその公費の考え方を踏まえた第3回目の仮算定が実施される予定というふうになっている、そんな状況の中の仮算定でございます。

そういった状況でございまして、今回、仮算定においていろんな納付金の増減があったわけでございますけれども、まず県全体としての一般的な傾向、今回の制度改革による一般的な傾向というのがございまして、これにつきましては、今度は県全体で一元化して各市町に案分するということになりますので、この加入被保険者の所得に応じた案分を行うということによりまして、所得水準の高い市町の納付金は高くなり、所得水準が低い市町の納付金は減る傾向がございまして、また、各市町の国保会計の財源となっておりました国・県からの財政支援や前期高齢者交付金等については、市町ごとに算定されておりましたのが、平成30年度以降はその多くが県全体で一本化して算定されることになり、その結果、交付金等が多く配分されていた市町は県全体で平均化されるため、収入が減り、納付金はふえる傾向がございまして、また、医療費水準の反映度合いとしまして、医療費水準の反映を少なくした場合には、県全体で平準化されて医療費水準が低い市町の納付金はふえ、医療費水準が高い市町の納付金は減る傾向がございまして。

そのような中、今回、第2回の仮算定結果において亀山市の必要となる納付金額が大きく増加というふうに示されたところでございますが、この要因といたしましては、亀山市の所得水準の高さと前期高齢者交付金の精算等による影響が大きいと県から説明を受けているところでございます。亀山市の国民健康保険被保険者1人当たりの平均所得は57万350円で、県下29市町中10位の高さとなっております。また、前期高齢者交付金、こちらは65歳から75歳の被保険者の加入割合が多い市町に多く交付される交付金でございますが、この交付金は2年後に精算が行われることになっておまして、新制度導入時の2年間、平成30年、31年度は各市町ごとの精算が残ることになりますが、亀山市の場合、平成29年度の試算において、平成27年度の前期高齢者交付金の精算がマイナス精算、つまり27年度に多く交付金をいただいておりますので、29年度には

返還が必要と、そういった試算となっております、逆にプラス精算の市町と比べますと納付金のほうが大きく増加しているというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

所得が高いところが必ずしも多分納付金が高くなっているとは限っていないし、いろんなことを合わせた結果だとは思いますが、今おっしゃった所得が高目だから高いんだろということと、前期高齢者の交付金についてマイナス精算だから高くなったんだろということと言われましたが、その3番目に言われた医療費水準については、亀山についてはどのようにお考えなのか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

医療費水準でございますが、各市町の国民健康保険事業における医療費を使っている高さということでございますけれども、今回の制度の中で、今までの国保会計におきましても医療費を多く使っている市町につきましては、当然多くの保険税を集めてそれで支払っていかねばならなかったというところでございますが、今回の制度の中では医療費水準をどのように反映させるかというのは各県で調整を行うことになっています。県の中でその医療費の水準を納付金にどう反映させるか、それがまさに検討されております。

検討されておるのが、医療費水準を100%反映させるというのから、全く医療費を反映させないところまでということがございまして、県の根本的な考え方としましては、最終的には医療費水準は反映させない方向に持っていきたいと。県内におきまして、一緒の所得であればこの市町に住んでおっても同じように保険税を支払うというような平等なふうに持っていきたいということでございますが、現実的には今、三重県内におきましては医療費水準にかなり差があると。高いところから低いところがございます、これをそのまま医療費水準を反映しないということになりますと、余り医療費を使っていない市町がほかの市町の医療費の分を面倒見るというようなことになってきますので、県としましては段階的に持っていきたいという考えでございます。

そのような中で、100%反映するかゼロにするかというところで今検討がされておるところでございますけれども、県の最新の考え方としましては、県は最初は0.7、70%反映をさせて6年後にはゼロに持っていきたいと、そんな考えでございます。そこで、今の亀山市がどうかということでございますけれども、亀山市の医療費水準は今、県の平均より少し高い状況にございますので、亀山市としましては、医療費水準を全く影響させないような形にしますと、少し安く済むというようなことになっていくということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の医療費水準は、県の平均より少し高目であると。ここまで詳しい打ち合わせはしていませんけれども、県より少し高い要因というのがもしわかっていることがありましたら伺いたい

と思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

しっかり分析はできておりませんが、医療費水準につきましては、やはり高齢者の割合が多いと高くなる傾向が一つあると思いますし、医療機関がいろいろ発達していますと、そういった高度な医療が受けやすいということで多い場合もあろうかと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

高齢化率と医療機関が発達、病院がたくさんあるところはどうしても病院にかかるしということがあるんだと思うんですけども、亀山市の場合、医療センターの規模としてはそう高額な大変な治療をするということでもないんだろうし、鈴鹿が近いですけども、それほど医療費水準が高いといってもそう大きな問題ではないから、県としても所得水準のことで前期高齢者の交付金のことを言われたのかなということをお今の答弁を聞いてわかりました。

それで、この2回目の算定で税額が大きくなるのが29市町のうち23市町だということで、ほとんどがもう上がるんだということで、結構三重県中、皆さんえらいことやということで、試算だからまだわからないんだと言いつつも、同じ係数を掛けて同じように計算をした結果がこのように出てきたわけですから、大きな問題だと思います。

今でも限界だから、国保が本当に高過ぎて今でも限界だから、皆大きな問題として取り上げているわけなんですけれども、納付金というのが県から多分30年度は示されて、それについては100%払わなければならないということが言われていると聞きます。この状態でどのようにしていく、2回目の算定結果ではありますが、多分想定される部分もあると思うので、どうしていくおつもりなのか、今後この30年度に向けてのスケジュールも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

平成30年度からの制度改革が行われますと、毎年県から示される納付金を全額市として支払うこととなりますので、その納付金を支払うことのできる保険税収入を確保することが必要となってくるところでございまして、最終的にはこれに見合った保険税率への見直しというのが必要となってくるところでございまして。

今後、平成28年度の各市町の国民健康保険事業の事業実績が出てきましたら、これに基づいて第3回目の仮算定の結果が9月ごろに示される予定でございまして、その折に示される納付金額や標準保険税率、こういったものを踏まえて、平成30年度以降の亀山市の税率見直しに向けた検討を行っていきたくと考えております。ただ、現時点におきましては、今後見直しの基礎となるような事業実績自体が平成27年度のものであったり、それから医療費水準の反映係数がまだ決まっていない、さらには制度改正により保険税負担が増加する市町に対しまして、激変緩和措置というのが行われる予定でございまして、その詳細がまだ決まっていないと。非常に未確定な部分が多いわけで

ございますし、さらに平成30年度からは1,700億円の国の財政支援がここにさらに追加となってくると。そういった非常に不確定な部分が多い中でございますけれども、平成30年度に向けて、そういった県、国の情報をしっかり捉えた上で保険税の税率の見直しに向けての検討をしていきたいと考えているところでございます。

そして、この税率の見直しに当たりましては、税率はもとよりその被保険者の均等割、世帯平等割である応益負担と、所得割、資産割である応能負担の賦課割合や賦課方式の見直しについても、現在の各所得層の負担水準を考慮して検討してまいりたいと考えているところでございます。

そのスケジュールでございますけれども、現在、国・県が示しているスケジュールとしましては、平成30年度の納付金、標準税率が確定されるのは平成30年の2月ということでございまして、それに向けて準備をしていきますが、保険税率を変更する条例改正案につきましては、現時点としましては平成30年の3月定例会に新年度予算とあわせて提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

激変緩和措置が多分あるだろうから、大きく負担になっても少しは助かるのではないかという淡い期待もあろうかと思えますけれども、まずそれもちよっとわからないし、1,700億円の配分についても、三重県全体としてもそう多くないことが言われている中で、亀山市にどれくらいなのか。それはどういうところに1,700億円を配分するかというのについても、指標みたいなものが出されていると思うので、それに向けて健康づくりであるとか、やってみえると思うんですけども、そこはでも、これからそんな2月や3月に決まったんでは期待をしても仕方がないので、3回目の試算が出る前にいろんな亀山市なりの、先ほど言われた応益応能の比率などについて検討していただくということはわかります。

ただ、先ほども言われた何で保険税がふえるのかというのの要因として、所得水準が高いところはどうしても高くなるんだということになりますと、今までも所得水準が、三重県が意外と中間というか低いほうではなかったけれども、税としては割と低目で抑えられておったという部分があったと思うんですね。としますと、やっぱりこの応益応能の比率ということで、高いところからしっかり税をかけて、本当に所得のない方、低い方についての比率を下げるということができ切っていなかったと言えるのではないかなと思うんですけども、そこについての試算、そこも含めて、例えばいろんなモデルケースを出したり、試算の結果というのはどの段階でスケジュールとして出していただけるのか、伺いたいと思います。

先ほど私が言った高い所得の方からきちんと取れてなかったんじゃないかなというところら辺についても、ご所見があれば伺いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

亀山市におけます国民健康保険の保険税率でございますけれども、平成22年度に改正をして以来、改正がされていないという状況でございます。いわゆるシミュレーションというのは、現在と

してはできてはおりませんが、今、例えば所得割という数字を比較させていただきますと、鈴鹿市、津市につきましては、昨年の4月に改正をされまして、所得割が医療、後期、介護合わせて合計で鈴鹿市が13.2%、津市が13.8%という中でございますけれども、亀山市は現在8.6%というようなことでございまして、所得割の割合としては、亀山市としては低い状況にあるのは現実でございます。

こういったこともございますので、総合的にシミュレーションをしながら税率の見直しの検討をしていきたいということでございまして、スケジュールとしましては、やはり国・県の、先ほど出ました公費の1,700億円の考え方というのも実はまだ国から示されていないくて、この夏ぐらいに国から示されてくる、そんな状況でございますので、作業としてはしにくいところでございますけれども、まずは基本的な他市と比べた応能応益であったりとか、そういったことについての検討をこれからは十分夏に向けて進めていきまして、秋に第3回の仮算定も出てくると、そういったことを踏まえて固めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

応能と応益の割合については伺いました。

そして、その4方式の件についてもちょっとご説明いただきたいんですけども、亀山市は資産割も含めて4方式のやり方をとっているんですけども、県内はどういう状況なのか、全国はどういう状況なのか、今後どうしていくのかというところについて、シミュレーションするんでしょうけれども、そこについてのご説明をいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

そういった所得割、資産割等の設定の今現在の県内の全ての状況というのは、ちょっと今数字上では持つてはおりませんが、今、例えば14市がございまして、資産割を採用しておるところというのはかなり減ってきております。特に今亀山市は、資産割23%ですけれども、例えば鈴鹿市は10%だけ、津市はゼロ、松阪市もゼロ、伊勢もゼロ、いなべゼロ、四日市ゼロ、名張ゼロ、伊賀ゼロと、そういった状況でございまして、資産割はやはり少なくなっている傾向でございまして、国・県の基本的な考え方も資産割というのはなくしていく方向にあると理解しているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

資産について税率を掛けているところは少数派になってきているということですね。これも都会とか街中なのか、例えば田舎なのかということによっても全然違うと思いますので、シミュレーションを待ちたいと思います。

あと、気になるのが、亀山市はここ数年、本当に減免制度、新たに積み上げていただいたり、資格証明書をゼロにさせていただいて、短期証を1カ月から少しずつ、きちんと対面していただきな

がら保険証を渡していただくというようなことをしていただいたり、さまざま、手厚くというか、丁寧にやっていたているなということをおもすごく感じているわけなんです、この積み上げ、これらは県単位化によってどうなっていくのか、変わっていくのかというところについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

国民健康保険税の減免制度につきましては、市の条例を根拠に運営をしているところであり、都道府県化となりましても、市としては引き続き市条例に基づき、これまでと変わらず適切に制度を運用していくところでございます。

また、資格証明書及び短期被保険者証の取り扱いにつきましても、現在各市町でそれぞれの交付基準により発行されているところでございまして、都道府県化に伴い、県下一律に交付基準が統一されますと混乱を招く可能性があると考えられることから、当面は県としての基準を示すにとどめるとされております。したがって、市といたしましては、都道府県化となりましても、これまでどおり市の交付基準に基づき丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

県単位化になっても、これまでの丁寧な対応を続けていくということでありました。安心しました。

そして、次の質問に移りますが、法定外の繰り入れについてお伺いしたいと思います。

今までこの亀山市の国民健康保険税、問題として基金がないということをおずうっと議会からも再三再四申し上げてきたわけですが、昨年でしたかの予算決算委員会で、もし万が一、亀山市民の中に大きく医療費が増大するようなことがたちまち起こってきたらどうするんだと、保険税の会計の中だけでは対応できないような支出が見られたらどうするんだということをお、私質疑したことがございます。そのとき市長は、そういうときにはきちんと一般会計からも対応していくんだということをお言われたと思います。

この県単位化になるということは、こういう病気が広まったり、そういう医療費が増大したらどうするんだという心配は、県が責任を持つことになると思います。ですから、市町によってそういう医療費が高くなったときのことについては、基金で対応しなくちゃいけないという心配はなくなるんだとは思いますが、一旦。

しかしながら、先ほどから説明がありましたように、納付金が毎年示される。それを100%払わなくてはならない。納付金の内訳としては、ほとんどが保険税だということなんですね、100%ではないとは思いますが、それが本当に集め切れなかったらどうするんだということが、今度は違う心配が起こってきます。そういうときに、一般会計から繰り入れということをおきちんと考えていくのか、それとも違う方法をとられるのか、そこについてはちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の国民健康保険制度改革によります国保財政運営の都道府県化を行う最大の目的は、ご指摘のように国民健康保険制度を持続可能なものとするものでございます。これまでそれぞれに運営をしておりました財政面での仕組みが県に一元化されることによって、運営が不安定と言われておりました小規模保険者の財政基盤の安定化が図られることや、予期せぬ財政負担等、県と29市町で支え合う仕組みが構築されることが大きな基盤、メリットとして上げられるものでございます。

また、今回の国保制度改革では、広域化による財政安定化とともに、国から毎年3,400億円の財政支援による保険税負担の軽減も見込まれておりますので、制度改革により負担がふえる市町に対しましては、今後しっかり定めていく必要があるかと思っておりますが、市町に対しては、保険税率が急激に高くないよう、県の繰入金を活用した激変緩和措置を講じる方向性が示されておるところであります。

これらのことから、決算補填目的の、今ご指摘の法定外繰り入れにつきましては、国並びに県においては計画的、段階的な削減解消をしていくという方向性が示されてございますので、これは基本的に慎重な対応をする必要があるというふうに考えておるところであります。

その年に県への納付金が払えやんようになったらどうするのやということではありますが、この県に支払うことになる納付金につきましては、これは前年度に県から必要額が示されて、これに基づいて予算編成を行うというプロセスになりますので、基本的には年度途中において財源が不足するという事は少ないというふうに考えておるところでございます。また、県において設置されます財政安定化基金の借り入れも可能となるというふうに伺っておりますので、それも可能であるということでございます。

いずれにいたしましても、この新しい制度への移行の中で、県が示す納期に対して安定して支払える財源を確保できますよう、保険税率の適正な見直しなどを進めていく必要があるんだろうというふうに現時点で考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

国から3,400億円、毎年手だてがされるということなんですけれども、毎年、日本中の法定外繰り入れを合わせますと、3,900億円だそうです。これをやめなさいということで、もしみんなが引き揚げてしまったら、3,400億円出しても、もう焼け石に水というかマイナス効果しかないわけですね。

そんな中で本当にどうしていくのか、ぎりぎりだから、払えなくて高くて大変だから今問題になっているわけです。県に基金をつくることのできるの、それから借りることができますけれども、それを借りたら次の年に返さんならんということが起こってきますし、非常に税率にそれをダイレクトに反映させるということが本当に市民にとって、低所得者の市民にとっては特にどういうことになるのかということ、これを丁寧にシミュレーションしていただいて、やっていただかなくちゃいけない。私はもうこれは限界なんだろうなと感じています。

今まで都道府県単位化のことを言ってきましたけれども、先ほど市長が持続可能な制度が目的だということをおっしゃったんですけれども、そもそも国がこれを出してきた目的は、医療費の適正化というのが非常に大きいんだと思います。

医療費の適正化ということは、医療費を抑えるということですね、意味は。医療費をかけないということだと思えますけれども、かけないということは医者に行かないということなのか、行きたい人でも行かせないということではないはずなんです。もし、ずうっと行かなかつたら重症化してもっとたくさんのお金がかかってくることになりますしね。本当にいい意味で医療にかからなくて適正化ができるんならいいんですけれども、今、国保にかかっている人の高齢化であるとか、所得であるとかを見ると、なかなか健康づくりというの、今亀山市も頑張ってもらっていますけれども、国保の医療費に反映していない状況であるということなんです。

そういう中で、やはり一番大切なことが何なのかというと、やっぱり持続可能な制度ということではないんじゃないかなということ。いつも国保の大事なものは持続可能な制度をつくることだと、これを担当の方もおっしゃるんですけど、やはり市民の命と健康、暮らしを守ることですということを国保としてはやっぱり胸を張って言っていただきたいなと思います。最も大切なことは、払える保険税にすることと、医療のアクセスをきちんと保障することであるということ、私は考えます。緑の健都かめやまということを大きく掲げた市長としては、私はそこをぜひともしっかりと心に置いて今後やっていただきたいなと感じております。

次の、残りの都道府県単位化以外の課題についても少しお聞きしておきたいと思います。

今の国保制度において、何が課題と認識しているのかをまずお聞きします。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

国民健康保険事業におきまして本市が取り組むべき課題でございますが、国民健康保険事業の持続的な運営のため、国民健康保険税の収納率向上に向けた収納対策と被保険者の健康増進を図るための保険事業の取り組み、それに伴う医療費全体の適正化というものが取り組むべき課題であると考えております。

まず、国民健康保険税の収納率向上に向けた収納対策でございますが、毎年度目標収納率を設定し、年間徴収計画に基づき計画的に取り組む、現年分の保険税の収納率は平成27年度、28年度の2カ年度について目標収納率を達成しているところでございます。

しかし、滞納繰越分の保険税につきましては、一定の収納額は徴収しているものの、目標収納率を達成していない状況でございます。滞納繰越分の収納率向上のため、滞納者のうちの未折衝となっている被保険者の対策に取り組むなど、引き続き収納率向上に向けた取り組みを進める必要があると考えております。

また、次に被保険者の健康増進に向けた保険事業の取り組みでございますが、現在、第2期特定健康診査等実施計画に基づき、糖尿病などの生活習慣病の予防のため、特定健康診査及び特定保健指導を健康福祉部の長寿健康づくり室と連携して実施をしております。また、昨年2月に策定いたしました国民健康保険事業実施計画、データヘルス計画でございますが、これに基づいて特定健診の未受診者対策、特定保健指導未利用者対策などの保健事業に取り組んでいるところでございます。

今年度は、特定健康診査等実施計画及び国民健康保険事業の実施計画、データヘルス計画の最終年度となりますので、両計画の策定に取り組み、特定健康診査の受診率、あるいは特定保健指導の利用率の向上や生活習慣病重症化予防事業の実施など、被保険者の健康増進に向けた保健事業を実施して被保険者の健康増進を進めてまいるとともに、それに伴いまして医療費全体の適正化に結びつけてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私もおおむね保健事業をもっと進めていって、その結果で医療費を適正化していくということについては賛同するところであります。収納についても、本当に払える人と払えない人ということをしきんと見きわめた上で進めていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

太陽光発電事業に対する市の対策についてでございます。

ここ最近、皆さんから太陽光発電のパネルがどんどんふえてきた、あつという間にふえてきたと色々な方から、土地を持っている人などからは、つけさせてくれないかということで事業者から声をかけられるというようなことも聞いております。

これらに対して、亀山市としてはどういう把握の仕方をしているのか。メガソーラーですとかちっちゃいものとか、いろんなのがあると思うんです。事業者がやっているものとか。それを亀山市はどのように把握しているのか、現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

国では、再生可能エネルギー拡大を目指しまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づきまして、固定価格買い取り制度を創設して、平成24年7月から運用しており、これにより太陽光発電等再生可能エネルギーへの転換が図られてきたところでございます。このようなことから、今議員もおっしゃいましたように、市内でもこれまでから太陽光発電施設の建設が進んでおります。

市内での住宅の屋根に設置する太陽光発電を除いた償却資産に該当する申告件数につきましては、昨年末で90件でございます。そのうちいわゆるメガソーラー、今議員もおっしゃいましたが、1,000キロワット以上のメガソーラーと呼ばれる発電容量の施設につきましては、現在把握しているものとして7カ所を確認しております。さらに、主に住宅の屋根に設置するために補助金を交付いたしました市の太陽光発電システム設置補助金によって設置された10キロワット未満の発電設備につきましては、平成18年から25年度の8年間の補助期間内で821基というふうになってございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

要は全てを把握しているわけではなくて、特に補助制度がなくなった今となつては、特に把握す

る件数はほとんどなくなってきたということなんだろうかなあと思うんですけども、この太陽光発電事業、パネルがどんどんふえてきたことについて、把握するべきではないかという声、あるいはいろんな環境や景観などについて影響があるのではないかという声が多分ふえているので、三重県でも今回、ちょうど今、もう終わったのかな、パブリックコメントをさせていただきましたね。ガイドラインをつくるようなことをやっておられますけれども、亀山市の状況で、市としてはこのメガソーラーのパネルたちについて、どういう影響があるかと見ているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

太陽光発電施設の設置に係る、まずちょっと全国的な課題から申し上げますと、事業計画の早い段階から地域住民への情報が提供されず、自然環境との調和等の問題が全国的に顕在化しておるところでございます。

また、太陽光発電施設から生ずる近隣への影響につきましては、一般的なものとしてはパネルからの反射による光害や隣家の部屋の温度上昇などが考えられますが、市内では太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーの施工中に豪雨による下流の農地等への土砂の流出の事案があったこともございました。なお、県内におきましては、太陽光発電施設設置に対して森林法違反、自然公園法違反やそれによる住民反対運動などの事案も発生しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

太陽光発電事業の、環境省のほうから環境保全対策に関する自治体の取組事例集というのが昨年の4月に出ております。やっぱり廃棄物の問題であるとか、動植物の生態系であるとか、景観であるとか、生活環境、水、地形、地質など、主な影響が想定される環境項目というのが上げられています。やはり今どういう状況なのかということが、要するにパネルがどこにあってどれぐらいの規模でというのを全て把握していない状況の中で、これらの環境の影響を把握するというのは難しいことになってくるのかなあと思うもので、私はとりもなおさず把握するための手だてをするべきだろうと思っているんですけども、そういう把握するとか、そういう条例ですとか、ガイドラインを考えていく。今、どんどん市町でもガイドライン、条例、要綱などをつくっているところがふえております。こうやって環境省が自治体の取組事例集を出していることでも明らかなんですけれども、三重県の中でも大台町がガイドラインをつくられておられます。

実は、私の住んでいる昼生地区の出屋というところでも、大きく3カ所ぐらいのパネルがずうっと斜面につけられています。やっぱり土砂が田んぼのほうに流れてとか、県の道路に流れてというようなことがありました。それについては、地元の自治会と事業者が前もってコンタクトをとって、そして事業者と協定書を交わして、それで対応をきちっとしてもらっているんで、まだいいとは思いますが、亀山市中の例えばそういう自治会であるとか、そうやって対応できるところばかりとは限りません。

これから特に考えなくちゃいけないのが、そこの自治会長さんもおっしゃっていましたが、これから本当に何十年かして廃棄するとなったときに、これをどうするんだということをきちんとや

っぱり見ておこななくちゃいけないということで、大台町のほうも調べられて、やはり原状復帰、きちんと廃棄を、環境に配慮した法にのっとったやり方でしなさいということを経済にきちとうたっているということで、それを協定書にもうたったんだということをおっしゃられました。

それは個人とか自治会の努力ですることではなくて、やはり環境、生活、暮らしのことにかかわってきますので、市がこういう取り組みをするべきだという思いで私はこの質問をしておるわけですが、そこに対する考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申しましたとおり、自然環境等との調和が地域課題として顕在化してきたことを受けまして、国では固定価格買い取り制度を一部見直すとともに、事業計画策定ガイドラインをつくり、この4月から運用をしております。同様に三重県でも、今、議員おっしゃいましたように、地域課題に対応すべく、太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを策定する準備を進めており、このほど5月13日から6月12日の間でパブリックコメントを実施したところでございます。

このガイドラインは、本年中には施行される見込みでございますが、施行後は三重県及び設置に係る関係法令等の所管部局と連携いたしまして、この県のガイドラインに沿った対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、太陽光発電施設等の既存の法令の対象とならない土地利用について、地域の合意形成に配慮した適正な導入を指導できるよう、関係法令の整備について国などの関係機関へ働きかけているところでございます。

今、議員おっしゃったように、大台町なんかでは独自のガイドラインを持ってみえますが、当市といたしましては、今、県が県全体のガイドラインを策定中でございますので、この辺を見きわめた上で、申し上げたとおり県のガイドラインに沿った対応を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○7番（福沢美由紀君登壇）

済みません、一言だけにします。

三重県のあれは50キロワット以上だったと思うんです、決まっていませんけど。ですから小さいものに対してはまだかかってこないし、亀山は亀山宿があったり、関宿があったり、田んぼがあったりとかということで景観がとても大事な市ですので、ぜひとも市独自のガイドライン、条例について研究、検討していただくことを求めて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回、亀山市内の鉄道遺産についてということと、文教施設についてということと、あと農業振興地域についてということの3点を質問させていただきます。通告させていただいております。

それでは、まず亀山市内の鉄道遺産についてということで、保全と活用に対する考え方についてということで通告させていただいております。

亀山市は交通の要衝として発展してきたと言われておりまして、中でも関西本線と紀勢本線の結節点でもある亀山駅を抱えまして、旧国鉄の職員の方々も多くおられた国鉄のまちとして発展してきたという側面を持っており、こんな感じなんですけれども、当時の鉄道の施設等、いわゆる鉄道遺産と今は呼ばれていますけれども、それが結構残っており、さらにそれが近年脚光を浴びてきていて、またそれに対する関心が市内外でも高まっていることを個人的に感じております。

そこで、こういった市内の鉄道遺産というものを市としてどう保全し、活用していくのか、その点についてのお考えをまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

江戸時代末から第2次世界大戦期までの間に近代的な手法によりまして建設されました、我が国の近代化に貢献した産業、交通、土木に関する遺産を近代化遺産というふうに呼んでおります。近年は、それらの中から重要文化財に指定するなどもございまして、文化財としての認識が進んでいるところでもございますけれども、議員がご指摘されました鉄道遺産につきましても、この近代化遺産の一つということでございます。

亀山市は鉄道のまちとも評されるとおり、市内には数多くの鉄道遺産があるところでございます。先ほど申されたとおり、明治23年に四日市と草津を結ぶ路線が、また翌24年には亀山と一身田を結ぶ路線がそれぞれ関西鉄道によりまして開通をしております、当時敷設設置されました鉄道関連の施設が、現在でもJR線として活用、使用されているところでございます。

この鉄道遺産の保全ということに関してでございますけれども、亀山市内の鉄道遺産につきましても、交通の拠点としての亀山市の特性や、当地域の近代化を示す重要な遺跡であるというふうに考えております。しかしながら、市内の鉄道遺産の多くは現在でも鉄道施設として使用が続けられていることから、所有者、管理者であるJR様、また沿線の住民、行政など十分な共通認識のもと、適切な管理等によって保全されていくことが期待されるところでございます。

そうしたことから、市といたしましては、市内の鉄道遺産を紹介するパンフレットの配布など、鉄道遺産の保護についての普及啓発に努めてきたところでございます。所有者であるJR様におかれましても、亀山駅や操車場に残る鉄道遺産の見学会を開催されるなど、鉄道遺産の保護にご理解、ご協力をいただいているところでもございます。

また、市民の活動としても、市内で保存されております鉄道遺産に関して、蒸気機関車の鉄道OBによる清掃活動でありますとか、地域を上げてのまちづくり活動として活用する活動に取り組み

れておられます加太鉄道遺産研究会などもございまして、市内でも鉄道遺産への関心が徐々に高まってきているものというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

法的というか、制度的にはまた近代化遺産とかいうのがあって、そのみならず、やはり施設として今でも使われている部分も多いので、やはり当然住民、あと所有者であるJR、そして行政も3者が一体となったというか、こういった取り組みは必要だということで、先ほどパンフレットによる啓発だとか、こういったことも重要なだろうなというふうに思いました。

それで、加太地区で最近注目されているのがその鉄道遺産というふうなことやと思うんですけども、先日も鉄橋とか隧道とか、あとすれ違いのためのスイッチバックという極めて珍しい施設があるとか、先日もたまたま加太地区にお邪魔したときに車で走っていたら、ファンの方々を市の職員の方が引き連れて撮影とかされていたのを見ましたし、亀山駅構内に関しましては、回転台とかいう施設が注目されていたりとか、あと駅の躯体自体が何かレールでつくったやつとかで極めて珍しいとかで、この辺は駅サイティングまつりとかいうイベントもやられて、それで結構地元の方々も一緒になって頑張っているらっしゃるとか。

あと、ちょっと出てはきませんが、ますみ公園とか、あと観音山にある鉄道機関車ですね。あともう一つおっしゃいましたが、OBの方が結構多くて、やはり旧国鉄の職員の方々のノウハウとか、やはり鉄道に対するイベントとかもこういう方々によって支えられている、こういったことも非常に大きいだろうなというふうに思います。

加太の遺産とか言いましたけれども、旧関町ではもともとそれほど鉄道遺産という言葉とか認識とかもなかったと思うんですけども、やっぱり合併後、市内に、やはり旧亀山市にもいっぱいあると。それによって、関地区の中にもこの加太の遺産のように脚光を浴びてきたとかいう、これも一つの合併効果かなというふうにも思いますけれども、やはりこういった鉄道遺産というのが新市のまちづくりの核になっていくだろうなというふうにも思います。

それで、こういったポテンシャルを持っている。実は先日、これはうわさなのかもしれませんが、トワイライトエクスプレスというのがあるって、これは西日本のほうから、大阪から東海道線じゃなくて和歌山周りで亀山に乗り入れる、そんなうわさ話があると。本当にほんまかどうかわかりませんが、結構ファンの方々も注目するようなもので、ただ亀山にそれが乗り入れても別におかしくないなという、それだけのポテンシャルをやはり亀山というのは持っている。この辺の、何かこういったことは地道な活動は要すると思うんですけども、大切にしていっていただきたいなというふうに思います。

ただ、そんな中で、遺産と言っているのかどうかわかりませんが、我々として一つ気になっているのが、関ロッジの前にあるブルートレインです。

これに関しましては、やはり関ロッジの存続の話とかありまして、関ロッジというものが再び今借りる方がいらっちゃって、再スタートを切るということになって、ただこの辺、実はブルートレインというのは宿舎としては活用しないんだというような話が、先日の5月の全員協議会でも言われたと思います。ただ、それについてはまだ余り決まってないというようなことであつたんです

けれども、その辺について、このブルートレイン、一体これはどういうふうなことになるのか、その点の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

先に旧国民宿舎関ロッジの状況でございますが、ゲストホテル関ロッジとして営業再開に向けて新たな事業主のほうで準備を進めていただいております、ブルートレインにつきましては、宿泊施設としては利用されないことになっております。

このことから、ブルートレインの取り扱いにつきましては、現状有姿による譲渡、あるいは他の現存車両用の補修部品としての部分解体としての提供などの想定をしております、鉄道ファンにとっても貴重な車両でありますことから、有効に活用いただけるよう、現在さまざまな可能性を検討しているところであり、すぐさま廃棄処分をすとかいうことではなく、今そのような活用ができるかという検討をさせていただいているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺の話、5月の全協の場でも、特に櫻井議員のほうからもありましたけれども、解体という話が前から出ていた。そんな話の中でほんまにどないするのやという話で、ただ本当に解体ありきやったような雰囲気も感じていたのが、ほんまにこれから考えていくんですわというようなことを久野支所長が言われて、半歩前進したのかなというふうには思いましたもので、状況としてはまだまだ予断を許さない方向やと思いますけれども、何らかの活用をしていつていただきたいとは思いますが、やはりその中で実際にこの関ロッジを借りられる方がもう宿舎としては使われないうふうになったときに、そんなにあそこに置いてどうたらという話にはなりにくいのかなというのは思いますもんで、そうするとやはり撤去とか解体という話にもすぐになりかねないというふうにも思います。

ただ、あそこは同じ観音山公園の中に機関車広場というのがありまして、以前からせつかく車両があるんやで、車両を固めることによってその辺のボリュームが増してよりよいものになるんじゃないかというような意見もありました。

そういう意味では、その機関車広場に移設して保存するというふうな考え方もできるのではないのかというふうに思いますけれども、そういった、もちろん観音山公園の中だけではなくて、もっと違うところで有効活用、市内で有効活用できるんじゃないのかという話もありますけれども、その点の移設保存というふうなことに対する考え方はないのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

移設保存の考え方はないのかということでございますが、移設保存するとなりますと、今おっしゃいましたとおり、現状の場所では移設保存は難しいと考えておりますもので、移設場所の選定や、

あるいは移設工事費が課題となってくると思います。

ただ、ブルートレインが貴重な車両ということの観点から、移設保存、あるいはそのままの現状有姿の譲渡、あるいはほかで利活用していただけるような部分解体をしていく利用といった、さまざまな方向で考えていきたいという考えでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

さまざまなということで、そのさまざまなというのをいいほうにとっていいのか悪いほうにとっていいのかというのがありますがけれども、ただ、今とにかく関ロジを再開して、それを何とか軌道に乗せることに、大変な状況やと思いますけれども、そんな中でやはり前向きともとれるような見解やと思いますんで、その辺やはり先ほど言ったように、市の鉄道遺産というポテンシャルを保つ上でも非常に重要な施設やと思いますので。

もう一つ、ここに鉄道ピクトリアルという雑誌、ちょっとこれを知人からコピーをいただいたんですけども、その中で関ロジのブルートレインのことが上げられていまして、何か非常に専門的な雑誌っぽくて、こんなん初めて見たんですけども、私も。

その中で取り上げられているのが、ちょっと読ませてもらいますけれども、20系で解体の危機に直面しているのは、三重県亀山市の国民宿舎関ロジに保存されているナハネ20、2237だ。晩年は、急行さんべに使用されていた元米子区所属車で、1985年7月10日に、陸送により現在の場所に搬入された。近年では通年で泊まることのできる唯一の20系客車として注目を集めていたが、施設の老朽化に伴って関ロジが本年3月末で休館となり、今後も公営での再開の予定はないとのことだと。ナハネ20については、解体も視野に試算などが行われている段階であるが、何とか移設による保存ができないか、市の担当者や筆者も含め、可能性を探っているところであるというふうに書いてありまして、実は市の担当者の中にも保存という思いがあるんだろうというふうに、勝手にというか間違いなくそうだというふうに私は認識させていただきますもんで、どうか多くの鉄道ファンの方が納得できるような活用をしていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

次は順番を変えまして、農業振興地域についてという、こちらを先にやらせていただきたいと思います。

まず、今回3月議会で、商業施設進出に伴う川合町地内での農業振興地域の除外の話が出てきておりました。これにつきましては、昨日も西川議員のほうからもあったと思います。

これにつきましては、川合町の農業振興地域の農用地を農用地から除外される、商業施設に対してということであるんですけども、この場所につきましては、平成22年の11月なんですけれども、これの除外を検討する農業振興地域整備促進協議会というものに、当時、私は産業建設委員会の委員長を仰せつかっております、その充て職で副委員長だった岡本議員と2人で参加させてもろうていたんですけども、まさにこの同じ農業地域、ちょっと北側の場所ですけども、ここに介護施設の駐車場に用いるために荒廃状態の農地を除外する申請が出てきたが、認められなかったということがあります。

ただ、これにつきましては、今回の開発では認められるようになりました。一体、当時とは何が違

うのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

昨日の西川議員の一般質問で市長が答弁いたしました。まず農業振興地域内の農用地区域の除外につきましては、これまでより申出人からの申し出があった場合、その手続を進めたところですが、その除外の目的、それから計画等が明確となっており、農業振興地域の整備に関する法律に掲げる要件を全て満たし、かつ市の土地利用に関する各種計画と整合が図れ、妥当性が判断できるものについては、これまでも除外の手続を進めてきたものでございます。

今般の大型商業施設に係る案件につきましても、第2次総合計画等の上位計画や関連計画との整合調整が図られましたことから、除外の手続を進めるものでございます。

なお、手続を進める上では県の同意基準が満たされる必要もございますが、この過程についてはこれまでと何ら変わっておらず、除外に関する方針もこれまでと変更はないところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

どういう状況での違いがあるのかということ、ある程度確認させていただいたと思います。

それでは、その上でちょっとお聞きしますけれども、もう一つ、今後、付近の農用地が除外申請を出してきた場合、今回と同様に認めるのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申し上げましたように、農振農用地の除外につきましては、まず法律の要件、それから総合計画等の各種計画との整合が図られる必要がございます。今、議員がおっしゃった付近の農用地につきましては、総合計画、それから今回もいろいろ出ておりますが、立地適正化計画等で位置づけられた区域を基準にして除外ができるかどうか、またあるいはその個別の案件の内容について精査をしたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、その上でちょっとお聞きしたいんですけれども、まず先ほど言いました平成22年11月に除外されなかったその案件なんですけれども、目的とか計画とか要件とかもちゃんとその場で説明されて、実際それも満たしておったと思います。ただ、そのときに認められなかった最大の理由は、ここを認めてしまうと周りにどんどん波及していってしまうんじゃないかという話だったと思います。

今回、市の計画との整合性云々の話があるとは思いますが、たしか昨日も西川議員の話でそういう話であるということやったと思います。あそこを副次的な都市機能として、306沿線沿いにある程度の商業施設とかをもう認める方向にするとかというような話でした。言ってみれば、先

ほど言われました関連計画との整合性というふうであったと思います。

ただ、昨日も西川議員への答弁の中で、関連計画の中で立地適正化計画、そしてその立地適正化計画の前提となっているマスタープラン、そのマスタープランは平成22年の3月ですよ。この22年の11月の時点では、そのマスタープランは存在していたはずなんですよ。その時点で、306沿いに商業施設を持ってきても構わないというような、そういうふうな方向をもう出していたわけですよ。にもかかわらず、この介護施設の駐車場の農振除外が出てきたときに、市としてはそれに対して何もコメントがなかったわけです、その協議会の中で。

そしてもう一つ、今回のこの農振除外をするときの協議会において、同様に昨日も西川議員がおっしゃっていましたが、やはり協議会の委員さんとしては、先ほど言ったような周りに波及してしまってはあかんと違うかという懸念をされていた。これに対して、市が事務局として、こういったこれこれこういうことで、その辺の懸念は払拭されると思いますという市としての見解を出しているわけですよ。明らかに市としての態度が矛盾しているわけですよ。

これは、もうはっきり言って一つしかないですよ。話としては、市の方針が変わっただけの話なんです。先ほど言いましたけれども、協議会の委員さんがかたくなに、あそこをもう周りに波及したらあかん、ここはもう絶対に守らなあかん農用地やということで、かなりその意識が高かったにもかかわらず、市が今回こういった商業施設の誘致を立地適正化計画云々という話で、話を持ってきたわけです。もう明らかにこれは、市がこの農用地を守るという姿勢、特にとにかくあの場所に関してですよ、あそこに関して大きく方針変更をされた、こういうふうに思えるんですけども、その点についてももう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

もう一度申し上げますが、農振農用地の除外に関する手続的な流れ、方針等については、変更はございません。

ただ、先ほども申し上げましたように、総合計画等の各種計画との整合がございますので、今般、この春から新たな総合計画が動き出しましたが、その総合計画における位置づけ等々が変わったものというふうに考えられるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、今回の農業振興地域の除外については、変更の根拠となっておりますのは総合計画だと、こういうふうな見解を持っていらっしゃるということでよろしいですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

一番の根本は、総合計画というふうにご考えております。

それと、あくまでも農振農用地の除外というのは除外ですので、原則は農振農用地を保全整備していくというような考え方でございますので、あくまでも例外的な取り扱いということでご理解を

いただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

例外とおっしゃいましたけれども、それではどういう意味で例外なのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

失礼しました。ちょっと言葉が足らなかったかもわかりませんが、除外という行為そのものが例外だというふうに申し上げたところでございます。

農振農用地は、あくまでも農振農用地の整備計画で農振農用地を守っていく、農業振興を図っていくというのが大前提、大原則でございますので、それを除外するということは、その行為そのものがあくまでも例外的な考え方であるというふうに申し上げたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほどから西口部長がおっしゃっているんですけれども、やはり農地を守っていくというのが目的であるということですよ。そういう意味では、そうすると農振地を外す云々の話というのは、当然その観点を持って、それに支障がないということをやらなければいけない。

それで、先ほどおっしゃいました要件の話ですね。この要件の中には、付近の、他の営農なり集団化もそうでしょうけれども、それに対して支障を来さないこととなっておりますよね。はっきり言って、その委員さんらが懸念されていた、これからどんどん周りに波及していくんじゃないかという話、明らかにこれは支障を来すことになるんじゃないですか。その点では、はっきり言って、これ昨日も市長は法令云々と言われていましたけれども、まさにこの農振法の趣旨と違うことをされるんじゃないですか、今回の大規模商業施設に対して農振地を除外するという話は。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、その例外と申し上げましたが、その法律の要件、いわゆる5要件というものが例外の根拠というふうになっておるといふふうに思います。

今議員がおっしゃったように、そのうちの一つとして、その周辺の農用地の集団化に支障が生じないという要件も一つございます。今回、先ほども申し上げましたように、総合計画、あるいはそれに関連する計画等も含めて、あの付近については井田川都市誘導区域でしたか、そのような名前でも明確に線引きをされておりますので、議員ご懸念の例えば東のほうに農用地の除外が広がるということはないものというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それではお聞きしたいんですけれども、その立地適正化計画の中の誘導区域ということだと思いますけれども、そもそも立地適正化計画自体が、これはまだ作成中のはずです。その作成中のものが根拠となり得るのかどうかということと、もう一つ、今回いろんなところで誘導区域というのが書かれていたとは思いますが、そうするとその誘導区域に入っている農用地については、これからも申請が上がってきたら除外されるということではよろしいのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今確認をしましたら、立地適正化計画につきましてはまだ施行はしておりませんが、策定はされたというふうにお聞きをしました。

先ほども申しあげましたように、明確に地図上で線引きがされておりますので、その土地利用を図る区域として位置づけられた区域については、今後申出人から除外の申請があれば、先ほども申し上げた法律の5要件、あるいは再度その土地利用との整合等々を精査した上で、除外の手続きを行っていくということもあり得ると思います。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そういう状況になれば当然していくというような話であるんですけれども、先ほど、まだ策定中のものが根拠になるのかというふうに言いましたけれども、結局、やはり根底にあるのは、市としての農地をどうしていくかという思いのほうなんです。その途上で、計画としてはまだ完成はしていないけれども、その方針が市にあるからそういう話になるわけですし、そうしますと、昨日、たしか市長がおっしゃったと思います。適時適切で行くんだというふうに市長がおっしゃいましたけれども、そうしますと、その方針で行かれるとすると、以前から、今ここにはいらっしやいませんけれども、前の議員やった片岡武男さんが再三言われていました能褒野地区、これはほんまに306と同様に、副次的な都市機能をこれから期待されるような地域ですよ。この方々が、あそこは当然今まで農振除外の話からすると、当然その跡継ぎの方がその場に家を建てたりするときは農振除外ができるという要件があつて、ただそれが余りにも相次いでいるもので、その農振地の青地の中で白地が虫食いのようにできてしまっている、そんな状況もある。

さらに、もう全般として付近の開発が進んでいる、そんな中でこれはもう農振の農用地を除外してほしいという要件が平成19年から上がっていて、片岡さんにもちょっとお話をし、ちょっと片岡さんの名前を上げさせてもらいますけどと言ったら、片岡さんがぜひ言ってくれと。26年に俺はもう言うてきて、その回答が最近までなかったもので、俺も怒っておったところなんやというようなことを言われていたんですけれども、どちらにしてもそれだけ長い間、地元の方々も外してほしい、こんな話があつて、ただそれでも応じてこなかったわけですよ。その根底にあつたのは、やはり農用地、農振地を守りたいという市の思いやつたはずですよ。それを今回、こういった形で、一部ではあるけれども、それを覆されるということは、やはりこれは非常に大きな方向転換やと思います。

先ほど、そういった計画策定、そこに入っていますんでということでしたけれども、そうしましたら今までのそういった能褒野の経緯からすれば、能褒野の状況を思ったら能褒野だってその計画に変更の要件とかでやはりこの中に入れるべきじゃないのかと思います。

その辺、どうでしょうか。能褒野に限ったことじゃないです。今までも状況から考えて、ここはもう外さざるを得ない、そういったものをこれから除外していく、そういった方針になるのかならんのか、その点をもう一回聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今進めております農振農用地の除外につきましては、申出人からの除外申し出を受けてということで、いわゆる一般管理という手続の中で進めさせていただいております。当然、能褒野地区についてはその申し出はあったわけですが、私も環境産業部長になって4年目、丸3年、能褒野の方といろいろお話をさせていただきました。やはり根本は、先ほども申し上げた5要件と、それからあと総合計画を初めとする各種土地利用との整合、特に各種土地利用との整合がとれなかったということで、今現時点としては、能褒野地区の農振農用地の除外は難しいものというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

計画との整合性というふうに言われた部分に戻ると思うんですけど、そうすると、やはり計画そのものに問題があるんじゃないのかというふうに私は思います。

前々から言われていましたけれども、都市マスタープランの話もありましたけど、さらにその上位計画、都市計画そのものがあると思います。やはりこの都市計画そのものが、実質もうここ何十年も見直されていない、この状況はやはり問題やと思いますけれども、その都市計画の観点からしても、この辺の土地利用というのをもう一度、マスタープラン云々はあると思います。もっと根本を考え直さなければならぬと思いますけど、その点の考えはあるのか、この辺、市長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高度成長期にさまざまな法律が制定をされ、施行されて今日を迎えておるところであります、確かに今ご指摘のような、一方では都市計画法、一方では農業振興法、農振地域法、農地法、こういう運用の中で、時代時代でこっちを利用したり、こっちを利用したりしながら、全国的にその土地利用がなされて時代とともに転換、推進、動いてきたということでもあります。

午前中の福沢美由紀議員のメガソーラーの設置もそうなんですけど、法律の中でしっかりその土地利用が制御できるような仕組みをつくっていく必要があるんじゃないか。そこの縦割りのところをもう一回つくるような法令制度をつくり上げる必要があるということは、今全国市長会でも議論を進めて、先般も先々週であります、国に対して要望をしたところでもあります。

そういう問題意識を持ちながら、しかし現実の中で、先ほどの能褒野地区の状況も、ご案内のようなモザイクの状態で数十年来ておるところでございますし、いわゆる除外をしてほしいというところと、あるいは農地としてまだ農業振興をしていきたいという皆さんがやっぱり散在しておるといふ中での状況と、306の川合町の今回の案件とは、要件も含めて少し違っておるところでございます。

おっしゃるように、根本のその制度、法律を少しどのように考えていくのかということ、大変重要なことというふうの問題意識を持たせていただいて、今後もしっかり望んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと説明をいただきましたけれども、要はその計画がよりどころになっているというのであれば、計画そのものを見直すべきだというふうなことを私は申し上げたもので、やっぱりそれは考えていっていただきたいと思います。

市長が昨日おっしゃった適時適切、こういったことを言われるのであれば、やはりそういったことを柔軟にというか、時代に応じてしていくというのも、これは一つの考え方やと思いますんで、一方で、でも農振地、農用地を守らなければならないという方もいらっしゃるし、先ほど言いました、モザイク状というふうに市長が言われましたけれども、その中でもう外してほしいという人もおれば、外してほしくないという方もいらっしゃるかもしれない。ただ、あくまでも農業を振興していくというのが目的ですので、農振法によるその適用というのがやはりもう限界に来ておる部分があるんやとしたら、それに関しては個々の農業振興政策でカバーできる部分もあると思いますんで、その地域としても農振地としてどうなのか、農用地としてどうなのかという観点は、やはり市が持たないと。正直、能褒野の実例を聞いていて、やはり気の毒としか言いようがないと思います。能褒野以外のところでもですよ。

先ほど宮崎議員もちよっとおっしゃっていましたが、維持も大変やし、ただもらった後継者としてはどうしようもないしという部分もある。その中で、じゃあどういうふうにしていくかという、もう結局荒すしかないというふうになっていってしまうと、これはもう本末転倒なわけですので、やはりその辺を、市長がよく言われるように、時代に応じたとかいうふうに言われるんやったら、やはり市の政策としてもそういうふうなことを考えていかなければならないと思います。

そのことを申し上げて、次に移らせていただきます。

次は、文教施設についてということで通告させていただいておりますけれども、まずこの文教施設が集積する亀山公園周辺のあり方についてということで上げさせていただいております。

まず今回、図書館の移転という話が出てきておまして、ただ現在図書館のある亀山公園周辺という場所は、博物館とか青少年研修センターもあって、文教施設が集積地として認識されていると思います。また、亀山を代表する史跡である亀山城周辺にも位置しておまして、また公園という市民の憩いの場もあるということで、そういうふうな雰囲気も加わりまして、やはり文教地区としての色合いが非常に強まっていると思います。言ってみれば、亀山の文化施設、文化とか教育とかいったものの象徴的な場所じゃないのかというふうに思われます。

今回、駅前に移転という話も、利便性云々から考えたらそれもいいんじゃないのという意見もあるとは思いますが、やはり一方で、この亀山公園こそやはり図書館にふさわしいというふうな意見を私も聞いたことはあります。

それで、まずこの文教施設としての集積地としての亀山公園というふうに言いましたけれども、その文教施設の集積地としての認識が市にあるのか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

土地利用上の問題ですので、私のほうからご答弁させていただきます。

今、議員がおっしゃられましたように、現在このエリアにつきましては、図書館を初め、歴史博物館や青少年研修センターなど社会教育施設が集積しておりまして、このエリアを特に文教ゾーンというような位置づけはしておりませんが、いわゆる文教的なゾーンとしての役割は果たしておると、そのような認識をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市としても、そういう認識があるということを確認させていただきました。

そうしますと、今回移転の話とかも出ておりますけれども、これからこの亀山公園周辺の場所を、移転も含めて、このあたりの場所をどういうふうな場所にしていこうかというふうに市として考えているのか、その辺の考え方があるのかなのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今後、図書館が駅前へ移転することになりましても、このエリア全体は文教的なゾーンとする考え方、これはずっと維持していかなければならないと、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そんな話の中で、今回図書館の移転の話がありました。この是非という問題もありますけれども、この辺の話を3月の予算決算委員会のお聞きしたときに、私もこの文教地区としての亀山公園というのも大事にしてもいいのかなという思いもありましたもので、あそこに図書の本館みたいなものを設置して、それで本館は駅前に移転するとかいう考え方もあるんじゃないのかというふうに申し上げました。

それにつきまして、13億で保留床を買うということでありましたけれども、そのうちの6億5,000万が国からの補助金でやっていくと。その6億5,000万をもらうためには、その移転で、統合とかがもともと目的なので、分館をつくってしまうと、その6億5,000万がもらえない、そんな話ではあったんですけども、そうしますともう一つ気になるのが、2番目にも上げさせて

いただいておりますけれども、関地区にも文化交流センターという施設の中に関地区の図書館があります。この図書室も統合しなければならないという話になるのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

図書館の機能全体のことにかかわりましては教育委員会ということでございますが、これは移転とか補助金、交付金の関係もございますので、私が認識しておる限り、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、この図書館の13億に対して2分の1の国からの補助というのは、あくまでも統合が前提というふうに確認をしておりますもので、分館的なものを残すということになれば、補助の対象にはならないと、そのように認識をしております。

それと、関文化交流センターにございます関図書室につきましては、これは図書館とか分室という位置づけは条例上されていないということでございますので、これにつきましては残す残さないの問題は補助の対象云々には関係ないと、そのように認識をしております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その話によりますと、そうすると条例上の位置づけのないものをあそこに例えば残すのであれば、言ってみれば、関の図書室と同じような位置づけのものを残すのであれば、それはもう補助金の対象になってくるということなんですかね。そういうやり方もあるんじゃないのかなと私は思うんですけどね。

もう一つは、今回ある人から、もっと違う電子メディアとか、そういうふうな図書館というものを駅前につくったらいいんじゃないのかというふうに言われたんですけども、私も同じようなことを考えていたんですけども、そうしたら、紙媒体ですけどね、図書館の本というのは。今は電子メディア云々の話もあるし、実際、もう書籍をダウンロードして読むとかいう時代にはなっています。そうすると、もう図書というものに限らず、市が関与する図書館も包括するメディアセンターみたいなものを駅前に設置して、紙媒体のものはもう蔵書としてあそこに残しておいて、それこそ蔵書庫にしてしまっておいて、それで閲覧も可能というふうにしてしまうという手もあるんじゃないのかなと。余りこんなことを声高にして言うたらあかんのかもわかりませんが。

要は、駅前にそういう機能を持っていくことで、今の場所を損なってしまうというのがやはり問題視されているのであって、やはりやり方として、もうちょっと検討の余地があるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その点の考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、議員ご指摘のメディアパークのような図書機能を備えたこういう施設というのは、駅前にほかの事例でもあると思いますし、今回、私どもも図書機能のほかに、やはりにぎわいとか市民

の方が交流する場とか、そういった付随する施設というものも検討していくということにしておりますもので、そんなメディアパークのような大きなものというイメージはございませんが、図書機能に付随するようなほかの機能も含めて、にぎわいづくりに醸成できればいいかなというふうに考えておまして、そうしたところはしっかりと検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

メディアパークみたいなものにしてもらう、それも結構なことやと思いますけど、趣旨としては、今あるところは今のそのままというよりも、何か仕組みを変えて残す方法もあるんじゃないのかということでもんで、付随云々の話というのが昨日から市長の言葉からも出ましたけれども、その辺ももしかしたら意識されているのかなと思いましたが、要はあそこを文教地区として位置づけて、そういう位置づけになりつつあるのであれば、やはりそういうふうな認識が育ってきた地区から図書機能というのを外すというのは、やはりこれは非常に大きな部分もあると思いますので。

実は先日、名張にちょっと行ったときに、私は行かなかったんですけども、たまたま私の妻が図書館に行って、名張の図書館は別に規模がどうのというわけじゃないけど、やっぱりすばらしかったというふうに言っていて、何がすばらしかったというよりも、やはりそのときに言ったのが、図書館というのはその市町の文化水準というのをあらわすなあというふうに言っていたんですね。亀山はどうかというのは別にしまして、今あれだけ市民に親しまれている図書館というのは、やはり亀山市が今まで積み上げてきた文化とか教育とかいったものの象徴だと思いますんで、やはりそれこそ市長が文化とか、特に文化政策というのを強調されていますんで、ぜひその文化の部分というのは大事にするという姿勢を持ち続けていただきたいと思いますので、その点だけ申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時48分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

通告に従い、質問をさせていただきます。

勇政の前田稔でございます。

それではまず1番目に、高齢者・障がい者タクシー料金助成事業についてということで、これは高齢者のタクシー事業でタクシー券というのが配付されておるわけなんですけれども、この関地区内で高齢者タクシー券が使用できないような状況になっておるんですけれども、これについて市と

してどのように把握しておられるのか、またどういふふうにご考えておられるのかお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

これまでの状況でございますが、今年度の当初に、亀山市タクシー料金助成事業の協力事業者として17事業者と契約したわけなんです、このうち関交通さんにつきまして、平成29年5月10日付で契約の解除の申し出がございましたので、同社につきましては市のタクシー券の取り扱いを行わなくなっているところでございます。

この件につきまして、先ほど市のタクシー券が使えないというお話でございましたんですが、決してそういうことではございませんので、1つのタクシー会社さんがタクシー券の取り扱いを中止されましたことによりまして、ほかのタクシー会社さんへの業務量の増加ということもありますし、もう一つはタクシー会社さん特有のことだと思いますが、時間帯によりまして、特に朝とか夕方にはご利用が集中いたしますことから、その時間は大変お忙しいということで、関地区に限ったことではございませんが、その時間帯についてもやむなく利用者のご依頼にお応えできないこともあったのではないかとこのことを存じております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

関交通さんは事情で使えなくなったと言われましたけれども、それはそれで事情はわかるんですけども、ほかにも亀山市内にはタクシー業者さんは何事業所もあるわけなんです、なかなかやっぱり今も答弁でありましたけど、時間帯によっては忙しいとかそういう話なんです、それだけではないような感じなんで、ほとんど、なかなかタクシーが断られる理由としては、やっぱり忙しいからだというふうなことだと思いますけれども、なかなか関地区には既存の亀山市内のタクシー業者さんが来てくれないという人の声が多かったんですが、その辺のところを市としてはどのように受けとめておられるのか、そういう苦情はなかったですか。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

今回のことがございまして、旧亀山市内のタクシー会社さんには、私どものほうから旧関町内の方からのご依頼がありました場合にも対応していただくように改めてお願いをしたところでございまして、わかりましたという了解はいただいております。

だから、決して旧関町内にお迎えに上がらないということはないと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

こういう業界というのは、一応縄張りというのか、協定みたいなものもあるようですので、なかなか現在その関交通さんというのは新たに営業されているわけで、なかなか外からというのも遠慮もあるのかなと思うんですね。あれから大分私も、これを通告してから日もたっていますし、今の現状としてどのように変わってきているのかどうかというのを確認されているかどうかということと、それから今後、5月25日に亀山市の健康福祉部長から出されました文書によると、今後、関交通株式会社におきましては、8月初旬をめどに別事業所が経営を引き継ぐ予定とのことであり、市としましては次の事業所に助成事業への協力を求めていると考えているところでございますというふうな文書をいただいております。それでご理解、ご協力をお願いしますということなんですが、これは8月初旬には、まだ大分先ですけど、確実にそういう手続がなされて使えるようになるのかどうかということもちょっと確認をしたいんですけども。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

この私どものタクシー料金助成事業の契約には、条件といたしまして、道路運送法第4条の許可を受けということで、これはもう一般旅客自動車運送事業を経営する方が国土交通大臣の許可を受けることございまして、そしてこの市の区域を営業区域とすることが条件となっておりますが、この許可を与える三重運輸支局のほうへ私どもの職員が直接出向きまして状況を確認しましたところ、8月ごろをめどに許可が出るのではないかとということなんですが、ただちょっとこれは、私どもが許可するわけじゃございませんので、確実なことではないんですが、そういうふうなお話を聞いております。

その後、市の契約事業者としての状況を満たした場合に、すぐさま事業者のほうとは連絡を取り合って、速やかに契約していただけるよう求めてまいりたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

高齢者のタクシー券の対象者の方は非常に困っておられるので、市としても何とかその事業者のほうにも、どうも申請をまだ出していないような話も聞いておりますので、なるべくそういう促していただくようなことをしていただければというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

2つ目に、介護ボランティア活動の推進ということについてですけれども、まずこの介護支援ボランティア制度について、厚生労働省が全国の市町村に普及させていく方針を示しておりますけれども、市はどのように認識をしておるのか、確認をしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

介護支援ボランティア制度といいますのは、高齢者が介護施設等の介護の実施場所等でボランティア活動を行った際にポイントが付与されまして、その取得したポイントの数に応じまして交付金が、例えば社会福祉協議会などの管理機関から本人さんに支給される有償ボランティアの制度でござ

ざいます。

この制度につきましては、高齢者の介護予防、社会参加などを目的に、元気な高齢者が生きがいを感じて地域に貢献できるような多様な取り組みの一つとして、市町村が任意で実施できる制度となっております。

この取り組みに当たりましては、介護保険事業の地域支援事業の枠組みが活用可能となっておりますので、この県内では松阪市さん、桑名市さん、鈴鹿市さんなどが実施されているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これは介護保険法に規定する要介護状態となることを予防する事業として、高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励かつ支援し、ボランティア活動を通じて高齢者みずからの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会をつくることを目的とする高齢者ボランティアポイント制度というのがあるんですね。

この地域でも今、桑名市さんとか鈴鹿市さんとかがされておるんですけども、亀山市としてこの制度を活用していないというのはなぜか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市につきましては、従来からボランティアが盛んなところでございます。最近になりまして、市が実施する認知症カフェとか脳の健康教室の運営など、一部を有償ボランティアの方に7お手伝いいただくようになってまいりましたけど、市内ではまだまだ無償ボランティアの方々による活動も活発に行われている状況でございますので、その辺との兼ね合いもありまして、この制度の構築が進まなかったことの一因でもあるかと存じております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ボランティア制度という枠の中では、亀山市は相当に活動が活発であって、入る余地がないぐらいのような状況だということは認識をさせていただきましたけれども、そもそもこの目的は、要介護状態となることを予防する介護予防の観点からの制度でありますので、そのボランティア活動を主とするものではないということなんです。だから、そちらの視点から考えて、こういう制度を活用するというをやっぱり。

それで、鈴鹿市もされていますけれども、広域連合でやっておるわけなんで、鈴鹿市さんがどのような広域連合の中の介護保険の中でやっておられるのか、独自のあれでやっておられるのかちょっとわかりませんが、その辺のところはわかれば教えていただきたいんですけども。

それと、今私が言いましたように、ボランティアを主としたものではなく、介護予防を主としたものだということの認識についてどのように考えておられるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

鈴鹿市さんにつきましては、この介護保険の制度の中で行っていただいております。

先ほどご指摘いただきましたように、高齢者さんの介護予防とか生きがいを進めるための取り組みの一つとして私どもも認識しておりますので、今後、また社会福祉協議会さん等と連携しながら、この介護支援ボランティア制度の活用については検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

広域連合でやっておりまして、鈴鹿市さんがそういう形の中で介護保険を使いながらこの制度を活用しているということなんで、亀山市も亀山市内だけではなくて、その両市の中でこういう、亀山だけでは施設は少ないかもわかりませんが、鈴鹿へ行けばいっぱいありますので、ちょっと遠いですが、両方でこういう活動が鈴鹿・亀山内でできますので、それはこういった活動範囲も広まりますし、介護予防もできていくというふうに思いますので、ぜひとも検討をしていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、亀山駅周辺整備事業についてということで、3つ目ですけど、お伺いをしたいと思います。

まず、3月定例会でこれは提案されまして、その後いろんな問題や課題も出てきたかとは思いますが、今の最新の現状と課題、問題点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

宮崎議員のご質問の答弁で申し上げましたように、4月からの経緯でございますが、4月27日には駅周辺整備に関する出前トークを実施いたしまして、また再度、5月12日から5月19日の間に1ブロックから4ブロックの関係者に対しましてブロック会議に職員が出向き、現状の説明と意見の交換を実施し、亀山駅周辺整備事業に関する地元の意向把握に努めました。

2ブロックについては、組合設立に向け準備中ございまして、5月29日には2ブロックの組合設立のための再開準備会の届け出が市長に提出されました。

また、5月31日はまちづくり協議会の役員会が開催されまして、協議会全体として駅周辺整備を推進していく旨が再度確認されたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

問題や課題点というのは何もないということですね、その後。説明だけしてきたということだけで、もしあったらまたお答えいただきたいと思うんですけども、1ブロックから4ブロックまで説明してきたということですけども、例えばその3ブロックの方に聞いてみたら、何も聞いていないという方も見えました。最近、直近でね。だから、どういう形で、その方はたまたま参加していなかったのかどうか、聞いていないんですからそういう状態なんだと思うんですけども、や

っぱりそういう方も何人か見えるので、温度差もあるだろうし、全然その情報が伝わっていないというふうに思います。

だから、どんなふうに説明して意向を聞いてきたのか、その内容はわかりませんが、そういうことを徹底されていないと思うんですけれども、どこまでその説明をされて、どこまで徹底をされたのか、問題はどんな問題があったのか。

○議長（中村嘉孝君）

答弁願います。

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

先ほど答弁いたしました件でございますけれども、現状と課題についてということで答弁がなかったということでございましたので、現状については先ほど申し上げましたように準備組合が設立されまして、今後設立に向けたことで進んでまいりような状況が今生まれておるところでございます。

課題につきましては、駅前がにぎわいがなくなって衰退していく中、十数年前から研究会が立ち上がりまして、その後まちづくり協議会となり今日に至っておるということで、今の現状は、非常に駅の利用者も減って店舗等も少なくなりまして、そういう部分でまちとしては衰退していつている状況で、その課題を何とか解決するという方向で今考えておるところでございます。

その中で、ブロック会議の関係で今ご質問がございましたのでお答えさせていただきますが、1ブロックから4ブロックでブロックごとに会議を開いておりまして、その会議といいますのは、当然ながらそのブロックごとに住んでみえる方にご案内を申し上げまして、ブロック長を中心に動くわけなんですけれども、その中で出席を、ちょっと人数については今把握しておりませんが、各ブロック5名から10名ぐらいの単位で来ていただいておりますけれども、そういうふうな中で今の現状の私どもが持っております図面等とか、そういう資料をお見せしてご説明を申し上げたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

たまたまそれに参加されなかった方も見えたんだろうとは思いますが、なるべくそういう参加されていない方にも行き渡るように説明はしていただきたいというふうに思います。

きのうから亀山駅の周辺整備事業については何人かの議員さんが質問をされておるわけなんですけれども、図書館の移転の方針についてということでも何人かの方が聞かれました。大体その話の答弁の内容もわかっておるんですが、再度教育長にお伺いしたい。

市長は現況報告の中で、図書館について触れられました。それについての教育長としての見解、図書館を駅前に持ってくるという件についての方針について、教育長としての考え方を再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

できるだけ昨日の話は繰り返さない範囲で述べさせていただきたいと思いますが、私、教育長としてということでございますと、現状の図書館の拡充は、構想案の中間案でも述べさせていただいているとおり、現在地での拡充、建てかえは物理的なことを含めて非常に難しいと認識しております。したがって、移転のお話をいただいた際には、またとない機会と考えております。

ただし、図書館ですので、単なる倉庫をここからここへ、A地点からB地点へ移すというものは決してございません。公立図書館でとどまることなく、今、公共図書館への脱皮、全国一般的にどこの市町にもある公立の図書館というよりも、この機会に公共図書館としての脱皮をするまたとない絶好の機会でもあると考えております。

その公共図書館は公立図書館とどう違うんだということを思われるかも知れませんが、やはりまちづくりとの結びつきが欠かせないと思いますし、それは、ひいては市街地の活性化には有効と思います。公立図書館としての機能、サービスを付加する、または附帯施設等を付加する、そういった図書館になればいいと考えておるところでございます。

具体的に申しますと、そもそも図書館法で公共図書館サービスは規定されております。読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会、学習成果の発表のできる場、そういったことが今の現状の図書館では十分にできていない状況であります。それを行うには、場もあればスタッフも要りますし、一定の規模も要ります。そういったことを中間案には入れさせていただいて、教育委員会でも協議を重ねてきたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

教育長としての考えで、図書館についての図書館法に照らし合わせた内容で答弁をいただいたというふうに思いますけれども、今回、駅前に図書館を持ってくるという市長の判断があります。それについて総合教育会議の中では、委員さんはいろいろとる述べられておりますけれども、余り駅前にはふさわしくないのではないかというようなご意見いろいろ書いてありましたね。図書館については、やっぱりにぎわいを創出するものではないというような意見もあったというふうに思います。

その中で、今いろんな教育長が言われましたけれども、駅前に図書館を持ってくるということについてはどのようにお考えなのか、お答えをいただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

総合教育会議での議事録を拝見なされたということで、いろいろなことが述べられておりますが、中間案はそもそも駅前への移転をその要件に見合っているというのが教育委員会構想案、教育委員会としての構想案、中間案の見解でございます。したがって、私も含めて教育委員さんは駅前への移転を反対していることはございません。

だけど、今移るに当たって心配なこととか、こういったことはぜひ拡充してほしいとか、そういったところが中間案に盛り込まれているわけです。そこを十分頼みますねという表現が、あのような議事録の少し厳しい表現になって残っているだけでありまして、私を含めて教育委員会は駅前へ

移転することに要件が見合っているという思いでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

一晩たって、何かちょっとトーンが大分違うように思うんですけども、要件は満たしているということですね。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

駅前移転を視野に入れて検討を要請されまして、その答えを我々としてはまとめる必要がございました。そのまとめたものが中間案でございます。なぜ中間案になっているかはきのう申し上げました、教育委員と教育長の5人だけでそれを決めるのには余りにも責任が重いですし、5人で走ることはないという5人の認識なんです。

したがいまして、社会教育関係、生涯学習関係、図書館運営関係、そういった方々の意見も賜ると。そして、教育民生委員会を中心とする議員の皆様のご意見も伺って固めていきたいということです。既にもう生涯学習関係、社会教育関係、図書館運営委員さんの中間案に対するご意見は6月に入ってからも開催して、もう3つは終えております。そういった中で教育委員会として、中間案としては今移転については要件を満たしているの、反対するものでは全くないということでございます。

ただ、その機能とか附帯施設とか、そういった充実をなくして移転はいかかなものかという心配はついてまいります。これは、きのうから思いは変わっておりません。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

変わっていない、新聞報道にはそう書かれていないんですけどね。私も聞いておったとおり、新聞報道のとおりやと思うんですけども、要件は満たしているけど、条件は満たしていないということやね。

例えばフロアの床面積だとか、あるいは駐車場は無料ではなくなるとか、いろいろありますよね。そういったところはありますよね。そういうことを言われていたと思うんですけども、いかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育委員会としてまとめたものでありますので、それが全て現実になるという保証はございません。また、駐車場を例に出しましても、立体駐車場からおりてきて図書館に行くということが本当に市民の方々にとって行きやすい図書館かというようなこともございますし、いろいろこれからそれらのことは市長部局と協議をしてよりよい方向に向かっていくものと、そうしていきたいという思いでございます。

だから、現時点として心配することとか、こうありたいという姿をあそこに盛り込んであると。それを私どもは今後の協議の中で、最終案が完成した後ですけど、関係部局と協議を積み重ねて、より構想に近い形でありたいと考えておる次第でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

大分、きのう議会が終わってから市長と話されたのかどうかわかりませんが、いろいろとどうやという話ですけども、一つ、市長が言われるにぎわいづくりの創出のために図書館を持つてくるというこの考え方について、教育長としてはどのように考えていますか。

やっぱり、文教の区域にあるのが図書館ではないかというような意見も多々あったかと思うんですけども、どのようにお考えですか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

にぎわいの定義がさまざま人によってとり方が違うかと思いますが、確かに委員の中にはそのにぎわいを、例えば学生のたまり場になるのではないかとか、そういったにぎわいにもいろいろございますので、望ましくない形でのにぎわい、また議事録にも載っていたと思いますが、図書館の利用者が完全に消費者になってしまうようなにぎわい方には違和感を持つといった考えの委員さんも見えます。それらは自由に意見、考えを交流し合って、ありのままが議事録に残っているわけでございますが、それらの議論を踏まえた上で中間案がまとまっているということだけのご認識いただきたいというのと、跡地利用にまで言及してございます。あそこに書かれた土地利用の姿が、教育委員会として望む姿でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっとこれ以上教育長と話しておってもあれなんですけれども、きのう服部議員から質問があったときに、今中間案が出たということなんです、最終的に結論を出されるわけですけども、そのスケジューリング的なことも話をされましたけれども、最終的に結論、決定されるのは時期的にはいつになるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

先ほど申しましたように、社会教育関係、生涯学習関係、図書館運営関係の方々の会議も開いて意見は聴取済みでございますので、残すところ今議会の教育民生委員会協議会でのご意見、お考えを拝借賜った後、この夏にも、早ければ7月に教育委員会を開催して中間案がとれることになると思います。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これは、都市計画決定がなされるところに盛り込まれるということになるんやと思うんですけど、都市計画決定はいつになるのか。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

都市計画決定につきましては、秋を予定しております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

流れとしてはそういう形ですね。そうすると、教育委員会としての結論がオーケーになった場合は、スムーズにその辺は進んでいくというような形になるわけですね。

ただ、私もここで疑問なのは、にぎわいの創出ということでの図書館の移転というのは、ちょっとこれはなかなかそうはいかんのではないかなと。今から人口も減少していくし、鉄道の旅客も減っていく中で、やっぱり市民だけでは無理なんですよね。限界がある。やっぱりそのにぎわいの創出というのをするためには、市内外から流入が来ないと絶対にぎわうことはない。なかなか難しいというふうに思います。

大体、コンセプトがそのにぎわいの創出ということで図書館を持ってくる。図書館を持ってくるんやったら、もっと亀山の歴史と文化の薫る駅前にするとか、そういうコンセプトで来れば、話は何かリンクしてくるんやけど、やっぱりにぎわいの創出だけというのは、やっぱりその辺からもうちょっと考えなあかんと思う。

そういうことが、図書館を持ってくるんやったらそういうふうに考えるべきやと思うし、補助金が一番高いからだとか、そういう関連からそこら辺でこっちが有利やからという考え方で持ってきておるからおかしい。だからコンサルかなんかに全部任せておるから、自分たちのまちづくりは自分たちでつくろうという気が余りないから、そういうふうなコンセプトになっていくんやと私は思うんですけども。

ちょっとほかにも質問がありますので聞いていきますけど、道路とか区画整備についてお聞きしたいんですけども、現状ではその一部セットバックしたりとか、狭隘でその土地の買収やら移転費用やらとありますけれども、この2ブロック、3ブロック、4ブロックとか、これ全てその買収とか移転費用とかそんなのは不平不満のないような単価で、ちゃんと差がないようにできるのかどうか。だから、不平不満が出ないようにできるのかどうか。

そういう区画整備をすれば、そういう形はなくなると思うんですけども、それで心配する危惧があるんですけども、その辺についてまず一つ。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

区画、道路の関係でございますけれども、私ども、まずは2ブロックに隣接しております市道亀山駅前線の改良と、3、4ブロックの間の区画道路の整備を進めてまいる予定で進んでおります。

各ブロックのその他の道路等の時期につきましても、諸条件を整理しながら計画的に進めてまいりたいと思っております。

その中で、今おっしゃられます土地等の単価とかいう部分につきましては、今現在、過去に狭隘道路等で一部下がっていただいている部分もございますが、今後は道路整備として単価についてもその買収時期に合わせた形で単価設定をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

本来は、区画整備をしてきちっとやるべきやと思いますし、それから御幸橋の件ですけれども、これは最初、計画では落とすような話にもなっておって、それで質問をしていくと、いやそれはまだ決まっていないうやとかいういろいろ話がありましたけれども、今現在はどのようになっていますか。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

御幸橋に関しましては、今現在県道となっております、以前から2ブロックの改修に伴って都市計画の整備の中で整備していくという方針を考えておったんですけれども、やはりまだ三重県のほうとの調整不足がございまして、その中で三重県の考えとしましては、耐震上も今のところ大丈夫ということもございまして、当面の間は当然県道として残すという方針もございまして、私どもとしては、将来的な展望といたしましては、その辺の都市計画決定等も見ながら考えていくことは必要かなと思いますが、当然今の段階で御幸橋を落とす落とさないという議論じゃなくて、御幸橋は残るといふような方向で今調整して進んでいるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

だから、そういう話は最初に県と調整すべきなんです。最初にこんなことはすぐ答えが出てくるじゃないですか。それを絵に描いてある分は御幸橋を落としているというような、そんな計画図が出てくるわけでしょう。自分らでつくっていないからや、コンサルかなんかが描いているからじゃないですか、違いますか。最初からそれを落とすつもりやったかどうかそれは知りませんが、そのほうが良いと思ってやったんですけれども、だからそういう関係各所とちょっと話を聞けばすぐわかることやないですか。それもせんのや。

思いつきかどうかわかりませんが、どんどん進めていって、自分らのやり方で。やり方というか、人任せなのかわかりませんが、これはね。ほんまに自分のところのまちをよくしようと思って市が作り上げておるのかといたら、他人任せでやっておるんじゃない。だからこんなことになってくるんやないかな。

4番目、その周辺地域とかいろんな関係各所とコンセンサスがとれていないんです。

きょうは何か教育委員会と口裏を合わせたかどうかわかりませんが、きのうと大分違ってきておるね、内容が。それは教育委員会の制度も変わりましたからね、市長の権限が影響しますか

ら。きのうは教育委員会で、もう断固反対みたいな話に聞こえましたけれども、きょうは大分トーンが違ってきたので、何があったかわかりませんが、そうですね。だからそういうことなんですよ。

それからもう一つ、時間が残り5分なんで、この現況報告に市長が書かれましたよね、この図書館を持ってくるという話を。議運の前に議長にその説明に行ったときに、議長と副議長は困ると、断固反対ということをやられていたんですね。それを受け入れなくて、現況報告で本会議でやったんですね。それでその後、謝罪に来たとかいう話なんですけど、一体どうしてそういうことをされたのか、また謝罪されたのか、意図がわかりません。

市長はよく知っているじゃないですか、その二元代表制の中で議会と執行部と両輪でやっていくという、その中でルールがあるじゃないですか。それで、結局自分の思いで一方的にやって、その後、一般質問の通告の前に何か謝罪に来たという話らしいんですけど、それはどういうことなんですか。一回ちょっと説明を求めたいと思います。この議会との関係について。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

定例会に臨むに当たって、その定例会での議案でありますとか市政の現状の重要な案件につきまして、これは議員も議長をお務めいただきましたので、事前にご説明をさせていただく場を持たせていただいております。

そういう中で、今回の定例議会の現況報告の中で、従来の懸案になっておりました駅前再開発の公共的機能導入の機能は、図書館の機能としてその方向性を固めたという考え方を盛り込ませていただく旨もご説明をさせていただいたところであります。

それを受けて、翌日、議会運営委員会が開かれてということになってまいりますけれども、その過程で正・副議長からご意見も頂戴をいたして、私どもとしての考え方もお伝えをさせていただいて、その上でこの定例会に臨ませていただいたところであります。

ただ、いろいろご指摘も頂戴した中で、少し混乱を招いてしまったことについてはお詫びを申し上げて、その真意をお伝えをさせていただいて、ぜひこの事業につきましてのご理解やご協力をいただきたい旨を、特別委員会の冒頭でも申し上げさせていただきましたけれども、そういうご配慮をいただいたものというふうにご考慮をいただいております。

その従来の流れの中で、当然議会に対して、その議会の長である議長に対して、議案の説明等々をさせていただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

何かよくわからなかったんですけどもね。

市長も、今までから議会との関係というのは十分ご承知なんだろうから、何でそういう形で出たのか、私はちょっと理解できないんですけども、それで最終的に何か正・副議長に謝ったという話なんですよね。

だから、何でそういう、今の答弁ではよくわからなかったんですね、その理由が。なかったらもう

これで終わります。

○議長（中村嘉孝君）

答弁を求めますか。

（発言する者あり）

○15番（前田 稔君登壇）

もう一回、答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さまざまなそのプロセスの過程で大変失礼をしたことについてはおわびを申し上げて、その上でこの事業についての真意であるとか、あるいは進め方についてご理解、ご協力をいただきたい旨を委員会の皆様にお伝えをさせていただいたということでございます。

○15番（前田 稔君登壇）

終わります。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時50分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは一般質問をさせていただきます。

通告に上げました、3期目就任後、庁内及び議会对応についてということで、市政の運営について市長の考え方を聞きたいと。

その前にちょっと、いろいろ私もかす頭を使うていろいろ調べまして、議会对応について、市長の答弁、行政当局の答弁、まさか今の前田君の答弁のときに、きのうときょうはころっとまるきり様子が変わると、こんなことは思いも及ばないと。恐らく議員諸氏も、このケーブルをごらんになってみえる市民の方もびっくりしてみえるんじゃないかと思ひまして。

その前に、ちょっと市長にその方針を聞く前に、一遍、こんな議事録が出ましたので紹介させていただきます。

平成7年3月13日です。1番 櫻井義之君登壇。永田町が変わらないならば、亀山市から変えていこうではないか、そう念じて私はこの4年間、この本会議の壇上に立たせていただいてまいりました。今、この4年間を振り返りますとき、我々がかつて想像した以上のスピードの政治変革の中にごございました。平成5年の夏の細川政権誕生による政権交代以来、羽田政権、村山政権へと、昨今の国政の潮流は、政治改革関連法案等の成立が拍車をかけ、今や混迷の真ただ中にありま

す。望むべくは、国民不在の覇権争いから政策論争への転換と、何よりも中央集権から地方分権への確かなる息吹きを切に思うところであります。一方、地域の政治の刷新の流れと新しい地方の時代の幕あけは、この4年間、市民の皆さんと対話する中で、確実に肌で感じてまいりました。かつての、国が立てた政策を県が下請け、市町村が孫請けをするシステムから、直接住民と接する市町村が発想した政策を、県に上げ、国に上げ、実現するシステムへの転換の必要性を痛感いたしております。地方の政治に身を置く一人として、政治革新の風に揺れる市政のあり方、いつの間にか、地域にあって大変遠い存在となってしまった県政のあり方、いま一度、我々議会人として問い直し、行政に、そして市民の皆さんに問いかけるべきときであろうと確信しております。その意味でも、春本番間近のきょう、平成6年3月定例会の壇上に立たせていただきますこと、そして、久方ぶりにトップバッターを仰せつかったことは、まずもって光栄と存ずる次第であります。本日は、あえて今日までお訴えしてまいりましたまちづくりを百年の大計を捉え、亀山市の未来をどう切り開くのかという視点から、上程各案、現在の重要課題について、通告に従い質問いたしたいと思っております。本題に入る前に一言お願い申しおきたいと存じますというようなくだりがあります。これは、新鮮な28歳の青年の新議員の質問であると。私も議員をこれ30年やって、若い人に負けんように一生懸命やっておりますけれども、そのような観点で私も議会人として一生懸命、市民一人一人の生活向上のために議員活動をさせていただいています。

そんな中で市長にお伺いしたい。

市政運営について、行政運営において、議会への説明責任、各種行政資料の提出に、何でもっと議論の充実を図るべきではないかという観点から、市長は一体これから市政運営をどのように亀山市を運転していかはるのか、その思いをお聞かせ願いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまは、もう二十数年前の若輩市議会1期生の最後のこの本会議壇上での質問をご紹介いただいて、大変懐かしく思わせていただきました。年を重ねてまいりましたが、しっかりこれからも頑張りたいと思っております。

そこで、議員お尋ねの市政運営について、どのような考えで臨んでいくのかということでございますので、申し上げます。

私は、これまでから開かれた市政と持続可能なまちづくりの具現化に取り組み、最善の努力を重ねていこうという思いで取り組んでまいりました。今後におきましても、この歩みを礎として、さらに進化をさせてまいりたいと考えております。

今日、都市自治体は、人口減少や少子・高齢社会の進展を背景に、地方創生による地域間競争が進み、その総合力が問われております。また、新市施行から12年の歩みを経て、今後もさまざまな環境変化に適応して、一旦馬力ではなくて持続的に成長し続ける都市でありたいというふうに願うものでございます。また、本市には自然や歴史・文化、交通の要衝、多様なものづくり産業、そして力強い市民・地域活動など、本市の特性を生かしたまちづくり、人づくりがございしますが、こ

れをさらに多くの方の英知とともに磨き上げてまいりたいというふうに考えておるところであります。

そのためには、若い世代の定住へとつながる子育て、教育環境の充実や、活力ある産業、地元雇用の創出、全ての団塊世代が75歳を迎える2025年問題に備えた地域包括ケアシステムの確立や健康都市政策に加えて、暮らしを支える都市形成の視点からは、中心市街地活性化へのJR亀山駅周辺地区の再生や歴史的風致の向上、経済雇用基盤の強化、災害に強い公共施設等の整備が必要だというふうに考えております。

本市には、まだまだ可能性、ポテンシャルがございます。確かな政策の推進力と、本市の強みであります市民力、地域力をより融合・調和させながら、もっと魅力的なまちにできるものというふうに確信をいたしておるところでございます。この春、新しい総合計画、議会の皆様方のご賛同を得て船出をいたしました。その将来都市像「緑の健都かめやま」の実現に向けまして全力で取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。いつも聞いておるお言葉を頂戴いたしまして。

だけど、私は、俗に言う、やっぱり市政運営に重要なことは、まず市長の英断、それから行政各部署の職員の日々の向上、努力、そして、あわせて議会の審査の必要性、また慎重に審議して可否を決めるという必要性を議会が担っておる。その大もとは、やっぱり市民の皆さん方の高齢者から若年層までの全亀山市民の安心・安全の生活を守る政治をやっていくというのが一つの課題やと思っておるのがもう当然やと思う。それが今言われた市長の抱負の中に全て入られておった。

基本的に議会で、この本会議場を私の経験からいうと、この議場こそ、やはり一つの正当な市民から選ばれた市長さんと、そして市民から選んでいただいた議会議員と、対等に今後の亀山市を議論していく場やと私は思っております。そのときには、先ほども申し上げたように、横の連携をきっちりしておかんことには、その政治というのは崩壊していくんですよ。時の政権でもわけのわからんところで、最高の機関が言うておるからそれに従えとか、ぼろぼろ今出ています。私も元自民党の議員の秘書をやっていましたけれども、今はちょっと離れていますけれども、あのときの自民党のよさと、今の自民党のよさと、それで今の野党のふがいなさと、国民が満足できる国政でないということは、恐らく国民全部が認識しておると思うんですけども、やっぱり議会に対する説明責任というのはきちっと果たしていただかんことには、やっぱり行政は進んでいかんと思っております。

そこで、ちょっときのうの質疑で、やっぱり議会に対する説明責任という部分で、その地域の地域力を高めることで、いろんなことで条例等の質問もさせてもらいました。たまたま資料提供を求めたら、城東コミュニティについての賃借料の積算書、これをようよういただきました。これは、私も22万というこういうような質問もさせてもらうた中で、この資料に基づいてやりますと7,606円まけてもらうとるみたいですけども、この仮契約書の中の、私も質問もさせてもらうたけれども、はっきり出てきません。個人情報やから出ないということなんですけれども、税の負担ですな、これは乙の負担とすると。この資料に基づくと、これは必要諸経費等で減価償却費77

万1,050円(年額)、固定資産税・都市計画税11万800円(年額)、トータル88万1,850円、月額で7万3,487円、これを含めて、これは三重県建設業協会が借地料として12万1,501円を支払っておると。そして、もう一つわからんのが、3の建物の基礎価格に期待利回り6%を乗じた額、これは国土交通省の6%というんですけれども、それを調べますと、期待利回りとは、投資家が不動産から期待する利益のことをいう、一般的には不動産から得られる収益を期待利回りで割り戻した価格、収益還元価格を意味し、収益還元価格は収益還元法により算出されると。収益還元法とは、不動産等の資産査定をする手法のうち、対象となる物件が生み出す収益性のある不動産価値を算定する方法、従来の売買による平均的な価格ではなく、不動産の収益性を価値化する手法で、近年、不動産投資分野の中で利用されていると。これは、アパート等の家賃査定に期待利回りというのが使われておるんですわ。やっぱり地域の人口、それから同類の築年数等々、この期待利回りというものなんですが、基本的にこれは15%ぐらい乗せるんですけれども、これは基本的に、この計算式をどうやって読むのか、ちょっと私わからんもんで、ここに計算式があるんですよ、直接還元法の計算式がね。例えば、年額に収益が300万ある不動産物件があった場合、平均的な不動産の利回りが5%と仮定すると、300万を割り込んで0.07とすると4,285万という格好になるのかな、そういうような数字が出るんですけれども、この賃貸契約書の中のこの契約書と、この22万の、これはこの間、議案質疑のときにこれをもろうとればね。これはまたそのときやらしてもろうたんやけれども、固定資産税を、これはそうすると立てかえるわけですか、亀山市が。立てかえた分で、それを入れた中で、契約書8条には、甲が負担するものを家賃として22万の中に含めておるんですよ。もう一つおかしいのが、その期待利回り、これが何を意味するんですか、これは。それでこの仮契約書ができておると。確かにその中で、私は、城東の皆さん方には確かに今の協働センターではご不便をかけるかわからんと。今は、これはご理解いただいて利用してもらうておるんですけれども、基本的に公共施設で耐震不可の場合には、さきの危険家屋等の亀山市の条例が出ましたわな、特定何か、それから管理不完全の家屋とか、条例が出ましたやんか。そうすると、耐震もできやんというの、特措法ができたのは、やはり東南海地震、大規模地震が起こるから、それに危険を要する案件があったときには、あの事案があるから起こる可能性があるから、そういうような部分については速やかに整理しなさいよというような法律が特措法でやられたんですよ。そうすると、当然倒壊可能とわかっておる建物を速やかに壊して、せめて更地にすると。更地にして速やかに建てかえるというものが、今市長が言う方針の中の子育て、若者、それから地域のいろんな協調を図って亀山市をつくっていくという施政方針の第一じゃないかと。にもかかわらず、こういうようなものを3年間借り受けて、借り受けの内容がこの答弁やと。これはどうなっておるのかな。また、前田君のときのように答弁をころっと変えるのかな。これはどういような計算をしたのか、教えてください。

○議長(中村嘉孝君)

坂口市民文化部長。

○市民文化部長(坂口一郎君登壇)

まず今回、さきに提出をさせていただいています不動産賃貸借仮契約書でございますが、こちらのほうの第8条におきまして、公租公課等の負担ということでございまして、契約物件に対する公租公課は甲の負担とする。つまり建設業協会さんで税金は支払っていただくということでござい

す。これはあくまで税金を支払っていただくのは建設業協会さんで、所有者で払っていただくということでございます。

もう一方で、本日提出させていただいておりますのは、その賃貸借契約の決定しました22万円を決めるに当たっての考え方として採用したものでございまして、こちらにつきましては、その積算の根拠としては積算法という方法を持たせていただいたということでございます。ほかに、先ほど言われました収益分析法とかもございましてけれども、今回の場合は積算法という方法をとらせていただきました。

この考え方としましては、積算法というのは対象不動産について価格時点における基礎価格を求め、これに期待利回りを乗じて得た額に必要な諸経費等を加算して対象不動産の試算賃料を求める手法であるということございまして、その必要諸経費といたしましては、減価償却費であるとか維持管理費、公租公課、損害保険料、貸倒準備費、空き室等による損失相当額というふうなことでございまして、その積み上げとしましては、土地の賃借料と、それから必要諸経費としまして減価償却費と固定資産、都市計画税、そして、建物の基礎価格に期待利回り、今回6%を乗じて得た額ということございまして、こちらのほうも不動産鑑定士さんと相談をさせていただいて、この利回りにつきましては、公共用地の取得に伴う損失補償基準の宅地の一時借地を採用すればよいというようなこともございまして、そういう形にさせていただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、聞かんことには、こうやって市政を運営するに当たって議会に情報が出てこんわけか。それで、さっき市長が、平成7年に市長さんが議員の最終年度というようなことで、百年の大計うんちくとか言うておる中では、県議会もやって、首長になって一遍心変わりされたんかなという思いがあるわけ。だから、やはりこの情報というのは的確に、速やかに提供せなあかんと。僕はこの起算方法は、この仮契約書は、あくまで試算表というのはまがいものやと思っていますからな、これは。やるべきことがあるやろうと言うの。不良建築物を市の責任をもって壊して早期に建てかえると。それが、この今市長が言うておる今後の市政運営についての基本なんですよ。城東地区の方には、確かに1年から2年、僕がやるんやったら取り壊しに三月、建築に大体十月、合わせて13カ月、これやったら十分、この建物は城東コミュニティの新築した、せめて158平米の総2階か、ほかのやったら中2階、これは間取り、採光度って、その建築基準で決められておるでな。敷地全部で建てた場合には、やっぱり光を入れんことには2階は建てられませんからな。天窗をつけやんならん。だけど、95%の建物が建ったら、恐らく158にも240平米ぐらいの2階建ての中2階の建物が建てられると。僕は13カ月あったら建てられると思う。それが、今市長が言われておる市政運営の基本の中に入ってくるんやと思う。だけど、こういうような契約書を結んで3年後に試算するということを考えるということは、おかしいと私は思う。

議会で議論するためには、やっぱり聞かれてから言うのではなく、聞かれる前に資料提出はするのが、議会と行政と二元代表制で政治をしていくと、亀山市を運営していくという基本やと私は思うております。それを市長はどうもやっていないので、今後、そういうような、ちょっと市長には苦言になるかわからんけれども、そのつもりであと3年臨んでください。私はもう1年こそおらん

けどな。あなたは3年あるで。そのために市民のためにやってください。

これもその課題で上げたんですけれども、庁舎建設についてもちょっと聞きたいんですけれども、前回はやらしてもらうた。予算決算委員会でもやらせていただいた。一体どう考えておるのや、市長さん。部長会議をやっておるといことは、もう既に聞きました、議会のほうからね。だけど、市長の考えはどうなんやと。そうすると、あるときには駅前は何としても図書館を持っていくと決める。その市の判断と言うけど、これは教育長の前田君の答弁を聞くと、ころっと変わっておるのやからな。もう図書館ありきで話しするのやな。今度、教育民生委員会で協議してもらうてその意見も聞くと。図書館ありきでもう教育長になってしもうたわけや。それに、宮崎さんの話を聞くと、市の持ち出しは幾らやと。2ブロックと4Aブロックで24億、そういうのは試算はできとるわけや。庁舎を今協議しておるけれども、庁舎は七、八年かけてやると言うけれども、どのような方針で部長会議に庁舎問題についてどのような指示を出すんやと。耐震、防災機能、それから以下何階建て、それで各種バリアフリーということ、こんなんは当たり前のことやさ。今の中学生やったらそれぐらいわかっておる。高校生やったらもっとわかっておる。だけど、お金は何ぼにすんのやという一つの指示がないことには、部長らも困ると違うのかな、市長よ。どのような機能を放り込むという機能のそういうような指示も当然出しておるでしょう。そういう件はここで明らかにできませんのかな。あくまでも部長さんの意見を聞いてこれから決めますのやと、私は一寸の口のりも言えませんのやと。部長らの考えをもう全部聞いてやるんやという考えなのかな。だから、一切あなたは庁舎建設を自分の腹づもり50億で建ててくれと、50億の金を何とかせいと、50億の施設を建てよと。それで、財務部長に50億の財源をどういうふうにするか、一遍今から研究せいと。私らはそんな立場があるんですよ。企画総務部長も、それから当然、建設部長には道路関係をどうするんやと、周辺道路の整備を。場所も決まっておらんけど、どんだけの道路幅が庁舎はするのやと。北口、西口、東西南北に入り口は要るのか、非常口はどうするのやと。市民文化部長、どこへ入るのやと。どこら辺に市民文化部を設けたら一番ええのやと。保健福祉部長、君は2階か3階か4階かと。こういうのは、指示をせなあかん。それで、建設部は市民が上がるので2階やと。こんなことをあなたは指示を出しておるんでしょ。出してないんかな。それちょっと聞かせてください。なかったらないって言うて。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさに今、議員おっしゃるような場所の問題、あるいは機能の問題、財源の問題、時期の問題、そういうものを整理しながら具体的な構想計画として前に進めていく必要があるかというふうに思いますので、昨日ご答弁させていただいたように、まずは現在のこの庁舎、それから関係する行政機関の今のありようにつきましても、部長級会議におきまして、その課題・問題点を洗い出すように指示を出させていただいたところでございます。また、それに基づいて、今その作業を財務部を中心に進めてくれておるところであります。

そして、これも総合計画の中でお示しをさせていただきましたが、この新庁舎の建設検討に当たりましては、第2次亀山市総合計画前期基本計画、第1次実施計画でも明示をさせていただいておりますように、新庁舎建設準備事業として、平成30年度にその基本構想を、それから平成31年

度に同基本計画を策定することとして、議会の皆様、市民の皆様にお示しをさせていただいておるところでございます。そのための今、まずは庁内の問題点・課題の整理をさせていただいておるといふ段階でございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

率直に、市長自身が今、問題点・課題点があると。その問題点・課題点、市長自身はどういうような問題点・課題点を持ってみえるのか。それをちょっと聞かせてください。市長として問題点・課題点、どんなものを持ってみえるのか。平成7年に亀山市議会議員になって、それから4年たつてからそれ以後、県会議員をやって、この亀山市と関町の地域事情は嫌というぐらい知っておるさ、どんなものがあるかって。問題と課題点、市長自身の問題・課題点はどんなものを持ってみえるのか、一遍聞かせて、ここで。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在のこの庁舎、ご案内のように設備を含めた老朽化の問題を基本的に抱えておりますし、年々増加しております行政需要に対応する、多様な行政需要に対して、今の現事務所、会議室等のスペースの確保ができていないことでありますとか、駐車場の問題でありますとか、当然、西庁舎へのアクセスでありますとか、バリアフリーでありますとか、さまざまなそのような課題は認識をさせていただいておるところでありますし、防災の機能、あるいはICTも含めたそういう対応も含めて課題があるという認識をいたしております。それから本庁舎に限らず、本市の場合は、ご案内のように、あいあい、あるいは総合環境センター、それから関支所という分散化をさせて今日に至っておりますので、これをどのようにつなげていくのかというようなことも大きな課題であろうというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

平成20年5月に庁舎建設の一つの基本構想が出て、全部それが書いてあるがな、今言われたこと。そうすると、平成20年5月の基本構想を市長は読んで知らんわけ。そこにみんな書いてありますよ。

広森副市長、その担当のときの総務部長やったと思うけどさ、書いてありますな、今言うたこと。確認でちょっと副市長さん、お手数ですけども、ちょっと答えてくれ。平成20年5月に、その今市長が言った部分は全部書いてあると思うけど。

○議長（中村嘉孝君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

ちょうど私が財務のときに基本構想に携わりました。先ほどのいろんな課題等々につきましては、当時の基本構想の中にも書かせていただいております。ただ、当時とはもちろん社会構造もかなり

変わってきておりますし、当時は、あいあいはそのままの部署で新たな庁舎を建設するというような構想であったかというふうに思っていますけれども、そういったこともございますので、新たに今回、改めて課題・問題点を洗い出して基本構想を策定していくというようなところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そのとき伊藤病院管理者も入っておったと思うんやけれども、担当者にね。恐らく君ら2人やと思うのや。ほかの方々には部長やなかったと思うんやけれども、伊藤統括官、今のことで、そのとおりのやったらそのとおりに言うてくれ。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

ただいま副市長が答弁したとおりで間違いございません。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただ、あいあいの立地の問題だけが今懸念になっておるわけだ。そうすると、市長が一つ言われた中で財源確保、これは財務部長に指示したと。そうすると、市長が平成21年、にわかには市長選挙で出てきてにわかには当選して、にわかには凍結を言うたと。そういや合併特例債が25億あったと。これは非常にもういつも言うんですけど、田中市長が3億を5年間で15億あるで、40億の、それで26年度には建てるという構想をあなたは潰したわけ。それで25億をあっちゃこっちゃで潰してしもうたと。財源確保をどうしはるのかなと思っておるんやけど、わしはもうリニアの基金を潰せと思っておるんやけどな、基本的に。それで、リニア16億5,000万潰して、そして、ちょっと財調を20億ぐらい崩して、これで36億5,000万ある。あとはちょっと借金で15億ぐらいで50億の金はできる。その計算は同じ物事を経営しておる中で、わしも事業者の一人やで、そのぐらいは計算していかないかん。ただ、財務部長が一番困っとんのは、金をどないしようかと。それは借金せなしゃあないわな。だけど、おかげで28年度に枯渇するという、24年か25年の、今の広森君が総務部長のときに、28年度には28億の財調が枯渇すると言っておったのが、それが今は50億近くになっておるのやで、28億はないもんとしたら、28億プラス16億で44億の金ができると、こういうような計算になるんや。だから、金のことは心配せんと私は思うておる。あとは借金したらいいんやで、今は金利が安いから。

そういうような、そりゃあさっきのように30年にやらして31年に基本設計やって、そんな、とてもやないけど、駅前もやらなあかんけれども、駅前はまだ、総額50億近くかかるのやけれども、市費が24億かかると。だけど、駅前もやらんならんけれども、やっぱり駅前よりもまず庁舎やないかと私は思う。市民は皆そう思っていますよ。駅前に図書館を持っていくとか、何か現況報告にも書いてありますけれども、図書館を持ってくるという話も、きのうときょうの話が違う。そんな中途半端な議論をするよりも、まず庁舎やないかと。そういうふうに向けられませんか、市長よ。駅前はもう少しじっくり考えていかなあかん。やっぱり図書館ありき。図書館というのは国

からの補助金の率が高いから、それで組合をつくらんならん。だから受け皿がない。だから、何とかかんとかで組合をつくって受け皿をつくらんことには国の23億が入ってこんど。だから今せいでおるんでしょ。その中で、僕は庁舎やと思うけどな。悠長に30年に計画を組んで、基本設計を31年にやっておったら日が暮れる。もうそんなことやったら、いつそのこと鈴鹿市と一緒にになったほうがええ。ええ庁舎があるんやから。そうすると、やっぱり亀山と関が5万の市民がともに手を携えて、小さいながらも、やっぱり「緑の健都かめやま」というキャッチフレーズのもとで、この亀山・関が合併したときの心意気、「悠久の歴史・光ときめく亀山」というキャッチフレーズのもとで、やっぱり一体感を持って亀山市政をこれからもずうっと続けようと思うのやったら、庁舎を建てて、そして次に駅前整備もじっくり考えていくという方向転換にあなたはする考えはありますか。まだ時間はある。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今までも議員のご所見を伺わせていただいておりますが、まずは庁舎を最優先せよというご意見は、議員のご所見として認識をさせていただいております。

また、市のこのさまざまな施策をいかに効率的に、あるいは優先順位もあろうかと思いますが、それを総合的に推進していくということも、当然行政としての務めでございますし、状況状況が、あるいは条件条件もあろうかと思っておりますので、何を優先するのか、しないのか、そのことについては、当然、この総合計画が動き出しましたが、この過程でのご議論でもさまざまなご議論をいただいたり、内部でもしっかり詰めさせていただいた上で、今後の中・長期の計画として整理をさせていただいたものでございます。

したがって、駅前につきましては、戦略プロジェクトとして、しっかりこれは確実に前へ進めていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、庁舎につきましても課題の整理をしっかりさせていただいた上で、構想・計画を整理していくというプロセスを経て、次の段階へ進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちなみに朝方、宮崎議員が、亀山で議会から図書館の話が出たもので、調べました、私。各議員が、緑風会の方やなしに、新和会とかこれだけの議事録を読ませてもらうんですけど、いろんなことを言うていますわ。平成7年からのずうっと議事録、8人の方の議事録を見せてもらいました。ちょっと教育長に聞きたいんですけどさ、私の会派の一員である前田議員が質問させていただいたときに、私もきのう気張って聞いていました、寝やんと。だけど、何でこういうふうに一晩寝たら変わるん、答弁が。もってのほかやで、これは。議会としては、私、一議員としては許しがたいことやと、答弁の変貌は。それは市長がさせたのかどうかわからん。あなたの判断ではないと思っておる。今までの就任以来の答弁を聞いておると、学校完全給食は教育委員会で2年前に決めました。空調問題も速やかに進むべきやと。答弁を聞いて、これやったらよかったなと私は思うておったんやけれども、きょうの前田 稔君の答弁で、きのうの答弁ときょうの答弁が違うとは、一晩

寝てそんなもん変わったら困るよ、これは。何か言いたいことがあったら言うてくれ。何で変わったんか、きのうの答弁と。

○議長（中村嘉孝君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

どうして変わったか、改めて申しますが、昨日は最終決定しているのかとか、そういった問いに対して、まだ最終決定には至っていないとか、「位置の決定権はどこだ」「教育委員会です」とか、そういったことを問われたことにつきまして誠実に答えさせていただいております。また、今、中間案をお示しし、あとは社会教育、生涯学習関係の方々等のご意見を聞いて最終案にまとめていきたいということも昨日申し上げました。

そこで、教育長として市長の駅前移転のことはどう考えているのかということも問われましたので、理解していると申し上げました。そして、先ほど前田 稔議員から、改めて深く一步突っ込んだご質問をいただきましたので、改めてご丁寧に答えさせていただきただけで、私自身、何も変わっているという認識はございません。

亀山市教育委員会としまして、図書館の整備拡充を考えておるところに駅前移転の話をいただいているので、整備拡充するには駅前移転ありきではなくて、整備拡充をするのにはまたとない機会と、そういう思いにきのうまで、以前も何の変化もございません。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、きのうは丁寧やなかったわけか。となるよ。だから、きのうはええかげんに答えておいて、きょうは前田君に丁寧に答えさせてもろうと。それはないよ。

そして、中間報告と、その市長の決定、大澤君が21条の1項と22条の2項のどうのこうので、4項か、そこの中での話をした。そして最後に、まず仮に駅前に図書館を移転する。保留床を13億で買う。それで、2,700平米、駐車場50台分で2,075平米と言ったかな。その中で、移転するにはその中に器があるわな、当然、設備費というのは。本棚から、それからパソコンのラインから、電気設備から空調から、何ぼ試算しとんのやな。それもまだしてない。それもこの中には入ってないよ、四十何億には、これ。当然、新築すれば30億の金がかかるという話や。それではあかんもんで、6億5,000万入って13億で買えたら安いという話やったけれども、そういうのは移転した場合に、その設備費、電気設備、備品等々の試算は、当然せんなんと思う。答えられんなら答えられんでいいけれども。

だけど、これから日が変わったら答弁が変わるようなことは、初めから親切に答弁はしていただきたい。市長もな。

終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時48分 休憩）

(午後 3時57分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫でございます。

一般質問をさせていただきます。

私のきょうのテーマは、第2次総合計画の5つの大綱の一つであります交通拠点性を生かした都市活力の向上についてというテーマを上げたいと思います。3月議会でも同様な質疑を総合計画の集中質疑の中でした覚えがありまして、その中で企画総務部長のほうから検討をするという言葉いただきましたので、どのような検討がなされたかというあたりを中心に質問をさせていただきます。

その前に、通告してありますので質問しますが、実は最近、この第2次総合計画の本冊をいただきました。私はこれを見てびっくりしたんです。というより唾然としたんです。皆さんおわかりのとおり、第2次総合計画「グリーンプラン2025住めばゆうゆう」という言葉がここの表紙に書いてあります。この表記は、いつこの表記を入れようとしたか、質問したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

9番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、グリーンプラン2025につきましては、本市の将来都市像であります緑の健都かめやまや、計画の目標年度であります2025、これをイメージして第2次総合計画を出させていただくときに、市民の方により親しみやすく身近に感じていただけるように計画の愛称として表示をさせていただき、先月の議会全員協議会でお伝えをさせていただいたところでございます。

また、「住めばゆうゆう」につきましては、昨年度策定をいたしましたシティプロモーション戦略において、全庁的に統一感ある情報発信を図るために設定した共通のロゴマークとキャッチコピーでございまして、これにつきましては、移住・定住プロモーションは、本市への移住を促進するだけでなく、定住に向けた市内への浸透を図り、市民や企業との一体となったシティプロモーションとして展開していく必要があります。こうした思いを効果的に発信していきたいとの思いから、本冊の製本にあわせて表記をしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私の質問は、いつということですね。答えは、本冊の製本にあわせてということなんです。

この総合計画審議会、1年半弱かけている。それから議会でも中間案、骨子案に対して、それから最終案に対して議会でもいろんな意見を申し上げる。あるいは市民の方にはパブリックコメントですね。これを経てやっとの思いで出たものが、こういう方々の、私、総合計画の審議会の議事録

を見ましたけれども、「グリーンプラン2025」なんていう言葉は一つも出てこないんです。どこでこの表記をしようと合意をしたのか、確認をしたのか、お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これにつきましては、あくまでも計画の愛称ということで表示をさせていただいたもので、確かに総合計画審議会等で計画を策定する過程におきまして議論をいたしたということはありませんが、あくまでも愛称、親しみを持てるものとして使わせていただきたいと、そのような思いでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

愛称ならいいだろうという考えなんですね。

やはり私は、これは市の10年間の市のバイブルをやはり軽々に扱ったという思いがするんです。愛称だからいいという答弁でいいんですか。それは反省はないんですか、ちょっとお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

決して軽々に扱ったということではなくて、あくまでも総合計画審議会等での審議経過を経て策定した総合計画を、少しでも市民の方の身近に感じていただきたいという、そういった思いで使わせていただいたこととございますもので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ここで目くじらを立てるといようなものでもないかもしれないけれども、やはり亀山の緑の健都が、ひょっとしたら、この「住めばゆうゆう」という言葉に変わってしまうような、そんなことも考えられる。やはりここは慎重であるべきだったということだけ申し伝えます。

それでは、通告によりということですが、実は、この項の交通拠点性を生かした都市活力の向上についての6月議会の現況報告の中では、テクノヒルズの住友商事の展開とか、あるいはそれによる企業誘致の問い合わせが増加したとか、あるいはシャープの動向とか、いろいろ書いてありますけれども、市民の方も非常に興味を持っておられると思いますので、より詳しく、公表のできる範囲でいいですので、説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、本市への進出企業のお話ですが、現在、具体的に本市への進出や市内での事業拡張を検討いただいている企業は何社かございます。そのうち1社は、現在、立地協定の締結に向けて最終調整を行っており、近くその進出概要をご報告できるものというふうに考えております。

また、シャープに関しましては、一部報道もございましたが、来月から亀山工場で新たな事業を展開され、順次生産拡大を図られるとのことをごさいます、工場の人員は、協力会社の従業員も含めまして、現在の約2,500人が、最終的には4,000人規模になるというふうに伺っております。また、液晶パネルや大型液晶テレビの生産も継続され、本年度には液晶パネルからテレビまでの自動生産ラインの設置も検討されるなど、亀山工場は国内の一大生産拠点として位置づけられておりますので、今後とも良好な生産活動が行われることを期待するところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

今の報告を聞きますと、総合計画の向こう5年の目標、33年度までに10件の企業誘致といえますか、新たな製造業の進出と。これは既存で残った部分も含めて新たに10区画を含めて10件かなという認識をしているんですけれども、また従業員の数も33年までに500人の増加と。これは、今の現況報告を聞く限りは、目標達成は可能であるというような勢いを感じていますが、聞き取れましたが、実際、目標達成できそうな感じなのか、答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市内の民間産業団地を中心といたしまして、本市や県、産業団地の開発事業者、金融機関等に企業や不動産業者等から企業進出に関する問い合わせがございますので、必要に応じ関係機関と情報を共有いたしまして、連携して取り組みを進めておるところでございます。産業団地におきましては、新たな分譲区画の整備が進み、また来年度には新名神高速道路の県内全線が完成いたします。こうした状況を企業誘致の好機として捉えまして、新たな奨励金制度も活用しながら目標達成に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

現況報告関連なんですけれども、この交通拠点性を生かした都市活力の向上の施策の大綱の中の一つに、にぎわいのある商業地域の形成という施策の方向が示されているんです。その部分の関連の現況報告の報告は、商工会議所が、空き店舗の有効活用をホームページにその開設をしたということにとどまっていますが、今回の議会でもさまざまな質問が出ました。特に306号線の沿線のショッピングセンター等々の進出がうわさされ、現に開発許可がおりたのか、あるいは工事をやっているところもあるんですけれども、そういう市民の方が一番関心のあることが、なかなか情報として伝わってこない。現況報告で伝えろと、どこで伝えるのが適切かわかりませんが、やはり市民の方々は、そういう情報をいち早く知りたいというのが正直なところだと思います。私もよく、何ができるの、何ができると聞かれるんですけどね。これは、何か情報の伝え方としていい方法とか、いい機会というのはないんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

特に306沿線沿いのいろんな商業施設等のことをおっしゃいましたが、これにつきましては、もう既に許認可等を受けて造成工事を行っておるものもあれば、先ほど来質問に出ております、まだ入り口の手続である農振農用地の除外手続中のものもあれば、またうわさの段階のものもいろいろあるというふうに伺っております。なかなかその辺のところ、タイミングよく情報提供するのは難しいものというふうには考えておりますが、議会の皆様方も含めて、適宜、情報提供の機会があれば情報提供をしていきたいというふうに思っています。

特に農振農用地の話については、たしか3月定例会中の産業建設委員会のほうで資料提供をさせて説明させていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

市民の方が非常に興味のあることをタイムリーに伝える。決定したもの、途中のもの、うわさ話などいろいろありますけど、できるだけ伝えて、いい情報提供の仕方みたいなものを工夫していただきたいと思います。

本当はこの機会に、その問題を上げたもんですから、今、商業団体が市のほうに意見書を2つ、いわゆる都市政策、農振農用地の除外の問題とか、立地適正化計画の意見書とか、これあたりを、できれば公の場で市長に聞いたかったんですけども、西川議員、伊藤議員が質問をしまして、余計にちょっとわかりにくくなってしまいましたけど、ちょっとまた整理をしてしっかりと質問をしたいと思います。

それで、現況報告を離れまして、この本題にだんだん入っていきますが、30年に新名神の県内区間の完成を見て、いよいよ交通ネットワーク、いわゆる拠点性がだんだんできてくるという中で、私はかねがね高速道路だけでなく、亀山市は道をつくっても道が活かされていないというような視点でよく質問をしたと思います。単純な質問をしたいんですけども、交通拠点性を高めることが、地域経済のみならず都市活力の活性化、あるいは市民生活の豊かさにどうつながっていくか、単純な疑問ですけども、答えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

都市の活力が市民生活にどのように伝わっていくかということでございますが、こうした交通拠点性につきましては、人・物・情報が行き交う上の基盤となるものであり、新たな企業の立地や既存産業の活性化、あるいは市民生活の利便性向上など、さまざまな分野で寄与するものと考えております。本市といたしましては、こうした交通拠点性を生かすことができるよう、多様な産業集積による雇用や税収の確保、商業の活性化によるぎわいの創出、観光振興による交流人口の増加、こういったものなど、前期基本計画に位置づける各種施策を着実に推進していくことによりまして、こうした都市活力の向上につながってまいると、そのように考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

きれいな言葉を並べて、そうかなあと思ったり、そうなんかなあと思ったり、非常に悩むところなんですけれども、市民生活との関連については、後で地域公共交通の充実についてで質問しますが、先ほどの西口部長の答弁を聞いていますと、テクノヒルズが今30ヘクタールの造成をします。それで、交通拠点性を生かしたまちをつくっていくんだという中で、果たしてその30ヘクタールをもって、そのキャパで、市のこれからの人口減解消とか、あるいは持続可能な市政運営に30町歩だけで足りるのかというような視点で長期的に見たことがあるのかという質問をしたいと思いません。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、10区画という指標は前期基本計画の指標として出ささせていただきました。現在、全宅地面積が100ヘクタールの中で70ヘクタールが立地しておるという中で、既に7割が埋まっておるという、こういった段階の中で、第2次総合計画の期間の中でこれで大丈夫なのかというようなご質問というふうに認識をしております。

これにつきましては、今後どのような立地がなされていくかということについては、もう少し分析もしていかなくてはならないと思っておりますが、社会経済情勢の変化や人口減少の動向など、本市を取り巻く変化など十分想定されるものを考えながら、もしこういったものがもう少し積み上げが必要となれば、そうした各施策の達成状況を勘案しながら適切に施策を積み上げていかなくてはならないと、そのように考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

今のところわからないと、長期的に見ないとわからないということなんですけれども、次の項に入るんですけれども、私は、この交通拠点性を生かした都市活力の向上の中で、ここの大綱の中で、ひそかに期待というか注目している項は、農林業の振興なんです。これは、農林業の振興は、第1次総合計画後期基本計画の中では、快適な都市空間の創造の中、その大綱に入る。今回は、これを交通拠点性を生かした都市活力の向上の中に農林業の振興が入っている。

ずばり質問をします。

交通拠点性を生かした農林業の振興とは、どんなイメージなのか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

基本施策としての農林業の振興は、農業・林業を産業として振興していくという考え方のもと、商業・工業といった他の産業とあわせて施策の大綱、交通拠点性を生かした都市活力の向上に位置づけたものでございます。また、交通拠点性を生かすという点に関しては、施策の方向、高付加価値農業の展開において、都市住民や地域住民との交流を通じた農業の展開を支援しますと掲げております。

現在、例えば和紅茶の生産加工を行っている亀山k i s e k iの会における紅茶の茶葉の摘み取りについて茶摘みボランティアを募集し、県内外から多数参加をいただいているところでございます。今後は、市内の農業者等におけるそうした交流型の農業経営の展開にさらに対応し、本市の状況に合った支援を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

多分、僕が中学校のころだと思うんですけど、交通が盛んなまちの農業には、今使うかどうか知らないんですけど、近郊農業がはやるといようなことを、不特定多数が消費する米とか麦とか畜産とかというものでなくて、少数の方が、例えば見て楽しい花をつくったり、あるいは果実とか、そういう特定少数の需要に応えられる差別化商品、総合計画の中では高付加価値農業の展開というふうに書かれていましたかね、それを目指すべきだといようなことみたいな勉強をした覚えがあるんです。つまり、亀山でいうなら、交通の要衝を生かして、名古屋圏、大阪圏、京滋圏、非常に人口の多い、パイが多い中では特殊化をする、探している人が非常に多い、そういう農業がもうかる、あるいは活力のある農業。

これは余談なんですけど、私もちょっと耕作しているんです。その近くに、これは名前も言ってもいいというから言うんですけれども、ギルドデザインという会社がある。この会社は、モーターバイクを部品部品、一つ一つ手づくりでつくっているんですね。当時、最大のモーターバイク人口より8分の1以下に下がっていながらも、もう注文がひっきりなしで、3年分、4年分の注文をいただいている。いわゆるそれが差別化であり、高付加価値の産業なのかなあと、そんな思いをしております。

質問に移ります。

それでは、この第2次総合計画前期基本計画の第1次実施計画の中で、今いろいろしゃべらせてもらった考え方、精神というか、もくろみに見合う事業は何か入っているんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

議員ご指摘の新たな事業展開につきましては、この第2次総合計画の前期基本計画に特段の記述はございませんが、前総合計画から実施しております担い手育成や新規就農、特産振興などの事業を引き続き実施し、支援を行ってまいりたいと考えております。とりわけ特産振興にありましては、県外自治体との物産品の相互取り扱いに関する協定等を検討しておりまして、近々、調印できる運びというふうに予定を立てております。そんな中で、亀山茶やジネンジョなどの特産品をPRいたしまして、その振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ここでちょっと市長に聞きたいんですけども、答弁をお願いしたいんですけども、この総合計画をずうっと読みますと、新規就農、営農組合への支援、先ほどの担い手、あるいは地域特産物、

支援にとどまっている。つまり、あくまでも農業者の頑張りに期待しているだけであって、亀山市としては、いわゆる振興方針を決めて支援だけにとどまっている。これはある意味、政策判断として僕は正しいのかもしれないと思う部分もあります。しかし、この第2次総合計画を策定して、交通の拠点性を生かした高付加価値の農業、あるいは攻めの農業とか、もうかる農業という、これを政策テーマに上げた中では、それに見合う目標指数とか、あるいは実施計画、これはあつてしかるべきなんです。これはこの前もやったんですけれども、例えば地産地消をどれぐらいにふやすとか、6次産業の売り上げをどうこうという、全く指標がなくて政策的なことがないんです。あくまでも農業者の頑張りに任せるということにすぎない。

この学校給食にしても、地産地消と言いながらも、私はどれほど地産地消が進んでいるか非常に心配なんです。かなり少ないと思うんです。だから、これは実態がどうで、目標がこうという目標数字がない。私は何度も言いましたが、この問題を言っていますけれども、やはり市長、亀山版のこの振興計画、実施計画、これはコンサルに任せるのではなくて、みずからの手によりつくるべきだと思いますが、市長の考えをお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の農業政策については、今議員ご所見のような傾向があるんだろうというふうに思っておるところであります。まずは、その現状の中で小規模農業者による取り組みではなかなか経営の安定化が図れないという状況でございますので、国・県の施策はもとより市の施策においても、農地の最適化・集約化による経営を目指した取り組み、経営体の育成をしっかりとしていきたいというふうに考えておるところであります。また、認定農業者、新規の就農、これも成果目標を明示して進めてはおりますけれども、今議員ご指摘のような、さらなる視点からの取り組みが必要であろうというふうに考えております。こういう中で、前提としての農地の最適化・集約化を進めた上で、ご指摘のような高付加価値農業、攻めの農業、そしてもうかる農業へのさらなる取り組みにつなげていきたいと考えておるところでございます。このことは、地域の資源を生かした6次産業化、農商連携、ブランド化などの農畜産物の付加価値向上に取り組む農業者、経営体を、当然これは支援・育成していくというのは大事であろうかと思えますし、情報発信のための県外他市との連携や都市住民や地域住民との交流を通じた農業の展開を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

今後の計画づくりについて、従来とは違った取り組みを進めるべきではないかということについては、しっかりそれを踏まえて取り組んでいく必要もあろうかというふうに考えておるところでございます。

今後の計画づくりの中では、当然、コンサルに任せるのではなくて、みずからの政策を組み込んでいくような計画づくりは、当然、大切なことであろうというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

前段、市長が農地の集約化とか、規模拡大みたいな、そういう手法から差別化、特殊化、高付加価値化の農業に変わっているんです。ぜひ計画をみずから立てて、市が推進をしていくような形。

この際もう一つ言わせてもらおうんですけども、やはりこの前も言わせてもらったんですけども、今の農政室の仕事というのは非常に忙しい。農政だけではないと思うんですけど、国・県の制度変更に伴う対応とか、農業委員会会計、補助金があれば、その後、会計監査とか、あるいは災害があればどっと人がとられる。やはり私は、いわゆる農業振興、あるいは林業振興の専門のプロパーを抱えられるような組織に思い切って変えていかないと、その専門性があって継続していかないと、僕は農業振興はできないと思っているんです。具体的にはどういうものなのか、いろいろありますけれども、必ずやそのことが人件費も含めたコストダウンになってくる。いわゆる公社的な組織をつくるというのも長期的に考えて見ていただければおもしろいかなあと。おもしろいというか、私は有用だと思います。

それでは、次の項に移ります。

リニアの関係でちょっと、リニア中央新幹線市内停車駅の誘致についてということでございます。

長い間、誘致活動、県内唯一、積み立ても16億円以上も積み立てて、それから議会でもさまざまな機会に議論して積み上げてきたこのリニアの問題自体を、私が反対であったり、冷ました議論をするつもりは全くございません。ただ、いつもこれは引き合いに出す言葉なんですけれども、今まで歩んできたんだけど、歩むというのは、とまることを少なくするから、立ちどまったり振り返ったりすることを否定しない。そういう意味で、私は、とにかくいけいけの結果というのは、大きな落とし物とか忘れ物をしがちだと。これはもう歴史が語っているところです。

その意味で、確認だけさせてもらいたい。

リニアの環境問題は、最近余り言われなくなっただけですね。これは確認したいんですけども、超電導による磁界の乗客に対する影響とか、大量の電力を使うこと、エネルギー問題、あるいは自然環境、最近では静岡県の大井川が南アルプスの源流、水脈をぼんと切っちゃうから、かなり自然環境、水の流れを変えてしまって大きな環境変化が起きるのではないかというニュースも見たこともあります。

総じて、このリニアの環境問題について、市長はどう確認しているか、あるいは市長部局でいいですから。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいまリニアの環境問題について、3点の視点でご質問をいただきました。

1点目が磁界による乗客への影響ということでございますが、これにつきましては、リニアの車体を浮上させ走行させるためには超電導状態をつくり出す必要があります、その際に発生する磁界の健康への影響というものが懸念されていたところでございますが、山梨リニア実験線における実測結果におきましても、国の基準を大きく下回っている状況と伺っているところでございます。

2つ目にエネルギー問題でございますが、これも超電導状態をつくり出す際に多くの電力が必要となりますが、各電力会社の供給力等を比較し、十分に供給余力の範囲内で賄えるというふうに、これも伺っているものでございます。

3つ目のリニア整備に係る自然環境への影響でございますが、これにつきましては、東京一名古屋間の整備に当たり、地下水や周辺に生息する動植物への影響、また工事の騒音や振動、こういっ

たものの懸念がなされておりますが、現在、環境影響評価を経て、これにつきましても、国の基準や生態系の維持に配慮した形で工事が行われているというふうに伺っております。こうした3つの点につきましても、建設主体でありますJR東海により、住民説明会等を通じて個々の問題に配慮をいただいているとともに、引き続き問題解決に向けて技術改善も含めた努力をいただいているものと認識をしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私も専門家でないものですから、今の答弁に反論は何もできないんですが、やはり安全神話に浸っているとえらい目に遭ったという事実もございまして。逆に、あつものに懲りてなますを吹くみたいな、そういうことである状態は何も前へ進まない。ただ大切なことは、亀山市の市長がリニアの環境整備の問題について、公の場でそういう考え方を示したという軌跡は、今ここで一つの記録としてとっておきたいと思ひまして質問をさせていただきました。

次に市内の停車駅、これがもたらす影響について質問するんです。停車駅ができればどんなメリットがあるかという質問をしたら、多分もうお答えが決まっているんです。産業、観光とか、三重の玄関口として知名度が上がるとか、定住・移住、雇用促進につながるとか、そういう答えが返ってくると思うんですよ。

私は、逆に心配している、危惧していることをちょっと聞きたいんです。リニア駅周辺整備アクセス道路等、都市機能整備の費用分担の考えを聞きたいです。

わかりませんけれども、今の亀山駅にかぶって駅ができるとは想像できない。そうした場合、今の亀山駅とリニアの駅、この連結の道路とか、あるいはそこを動く公共交通、それをつなげる連結、公共交通とか道路とか、あるいは乗降客が駐車をする広い駐車場とか滞留スペース、他市との連結の広域道路、当然これは上下水道も含めたインフラ、これは1セット欲しいと思いますよ、インフラ1セット。これは、私が考えた中でも最低限これだけは必要と。まだまだ考えが及ばない都市機能は出てくるんです。

そんなことで、担当部は、どんな都市機能が必要であり、その費用負担、これはどこが捻出するのかと。私は、基本的には市が負担するのではないかという危惧をしております。答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員からは、リニア駅と在来線の亀山駅が離れてできた場合を前提として、どういったインフラが必要になるかということですが、まず必要となるインフラは、道路や駅に付帯する施設が上げられるというふうに思います。道路については、リニア駅と在来線駅、リニア駅と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備、また今、予定では1県1駅の設置による県の玄関口の役割を担うため、市外・県外からの広域道路の整備の必要性も考えられます。また、リニア停車駅周辺の整備として、今ご指摘ありました駅前広場や駐車場、それに伴う上下水道の整備、こういったものが必要になってくると考えております。

いずれにいたしましても、現時点におきましては駅位置が決定をいたしておりませんことから、具体的にどれぐらいの金額が必要であるかということをご答弁できませんが、駅位置の公表を見据えた上で、本市のリニア駅を中心としたまちづくりの考え方をまとめながら、県などとも連携して、費用負担についても調整していくものがあればしていかなくてはならないと思っております。ただ、まず駅舎につきましてはJR東海が負担をしていただくと。それ以外のインフラについては、国・自治体というふうな形になってくると思いますもので、大まかには市が負担すべきものが多いというふうにも認識しておりますが、そういったほかの県との調整というものもしっかりしていくべきと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

大まかには市が負担するであろうと。駅が決定しないと、そういう試算ってしないんですか。しないといけないと思いますよ。大まかに市が負担するんだ、それで駅が決定しないと試算ができないという、そんな悠長なことを言っていたらいかんと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今、具体的に幾らという試算はできておりませんが、それに伴いましてリニアの基金を積み立てまして、現在20億ということを目指してまいっております、こういったものが一つの原資というふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私どもも責任はあるんですけれども、その程度でリニアリニアという旗振りをされたら、市民はやっぱりたまらんとするんです。やはり、大まかにこれだけかかって、この費用負担はこうなんだという裏づけは、もう早急にこれは提出してくださいよ。できるんですよ、これ。コンサルに頼めばできるはずなんです。だから、これぐらいのシミュレーション、大まかな計算書ぐらいは早急につくるという答弁をいただきたいんですが、いかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず駅位置が決定しないことによりまして、アクセス道路の距離、まずこういったものも不確定でございますし、その場所によりまして、どういった駐車場なり広場が必要かというようなことも具体的に試算することはできません。ですもので、やはり一つ駅位置の公表を見据えた上で、準備をするということは大事だと思いますが、今、駅位置が公表されない段階でその金額を確定させるというようなことは、私は不可能だというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

駅がどこであれ、3パターンぐらいをシミュレーションして、しっかりして、費用がどれぐらいかかって、一番の問題は費用負担がどうなのかということです。市がおおよそ何割出さないといけないかということをしかりと示さないと、やはり積極的な市内の亀山駅誘致は、私は自分の、議会人としては進められない。ぜひ早急な対応をお願いします。

7分になりましたので、この項のまとめをさせていただきます。

そういえばもう一つあったんですね、公共交通網の充実。

この項は、公共交通については、前段の後期基本計画の中では快適さを支える生活基盤の向上に入りますが、この項でやるのは、やはり都市活力の向上の意味から質問をさせていただきます。

仮に亀山が交通拠点性が高まったとしても、市民交通事情が高まらないと、やはり真の交通拠点性が高まったとは言えないんじゃないかと。よく僕は引き合いに出すんですけど、昔、僕は立花隆さんの「農協」という本を読みまして、農協栄えて農家減びるとか、そんなことを読んだことがあったんですけど、例えばお茶の話でいうと、お茶の生産地は大の消費者でもあれと、それにどこか通じるところがあって、仮に亀山市が日本一の交通拠点性の高いまちになったら、市民の方も市民交通も一番利便性が高いまちにならなければいけないと。そういう思いで質問をしますが、これは、地域公共交通というのは、いろんな苦勞をされて、バスのルートを変えたり、本数を変えたりしてきて今もやっているんですけども、こんなことをやっていたら、あと何千万、億の金をかけても、やはり満足する地域交通ってできないと思うんです。その意味では、やっぱり、あの地区がバスが来ないとかという地域エゴでなく、本当に困った人の個人を拾っていくような、バスに頼らない新たな交通手段、これをやはりつくるべきだと思います。今考えている地域公共交通のこれから、今後について、もくろみを示していただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市内公共交通網の充実につきましては、議員がおっしゃるように、現在行っておりますコミュニティ系バス路線の再編だけでは、物理的にも財政的にも限界がございます。また今後、超高齢社会が進み、さらに本年3月の改正道路交通法施行による運転免許証返納者の増加も見込まれる中、交通不便地域対策や交通弱者対策として新たな交通手段の検討が必要であると認識いたしておるところでございます。

現在、市内全域での総合的な公共交通ネットワークの構築に重点を置いた新亀山市地域公共交通計画の策定に取り組んでおるところでございますが、その中で、新たな交通手段として来年度からの乗り合いタクシー制度の導入を検討しておるところでございます。この乗り合いタクシー制度と申しますのは、利用する車両はタクシー事業者の中型タクシーを予定しておりまして、タクシーとバスの中間程度の利便性と料金設定を検討しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

乗り合いタクシーという新しいことが打ち上げられました。当然、来年度からやっていくんです

ね。タクシー会社あたりも、協定、あるいは打ち合わせはできているんですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この乗り合いタクシー制度の実施につきましては、その都度、市内でタクシー事業を行っておられます事業者の説明を行い、いただいた意見も参考にさせていただいております。また、タクシー事業者が乗り合いタクシー事業を行う場合、道路運送法に基づきます一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要となりますが、こうした事前に準備をしなければならない法的な手続につきましても、あわせて協議をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

新しい形の地域交通が少し生まれてきそうだなあとということも感じます。

それからまち協あたりとの連携で地域の新たな交通手段あたり、これをつくっていくためにはどんな障壁があるのかなあとかという質問もしようと思いましたが、一歩進んでいるという確認をさせてもらってこの項は終わりました、質問のまとめに入りたいと思います。

3月議会、私の質疑の趣旨は、第1次総合計画後期基本計画の策定時の反省から、大綱の中で、もう少し入りを意識した組み立てが必要ではなかったのかと。そういう意味で見ますと、5つの大綱、生活基盤の向上とか、健康の問題とか子育て、あるいは市民力の中で唯一、今、私が取り上げました交通拠点性を生かした都市活力の向上が入りを意識できるから、やはりこれあたりを全庁的に横串を刺してテーマに上げたらどうだと。

私、そういう意味で地域活性化プログラムをつくったらどうですかということで、この地域活性化プログラムというのは、地域経済ということは入れなかったつもりなんです。だから、今上げた生活基盤であったり、健康福祉であったり、子育て・教育であったり、地域まちづくりとか、あるいは祭り・観光とか、この交通拠点性を生かしたまちの創造の可能性を120%みんなで出し合って、これを探しこみましょうというようなプログラム、あるいはプロジェクトをつくったらどうだということを部長に質問したつもりでございます。そうしたところ、部長からこういう答弁をいただきました。そうした考え方、取り組みは非常に重要性があると認識していると、検討していくという答弁。

答弁をお願いします。

プログラムの必要の認識と再確認とどう検討したか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

地域活性化プログラムは飯田市の産業振興施策をまとめた実行計画でありまして、実際には今ご指摘のありました第2次総合計画の施策の大綱の中で、交通拠点性を生かした都市活力の向上、まさにこの部分に合致するものというふうに認識をしております。ただ、その中で地域活性化プログラムと、今の私どもの第3章でいいます交通拠点性を生かした都市活力の向上の違うところは3点

ありまして、これが私どもに抜けている部分として、地域産業によりどのぐらい経済的に充足しているかを確認する経済自立度、こういうものの設定と、これに伴い獲得した外貨が地域内でどのように波及して所得をもたらすか、こういったものを明らかにする地域経済波及分析、それと、地域産業の横断的な連携や地域資源の有効活用をより強く意識するが、つまりこの3つというのは、いかにお金を生むかという、そういった視点が地域活性化プログラムの中ではより強く示されているものというふうに認識をしております、これは先進自治体における経済的に自立した自治体になる産業振興策として非常に有益な取り組みということでございまして、これにつきましては、総合計画が3月に策定をいたしまして今動き出した状況でございますもので、こういったことを研究材料として今後進めていきたいということで考えておるところでございます。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

9番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質問は終了しました。

なお、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

我が会派は宮崎勝郎議員の関連質問ということで、駅前周辺整備について質問をさせていただきたいと思っております。

この議会は、大変、一般質問を12名がされる中、6名の方が駅前ということで、駅前を中心にした質問がこれほど多いのかと。特別委員会をつくって審議をしておるにもかかわらず、このように質問が出るということは、やはりこれは執行部として説明責任が不十分であったということが大きくこれは露呈しておるのではなかろうかというふうにも思います。

そして、私はきょう、きのうの新議員の質問に対して教育長の答弁、それから市長の答弁を見ても、一向にその終着点が見つからないということで、できれば我々、これを一生懸命集中審議をしながら統一見解を出してもらいたいということをきょう争点としたかったんですけども、教育長のきょうの答弁を見ますと、きのうときょうとは説明が随分違う。余りにも駅前ありきのような、条件がそろったというような、きのう言われてないようなことが言われて、何がきのうあったんか、我々からすると、どうもきのうそんたくがあったんかなあというふうにも思えるような答弁しかなかった。余りにも豹変し過ぎたと。

きのうの答弁に対して、中日新聞、それから伊勢新聞も、どうも意見が食い違っておるというような表現はしておるわけですよ。それで、我々もそのように来ておるので、きょう私は、できるだけ早く統一見解をしていかなければこの審議は進められないという思いで質問させてもらったんですけど、余りにも教育長の答弁が駅前でありきのような話になっておるんですけど、それでもまだ決定はしていないと。あとは教育民生委員会の了解をとった後、決定するというんですけど、教育委員会で決定するというんですけど、教育民生で反対されたらどうされるのかということも、

仮定の話ですのでそんなことは言えませんが。

それにしても、やはり我々が特別委員会で審議するならば、市長の意向を固めたというのと、まだ決定していないとでは、なかなかその審議を進めるのに不十分である。だから、きょう教育長は、教育委員会ではできるだけ早く、7月には結論を出したいという意向はできるだけ早くして、それで執行部として、教育長が、市長がという話やなしに、やはり執行部として統一見解を早々に出してもらいたい。そうすることでなければ、あと第2工区の工事そのものが進まないということから、きょうの教育長の答弁を含めて、市長は意向を固めたということですけど、やはりこれは、22日に特別委員会がありますんで、それまでに出せというのは無理かもわかりませんが、もうおおよそ意見が合うておるようにも思うんですけど、しかしまだ現時点では、まだまだ教育委員会と執行部には開きがあるので、できるだけ早い時期に統一見解を出してもらいたいと思うんですけど、市長の見解を伺いたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それぞれがそれぞれの役割をしっかりと果たして、そして本市としての考え方を整理させていただいて前に進めていきたいと思っております。統一見解という言い方をされましたけれども、当然、市としての方向性を今、共有をしておるところであります。それぞれの執行部において、それぞれの役割を果たし、協力しながら前へ進めていくということで、できる限り早くその整理をさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

本来ですと、きのうの話ですと統一見解でまとめてほしいという、やっぱりこれはもう執行部としての意思決定をしておる。統一見解では無理かと思えば、もう市長としてこれは意思決定をすべきであると。そうしなければ第2工区は進まないと思うんですよ。

だから、その辺をできるだけ早く意思決定をした上で、特別委員会なり、それから今後の事業を進めるには不可欠な条件である以上、やっぱり意思決定をできるだけ早くしてほしいというふうに思うんですけど、この駅前の周辺整備事業というのは、1工区から4工区まであるんですけど、やはり意思の合意は第2工区なんです。第2工区がどのように組合に、これは事業主体は亀山市なんです。実施主体は第2工区は組合であると。だから、第2工区の事業主体は亀山市である以上、やっぱりもう少し指導力を発揮していただかなければならんと思うんですけど、第2工区が意思決定するには、やはり今計画しておる試算をどのようにされておるのかということで、それは行政がどのようにかかわっておるのかと。あくまでも3月議会では組合、組合ということですけども、これは事業主体は亀山市なんですから、施行そのものは組合がするんですけど、準備会から今度組合になるんですけど、それには第2工区の試算を出さなければ第2工区は進まないし、了解もしないという中で、第2工区に対する今日までの取り組み、それから試算についての意向、それから地権者の意向について、どのように今把握してみえるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、今、第2工区とおっしゃられましたが、第2ブロックということでもありますけれども、この市としてのJR亀山駅周辺整備事業におきまして、このいわゆる第2ブロック、道路や駅前の広場の事業主体は市となるわけではありますが、今ご指摘のマンション、駐車場等を含む再開発ビルは組合施行ということで、事業主体は組合ということになります。当然、公共が背負います道路の整備、それから駅前広場の整備、これとあわせてご指摘の、いわゆる再開発ビルの組合施行につきましては、しっかりその採算性や、それから皆さんのコンセンサスも含めて、今おっしゃられる概算の事業費の収支もしっかり踏まえて計算された上で前へ進めていく必要があろうと思っておるところでございます。

5月29日に、この第2ブロックの再開発準備会の届け出が市のほうへ提出をいただきましたので、この準備会におきまして概算事業費等の収支が計算されるものというふうに考えておりますし、私どもとしても、いわゆる保留床を取得していくという形で公共的機能の導入を考えておるところでございますので、当然、再開発組合のメンバーとして参画をしていくことになろうかというふうに思っております。そのため、市といたしましても今年度予算計上いたしております補助金等の必要な支援をさせていただいて、その上でその計画の詰めを、この準備会を進めていただいております中で最も重要な採算性の問題、あるいは資金計画等々につきましても、今後詳細な協議を経て、しっかりこれが前進できるように参画をしまいたいというふうに、進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

5月29日に地元の説明会が、協議会があったと。そこで出した書類は全て回収であったと。だから、地元の第2工区は説明書は全部回収された。それで、31日にコンサルから、第2工区の収支を持ってくるという約束はできなかつた。だからもう少し待つてほしい。それを第2工区の方は一生懸命待つておるわけですね、もう。その確証を得られて合意形成ができれば組合をしたいということなんですけど、今の試算の範囲内では、あのマンションと、それから家の建ち壊し全部入れて38億円という予算が今、第2ブロックの予算が38億なんです。その16億円が国と市、国が8億、市が8億、それで16億円を交付金として出ると。あとの22億円については、保留床の13億、市が買う。その13億に対しても6,500万円は交付金で出ていくとなると、やっぱり22億円をどうするかという、そこから13億を引くと9億円がその第2工区の負債として銀行から融資を受ける、その連帯保証になるわけですよ。それが確定するかせんかというので、第2工区のほうは大変今、確定した数字が欲しいと言っておるんですよ。

だから、その9億円は保証がない限り、それと13億の保留床を買うという約束がない限り踏み切りにくい状況の中で、市はどのようにそのところを正確な数字、この11階建てのマンションと、それから公共施設を入れた38億円の担保を市はどのようにするのかというのと、この9億円が担保できなければ事業は実施できない。もしこれをゴーサイン出してしまうと、9億円は組合員の方がリスクを負うとなると、これは組合員の中ではリスクを負えない。それは市として、そのリスク

を負うてでもこの事業は進めるんだと。リスクが出ないように努力することは当たり前ですけど、万が一リスクが出たときは、市がそれは責任を持ってやるというゴーサインがない限り、第2ブロックはゴーサインが出てこないと思うんですよ。

その辺について、非常にこれは仮定の話ですけど、今の試算の話から実施設計までにはおおよそ差は出てこようと思うんですけど、大きく差は出てこないと思うんですよ。だから、市として22億円を投入するわけですよ、起債を含めて。一般財源は5億ですけど、起債と、それから合併特例債と国の交付金を入れて22億円を投入するんですよ。それに対して、2ブロックの19名の方は約9億円の負債を当初に印鑑を押してしかこれはスタートできないという。そのときのリスクを負ったときに、市はリスクを負わないための努力をされると思うんですけど、そのリスクは市として持ってでもこの事業は進めるという覚悟はあるのか、その辺だけお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどの道路整備や広場、公共事業として進めるべきものは、しっかりこれは進めてまいります。それから再開発ビルの組合施行につきましては、先ほども申し上げましたように、市としては、この再開発組合の組合員、一メンバーとして保留床を確保させていただきますので、そういう立場で参画をさせていただくこととなります。事業の推進に携わっていくということとなります。そのような、今おっしゃるような事態にならないよう、十分に収支を精査して取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうならないように努力をするのは当たり前のことなんですけど、結局、地元はその13億の保留床についても、市は早々に、それは図書館にするに決める方向でいくなれば、やっぱり債務負担行為を起こしてでも責任を負うという行為に出ることも当然だろうし、それがその22億円のうちの13億は保留床で確保する。その財源は一般財源と交付金で。あとの9億円についても、やはりそれに見合う担保を保証してやるのが、このスタートを切る大きな判断の一つだろうと思うんで、失敗することのないように願っておるんですけど、その辺のスタートのところは十分、地元にしても、それからそれが第4にも3にも波及しておるんで、やはりもう少し説明責任を、我々議会に対しても、これほど疑問視を持って半数の方が質問して聞かなければわからん。それでもわからんという説明責任を、インターネットやとかそれやなしに、やはりもう少し議会に対しても、それからまた市民に対しても、説明責任、そして、まず2ブロックの方が合意形成をされて安心してゴーサインが出せる、そういう体制をつくっていただくことを希望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で関連質問を終わります。

以上で日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

あす15日から22日までの8日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

あす15日から22日までの8日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの23日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 5時03分 散会)

平成29年6月23日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成29年6月23日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第50号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 2 議案第51号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 3 議案第52号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第 4 議案第53号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第54号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第55号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第56号 財産の取得について
- 第 8 議案第57号 財産の取得について
- 第 9 議案第58号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第59号 市道路線の認定について
- 第11 議案第60号 専決処分した事件の承認について
- 第12 議案第61号 専決処分した事件の承認について
- 第13 議案第62号 専決処分した事件の承認について
- 第14 請願第 1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願
- 第15 委員会提出議案第2号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書の提出について
- 第16 議員提出議案第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森 美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長 櫻井義之君 副市長 広森 繁君
企画総務部長 山本伸治君 財務部長 上田寿男君

市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合 センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀渕輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消 防 長	中根英二君	消 防 次 長 兼 消 防 署 参 事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教 育 長	服部裕君	教 育 次 長	大澤哲也君
監 査 委 員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局 長	松村大君		

●事務局職員

事務局 長	草川博昭	議事調査室長	渡邊靖文
書 記	村主健太郎		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る12日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第50号から日程第13、議案第62号までの13件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第50号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第51号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第56号	財産の取得について	原案可決
議案第60号	専決処分した事件の承認について	承認
議案第62号	専決処分した事件の承認について	承認

平成29年6月20日

総務委員会委員長 西川 憲 行

亀山市議会議長 中村 嘉孝 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第52号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について	原案可決
議案第57号	財産の取得について	原案可決
議案第58号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第61号	専決処分した事件の承認について	承認

平成29年6月19日

教育民生委員会委員長 鈴木 達夫

亀山市議会議長 中村 嘉孝 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第59号 市道路線の認定について

原案可決

平成29年6月16日

産業建設委員会委員長 高 島 真

亀山市議会議長 中 村 嘉 孝 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第53号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

原案可決

議案第54号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

原案可決

議案第55号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

原案可決

平成29年6月23日

予算決算委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議長 中 村 嘉 孝 様

○議長（中村嘉孝君）

初めに、西川憲行総務委員会委員長。

○2番（西川憲行君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る12日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、20日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第50号亀山市税条例の一部改正については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることと、法人市民税の法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げることとの関係について質疑があり、これについては、消費税が上がることで市町村の消費税収入に偏在が生じることから、それを是正するために法人市民税の税率を引き下げ、その分が国税の税率に加算され、地方交付税の原資となり、地方交付税として交付されるものであるとの答弁でありました。

次に、法人市民税の減収分と地方交付税として配分される額との比較について質疑があり、これについては、財政力から試算するとマイナスになると予測しているとの答弁でありました。

次に、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、市税収入にどのような影響があるかとの質疑があり、これについては、高所得者に対して今まで控除していたものがなくなるので、市民税はふえると予想しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第51号亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、当市において対象となる施設等がないとのことだが、他市の状況について質疑があり、これについては把握していないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第56号財産の取得については、消防力の維持を図るため、救助工作車の取得について平成29年5月10日付で仮契約したので、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程では、装備品の中で、特に予備が必要なものについては今回購入すべきではなかったのかとの質疑があり、これについては、カッターやウインチ等が動かなくなった場合、それにかわるものもあり、また前の救助工作車に積載されている旧型の装備品も必要なものは残しておくとの答弁でありました。

次に、1回の入札で1者のみが予定価格を下回り、落札率が99.9%という入札結果調書を見る限り談合があったのではないかという認識はなかったのかとの質疑があり、これについては、予算の段階から価格について財務部と消防本部で何度も協議を行った。また、他市の救助工作車の購入価格や指名業者も調査しており、今回の結果については正当な入札結果と理解しているとの答弁でありました。

なお、落札率が99.9%のものについては、談合について調査する必要があるとの意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第60号専決処分した事件の承認については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、平成29年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市税条例の一部改正を平成29年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

次に、議案第62号専決処分した事件の承認については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基

準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成29年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を平成29年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

次に、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る12日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、19日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第52号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正については、城東地区コミュニティセンターは耐震診断の結果、耐震診断基準の適用範囲外で耐震補強ができず、安全確保上当該施設の使用を停止していることから、一般社団法人三重県建設業協会より土地及び建物を借り受けて城東地区コミュニティセンターとして位置づけ、まちづくり協議会の活動拠点とするため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、以前から実施しているはずの公共施設の耐震診断をなぜ行っていなかったのかとの質疑があり、これについては、城東地区コミュニティセンターは、農協が建てた施設を市が譲り受け市が改修しており、その改修した年を建築年として登録していたことから、耐震基準が満たされているという誤った判断をしていたとの答弁でありました。

次に、コミュニティセンターの建てかえは考えず、なぜ3年間の賃貸借契約を締結するのかとの質疑があり、これについては、当面の施設を確保する必要があったこと、建てかえるには今の場所では面積不足のため、新たに土地を購入する必要があること、まちづくり協議会の今後のあり方も踏まえた中で検討していくべきであること及び施設を借りるに当たり一定の契約期間を設定する必要があったとの答弁でありました。

次に、障害者差別解消法もある中、建物がバリアフリーになっていない状況で公の施設として位置づけることについてどのように考えているのかとの質疑があり、これについては、好ましい形ではないがと思うが、あくまで当面の施設として確保したもので、今後については、使い勝手等について地域の人と十分に話をしながら対処していくとの答弁でありました。

次に、建物の改装に係る予算について質疑があり、これについては、当初予算で計上しているとの答弁でありました。

次に、本来であれば建物を建てかえるのが本筋であると思うが、その中でまちづくり協議会のあり方自体を見直すことについて質疑があり、これについては、地域の方とそのような話はしておらず、現時点では全く白紙の状態であるとの答弁でありました。

次に、現在の城東地区コミュニティセンターをどう考えているのかとの質疑があり、これについては、大地震が発生した場合には倒壊のおそれがあるため、取り壊しを行っていくことになるかと考

えているとの答弁でありました。

次に、まちづくり協議会のあり方も含めた今後のあり方を、3年ではなくこの1年でまとめていく考えはあるのかとの質疑があり、これについては、今後どのような政策判断をし、どのような対応が必要かを早急に検討し、できるだけ早く結論を導いていきたいとの答弁でありました。

そして、この議案については、委員間の自由討議を行いました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

なお、委員会として、新たな施設は賃借物件ではあるが、公の施設として位置づける以上、市として責任を持った施設にすること。また、今後のまちづくり協議会及びコミュニティセンターの考え方を整理し、早急に結論を出すべきであるとの意見を申し添えます。

次に、議案第57号財産の取得については、児童・生徒の主体的な学習を支援し、学力の向上を図るため、小学校及び中学校に整備するタブレット型パソコン等の取得について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、数者の入札辞退者が出た要因について質疑があり、これについては、新旧モデルの移行期間に一度に470台を発注したため、入札辞退者が出たとの答弁でありました。

次に、納期が8月31日となっているが、新旧モデルの移行期間であることから納期をおくらせる考えはなかったのかとの質疑があり、これについては、夏休み中に教員の研修を行い、2学期から本格稼働をさせるためとの答弁でありました。

次に、落札業者が他市で指名停止中であることについて質疑があり、これについては、今回の納入業者は津市で学校のシステム障害により指名停止処分となっていると聞いているが、今回は備品購入であるため問題はないと考えているとの答弁でありました。

次に、国の示すICT環境水準と亀山市の状況について質疑があり、これについては、今回のタブレットの導入により国の水準に近づくものであるとの答弁でありました。

次に、児童・生徒に指導する教員のスキルアップ対策について質疑があり、これについては、これまで研修会を実施しているが、今回は本格導入ということで4月に初任者等を対象に情報教育研修会を実施したほか、夏休みには教育委員会に配置されているICT専門の長期研修員による全教職員を対象としたタブレットの実践研修を企画しているとの答弁でありました。

次に、セキュリティー対策とタブレット機器の保存方法についての質疑があり、これについては、インターネットのネットワーク回線は、教職員用の個人情報扱う校務用ネットワークと、児童・生徒が使用する児童・生徒用ネットワークの2回線に分かれており、児童・生徒が個人情報データにはアクセスできない仕組みになっている。また、タブレットは職員室で保管するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第58号指定管理者の指定については、城東地区コミュニティセンターについて、城東地区まちづくり協議会を指定管理者に指定して管理を行わせるため、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程では、管理する建物がなくても指定管理者の業務はあると思うが、指定管理者への指定管理料の支払いに対する考え方について質疑があり、これについては、指定管理料は施設の管理・運営に関する費用であるため、施設として指定管理を行っていない場合は指定管理料は支払え

ないとの答弁でありました。

これについては、反対討論、賛成討論がそれぞれありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成者多数で可決することに決定しました。

次に、議案第61号専決処分した事件の承認については、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成29年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を平成29年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

審査の過程では、この改正による税収への影響について質疑があり、これについては137万円程度減額になるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

次に、高島 真産業建設委員会委員長。

○3番（高島 真君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る12日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第59号市道路線の認定については、県道の路線の区域変更に伴い、市道として存置する必要がある白木会下線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、県道四日市関線の工事中の部分の見通しについて質疑があり、これについては、三重県から11月を目途に工事を完成させると聞いているとの答弁でありました。

次に、亀山・関テクノヒルズの開発区域に隣接した崖地状の箇所への対応について質疑があり、これについては、三重県に対しガードレールの設置を要望したが、覚書では現状を基本に引き渡しとなっており、ガードレールは設置できない。ただし、三重県から開発事業者にガードレールの設置を要請はしているとの回答であったとの答弁でありました。

次に、移管を受けるに当たり、地元要望については三重県に対応を十分要望し、無理な部分は市が責任を持って順次進めていくべきではないかとの質疑があり、これについては、開発地域に面した箇所は三重県を通じて施工業者である住友商事に協力依頼をしていただいております、引き続き要望していく。また、実現できなかった場合は、利用頻度や予算等からその都度必要性を判断し、対応していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る12日の本会議で当委員会に付託のありました議案第53号から議案第55号までの平成29年度各会計補正予算の3議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、16日に産業建設分科会、19日に教育民生分科会、20日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

本日、市長、副市长初め関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

その結果、議案第54号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）については、反対討論と賛成討論がありましたが、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

また、議案第53号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第55号平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）については、採決の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

教育民生委員会委員長にお尋ねしたいと思います。

私も本会議で城東コミュニティの賃貸借契約等々について質疑をさせていただきました。

その中に、先ほど委員長報告を聞かせていただいた中で、まず1ページ目のコミュニティセンターの建てかえは考えず、なぜ3年間の賃貸借契約を締結するのかという質問に対する委員会の審査で、理事者側の答弁だと思うんですけども、まず1点目、建てかえるには今の場所では面積不足であるため新たに土地を購入する必要があること、2点目が、まちづくり協議会の今後のあり方を踏まえた中で検討していくとあること、それから、施設を一定期間借り上げる必要があったので3年間という、こういうのがありました。

バリアフリー化でも、望ましい形ではないということについてもそれぞれ検討していただいたんですけども、それから4点目、現城東コミュニティは倒壊のおそれがあると、耐震結果ですな。取り壊しを行っていくことになるかと考えているとの答弁があったと。取り壊しの時期等々が審査をされたのか。当然、倒壊のおそれがあるというんやったら、その建物の周辺の市民の方々にもご迷惑をかけるということで、市としても責務があるということで、その時期についていつを目途にやるとかという、そういうようなことも議論されたかについてお聞かせ願いたい。

最後に、自由討議もしていただければいいですけども、委員会としては、新たな施設は賃借物件であるが、公の施設として位置づける以上、市としての責務を持った施設にすること。これは、今の借り受けた建物を市が買い取るつもりなのか、そうでないのか、そういうようなことも議論されたかということについてちょっとお教えいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

鈴木達夫教育民生委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

櫻井議員に対する答弁をしたいと思います。

まず、なぜ3年間の賃貸借契約という答えが、委員会の中で示された執行部の考え方は、この委員長報告の書き込みとおりでございます。

2番目に、倒壊のおそれの建てかえる時期等についても、当然ことしの予算には入っていないことは確認しましたが、取り壊す時期でございますが、いつ取り壊す時期とも委員会の中では示されておられません。

もろもろもう一、二点質問をいただきましたが、委員長報告どおりでございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

暫時休憩します。

（午後 2時28分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第50号から議案第62号までの13件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第54号、亀山市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第58号指定管理者の指定の2議案について、反対の立場で討論します。

まず、議案第54号、亀山市水道事業会計補正予算（第1号）です。

今回の補正予算は、テクノヒルズ第5期造成工事の地盤が高く、水圧不足になるため、加圧ポンプを設置し、その費用の2分の1を水道事業会計で負担するというものです。2年間で設置工事費が1億3,000万円かかりますから、その半分の6,500万円を水道事業会計で負担することになります。

この議案の審査に当たった産業建設分科会が熱心に審査をされ、問題点が随分明らかになったことは大きく評価するところです。

議案質疑で明らかになりましたが、この造成工事は、住友商事という民間企業が企業誘致を目的に行うもので、水道事業として行うものではありません。民間企業が企業誘致を見込んで先行投資をするのですから、水道管の敷設を自己負担するのと同様に加圧ポンプの設置費用も当然開発業者

が負担すべきです。

反対の最大の理由は、本来水道事業が負担すべきではない費用を負担することであり、この負担は、水道料金を払っている市民の負担となるのです。

平成14年の市と住友商事との協議結果に費用の応分の負担と書かれていますが、まさに開発業者が水道管の敷設と同様に自己負担するのが応分の負担ではないでしょうか。

市の答弁にあったように、住宅団地の開発事業で水圧不足が生じる場合、加圧ポンプの設置費用は開発業者が負担するとされ、今回の2分の1の負担は特例だということです。

もう一つ重大な問題は、水道事業会計が年々厳しくなり、今年度内にも水道料金の値上げが検討されていることでもあります。造成を行い、水道の給水ができるようにしても、いつどれだけの企業が進出するのか全く不透明です。進出した企業が支払う水道料金で工事費用を回収することになるため、それが不透明では企業会計の運営に支障を来します。

反対の第2の理由は、年々厳しくなっている水道事業会計にさらなる負担がふえれば、料金の値上げの検討にも影響が出ることであります。

以上のような理由により、この議案には反対するものです。

次に、議案第58号指定管理者の指定です。

これは、城東コミュニティセンターの指定管理者を城東地区まちづくり協議会に指定することに対して、議会の議決を求めるものであります。

我々議員団は、指定管理者制度について、公の施設の管理として、競争によりコスト削減と市民サービスの向上を図るための制度であると考えており、公募もせず競争もないコミュニティセンターの指定管理については、これまでも反対してまいりました。

コミュニティセンターは、言うまでもなく全市民の活動の拠点、地域住民の自治やまちづくり、活動の拠点となる施設であり、第2次亀山市総合計画基本構想にうたわれているまちづくりの基本方針である市民力・地域力が輝くまちづくりになくてはならない公共性の高い施設であります。直営、もしくは直営の一つである業務委託がよりふさわしいと考えます。よって、この議案には反対するものです。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

議案第54号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

亀山・関テクノヒルズ構想は、平成の初期から亀山市、関町が将来に夢をかけて手がけてきた事業であり、平成14年度に造成工事に着手して以来、市にとっては大きな影響力を持った工業団地であると自負しているところであります。

今回の水道事業会計補正予算は、この亀山・関テクノヒルズ第5期造成工事に係る給水強化事業として加圧ポンプを設置するための予算であります。

本来、水道事業は、給水区域に指定されているところへは給水義務がある中、この第5期造成地

は高低差があり、このままでは物理的に給水できないことから加圧ポンプを設置するもので、水道事業としての義務を果たすための工事であります。

その設置負担金につきましては、平成6年と平成14年に市と開発事業者である住友商事との間に協議された結果を受け、応分の負担をすることが確認されており、今回の負担割合は2分の1とされたところであります。この負担割合につきましてはさまざまな議論がありましたが、これまでの協議経過や市の補助金、受益者負担金等の基準等も参考にされ、行政として判断されたものと理解しておりやむを得ないことと思っております。やはりまず今、加圧ポンプを設置し給水を可能とし、商品としてのこの約20ヘクタール、10区画に三重県、住友商事、そして亀山市が全力をかけて誘致に取り組むことが重要であると考えております。

現在、住友商事においては、この地域の道路整備に協力もいただいておりますが、この亀山テクノヒルズは今後も亀山市にとって財政面、また雇用の面でも大きな影響力がある工業団地であり、執行部もその成果を得られるようしっかりと取り組んでいただけるものと理解し、この議案には賛成するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（中村嘉孝君）

17番 小坂直親議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第50号から議案第62号までの13件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことにします。

それでは、まず討論のありました議案第54号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第54号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第58号指定管理者の指定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第58号指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第52号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第52号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第55号から議案第57号まで及び議案第59号から議案第62号までの10件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第50号 亀山市税条例の一部改正について

議案第51号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第53号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第55号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第56号 財産の取得について

議案第57号 財産の取得について

議案第59号 市道路線の認定について

議案第60号 専決処分した事件の承認について

議案第61号 専決処分した事件の承認について

議案第62号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、日程第14、請願第1号を議題とします。

本請願についての産業建設委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成29年6月16日

産業建設委員会委員長 高 島 真

亀山市議会議長 中 村 嘉 孝 様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成29年6月7日
件 名	農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願
請願者の住所・氏名	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 代表者 吉川 重彦
紹 介 議 員 氏 名	櫻井清蔵、岡本公秀、尾崎邦洋、服部孝規
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（中村嘉孝君）

これにより請願の審査報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本請願に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願については、採択することに決定しました。

次に、日程第15、委員会提出議案第2号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

中崎孝彦議会運営委員会委員長。

○6番（中崎孝彦君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第2号については、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

委員会提出議案第2号国民健康保険都道府県単位化に係る意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書。

2018年4月から国民健康保険制度が大きく変わり、三重県が新たな保険者となり、各市町も引き続き保険者となります。そして、財政を三重県が所管し、各市町は保険料（税）の賦課・徴収を引き続き行います。

現在、この国民健康保険都道府県単位化に向けて、県と市町の担当者間で検討が行われており、3月には保険料（税）の仮算定が行われましたが、県平均で6.6%、亀山市では25%という大幅な保険料（税）の値上げが求められるような試算となっております。

今後、県と市町で検討し、最終的な制度が整えられると思いますが、保険料（税）がどうなるかは、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題です。

各市町には、低所得者の保険料（税）を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があります。国民健康保険事業の方針決定に当たっては、被保険者へも丁寧な説明を行っていく必要があります。

よって、三重県におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

1. 2018年度以降、保険料（税）を上げることのないよう、一般会計からの法定外繰り入れや保険料（税）の決定など、市における独自の権限は侵害しないこと。

2. 準備が整わないままの拙速な都道府県単位化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第2号については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

次に、本案について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第2号国民健康保険都道府県単位化に係る意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第2号国民健康保険都道府県単位化に係る意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議員提出議案第1号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これではつくり続けられない」という状況が生まれています。また、「安い米」の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で、政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に「直接支払い（10アール当たり1万5,000円）」を交付することにより、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成25年度からは「経営所得安定対策」に切りかわり、米については、平成26年度産米から

10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

そこで、今こそ、欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要であると考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制限を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

1. 農業者戸別所得補償制限を復活させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結いたします。

お諮りします。

議員提出議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号は常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、本案について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議員提出議案第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

平成29年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

(午後 2時58分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
平成29年6月23日

議 長 中 村 嘉 孝

3 番 高 島 真

1 2 番 宮 崎 勝 郎